



ミャンマーの 投資環境



2018年8月



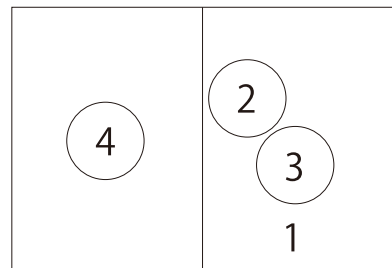
株式会社国際協力銀行

J B I C JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

- この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
- リサイクル適正の表示
この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。



表紙写真

1. シュエダゴン・パゴダ
2. ヤンゴン市内の開発の様子
3. インレー湖
4. ヤンゴン市内のマーケット

はじめに

本資料は、ミャンマー向け投資をはじめて検討されている企業の方々を対象に、ミャンマーの投資環境について、ミャンマー全体と地域毎に整理し、その概要を参考資料として取りまとめたものです。本資料は、初版を2013年11月に発行し、今次、ミャンマーの投資環境の最新情報（2017年12月末時点）を反映するべく、約5年振りに改訂を実施いたしました。

ミャンマーを取り巻く環境は初版発行の5年前と比べても大きく変わっており、2011年3月の民政移管を踏まえ、2015年11月には民政移管後初めての総選挙が実施される等民政化が進みました。また、経済面では外国投資法の改正、為替レートの統一など段階的な市場開放等の改革を推し進めた結果、近年の実質GDP成長率は8%前後で推移しており、海外投資家からの注目も高まっています。

また、ミャンマーはJBICが実施している2017年の海外投資アンケートにおいては中期的な事業展開先国として前回実施時と同率の9位と、引き続き海外の事業展開先として安定した注目を浴びています。ミャンマーを中期的な事業展開先国として挙げる理由は「現地マーケットの今後の成長性」、「安価な労働力」となっており、製造拠点としての位置づけもさることながら、ミャンマー国内市場の成長性に期待が集まっていることが伺えます。

本資料は、ミャンマーの投資環境の全体像を把握するべく、はじめに総論としてミャンマー全体の投資環境のポイントをまとめたうえで、ミャンマーの主要な地域について、地域別にその特色などを説明する形式で構成されております。本資料がミャンマー向け投資を検討されている企業の方々のご参考となれば幸いです。

本資料の作成に際しては現地調査を行い、投資誘致機関、関係官庁、JETRO、進出日系企業・金融機関など多くの方々より貴重な情報をご提供頂き、参考にさせていただきました。また、日本国内でも有識者の方々にお話を伺ったほか、各種文献の情報も参考にさせていただきました。ご協力いただきました各方面の皆様に深く感謝を申し上げます。

なお、本資料は有限責任あずさ監査法人の協力により作成致しました。また、本資料は、ミャンマーに対する株式会社国際協力銀行としての評価や公式見解を表明するものではありません。

2018年8月
株式会社国際協力銀行
産業ファイナンス部門
中堅・中小企業ファイナンス室

目 次

ひとくちメモ一覧	i	11. 国防・軍事	21
図表一覧	ii	第3章 経済概況	
略語一覧	vi	1. 経済概観	22
		2. 産業構造	25
		3. 貿易構造	27
		4. ASEAN 中のミャンマー	35
<総論>		第4章 直接投資受入動向	
第1章 概観（国土、民族、社会、歴史等）		1. 外国直接投資（FDI）受入動向	38
1. 正式国名	1	2. 国別受入動向	38
2. 人口	1	3. 業種別受入動向	40
3. 国土	3	4. 日本からミャンマーへの直接投資	40
4. 首都	5	第5章 日本との経済関係	
5. 気候	5	1. 日ミャンマー貿易	42
6. 民族	6	2. ミャンマーにおける日系企業	44
7. 言語	7	3. 日本ミャンマー共同イニシアティブと 日・ASEAN 経済連携協定締結	45
8. 宗教	7	第6章 外資導入政策と管轄官庁	
9. 教育	8	1. 管轄官庁	47
10. 通貨	9	2. 最近の動き	48
11. 歴史	9	第7章 主要関連法規	
第2章 政治、外交		1. 会社法	50
1. 政体	17	2. 投資法	51
2. 元首	17	3. 経済特区（SEZ）法	52
3. 首相	17	4. 労働関連法	52
4. 内閣	17	5. 知的財産権	52
5. 行政組織	18	第8章 投資形態	
6. 地方行政制度	18	1. 進出形態	53
7. 立法	19	第9章 主要投資インセンティブ（奨励ゾー ン、奨励業種等）	
8. 政党	19		
9. 司法	19		
10. 外交	20		

1. 概要	55	2. 関税制度	92
2. 投資法のもとでの投資インセンティブ	55	3. 通関手続	93
3. 経済特区法のもとでの税務上の優遇措置の内容	59	4. 為替相場	94
第10章 外資規制業種		5. 外国為替管理	95
1. 禁止事業・規制事業	60	6. 外国送金	96
第11章 許認可・進出手続き		第17章 金融制度	
1. 概要	65	1. 金融機関	97
2. MIC 投資許可が必要となるケース	66	2. 金融市場	100
3. 投資許可プロセス	67	3. 資本市場	100
4. エンドースメント	68	第18章 資金調達	
5. 会社の清算手続きと必要書類	68	1. 国内での資金調達	102
第12章 税制		2. 海外からの資金調達	102
1. 法人税の概要	69	3. 証券・債券市場からの資金調達	103
2. 法人税に係る源泉税	71	第19章 労働事情	
3. 個人所得税の概要	72	1. 労働法の体系	104
4. 商業税	75	2. 賃金	104
第13章 用地取得		3. 雇用関係	104
1. 不動産の所有権に関する規制	83	4. 労働条件	106
2. 不動産に係る賃借権に関する規制	83	5. 社会保険	107
3. 不動産登記に係る規制	83	6. 労使関係	108
4. コンドミニアム法	84	7. 労働裁判所での労使紛争解決	109
第14章 知的財産権		8. 外国人の労働許可取得	109
1. 知的財産権の保護	86	9. 日系企業の抱える労務問題	109
第15章 環境規制		第20章 物流・インフラ	
1. ミャンマーにおける環境問題	87	1. 主要な国際空港と港湾の位置	112
2. 環境保護の体制・法体系	87	2. 港湾	113
3. ヤンゴン市における廃棄物処理	88	3. 空港	115
第16章 貿易管理・為替管理		4. 道路	116
1. 輸出入規制	90	5. 鉄道	118
		6. 高架式鉄道及び地下鉄	119
		7. 電力	120

8. 水道	121	5. 地域別の識字率	151
9. ガス	123	6. 工業団地の分布	152
10. 通信	123	7. 治安	152
第21章 投資環境の優位性と留意点		第25章 地域編①：ヤンゴン地域	
1. 投資先としての優位性	127	1. 地域概要	154
2. ミャンマー投資の留意点	129	2. 主要工業団地	158
第22章 主要産業の動向とFTAの影響		第26章 地域編②：マンダレー地域	
1. ミャンマーの主要産業	133	1. 地域概要	160
2. 農業	133	2. 主要工業団地	166
3. 縫製業	135	付録1 進出企業へのアドバイス	
4. FTA.....	137	付録2 よくある質問（FAQ）	
第23章 経済特区（SEZ）の概況		付録3 日本国内での相談窓口	
1. 概要	141	付録4 ミャンマー国内の相談窓口	
2. ティラワ経済特区	142	1. 外国投資に関する主要行政機関	173
第24章 地域別の概要		2. 我が国の在フィリピン政府関係機関	173
1. ミャンマーの地域分類	145	3. 日系金融機関	174
2. 地域別の都市化率	147		
3. 産業別の労働人口割合	148		
4. 年齢別の人口割合	149		

ひとくちメモ一覧

第 1 章 概観（国土、民族、社会、歴史等）

ひとくちメモ 1： ミャンマー人の名前と呼び方	3
ひとくちメモ 2： ロンジー ～ミャンマー人の衣服～	13
ひとくちメモ 3： ミャンマーにおける仏教と“お坊さん”	14
ひとくちメモ 4： パコダ訪問の際のルール	15
ひとくちメモ 5： タナカ ～ミャンマー人の美の源～	16

第 19 章 労働事情

ひとくちメモ 6： 従業員の無断退職	110
ひとくちメモ 7： ミャンマーにおける給料の支払いと ATM	111

第 20 章 物流・インフラ

ひとくちメモ 8： ヤンゴンの交通事情 ～渋滞にはご注意を～	126
--------------------------------------	-----

第 23 章 経済特区（SEZ）の概況

ひとくちメモ 9： スターシティー ～ティラワ SEZ 近くに家を探すなら～	144
--	-----

図表一覧

図表 1-1	アジア主要国別の生産年齢人口割合（％）の推移（1950年～2100年）	1
図表 1-2	ミャンマー全図	4
図表 1-3	ミャンマーの気候	5
図表 1-4	ヤンゴンの降水量と気温	6
図表 1-5	ミャンマーの歴史年表	11
図表 2-1	ミャンマーの内閣	17
図表 2-2	ミャンマーの行政組織	18
図表 2-3	ミャンマーの司法組織	19
図表 3-1	実質経済成長率（％）と1人あたりGDP（ドル）の推移	22
図表 3-2	実質GDP成長率（2011年～2015年）と要因分解	23
図表 3-3	主要経済指標	24
図表 3-4	NLD政権の12の経済政策	24
図表 3-5	第1～3次産業のGDP構成比の推移	26
図表 3-6	産業別GDP（名目）の構成比	26
図表 3-7	輸出額・輸入額と貿易収支の推移	27
図表 3-8	主要輸出品目	28
図表 3-9	主要輸入品目（2006年～2016年）	29
図表 3-10	品目別輸出増加額（対主要輸出国・地域：2011→2016年）	30
図表 3-11	品目別輸入増加額（対主要輸入国・地域：2011→2016年）	31
図表 3-12	主要輸出相手国・地域	32
図表 3-13	主要輸入相手国・地域	33
図表 3-14	国別の貿易収支の推移	34
図表 3-15	ASEAN諸国の比較表（2016年）	35
図表 3-16	ASEAN諸国間の貿易額の変化（2006年→2016年）	36
図表 3-17	ASEAN諸国・中国との賃金コスト等の比較	37
図表 4-1	ミャンマーの外国直接投資受入状況（認可ベース）	38
図表 4-2	国別外国直接投資額（2016年度）	39
図表 4-3	国別外国直接投資額（2007年度～2016年度）	39
図表 4-4	業種別外国直接投資額（2012年度～2016年度）	40

図表 4-5	日本からミャンマーへの直接投資額推移（2012 年度～2016 年度）	41
図表 5-1	日本の対ミャンマー輸出入推移	42
図表 5-2	ミャンマーと日本・中国・ASEAN の輸入額の比較	43
図表 5-3	日本の対ミャンマー輸出品目構成比（2016 年）	43
図表 5-4	日本の対ミャンマー輸入品目構成比（2016 年）	44
図表 5-5	ミャンマー日本人商工会議所の部会別会員数推移（2008 年～2018 年）	44
図表 6-1	投資企業管理局（DICA）の組織図	47
図表 6-2	外資会社による卸売業と小売業への参入のための要件	48
図表 7-1	新会社法における主な変更点	50
図表 7-2	投資法と細則・通達の成立の流れ	51
図表 7-3	労働に関する個別の法律	52
図表 8-1	ミャンマーにおける外国会社の事業形態	53
図表 9-1	新投資法のもとでの税務上の優遇措置	55
図表 9-2	MIC の適用可否の審査における考慮事項	57
図表 9-3	SEZ 認可企業への税務上の優遇措置	59
図表 10-1	すべての会社が禁止されている事業	60
図表 10-2	連邦政府以外には禁止されている事業	60
図表 10-3	外国会社が禁止されている事業	61
図表 10-4	内資との合弁が必要になる事業	61
図表 10-5	関連省庁からの承認が必要となる事業	62
図表 11-1	外国投資家にとっての投資手続き	65
図表 11-2	MIC 投資許可プロセスの期間	68
図表 11-3	会社清算の手続き	68
図表 12-1	法人所得税率	70
図表 12-2	源泉税の種類	71
図表 12-3	居住者、非居住者の源泉税	72
図表 12-4	各種控除	73
図表 12-5	個人所得税の税率	74
図表 12-6	適用される累進税率	74
図表 13-1	不動産の賃貸権に関する規制内容	83
図表 13-2	不動産登記に関する内容	83

図表 13-3	コンドミニアム法の概要	84
図表 14-1	ミャンマーにおける知的財産権の現状	86
図表 15-1	自然環境及び地域社会に大きな影響を及ぼす事業	87
図表 15-2	ヤンゴン市における廃棄物処理の手続	88
図表 16-1	輸入禁止品目と輸入規制品目	90
図表 16-2	輸出禁止品目	91
図表 16-3	ミャンマーに対する輸出入に関する協定リスト	92
図表 16-4	主要国のミャンマーに対する特別特惠関税制度	93
図表 16-5	輸出税が課税される品目	93
図表 16-6	フリーゾーン、プロモーションゾーンの投資家に対する関税の取り扱い	94
図表 16-7	外国為替レートの推移	95
図表 16-8	外国投資家が投資法に基づいて海外送金ができる投資資金	96
図表 17-1	国営銀行リスト	97
図表 17-2	民間銀行リスト	98
図表 17-3	ミャンマーに支店を持つ外国銀行の一覧	99
図表 17-4	ミャンマーにおけるマイクロファイナンス機関数（2016年10月末時点）	99
図表 17-5	ヤンゴン証券取引所上場企業一覧（2018年7月時点）	100
図表 18-1	中央銀行により開示された海外からの借入れに関する承認手続きの審査事項の一部	102
図表 19-1	ミャンマー国民の雇用義務	104
図表 19-2	解雇手当の額	105
図表 19-3	解雇・辞職に関する主な手続き	106
図表 19-4	労働時間に関する法律	106
図表 19-5	休暇の種類	107
図表 19-6	社会保障、労災保険の内容	108
図表 19-7	労働紛争解決法の概要	109
図表 20-1	ミャンマーの主要な国際空港と港湾	112
図表 20-2	ミャンマーの港湾リスト	113
図表 20-3	港湾の貨物取扱量の推移	113
図表 20-4	輸出入毎の貨物取扱量	114
図表 20-5	ミャンマーにおける運航本数の推移	115

図表 20-6	ミャンマーにおける自動車登録者数の推移	117
図表 20-7	ミャンマーにおけるアジアハイウェイ路線	118
図表 20-8	ミャンマーの発電エネルギーの内訳(2015-2016 年度)	120
図表 20-9	ミャンマーの電力需給の推移	121
図表 20-10	ヤンゴンにおける水道料金	122
図表 20-11	携帯電話利用者数の推移	124
図表 20-12	インターネット利用者数の推移	124
図表 21-1	各種賃金（近隣諸国との比較）	128
図表 21-2	ビジネス環境ランキング（近隣諸国との比較）	129
図表 22-1	ミャンマーにおける農業機械の導入数の推移	134
図表 22-2	各国・地域等との貿易協定	137
図表 23-1	経済特区の位置	141
図表 23-2	ティラワ経済特区の国別進出企業数（2017 年）	143
図表 24-1	ミャンマーの地域区分	145
図表 24-2	地域毎の面積、人口、人口密度	146
図表 24-3	地域別の都市人口比率	147
図表 24-4	産業別の労働人口割合	148
図表 24-5	年齢別の人口割合	149
図表 24-6	将来人口増加率（2014 年→2031 年）	150
図表 24-7	地域別の成人識字率	151
図表 24-8	ミャンマー国内の工業団地分布図	152
図表 24-9	ミャンマーの治安情報	153
図表 24-10	地域別の気温（左軸：℃）と降水量（右軸：mm）	153
図表 25-1	ヤンゴン地域の地図	154
図表 25-2	ヤンゴンの電気料金表	156
図表 25-3	ヤンゴンにおける賃金の目安	157
図表 25-4	ヤンゴンの主要工業団地	158
図表 26-1	マンダレー地域の地図	161

略語一覧

A	ACFTA	中国・ASEAN 自由貿易協定	ASEAN China Free Trade Agreement
	ADB	アジア開発銀行	The Asian Development Bank
	AEC	ASEAN 経済共同体	ASEAN Economic Community
	AFTA	ASEAN 自由貿易地域	ASEAN Free Trade Area
	AJCEP	日本 ASEAN 包括的経済連携	ASEAN Japan Comprehensive Economic Partnership
	ASEAN	東南アジア諸国連合	Association of South East Asian Nations
	ATIGA	ASEAN 物品貿易協定	ASEAN Trade in Goods Agreement
B	BIA	ビルマ独立義勇軍	Burma Independence Army
	BIMSTEC	環ベンガル湾多分野経済技術協力	Bay of Bengal Initiative Multi-Sectoral Economic and Technical Cooperation
C	CBM	ミャンマー中央銀行	Central Bank of Myanmar
	CDP	国連開発計画委員会	Committee for Development Policy
	CEPT	共通有効特惠関税	Common Effective Preferential Tariff
	CMP	委託加工形態ビジネス	Cutting, Making and Packing
D	DCA	ミャンマー民間航空局	Department of Civil Aviation
	DICA	投資企業管理局	Directorate of Investment and Company Administration
E	EIA	環境影響評価	Environmental Impact Assessment
F	FDI	外国直接投資	Foreign Direct Investment
	FEMD	ミャンマー中央銀行外貨管理部	Foreign Exchange Management Department
	FRC	外国人登録証	Foreigner Registration Certificate
	FTA	自由貿易協定	Free Trade Agreement
G	GDP	国内総生産	Gross Domestic Product
	GSP	一般特惠関税制度	Generalized System of Preferences
	GSTP	世界的貿易特惠関税制度	Global System of Trade Preference
I	IFRS	国際財務報告基準	International Financial Reporting Standards
	IMF	国際通貨基金	International Monetary Fund
J	JETRO	日本貿易振興機構	Japan External Trade Organization
L	LTO	大規模納税部	Large Tax payer Office
M	MFRS	ミャンマー財務報告基準	Myanmar Financial Reporting Standards
	MIC	ミャンマー投資委員会	Myanmar Investment Commission
	MNP	モン民族党	Mon National Party
	MPA	ミャンマー港湾公社	Myanmar Port Authority
	MPT	ミャンマー国営郵便・電気通信事業者	Myanmar Posts and Telecommunications
	MTO	中規模納税部	Medium Tax payer Office
N	NLD	国民民主連盟	National League for Democracy
O	OSSC	ワンストップサービスセンター	One Stop Service Center
P	PAT	プロジェクト評価チーム	Project Assessment Team
	PCCD	汚染管理清掃局	Pollution Control and Cleansing Department
	PE	恒久的施設	Permanent Establishment
R	RCEP	東アジア地域包括的経済連携	Regional Comprehensive Economic Partnership
S	SAARC	南アジア地域協力連合	South Asian Association for Regional Cooperation
	SEZ	経済特別区	Special Economic Zone
	SNLD	シャン民族民主連盟	Shan Nationalities League for Democracy

略語一覧（つづき）

T	TRIPS	知的所有権の貿易関連の側面に関する協定	Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights
	TSMC	ティラワ経済特区管理委員会	Thilawa SEZ Management Committee
U	UNCTAD	国際連合貿易開発会議	United Nations Conference on Trade and Development
	USDA	連邦団結発展協会	Union Solidarity and Development Association
	USDP	連邦団結発展党	Union Solidarity and Development Party
V	VAT	付加価値税	Value-added tax
W	WTO	世界貿易機関	World Trade Organization
Y	YCDC	ヤンゴン市開発委員会	Yangon City Development Committee

第1章 概観（国土、民族、社会、歴史等）

1. 正式国名

正式国名は、ミャンマー連邦共和国（Republic of the Union of Myanmar、以下、「ミャンマー」とする）。国旗は、上から黄色、緑、赤に塗られた三色旗の上に、白い大きな星印が描かれている。黄色は国民の団結、緑は平和と豊かな自然環境、赤は勇気と決断力を示し、3色にまたがる白い星は、ミャンマーが地理的・民族的に一体となるという意味が込められている。

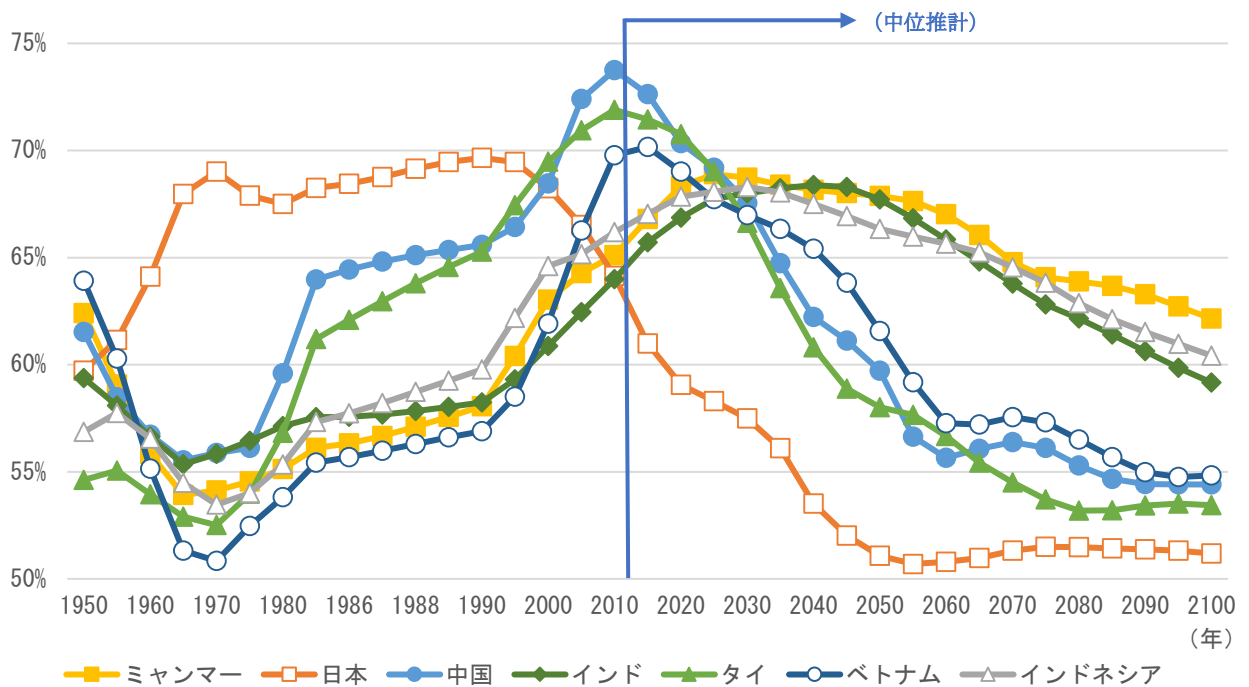


ミャンマーの国旗

2. 人口

人口は、約 5,265 万人（2017 年、IMF）であり、世界では 25 位、ASEAN10 か国では 5 番目に大きな人口を抱える。人口増加率は上昇傾向にあり、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口が全人口に占める割合の推移を見ると（図表 1-1）、ミャンマーのピークは 2025 年であると想定される。また、アジアの主要国と比較すると、安定的・長期的に高い割合で推移する見込みであり、継続的に若い労働力とマーケットを維持することが期待される。タイやシンガポール、マレーシアといった近隣諸国への出稼ぎ労働者も多く存在している。

図表 1-1 アジア主要国別の生産年齢人口割合（%）の推移（1950 年～2100 年）



(出所) 世界銀行 Data Bank より作成



出稼ぎ労働者で常時混雑しているパスポート発行所

在日ミャンマー人は、2017年12月時点で22,519人（法務省在日外国人統計）であり、うち約半数が東京在住である。特に、東京都新宿区高田馬場には、「リトル・ヤンゴン」とも呼ばれる大きなミャンマー人コミュニティがある。ミャンマー料理店も多数点在しており、日本にいながらミャンマー料理を楽しむことができる。また、東京や名古屋では、ミャンマーで馴染み深い「水かけ祭り」も開催されている。



2018年に東京・日比谷で開催されたミャンマーフェスティバルの様子
(在日ミャンマー人も多く集まっている。)

ひとくちメモ 1： ミャンマー人の名前と呼び方

ここでは、ミャンマー人の名前について紹介したい。

まず、ミャンマー人の名前は、いわゆる苗字がなく、個人の名前のみである。そのため、苗字を持つ日本人も「ミスター〇〇（名前）！」と呼ばれることもよくある。

また、ミャンマー人は、人の名前を呼ぶ時には敬称を付ける。仏教が人々の倫理観に大きく影響を与えているミャンマーでは、「1秒でも先に生まれた年長者には敬意を持って、また、年下の者には優しく接する」という年功序列の文化があり、名前を呼び捨てにすることは失礼に感じる人が多い。ミャンマーにおいて使用される敬称は、年齢や性別により様々であり、大きく分けると以下の表の通りである。

年齢	性別	
	男性	女性
～18歳	Maung (マウン)	Ma (マ)
19～30歳	Ko (コー)	Ma (マ)
31歳～	U (ウー)	Daw (ドー)

このように、年功序列の倫理観を持つミャンマー人は、相手と呼ぶ際にも失礼のないように正確に呼びたいと考えている。また、ミャンマーを訪れている外国人もミャンマー人の名前を呼ぶ際には同様に振る舞うべきであろう。ミャンマー人と会い、自己紹介する場面では、まず自分の名前をしっかりと伝えるのと同時に、相手の名前をきちんと覚え、相手に合った敬称を付けて呼ぶことが、良好なコミュニケーションを築くための一歩となるはずだ。

3. 国土

国土は、南が海に開き、東西と北が山に囲まれた盆地状の地形で、中央をエヤワディ川が南下しており、流域には肥沃な平原が広がる。特に、南部河口付近は米の一大生産地となっており、ミャンマーにおける食料供給を支えている。

面積は、68万k㎡と日本の約1.8倍であり、ASEANではインドネシアに続いて2番目に広く、東南アジア大陸部諸国では最も広い。国境は、北西にバングラデシュ、インド、北東に中国、東にラオス、南東にタイと5か国に接する。隣国の中国にとっては雲南省から、インドにとっては北東の7姉妹州¹から、タイにとってはバンコクから西に向かってベンガル湾に抜けるルートとして、それぞれのゲートウェイに位置しており、各国との交易の高まりによる経済発展に必要な交通の要衝となっている。

¹ インド北東部の総称である。アルナーチャル・プラデーシュ州、アッサム州、メーガーラヤ州、マニプール州、ミゾラム州、ナガランド州、トリプラ州の7州を指す。

図表 1-2 ミャンマー全図



(出所) United Nations (<http://www.un.org/Depts/Cartographic/map/profile/myanmar.pdf>) より

4. 首都

首都は、ネーपीドーである。2006年10月にヤンゴンより遷都した。ネーピードーの人口は、116万人であり、日本との時差は2時間30分である。

現在、首都はネーピードーではあるものの、経済的・文化的には前首都であり、ミャンマー最大の人口を抱えるヤンゴンの存在感が大きく、外資系企業を含めた民間企業もそのほとんどがヤンゴンを拠点としている。日本大使館もヤンゴンに設置されている。

5. 気候

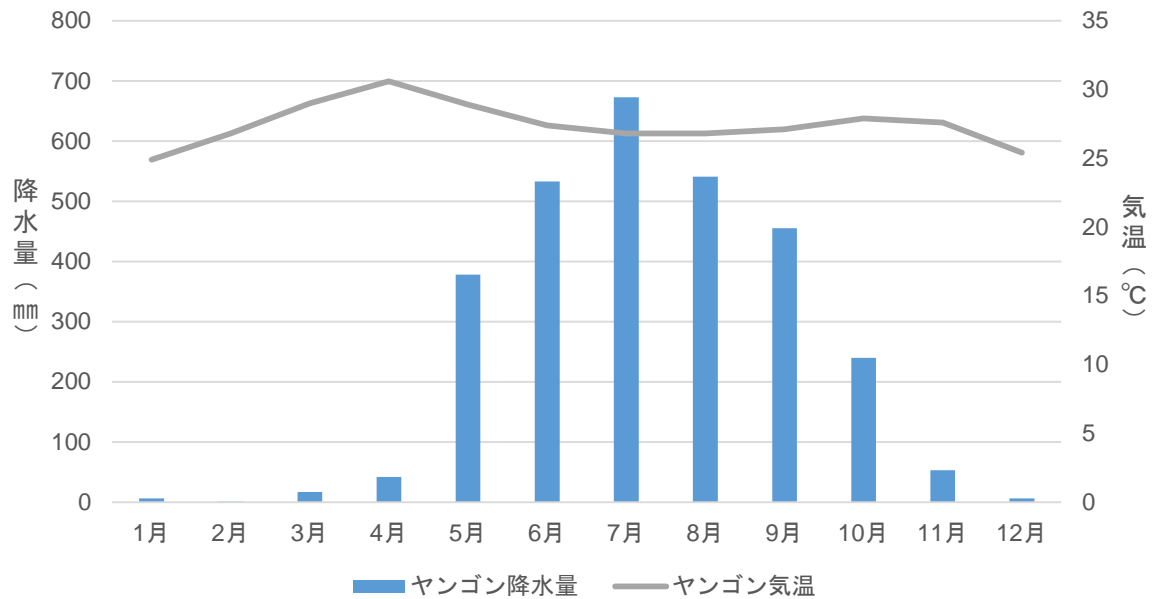
ミャンマーは、インドシナ半島の北西部に位置し、南北に約2,200km、東西に約900km、海岸から海拔5,881メートルの東南アジア最高峰カカボラジまで、熱帯性気候又は亜熱帯性気候であり、全体としてモンスーンの影響を強く受けている。季節は、大きく分けると、11月から2月にかけてが乾季、それ以外は雨季にあたるが、特に、3月から5月にかけては気温が非常に高くなるため暑季と呼ばれる。ミャンマーは過去にサイクロンや豪雨による大きな災害が発生していることから、時季によっては特別の注意が必要である。

図表 1-3 ミャンマーの気候

気候	時期	概要
暑季	3月～5月	最も暑い季節であり、熱中症や脱水に注意が必要である。この時期、紫外線も非常に強いため、日焼け止めやサングラスの使用が望ましい。
雨季	6月～10月	ウイルスにとって活動しやすい季節である。また、ミャンマーでは、雨季に季節性インフルエンザが流行し、蚊が媒介するデング熱も流行しやすいため、虫除け対策が必要である。食中毒にも特に注意が必要な季節である。
乾季	11月～2月	ミャンマーでもっとも過ごしやすい時期とされている。

（出所）外務省ホームページより作成

図表 1-4 ヤンゴンの降水量と気温



(出所) Myanmar Statistical Yearbook 2016 より作成

6. 民族

民族は、ビルマ族が約 70%を占め、その他に、シャン族、カレン族、カチン族等 130 以上の少数民族が居住している。1947 年、ビルマ族と少数民族による連邦国家の樹立のために「パンロン会議」が開催されたが、すべての少数民族による協定の調印はなされず、少数民族問題は未解決のまま残っている。2015 年 1 月に実施された総選挙においても、カチン州やシャン州の一部の地域では武装勢力との衝突により投票が見送られた。

また、ラカイン州には、ロヒンギャと呼ばれるイスラム教徒が居住している。近年、仏教徒との衝突が起り、バングラデシュ等の近隣諸国へイスラム教徒の難民が流出し、国際問題となっている。



シャン族の民族衣装
(ヤンゴン市内にあるシャン料理店にて)

7. 言語

公用語は、ミャンマー語である。少数民族の村では、ミャンマー語が全く通じず、地域によってはミャンマー語以外の言語が共通語として使われていることもある。

ビジネスでは英語が比較的通じるが、一般的な従業員や工員とはミャンマー語による意思疎通が必要である。また、日本語の学習者は年々増加傾向にあり、高等教育ではヤンゴン外国語大学とマンダレー外国語大学の卒業生を中心に日本語人材の雇用も可能である。



ミャンマー語による案内
(ヤンゴンのボージューマーケットの入り口にて)

8. 宗教

ミャンマーは、仏教徒が国民の9割を占め、観光ポスターやガイドブックでは、シュエダゴン・パゴダが国のシンボルとしてよく掲載されている。ミャンマーにおける仏教は、日本の大乘仏教とは異なる上座仏教が信仰されている。隣国のタイ、ラオス、カンボジアと比較すると、寺院数では最多数であり、僧侶の数もタイとほぼ同数といわれている。タイでは一般に出家経験がなければ一人前の男性とはみなされないといわれるが、ミャンマーにおいてはこのような説明は聞かれず、出家生活中の善行によって功德を積むと運が良くなるとして両親が子供を出家させることが多いようである。

このように、仏教が浸透していることから、その基本的な教えの一つである不殺生について、工場等で衛生管理のためにペストコントロールを実施する際にはミャンマー人に対する十分な説明が必要である。

仏教の他には、イスラム教、キリスト教等が信仰されている。イスラム教については、隣国バングラデシュと接したラカイン州にイスラム教徒が多く居住しているが、近年、大量の難民が発生し国際問題となっている。



ミャンマーのシンボルであるシュエダゴン・パゴダ

9. 教育

ミャンマーの学制は、5-4-2 制である。義務教育は小学校（ムーラーダン）のみで、5 歳から 9 歳の 5 年間である。その後、4 年間の中学校（アレーダン）、2 年間の高校（アテッタン）に進む。高校の最終年次においては、大学入試が全国一斉に実施され、この試験での評価点の成績順に医学部、教育学部、工学部と系列的に進学する学部が決定される。このような激しい受験競争と就職状況のために、学習塾に通う学生も多い。



ミャンマー最高学府であるヤンゴン大学の正門（左）と講堂（右）

識字率は、全体で9割を超えている。ミャンマーにおいては近代的な公立学校制度が導入される前から伝統的に僧院での世俗教育が行われており、ミャンマー語や仏典の言葉であるパーリ語、仏教道德等が教えられていたため、王朝期から高い識字率を誇っていた。現在も地域や性別によって識字率には差があるが、日系企業が主に進出するヤンゴンやマンダレー等の都市部において、業務上問題となるといったケースはほぼ見られない。

10. 通貨

ミャンマーの通貨はチャット (MMK) で、2018年5月末現在、1ドル=1,344チャット、1チャット=0.0809円である。

11. 歴史

①パガン朝～コンバウン朝

現在のミャンマーがある地域には、ビルマ人と呼ばれる民族が主に居住しているが、ビルマ人は8、9世紀頃からチベット、中国甘粛省の辺りから南下し、10世紀初めにエヤワディ河の中流のピュー人、下流のモン人を追う形で統一国家のパガン朝を建国した。パガン朝は、先住民であるモン人の影響から上座仏教を信仰し、多くの仏塔（パゴダ）を建造した。首都パガンには現在も多くのパゴダが残っており、ミャンマーを代表とする観光地の一つとなっている。

13世紀、ユーラシア大陸を席卷したモンゴル帝国がビルマ地域にも侵攻し、1314年パガン朝は滅亡。その後、シャン人、ビルマ人、モン人らの勢力が拮抗した。下ビルマはモン人がペゲー朝を、上ビルマにはシャン人がピンヤ朝やアヴァ朝を建国した。14世紀にタウンゲーを拠点としたビルマ人が強大になり、1531年タウンゲー朝が建国された。その後、タウンゲー朝は下ビルマのペゲー朝を滅ぼし、上ビルマも平定、ビルマを統一した。タウンゲー朝は、現在の東インドのマニプールやタイのアユタヤ朝、雲南省の一部も支配した。

18世紀、上ビルマのビルマ人のアウランパヤーがビルマ全土を統一し、1752年にコンバウン朝を建国した。コンバウン朝はタイのアユタヤ朝を滅ぼす等勢力を拡大した。

②イギリスと日本による統治

19世紀、コンバウン朝はインドへも進出しようとしたが、当時インドを支配していたイギリスとの抗争に発展した。19世紀後半、マンダレーに遷都したコンバウン朝は、3次にわたる英緬戦争においてイギリスに敗れ、1886年に滅亡。インド帝国の一州としてイギリス領インドに併合された。イギリスによるビルマ統治は、インド総督の配下に属する弁務官によって行われ、1897年から自治州となった。



戦後再建されたマンダレー王宮

1930年、ビルマでは、反イギリス組織である「我らビルマ人協会（タキン党）」が結成された。このような動きに対しイギリスは、1935年にビルマをインドから分離し、直轄植民地としてビルマ総督を設置したが、その後も、アウン・サンを指導者とするタキン党による反英独立闘争は続いた。

日本は、膠着状態になっていた日中戦争の戦況を打開すべく、援蒋ルートと呼ばれたビルマルートの攪乱を目的として、ビルマ独立闘争の支援を行った。1941年、アウン・サンとネ・ウィンらがビルマ独立義勇軍（BIA）を創設した。

太平洋戦争開戦後、フランス領インドシナ南部を抑えていた日本軍は、1942年、ビルマに侵攻した。間もなくビルマ全土を制圧した日本は軍政を布き、独立指導者のバモーを首班に親日政府を樹立した。BIAのアウン・サンは、表面的には日本軍に協力するという体裁を取ったが、秘密裏に抗日運動も指導した。

③独立と軍政

1943年、東条内閣は大東亜共栄圏の中でのビルマの独立（ビルマ国）を認めたが、それは主権のない名目的な独立であった。アウン・サンを総裁とする反ファシスト人民自由連盟によって、抗日武装闘争が開始された。1945年、日本の敗戦により、イギリスによる支配が復活すると、再びイギリスからの独立闘争が展開された。その後、1948年、イギリス連邦を離脱し、ビルマ連邦として独立を果たした。

ビルマ連邦は、議会制民主主義の国家として独立したが、国内はカレン族やシャン族等の少数民族との対立等が原因となり、安定しなかった。そこで、BIAを前身とする国軍が国内統一のために政治も関与するようになった。1962年、軍部クーデターにより、ウー・ヌ首相が退陣し、ネ・ウィン将軍が軍事政権を樹立した。1974年、ビルマ連邦社会主義共和国として、ビルマ式社会主義を掲げたが、経済社会は混乱した。

④民主化

その後、民主化運動が激しさを増す中、1988年、ネ・ウィン将軍の退陣、ビルマ社会主義計画党の解散に至ったが、国軍は武力行使により、軍部独裁政権を樹立、ソウ・マウン大将が権力の座に就いた。翌年、民主化運動の指導者であるアウン・サン・スー・チーを自宅軟禁とした。2007年9月には、反政府デモの取材をしていたジャーナリストの永井健司氏が軍により射殺される事件が起きた。2007年10月、テイン・セインが首相に就任すると、軍政の改革が開始された。2010年11月、総選挙が実施された。その直後、アウン・サン・スー・チーの自宅軟禁が解除された。2011年3月、テイン・セインが大統領に就任、2015年11月、民政復帰後では初めての総選挙が実施され、アウン・サン・スー・チー率いる国民民主連盟（NLD）が圧勝した。アウン・サン・スー・チーは大統領に就任出来なかったものの、テイン・チョウが大統領に就任し、54年ぶりに文民大統領が誕生した。同政権は、アウン・サン・スー・チーが国家顧問、外務大臣、大統領府大臣を兼任し、事実上のアウン・サン・スー・チー政権であると言える。

図表 1-5 ミャンマーの歴史年表

年月	略史
BC2 世紀	北方よりチベット・ビルマ族が南下を開始。
BC2 世紀	スリケストラを首都とするピュー王国が勃興。
656 年	ピュー王国は2~4 世紀に最盛期を迎えた後、徐々に勢力を減退、ついにこの年にスリケストラが瓦解。南部ではモン族の勢力が台頭。
1044 年	開祖アノータ王（在位 1044~1077 年）によりパガン朝が成立。
1287 年	元朝中国軍の襲撃を受け、パガンが陥落。
1312 年	パガン朝が滅亡。その後、アヴァを本拠とする勢力とバゴーを中心としたモン族の勢力との対立を主軸とする群雄割拠の経過期。
1486 年	タウンゲーに結集したビルマ族が徐々に勢力を増し、この年に開祖ミンチェエンヨー王（在位 1486~1531 年）によりタウンゲー王朝が成立。
1752 年	タウンゲー王朝は第四代ナンダバイン王（1581~1599 年）の時代から衰亡に向かい、この年に滅亡。
1752 年	開祖アラウンパヤ王（在位 1752~1760 年）によりコンバウン王朝が成立。
1824 年	第一次英緬戦争が勃発。
1826 年	第一次英緬戦争に敗退したミャンマーは、ヤンダボ平和条約を呑まされ、ラカイン、タニンダリ、アッサムを英国に割譲。
1852 年	第二次英緬戦争が勃発し、勝利した英国は平和条約の締結すら行わず、バゴーを含む中部沿岸一帯を英国領に編入。
1885 年	第三次英緬戦争が勃発。敗退したミャンマーは全土を失い、ティボー王は王妃とともにボンベイ（現ムンバイ）に追放。
1886 年	英国はミャンマー全土を正式に植民地とし、過酷な統治を開始。これに対してミャンマー人は種々の形で英国の統治に反抗し、1920 年頃から民族解放闘争を激化。
1920 年	学生運動が起こる。英国人が大学運営を独占する「ラングーン大学法」に反発。学生の要求が通り以後の民族運動に影響。
1937 年	1935 年に成立した改正ビルマ統治法に基づきビルマはインドから分離され自治領となる。

年月	略史
1941年	ミャンマー国軍創設の第一歩となる「ビルマ独立軍」が日本軍による訓練を経て誕生し、日本軍は「ビルマ独立軍」と共にミャンマーに侵攻して全土を占領。1943年8月1日にはバモー博士を首班とする文民政府が形式的に独立宣言。
1945年	日本軍が撤退したのに代わって英国軍が再来し、5月にはほぼ全土を制圧して、英国による統治を再開。
1947年	英国のアトリー首相と交渉の末、1948年に独立する段取りを整えたアウン・サン将軍は、7月19日、多数の閣僚と共にテロリストによって殺害される。
1948年	1月4日、独立を達成し、初代首相にウー・ヌが就任。
1958年	ウーヌ首相は国軍トップのネ・ウィン将軍に政権を譲渡。これを受けたネ・ウィン将軍は暫定首相となって、治安の回復と経済の安定に貢献。
1960年	ネ・ウィン暫定首相は約束通り総選挙を5月に実施し、再度ウーヌが首相の座に返り咲く。
1962年	ネ・ウィン将軍は、3月2日にクーデターを決行し、政権を掌握。彼の独裁政権は、ビルマ社会主義計画党（BSPP）の一元独裁体制を敷いて強権的政治を開始。
1988年	26年間のネ・ウィン体制に対して、国内各地で大規模な騒乱が発生。この混乱が深刻化する中、8月18日、無血クーデターが成功し、それまで国防大臣だったソウ・マウン大将を議長とする「国家法秩序回復評議会」（SLORC）が新政府となって、国軍が国家の全権力を掌握。
1990年	5月27日に総選挙が行われ、反政府勢力である「国民民主連盟」（NLD）が圧勝したが、政権移譲は不履行。その後、欧米諸国は種々の形で制裁を課す。
1992年	ソウ・マウン大将が健康上の理由で辞職し、タンシュエ議長が交代。
1997年	政権の最高機関の名称を「国家法秩序回復評議会」から「国家平和発展評議会」（SPDC）に改め、政権を再編成。ASEAN加盟。
2003年	民主化を目指した「七段階のロードマップ」を発表。
2006年	大型サイクロンによる被害。ネーピードー（「王の住む土地」の意）への首都移転を公式発表（10月10日）。
2008年	新憲法制定。2010年11月7日に総選挙を実施。
2010年	国名をミャンマー連邦共和国に変更し、国旗も変更（10月21日）。総選挙を実施（11月7日）、連邦団結発展党（USDP）が8割の議席を獲得。
2011年	総選挙の結果に基づく国会が召集され、国家元首たる大統領にテイン・セイン首相が選出。「国家平和発展評議会」（SPDC）政権はテイン・セイン新大統領の下に発足した新政府に政権を移譲。
2012年1月	政治犯釈放、少数民族武装勢力との和平基本合意。
2012年4月	補欠選挙実施、アウン・サン・スー・チー氏の政界復帰。
2012年4月	EU経済制裁の1年間停止決定（EUからの投資が一時的に解禁）。
2012年5月	米国オバマ大統領が経済制裁の1年延長を発表。
2012年7月	米政府が米国企業によるミャンマーへの新規投資を解禁。
2013年	26年ぶりに日本による円借款が再開される。
2016年	国民民主連盟（NLD：National League for Democracy）による新政権発足。

（出所）山口洋一（2011年）歴史物語ミャンマー、カナリア書房等より作成

ひとくちメモ 2： ロンジー ～ミャンマー人の衣服～

ミャンマーを初めて訪れた人は、ミャンマー人が独特な服装をしていることにすぐ気が付くだろう。

多くの人が、上は日本でも見られるようなシャツに、下にはロングスカートのような布を巻いているのだ。

ミャンマーでは、一般に現在でも「ロンジー」と呼ばれる伝統的な腰巻を身に付けている。

ロンジーは、バングラデシュやインドネシア等の近隣諸国で見られるルンギーやサロンと同種のもので、基本は筒状の布一枚であるため、通気性に優れ、熱帯に位置するミャンマーの高温多湿な気候に非常に適しているのである。また、ミャンマーは、長く続いた輸出入の規制により、外国製の衣服が浸透しにくかった事情も影響していると言われている。

ロンジーは、一見すると、男女とも同じように着ているように感じられるが、その結び方に違いがあり、男性は腰の前で結び、女性は横に折るようにして結ぶ。

男性のロンジーは、暗めの色でチェックやストライプのもので落ち着いた一方、女性は、カラフルで鮮やか、さらに、花柄等の刺繍があしらわれて非常に華やかな印象で個性的であることが多い。

ロンジーの着こなし方は、ミャンマーの中でも地方によって特徴がある。また、政府系機関や大学等では制服としても採用されている。また、仏教寺院等の公的な場所ではマナーがあるので注意が必要だ。

ロンジーは、スーパーや市場でも簡単に買えるが、ミャンマー人の多くは自分に合うようにテイラーメイドすることを好む。価格は布の品質によりピンキリであるが、概してお手頃だ。ミャンマーを訪れたら、市場に行って好みの布を選び、自分だけのロンジーを仕立ててみてはいかがだろうか。



ミャンマー人の伝統衣装（左が男性、右が女性）

ひとくちメモ 3: ミャンマーにおける仏教と“お坊さん”

外国を訪れる際、その国の文化や慣習に対する理解と敬意が欠かせないが、特に、その国の人々がどのような宗教を信じているのかについても十分に知る必要があるだろう。

ミャンマーは人口の大半が仏教徒である。日本も同様に仏教徒が多いが、日本の大乘仏教とは異なり、ミャンマーにおいては上座部仏教が信仰されている。

日本では、お坊さん（僧侶）やお寺というと、葬式や法事の時にお世話になるというイメージがあるが、ミャンマーにおける僧侶は、普段から人々に対してブッダの教えを説いたり、倫理的に生きることを諭したり、その存在は非常に大きい。仏教徒であるミャンマー人にとって、誕生日や新年、仏教の特別な日に僧侶を家に招いたり、企業家も企業の設立時や新規プロジェクトの成功祈念の行事に僧侶を招いたりすることはごく一般的なことである。このように、ミャンマーにおいては、仏教が人々の日々の生活や営みに深く溶け込んでいる。

ミャンマーにおいて、子どもは成人するまでに一回一週間の出家を少なくとも二回行うとされる。一回目が10歳、二回目が18歳になった時である。出家することにより、子どもは親に対して自分を生んでくれたことへの感謝の気持ちと尊敬の念を持つようになる。このように、出家は親にとっても喜びなのである。

出家中の僧侶の生活を少し紹介しよう。僧侶の朝は早く、日の出前の朝4時には念仏を始める。その後、托鉢に出かけ、人々から食べ物の喜捨を受け、正午を過ぎたら一切の食事が禁止され、瞑想等の修行をして過ごす。僧侶の住まいは寺院であり、人々が金銭や食べ物を喜捨するが、僧侶は肉体が金銭に触れることを禁じられているため、寺院に共に住む役僧や法務員が代わりにその金銭を受け、生活に必要な物品を買う。出家中は、テレビを観ること、音楽を聴くこと、ゲームをすることも禁じられる。また、僧侶は結婚を許されていないが、在家の信者については結婚も可能である。

また、上座部仏教においては、僧侶になることができるのは男性のみとされているが、実際は、尼僧が存在しており、女性も出家できる（ミャンマーにおいて出家した女性は「ティラシン」と呼ばれる）。

「郷に入っては郷に従え」という諺にあるように、ミャンマーに進出した日本企業も現地で工場を建設する際の地鎮祭を日本式とは別に、僧侶を呼んで仏教の方法で行ったり、殺生を良しとしない仏教の考え方に従い、工場のペストコントロールについて日本より入念に必要性を説明して設置場所も従業員から見えにくくしたりする等、ミャンマー人の宗教や文化、考え方に合わせ様々な工夫をしているようである。

海外でのビジネス成功のカギは、実はこのようなところにもあるのかも知れない。



僧侶から説法を受けるミャンマーの仏教徒

ひとくちメモ4：パゴダ訪問の際のルール

人口の大半が仏教徒であるミャンマーにおいて、パゴダ（仏塔）は最も神聖な場所の一つである。パゴダを訪れる際を守るべきルールを紹介したい。

- パゴダや寺院に入る際は必ず靴、靴下を脱いで裸足で入ること。
- 脱いだ靴は寺院内に持ち込まず、預けること。
- 半ズボン、ミニスカート等の肌を露出する服装は避けること。長ズボンやミャンマー伝統衣装のロンジーが望ましい。
- 不適切なポーズで写真を撮ることは厳禁。祈祷中の人の写真を至近距離で撮らないこと。
- 大きな音を立てること、大声での会話や叫ぶことは慎むこと。
- 祈りを捧げている人を踏まないよう気を付けること。
- 場所によっては、女人禁制であるので注意すること。
- 僧侶との握手や接近は避ける。
- 僧侶に対しては、手の平を向け、軽くお辞儀をすると良い。
- パゴダや仏像に指を差したり、足を向けたりすることを避ける。
- パゴダを回るには、時計周りに一周することが推奨される。
- 訪問者の誕生日の寺院でお祈りすることが推奨される。
- 日中は非常に熱くなるため、訪問は熱中症に気を付けること。飲み物を持参するとよいが、ごみはポイ捨てしないこと。なお、推奨される訪問時間は、午前6時から9時、午後6時から9時である。



寺院内で祈りを捧げる人々

ひとくちメモ 5: タナカ ～ミャンマー人の美の源～

ミャンマーを訪れると、伝統衣装である「ロンジー」ともう一つ、ミャンマー人の特徴として気づくのは、その「化粧」であろう。頬や額に黄色っぽい粉を塗っているのだ。

これは「タナカ (Thanaka)」と呼ばれている化粧品で、柑橘系の木 (タナカの木) の皮を水と合わせながら挽いて作るペーストで、百パーセント天然素材のものである。

ミャンマー語で、Thana が「汚れ」、Kha が「清潔」という意味のタナカの効果は、化粧として見た目を良くするだけでなく、保湿や毛穴の引き締め、オイリー肌防止の他に、熱帯のミャンマーではありがたい冷感と日焼け止めの効果もあるそうだ。おまけに、ニキビや虫刺されにも効く。また、香りも良い。さらに、解熱や頭痛緩和にも効果があると言われており、乳幼児が消化不良の時にはタナカの木くずを食べさせるようである。このように、タナカは、美容品だけでなく、医薬品としても利用されている。

近年は、経済開放によって海外の化粧品も簡単に手に入るようになり、伝統的なタナカを使用する人はだんだんと少なくなっているようであるが、タナカを成分とした化粧品や石鹸も販売されている。

ミャンマーにおける美の源とも呼ぶべきタナカ。ミャンマーを訪れた際にはぜひ試してみたいだろうか。



タナカの木

第2章 政治、外交

1. 政体

ミャンマーの政体は、大統領制・共和制である。ミャンマーは、1988年9月から軍政が続いていたが、2011年3月、連邦議会によりテイン・セインを大統領とする新政権が発足した。2016年3月30日からテイン・チョウが大統領に就いていたが、2018年3月に体調不良を理由に辞任し、同月30日にウィン・ミンが大統領に新たに就任した。

2. 元首

ミャンマーの元首は大統領であり、2018年6月時点においては、テイン・チョウ大統領である。

3. 首相

ミャンマーには首相職は存在しない。大統領が内閣の長となる。

4. 内閣

内閣の特徴としては、NLDの議長であるアウン・サン・スー・チーが国家最高顧問及び外務大臣を兼任し、実質的な指導者に就いていることである。また、近年、国際問題化しているロヒンギャの民族問題等を背景に民族担当大臣が設置されている。

図表 2-1 ミャンマーの内閣

No.	省庁	氏名
1	外務大臣	Daw Aung San Suu Kyi
2	大統領府付大臣	Daw Aung San Suu Kyi
3	内務大臣	Lt-Gen Kyaw Swe
4	国防大臣	Lt-Gen Sein Win
5	国境大臣	Lt-Gen Ye Aung
6	国家最高顧問府大臣	U Kyaw Tint Swe
7	情報大臣	Dr Pe Myint
8	連邦政府大臣	U Thaug Tun
9	宗教・文化大臣	Thura U Aung Ko
10	農業・畜産・灌漑大臣	Dr Aung Thu
11	運輸・通信大臣	U Thant Sin Maung
12	天然資源・環境保全大臣	U Ohn Win
13	電力・エネルギー大臣	U Win Khaing
14	労働・入国管理・人口大臣	U Thein Swe
15	工業大臣	U Khin Maung Cho
16	商業大臣	Dr Than Myint

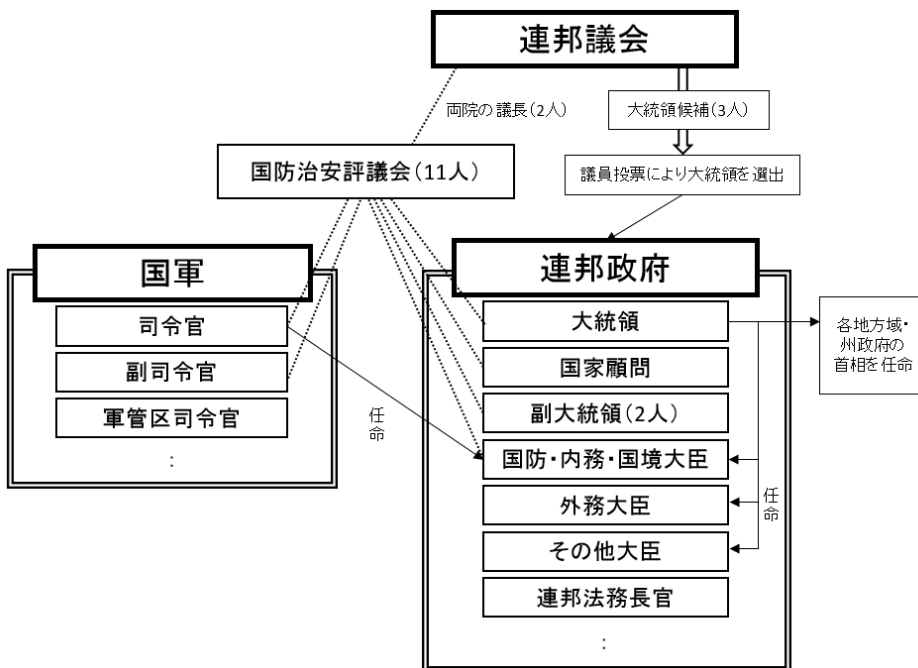
No.	省庁	氏名
17	教育大臣	Dr Myo Thein Gyi
18	保健・スポーツ大臣	Dr Myint Htwe
19	計画・財務大臣	U Soe Win
20	建設大臣	U Han Zaw
21	社会福祉・救済・復興大臣	Dr Win Myat Aye
22	ホテル・観光大臣	U Ohn Maung
23	民族大臣	Nai Thet Lwin
24	国際協力大臣	U Kyaw Tin

(出所) www.president-office.gov.mm (2018年7月時点) より作成

5. 行政組織

ミャンマーの行政組織の位置づけは、図表 2-2 の通りである。行政府は、2018年3月現在、21省である。一時は、軍人の受け皿を理由に36省まで膨れ上がったが、スリム化を目指し再編した。

図表 2-2 ミャンマーの行政組織



(出所) : アジア動向年報 2017 より作成

6. 地方行政制度

ミャンマーは、全国で7管区・7州がある。それぞれに地方議会が設置され、地方政府は管区・州知事、大臣、法律的な助言を行う法務総監により構成されている。

7. 立法

連邦制を採用しているミャンマーにおける立法権は、連邦議会と管区・州議会等の地方議会に付与されている。

連邦議会は、二院制であり、上院にあたる民族代表院（House of Nationalities）と下院にあたる人民代表院（House of Representatives）により構成されている。民族代表院は、224 議席であり、うち 168 議席が国民による直接選挙により選出され、56 議席が軍人代表議席である。人民代表院は、440 議席であり、うち 330 議席が国民による直接選挙によって選出され、110 議席が軍人代表議席である。両院とも任期は 5 年である。

地方議会も連邦議会と同様に、軍人議員枠が全体の 4 分の 1 であり、任期は 5 年である。

8. 政党

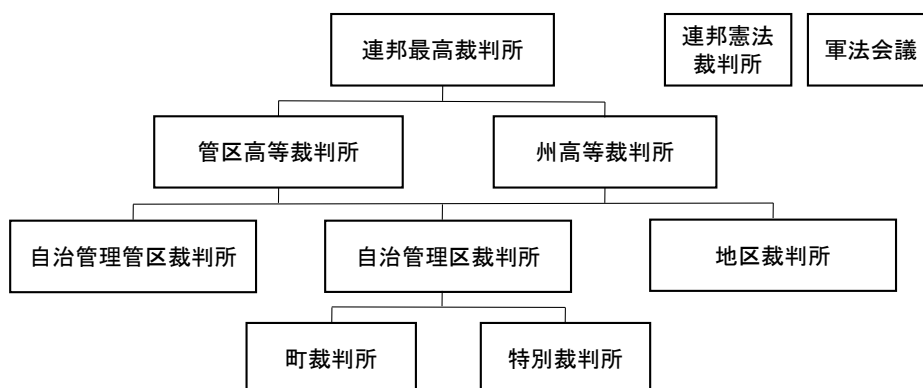
ミャンマーにおける主な政党は、国民民主連盟（NLD）と連邦団結発展党（USDP）が挙げられる。2018 年 6 月現在、与党は、2015 年 11 月の総選挙において、「変化の 때가来た」というマニフェストを基にアウン・サン・スー・チー議長に対する国民からの圧倒的な支持を受け大勝した NLD である。他方、野党は、2015 年 11 月の総選挙前に政権を担っていた USDP と国軍である。国軍は、政党ではないものの、議席全体の 4 分の 1 を占めており、政治に対する影響力を保持している。

他にも、中立派（Crossbench）として、Arakan National Party（ANP）や Shan Nationalities League for Democracy（SNLD）等の各地方を基盤とする政党も連邦議会において若干の議席数を確保している。

9. 司法

裁判所の構成は、図表 2-3 の通りである。なお、ミャンマーに居住する外国人は、ミャンマー国民と同様にミャンマーの裁判所に訴えを提起することが基本的に可能であり、法人が当事者になることも可能である。

図表 2-3 ミャンマーの司法組織



（出所）法務省公開資料より作成

10. 外交

①外交の基本方針

ミャンマーは民主化以降、非同盟・中立を外交の基本方針としている。2016年3月に発足したNLD政権の外交方針も基本的にはそれを踏襲しているが、特徴として、人の繋がり的重要性を意識した政策を取り、近隣諸国との地域外交や国際社会に積極的に関わっていく姿勢が挙げられる。

②ASEAN との関係

ミャンマーは、地域連合として、1997年7月から東南アジア諸国連合（ASEAN）に加盟している。UNCTAD Stadによると、ミャンマーの輸出入におけるASEAN諸国の占める割合は、輸出額の約3割、輸入額の4割近くを占めており、ASEAN諸国との経済的な結びつきも強い。

近年のロヒンギャを巡る問題に対するミャンマー政府の対応については、ASEANは加盟国同士の内政不干渉の原則があるものの、大量の難民が近隣諸国へ流出している現状は国際協力が必要であるとして、一部のASEAN加盟国からも強い主張がなされた。また、ASEANの中では、歴史的にタイと少数民族の居住域を巡る国境問題が残っている。

③中国、インドとの関係

地図を見ても明らかなように、ミャンマーは中国とインドとの間に位置し、両国と長い国境を接している。中国にとっては雲南省からインド洋に抜けるルートとして、インドにとっては北東部の州と接する地域として、地政学的にもミャンマーを重要視している。

中国は、軍政時代にほとんどの西側諸国が経済制裁を加える中においてもミャンマーの支援を続けていたことに加え、2016年の新政権発足に際しても他国に先駆けて王毅外務大臣がミャンマーを訪問し、両国の関係性の強さをアピールした。

インドも、モディ政権が「アクト・イースト政策」と銘打って、ASEAN諸国との連携強化策としての国境道路の整備等の開発を進める方針を示していることから、ミャンマーとの繋がりにはさらに強化される見込みである²。

④米国との関係

1988年に軍事政権へ移行してから、アウン・サン・スー・チー氏の自宅軟禁等、民主化が一向に進まないミャンマーに対して、1997年、米国は新規投資を禁止した。さらに、欧米での消費者不買運動も起こり、多くの欧米系企業はミャンマー市場から撤退した。2003年にアウン・サン・スー・チー氏が再び拘束されたことを受けて、ミャンマー製品の輸入全面禁止、ドル送金禁止、軍事政権高官を対象としたビザ発給停止や資産凍結等、米国の経済制裁はさらに強められた。

その後、アウン・サン・スー・チー氏率いるNLDが圧勝した2015年の総選挙、2016年のティン・チョウ政権発足等の一連の民主化の流れを受けて、米国の経済制裁は全面的に解除された。今後は、米国からの投資の活性化が期待されるが、ラカイン州情勢の影響は注視する必要がある。

² 外務省『外交青書2016』第2章より

⑤日本との関係

日本からミャンマーの関係は、1954年から経済協力が始まっているが、軍政時代に支援を大幅に縮小した。2011年の民政移管後、民主化への取り組みを受け、2012年4月に経済協力方針を変更し、延滞債務の解消や円借款の再開への道筋を付け、民主化、法の支配の強化、経済改革及び国民の和解を支援している。

11. 国防・軍事

2008年憲法上、国軍の機能として、①国軍は、すべての国内的及び対外的な危機に対して連邦の防衛を主導する、②国軍は、国防治安評議会の承認により、連邦の治安及び国防において、国民全体の参加を管理する権限を有する、③国軍最高司令官は、国防治安評議会の提案及び承認により、大統領が任命する、④軍事裁判の判決において、国軍最高司令官の決定が確定決定となることが規定されている。

さらに、議会については、連邦議会、管区議会・州議会共に、全体の25%の議席が国軍最高司令官の指名する軍人議員に割り当てられるという条文があり、国軍の政治的関与を保障している。これは、憲法改正が、連邦議員の議員総数の75%の賛成と国民投票による全有権者の過半数の賛成が必要となる点、また、2011年に政党である連邦団結発展党（USDP）も元々は、連邦団結発展協会（USDA）という軍政が主導して結成された政治団体であり、実際は国軍支持派である点を考慮すると、国軍の政治的関与の強さが窺える。

第3章 経済概況

1. 経済概観

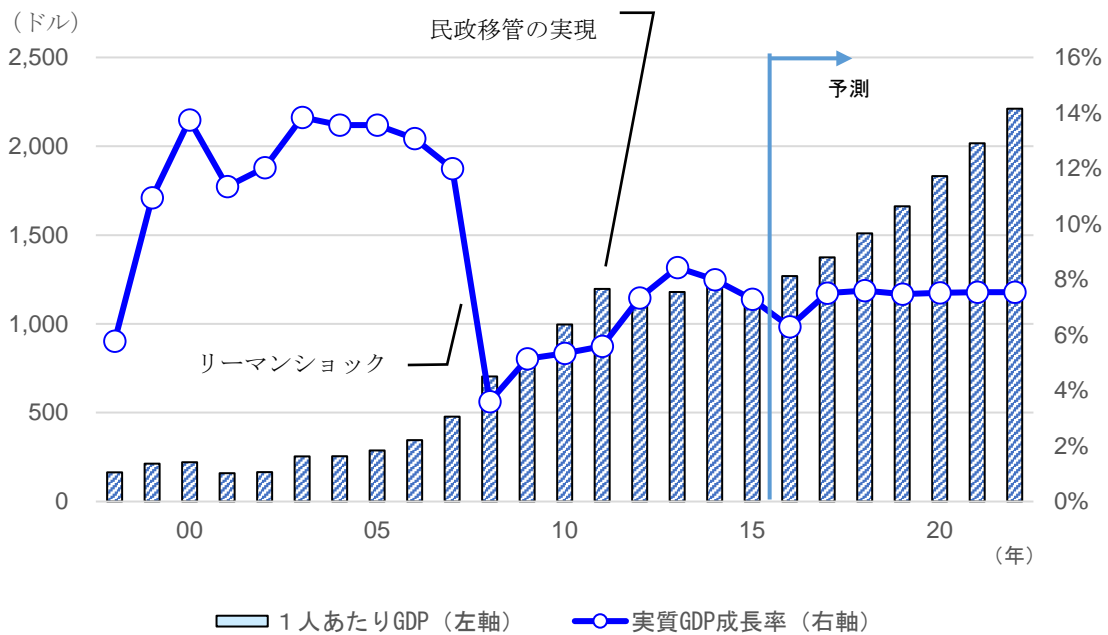
(1) ミャンマー経済の歩み（1980年～2000年）

1962年に発足したネ・ウィン政権は、農業を除く主要産業の国有化等社会主義経済政策を推進してきたが、この政策は外貨準備の枯渇や、対外債務の累積が増大し、1987年12月には、国連より後発開発途上国の認定を受けることとなった。

1988年にはクーデターにより軍事政権が成立した。社会主義政策を放棄するとともに、外国投資法の制定等経済開放政策を推進したものの、非現実的な為替レートや硬直的な経済構造等が問題となり、外貨の不足が顕著になった。欧米諸国は、軍事政権によるアウン・サン・スー・チー氏の自宅軟禁措置及び人権侵害等を理由に経済制裁を実施し、段階的に強化していった。経済制裁に伴いミャンマー経済は一層低迷し、国民生活は困窮を極めることとなった。

しかし、1997年にはASEANへの加盟し、実質経済成長率は1999年には10%を超え、以後急速な経済発展を遂げている。

図表 3-1 実質経済成長率（%）と1人あたりGDP（ドル）の推移



(出所) IMF より作成

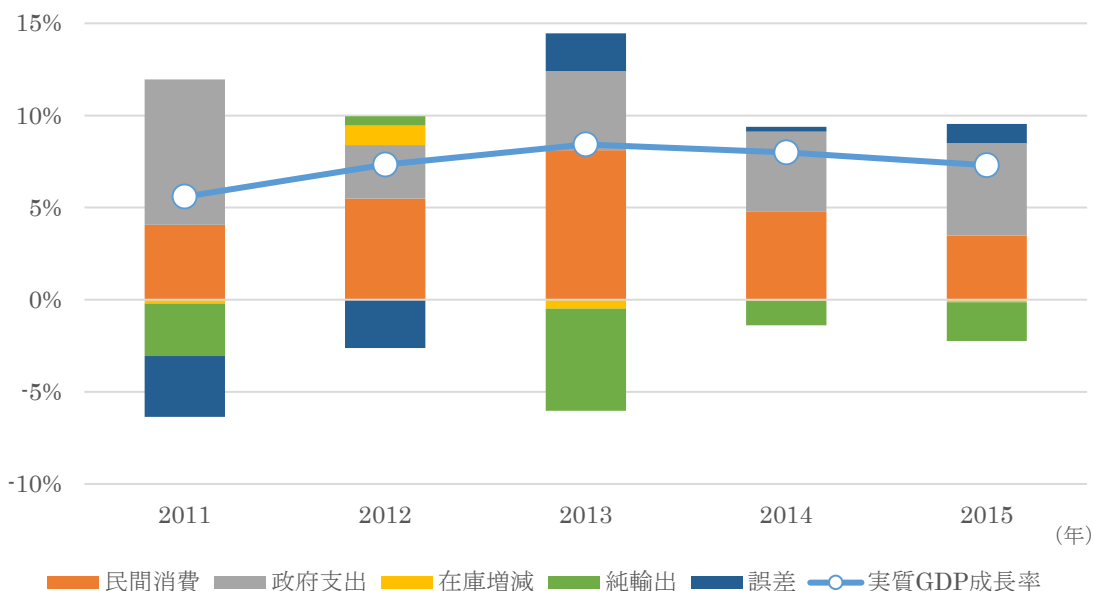
※実質 GDP 成長率は 17 年以降、1 人あたり GDP は 16 年以降予想

(2) ミャンマー経済の歩み（2000年以降）

2000年代に入ると、実質 GDP 成長率は 10%以上を維持していたものの、2008 年の世界金融危機（リーマン・ショック）により、一時 4%を下回る水準にまで低下した。

2011 年 3 月、民政移管により、テイン・セイン政権が誕生した。外国投資法の改正、為替レートの統一、国内外の民間銀行や保険会社への段階的な市場開放等の改革を押し進めた。それに伴い、様々な産業において外国投資が活発化し、近年は 8%前後で推移している。図表 3-2 の通り、近年は、民間消費の継続的な拡大が成長のエンジンになっているといえる。その後、2016 年誕生したアウン・サン・スー・チー国家最高顧問率いる政権は、外国投資を歓迎しており、同年に新経済政策を発表し、また、新投資法を制定することで、外国投資をより促進する仕組みを整備しつつある。

図表 3-2 実質 GDP 成長率（2011 年～2015 年）と要因分解



（出所） Myanmar Statistical Yearbook 2016 より作成

IMF の推計によると、2017 年から 2022 年にかけて 7%台の成長率を維持すると予測されている。新興国としての高い成長率に加え、人口を 5,000 万人以上有していることも魅力のひとつとなっている。

一方で、経常収支は 2011 年以降赤字傾向にあり、2015 年には赤字は 25 億ドルまで膨らんでいる。特に、2014 年以降においては、赤字要因として貿易収支の悪化が大きく影響しており、貿易収支は 2015 年に 47 億ドル、2016 年に 40 億ドルの赤字となっている。

図表 3-3 主要経済指標

	単位	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
名目 GDP	億ドル	202	319	369	495	600	597	601	656	626	674
1人あたり GDP	ドル	410	644	741	988	1,186	1,172	1,169	1,263	1,195	1,275
実質 GDP 成長率	%	12.0	10.3	10.6	9.6	5.6	7.3	8.4	8.0	7.3	6.5
人口	万人	4,917	4,948	4,980	5,016	5,055	5,099	5,145	5,192	5,240	5,289
消費者物価上昇率	%	35.0	26.8	1.5	7.7	5.0	1.5	5.5	5.5	9.5	7.0
輸出額	億ドル	63	69	67	87	92	91	113	115	122	117
輸入額	億ドル	33	43	44	48	86	92	120	162	169	157
貿易収支	億ドル	31	27	23	39	7	-1	-7	-48	-47	-40
経常収支	億ドル	14	12	10	16	-16	-13	-4	-19	-25	-
直接投資流入額	億ドル	7	9	11	9	25	13	23	22	41	33
外貨準備高	億ドル	32.8	39.2	55.1	60.5	73.6	73.5	88.4	22.9	40.5	48.9
為替レート (年平均)	チャット/ドル	5.62	5.44	5.58	5.63	5.44	640.65	933.57	984.35	1,162	1,234

(出所) IMF、WB、UNCTAD Stat より作成

(3) 政府の経済政策

2011年の民政移管を機にミャンマーの経済改革は始まったが、2016年に発足したNLD政権も外資誘致による経済発展の志向は変わっていない。特に、2016年10月、アウン・サン・スーチー国家最高顧問が訪米し、ミャンマーに対する経済制裁の全面解除を取り付けたことや新投資法を成立させたことは、今後も経済改革を進めていく姿勢を国内外に向けてあらためて示したといえる。NLDが政権発足後4ヵ月目に提示した12項目からなる経済政策は以下の通りである。

図表 3-4 NLD 政権の 12 の経済政策

No.	経済政策の内容
1	透明性があり良好で強固な国庫の管理システムにより財源を拡大する。
2	国営事業を発展させること、発展できる可能性のある事業を民営化し、雇用を創設すること、経済の発展に貢献する中小企業に対する支援を行うこと。
3	近代的で発展した経済を実現できる人材を育成すること、および職業訓練教育を充実させること。
4	電力、交通、港湾等のインフラを早急に整備、発展させることを優先させ、データ ID システム、デジタル政府戦略、e ガバメントシステムを構築すること。
5	国内のミャンマー国民および国外から帰国したミャンマー国民に対して就業機会を与えること。就業機会を多く創設できる事業を短期間のうちに優先的に実行すること。
6	あらゆる分野の発展、食糧自給の安定化および輸出の促進のため農業分野、畜産水産分野、および工業分野をバランス良く発展させ、農業の機械化をバランス良く発展させる経済システムを実現させること。

No.	経済政策の内容
7	市場経済システムに従い、民間部門の発展のためすべての国民が自分の行いたい事業を自由に行えるようにすること、外国投資を増やすための基本政策を別途策定すること。知的財産権と法による支配をさらに確立させること。
8	世帯、農家と経済事業が長期的に発展できるように、これに資する金融システムにより金融を安定させること。
9	自然環境を長期的に保護するため環境に適応した都市づくりを実行すること、国民のためのサービスを充実させること、および公共のための場所を拡張すること。文化遺産を保存、保護すること。
10	歳入を安定させる公平な税制を確立すること。国民の権利と財産を法律、施行細則、手続きを定めて保護すること。
11	発明、創造する能力、高度な技術の発展を促進する知的財産権の確立に資するシステムと手続きを定めること。
12	経済政策を実行するにあたり、ASEAN 地域だけでなくその他の地域においても発展、改革できる状態を実現させ、それぞれの経済事業を良い見通しで確立させること。

(出所) MYANMAR JAPAN ONLINE より作成

その後、具体的な経済改革は全般的に停滞していたが、2017年12月の新会社法の施行に加え、2018年4月には、上記12項目を踏まえ、ミャンマーの持続可能な開発計画（Myanmar Sustainable Development Plan）草案において提示された238項目からなるより具体的な経済改革方針が政府から発表された³ことから、今後も外国資本を誘致し、さらなる経済発展を目指す姿勢を鮮明にしている。

(4) ミャンマーの対外債務

ミャンマーの対外債務は90億ドル（2017年）を超えており、2017年6月時点で最大の借入先は中国で約40億ドル、次いで日本が約20億ドル、世界銀行A）が約10億ドルとなっている。

2. 産業構造

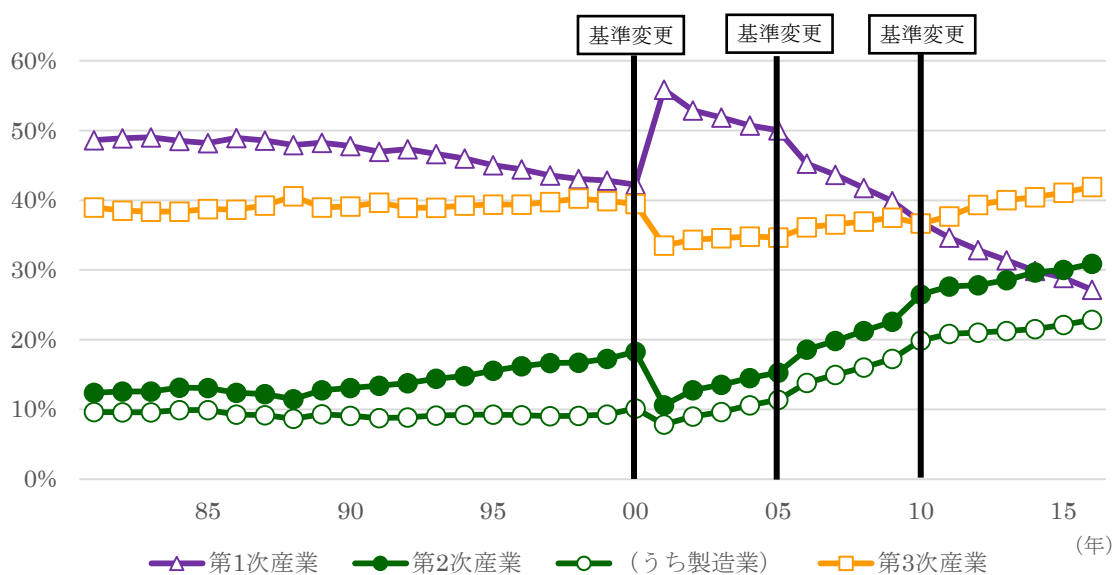
1980年代前半のミャンマー経済の産業構造をみると、第1次産業と第3次産業でGDP全体の約9割、第2次産業は同1割を占めていた。産業の主役が第1次産業から第2次及び第3次産業へとシフトしていき、2016年の構成比は第1次産業が27.2%、第2次産業が30.9%（内、製造業が22.8%）、第3次産業が41.9%となっている。

農林水産業の割合に着目すると、1990年台以降に減少し、2000年以降になると、第2次産業の成長とともに減少していき、今日に至るまで第1次産業の構成比は3割を下回る水準まで低下している。

他方、第2次産業と第3次産業の動きをみると、1990年代にはそれほど大きな変化はみられなかったが、2000年代はそれぞれの比率が徐々に上昇している。特に、第2次産業は2015年に第1次産業を逆転しており、ミャンマーが工業化への道を着実に歩んでいることがうかがえる。（図表3-5）。

³ <https://www.irrawaddy.com/news/adb-sees-growth-myanmar-economy-pushes-reforms.html> より

図表 3-5 第1～3次産業の GDP 構成比の推移



(出所) ADB より作成

2016年と2010年の産業別GDPの構成比の変化幅をみると、第1次産業(▲9.7%)から、第2次産業(+4.4%)と第3次産業(+5.3%)へのシフトが窺える。第2次産業では特に製造業(+3.0%)の構成比の増加幅が顕著である。また、第3次産業では卸売・小売/ホテル・フードサービス(▲1.6%)の構成比が減少した一方、運輸・倉庫/情報・通信(+5.3%)の構成比が拡大した。

図表 3-6 産業別 GDP (名目) の構成比

(金額:1,000 億チャット)	名目 GDP			構成比		
	2010	2016	(年率)	2010	2016	(差分)
全体	397.8	597.9	7.0%	100.0%	100.0%	0.0%
第一次産業	146.6	162.4	1.7%	36.9%	27.2%	-9.7%
第二次産業	105.3	184.8	9.8%	26.5%	30.9%	4.4%
鉱業	3.7	6.5	10.1%	0.9%	1.1%	0.2%
製造業	79.0	136.6	9.6%	19.9%	22.8%	3.0%
公益業	4.2	7.7	10.6%	1.1%	1.3%	0.2%
建設業	18.4	33.9	10.7%	4.6%	5.7%	1.0%
第三次産業	145.9	250.7	9.4%	36.7%	41.9%	5.3%
卸売・小売/ホテル・フードサービス	79.7	110.0	5.5%	20.0%	18.4%	-1.6%
運輸・倉庫/情報・通信	49.3	106.0	13.6%	12.4%	17.7%	5.3%
銀行・保険	0.4	3.0	41.4%	0.1%	0.5%	0.4%
公務・国防・社会保障	9.2	15.7	9.4%	2.3%	2.6%	0.3%
その他のサービス	7.4	15.9	13.6%	1.9%	2.7%	0.8%

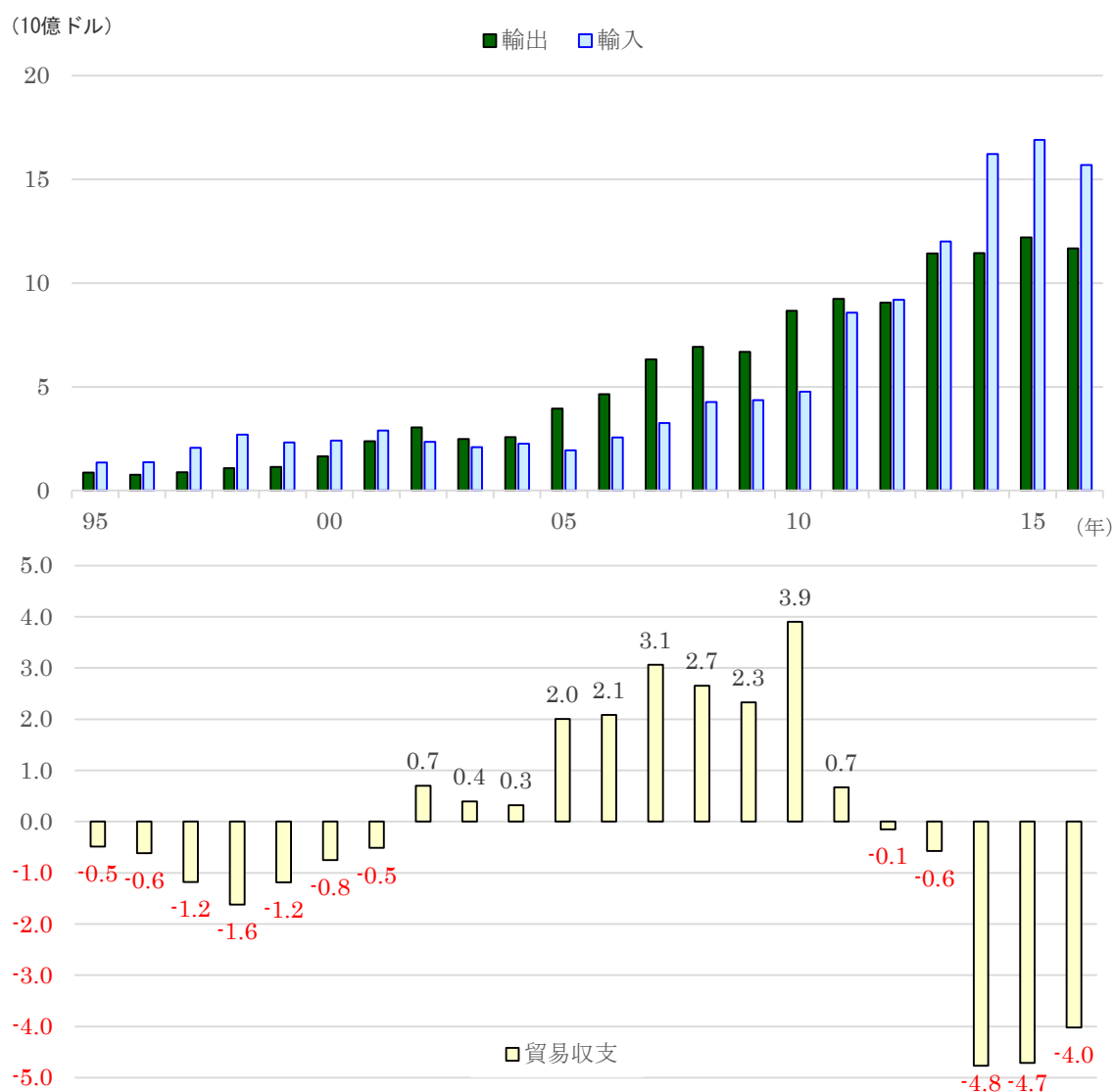
(出所) ADB より作成

3. 貿易構造

(1) 輸出・輸入・貿易収支の推移

1990 年台後半から 2001 年まで、欧米諸国による経済制裁によりミャンマーでは貿易赤字が続いていたが、2002 年以降、アンダマン海のガス田開発と天然ガスの輸出が本格化したことから貿易収支は黒字に転換した。ところが、2012 年になると貿易収支はまたしても赤字に陥り、以降輸入額の増加が顕著になり、2016 年には 40 億ドルまで貿易赤字が膨らんでいる。輸入品目別では、「機械類・輸送用機器」に含まれる「自動車・バイク等」の増加が顕著であり、貿易赤字の一因となっている。

図表 3-7 輸出額・輸入額と貿易収支の推移



(出所) UNCTAD Stat より作成

(2) 品目別輸出・輸入の動向

国際連合貿易開発会議（UNCTAD）の統計によると、ミャンマーの2016年の輸出額は116億ドル。セグメント別にみた主な輸出分野は果実・野菜等を含む「食料品・動物」の構成比が34.2%と全体の3分の1以上を占めている。次いで天然ガスを含む「鉱物性燃料」（同28.2%）、「雑製品」（同16.3%）の輸出額が多く、これら3分野で全体の8割近くを占めている。

2016年時点で輸出額が10億ドル以上の品目の内、2006年からの10年間で堅調に伸びてきた品目が、食料品・動物に含まれる「果実・野菜」、「糖類・同調整品・蜂蜜」である。これらの2品目に限った2016年の貿易収支は+12億ドルであり、2006年の+4億ドルに比べると8億ドル増加している。（図表3-8）。

図表 3-8 主要輸出品目

(100万ドル/暦年)	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
輸出総額	4,643 (100.0%)	6,325 (100.0%)	6,922 (100.0%)	6,681 (100.0%)	8,661 (100.0%)	9,238 (100.0%)	9,053 (100.0%)	11,344 (100.0%)	11,452 (100.0%)	12,197 (100.0%)	11,673 (100.0%)
食料品・動物	837 (18.0%)	1,099 (17.4%)	1,332 (19.2%)	1,466 (21.9%)	1,421 (16.4%)	2,147 (23.2%)	2,818 (31.1%)	2,695 (23.8%)	2,605 (22.7%)	3,348 (27.5%)	3,988 (34.2%)
魚介類・同調整品	261	355	490	503	318	462	706	682	423	485	537
穀物・同調整品	81	112	160	145	170	478	464	464	991	1,001	673
果実・野菜	450	569	626	757	894	1,119	1,568	1,452	1,122	1,539	1,668
糖類・同調整品・蜂蜜	12	11	7	9	11	12	13	14	19	282	1,069
飲料・たばこ	12 (0.3%)	17 (0.3%)	27 (0.4%)	43 (0.6%)	7 (0.1%)	2 (0.0%)	9 (0.1%)	15 (0.1%)	11 (0.1%)	22 (0.2%)	26 (0.2%)
食料に適さない原材料	979 (21.1%)	1,405 (22.2%)	1,400 (20.2%)	1,277 (19.1%)	894 (10.3%)	1,139 (12.3%)	2,386 (26.4%)	1,599 (14.1%)	880 (7.7%)	598 (4.9%)	603 (5.2%)
採油用の種・果実	33	55	65	60	69	159	201	228	278	275	289
生ゴム（合成ゴム含む）	49	71	70	45	195	305	186	232	126	122	147
木材・コルク	830	1,181	1,119	1,077	586	570	1,932	1,019	375	122	107
鉱物性燃料等	1,564 (33.7%)	2,113 (33.4%)	2,789 (40.3%)	2,326 (34.8%)	2,936 (33.9%)	2,919 (31.6%)	2,205 (24.4%)	4,841 (42.7%)	4,604 (40.2%)	4,999 (41.0%)	3,287 (28.2%)
天然ガス・製造ガス	1,502	2,028	2,655	2,200	2,936	2,919	2,205	4,840	4,486	4,916	3,170
動植物性油脂	4 (0.1%)	9 (0.1%)	11 (0.2%)	9 (0.1%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	7 (0.1%)	7 (0.1%)	1 (0.0%)	1 (0.0%)	1 (0.0%)
化学製品	11 (0.2%)	15 (0.2%)	21 (0.3%)	20 (0.3%)	2 (0.0%)	18 (0.2%)	6 (0.1%)	25 (0.2%)	10 (0.1%)	11 (0.1%)	15 (0.1%)
無機化合物	1	2	4	4	0	2	1	3	1	1	5
プラスチック（成型前）	1	1	1	1	0	13	4	19	7	8	7
素材製造品（皮革、紙、鉄鋼等）	259 (5.6%)	361 (5.7%)	782 (11.3%)	868 (13.0%)	1,930 (22.3%)	1,296 (14.0%)	609 (6.7%)	1,131 (10.0%)	1,473 (12.9%)	1,293 (10.6%)	1,042 (8.9%)
非金属鉱物製品	54	74	523	611	1,871	1,217	397	851	1,084	683	415
鉄鋼	22	32	46	60	-	0	0	0	189	198	136
非鉄金属	127	178	141	123	53	46	84	78	131	229	269
機械類・輸送用機器	30 (0.7%)	40 (0.6%)	51 (0.7%)	56 (0.8%)	4 (0.0%)	7 (0.1%)	37 (0.4%)	48 (0.4%)	30 (0.3%)	40 (0.3%)	665 (5.7%)
その他産業機械・部品	1	2	1	1	-	0	1	1	1	1	322
通信・音響機器	3	4	2	2	2	2	1	3	1	5	187
雑製品	943 (20.3%)	1,261 (19.9%)	286 (4.1%)	298 (4.5%)	406 (4.7%)	579 (6.3%)	959 (10.6%)	956 (8.4%)	1,147 (10.0%)	1,271 (10.4%)	1,903 (16.3%)
衣類・同附属品	850	1,139	229	237	337	493	853	783	1,016	978	1,575
はき物	50	62	24	27	53	51	60	116	69	86	139
その他	4 (0.1%)	4 (0.1%)	223 (3.2%)	316 (4.7%)	1,061 (12.3%)	1,131 (12.2%)	18 (0.2%)	28 (0.2%)	691 (6.0%)	614 (5.0%)	143 (1.2%)

（出所）UNCTAD Stat より作成

一方、ミャンマーの2016年の輸入額は156億ドル。セグメント別にみた主な輸入分野は「機械類・輸送用機器」の構成比が最も大きく、輸入全体の約3割（33.2%）を占めている。次いで、「素材製造品（皮革・紙・鉄鋼等）」（同21.3%）、「食料品・動物」（同14.5%）が続いている。石油・同製品を含む「鉱物性燃料等」の構成比に着目すると、2008年においては29.6%と最も大きかったが、2015年以降は11%台まで低下して推移している。

2016年時点で輸入額が10億ドル以上の品目の内、2006年からの10年間で大幅に伸びてきた品目として、「機械類・輸送用機器」に含まれる「自動車・バイク等」が挙げられる。直近の輸入額は約22億ドルであり、この10年で輸入額が約21億ドル増加している（図表3-9）。

図表 3-9 主要輸入品目（2006年～2016年）

(100万ドル/暦年)	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
輸入総額	2,562	3,262	4,266	4,353	4,760	8,571	9,201	12,040	16,220	16,907	15,696
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
食料品・動物	150	222	267	289	172	294	573	698	798	1,189	2,271
	(5.9%)	(6.8%)	(6.3%)	(6.6%)	(3.6%)	(3.4%)	(6.2%)	(5.8%)	(4.9%)	(7.0%)	(14.5%)
穀物・同調整品	31	45	57	70	69	94	157	256	155	166	193
糖類・同調整品・蜂蜜	4	4	5	9	9	19	16	16	52	406	1,376
その他の食料品及び調製品	28	34	49	53	27	45	63	68	252	186	210
飲料・たばこ	49	59	74	103	2	26	30	21	72	111	132
	(1.9%)	(1.8%)	(1.7%)	(2.4%)	(0.1%)	(0.3%)	(0.3%)	(0.2%)	(0.4%)	(0.7%)	(0.8%)
食料に適さない原材料	20	27	34	37	36	109	222	223	164	113	114
	(0.8%)	(0.8%)	(0.8%)	(0.9%)	(0.8%)	(1.3%)	(2.4%)	(1.9%)	(1.0%)	(0.7%)	(0.7%)
織物用繊維・繊維くず	8	11	15	15	13	7	10	24	14	10	32
肥料(精製していないもの)・粗の鉱物	2	2	3	3	17	81	59	51	117	71	50
鉱物性燃料等	607	759	1,263	754	934	2,127	1,420	3,012	2,836	1,988	1,748
	(23.7%)	(23.3%)	(29.6%)	(17.3%)	(19.6%)	(24.8%)	(15.4%)	(25.0%)	(17.5%)	(11.8%)	(11.1%)
石油・同製品	604	756	1,257	751	934	2,107	1,409	2,991	2,786	1,938	1,698
動植物性油脂	66	93	137	133	171	458	278	379	594	578	546
	(2.6%)	(2.8%)	(3.2%)	(3.1%)	(3.6%)	(5.3%)	(3.0%)	(3.1%)	(3.7%)	(3.4%)	(3.5%)
動物性及び植物性の加工油脂	13	14	19	27	3	233	270	215	503	563	531
化学製品	284	360	455	567	476	831	907	1,253	1,400	1,489	1,672
	(11.1%)	(11.0%)	(10.7%)	(13.0%)	(10.0%)	(9.7%)	(9.9%)	(10.4%)	(8.6%)	(8.8%)	(10.7%)
医薬品	56	67	66	80	164	223	214	327	280	284	336
肥料	41	64	99	134	12	156	243	283	250	231	302
プラスチック(成型前)	67	79	98	113	164	215	177	278	322	318	336
素材製造品(皮革、紙、鉄鋼等)	537	668	792	958	1,122	1,668	1,645	2,486	3,241	3,375	3,338
	(21.0%)	(20.5%)	(18.6%)	(22.0%)	(23.6%)	(19.5%)	(17.9%)	(20.6%)	(20.0%)	(20.0%)	(21.3%)
織物用糸・繊維製品	153	188	224	290	296	361	348	604	626	411	729
非金属鉱物製品	22	26	29	41	132	270	258	363	451	568	523
鉄鋼	158	203	253	300	374	564	558	788	1,301	1,354	1,088
金属製品	76	90	104	122	167	247	256	420	452	526	508
機械類・輸送用機器	609	738	880	1,104	1,143	2,621	2,439	3,531	5,307	7,199	5,206
	(23.8%)	(22.6%)	(20.6%)	(25.4%)	(24.0%)	(30.6%)	(26.5%)	(29.3%)	(32.7%)	(42.6%)	(33.2%)
原動機	72	89	99	124	152	240	128	303	333	436	460
専門機械	112	148	175	200	282	578	355	632	835	1,059	784
その他産業機械・部品	72	87	104	150	121	286	191	398	1,058	702	598
通信・音響機器	60	84	82	100	56	80	68	111	226	519	409
電気機器	64	75	88	112	138	305	189	406	495	579	581
自動車・バイク等	102	128	144	207	157	620	1,183	1,136	2,151	2,379	2,225
雑製品	99	119	134	176	108	300	293	436	509	515	606
	(3.9%)	(3.6%)	(3.1%)	(4.1%)	(2.3%)	(3.5%)	(3.2%)	(3.6%)	(3.1%)	(3.0%)	(3.9%)
衣類・同附属品	17	18	22	28	6	11	15	27	49	56	100
その他の雑製品	37	46	51	67	58	163	157	242	217	203	229
その他	142	217	231	231	595	138	1,395	0	1,298	349	63
	(5.5%)	(6.7%)	(5.4%)	(5.3%)	(12.5%)	(1.6%)	(15.2%)	(0.0%)	(8.0%)	(2.1%)	(0.4%)

(出所) UNCTAD Stat より作成

(3) 輸出入の国別動向

2006年から2016年にかけての10年間の国別シェアをみると、輸出では、2006年当時は最大の輸出先国はタイであったが、2014年以降は中国が最大の輸出先国となったこと、また、輸入ではこの10年間シンガポールと中国が1位と2位を独占していることが特徴として挙げられる。

2016年の主な輸出相手国・地域は、①中国（構成比：40.8%）、②タイ（同19.2%）、③インド（同8.9%）、④シンガポール（同7.6%）、⑤日本（同5.7%）であり、シンガポール以外の国々は2006年時においても上位5カ国を占めている。2006年からの10年間で、中国の構成比が著しく上昇する一方で（7.0%→40.8%）、同期間のASEAN諸国全体への輸出の構成比は、45.7%から30.1%へと低下している。

図表3-10では、直近5年（2011年と2016年）の輸出の増減額を、ミャンマーの主要輸出国・地域毎に表している。これに拠ると、中国向けの輸出が増加した要因として、糖類・同調整品・蜂蜜を含む「食料品・動物」と天然ガス・製造ガスを含む「鉱物性燃料等」において顕著に増加したことが分かる。また、タイへの天然ガス・製造ガスを含む「鉱物性燃料等」の輸出額が大きく減少していることから、結果的に輸出先がタイから中国へシフトしていることが分かる。

図表 3-10 品目別輸出増加額（対主要輸出国・地域：2011→2016年）

（分野、億ドル）	中国	タイ	インド	シンガポール	日本	小計	全体
全体	33	-10	1	5	4	32	24
食料品・動物	18	-	3	-2	-	20	18
穀物・同調整品	5	-1	-	-1	-	4	2
果実・野菜	3	-	3	-1	-	5	5
糖類・同調整品・蜂蜜	11	-	-	-	-	11	11
鉱物性燃料等	14	-11	-	-	-	4	-
天然ガス・製造ガス	14	-11	-	-	-	3	-
素材製造品（皮革、紙、鉄鋼等）	-2	-	1	-	-	-	-3
非金属鉱物製品	-4	-	-	-	-	-4	-8
鉄鋼	1	-	-	-	-	1	1
非鉄金属	1	-	-	-	-	1	2
雑製品	1	-	-	1	3	6	13
衣類・同附属品	1	-	-	1	3	5	11

（注） 各国とも増加額が顕著だった項目のみを記載しており、「-」はゼロを表さない

（出所） UNCTAD Stat より作成

更に、主な輸入相手国・地域（2016年）は、①中国（構成比：34.4%）、②シンガポール（同14.5%）、③タイ（同12.7%）、④日本（同8.0%）、⑤インド（同7.0%）となっている。2006年以降、中国とシンガポールが常に上位2カ国を占めている。特にASEAN諸国全体の輸出に占める割合は2006年から2016年にかけて大きく低下したが（54.9%→37.7%）、一方で中国からの輸入は+12.9%（21.5%→34.4%）、日本からの輸入は+4.7%（3.3%→8.0%）と増加している。

図表 3-11 では、2011 年から 2016 年にかけて輸入額の変動が大きかった品目の変動額を、輸入総額に占める比率が高かった国との間で比較したものである。これに拠ると、輸入額が大幅に増加した「機械類・輸送用機器」では日本 (+8 億ドル) と中国 (+4 億ドル)、タイ (+3 億ドル) からの「自動車・バイク等」の輸入増の影響が大きかったことが分かる。更に、中国からは鉄鋼の輸入増 (+6 億ドル) も顕著であった。

図表 3-11 品目別輸入増加額（対主要輸入国・地域：2011→2016 年）

(分野、億ドル)	中国	シンガポール	タイ	日本	インド	小計	全体
全体	31	-3	12	9	8	57	71
食料品・動物	1	2	4	-	7	14	20
糖類・同調整品・蜂蜜	-	1	3	-	7	11	14
素材製造品(皮革、紙、鉄鋼等)	12	1	1	-	-	14	17
織物用糸・繊維製品	2	-	-	-	-	3	4
非金属鉱物製品	1	-	-	-	-	2	3
鉄鋼	6	1	-	-	-	6	5
機械類・輸送用機器	13	-	5	8	1	27	26
原動機	1	1	-	-	-	2	2
専門機械	1	1	2	-1	-	3	2
その他産業機械・部品	2	-	-	-	-	3	3
通信・音響機器	3	-	-	-	-	3	3
電気機器	2	-	-	-	-	3	3
自動車・バイク等	4	-	3	8	-	15	16
その他輸送用機器	-	-2	-	-	-	-2	-4

(注) 各国とも増加額が顕著だった項目のみを記載しており、「-」はゼロを表さない

(出所) UNCTAD Stat より作成

ミャンマーの貿易額の大きい国や地域 (ASEAN、EU28 等) との貿易収支の関係をみると、ミャンマーは、タイ (2.5 億ドル)、香港 (1.5 億ドル)、EU 諸国 (1.8 億ドル) 等に対しては輸出超過 (貿易黒字) で、シンガポール (▲13.7 億ドル)、中国 (▲6.3 億ドル)、日本 (▲5.9 億ドル)、マレーシア (▲5.4 億ドル)、インドネシア (▲4.7 億ドル) 等に対しては大きく輸入超過 (貿易赤字) であることが分かる。

尚、貿易総額では、中国が全体の 37.2% を占め最大の貿易相手国となっており、2006 年の 12.1% から 25.1% ポイントの大幅拡大となっている。これを受け、2 位のタイ (27.4%→15.4%)、3 位のシンガポール (14.6%→11.5%) の構成比は低下を余儀なくされた。同様に ASEAN 諸国のミャンマー貿易額に占める構成比も、49.0% から 34.4% と 14.6% の減少となっている。

図表 3-12 主要輸出相手国・地域

(単位：100万ドル)	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
輸出	4,643 100.0%	6,325 100.0%	6,922 100.0%	6,681 100.0%	8,661 100.0%	9,238 100.0%	9,053 100.0%	11,344 100.0%	11,452 100.0%	12,197 100.0%	11,673 100.0%
先進国	1,158 24.9%	1,578 25.0%	274 4.0%	258 3.9%	316 3.6%	518 5.6%	801 8.8%	939 8.3%	880 7.7%	981 8.0%	1,488 12.7%
日本	276 5.9%	377 6.0%	164 2.4%	169 2.5%	215 2.5%	310 3.4%	374 4.1%	669 5.9%	532 4.6%	487 4.0%	663 5.7%
韓国	56 1.2%	76 1.2%	101 1.5%	94 1.4%	125 1.4%	207 2.2%	295 3.3%	447 3.9%	377 3.3%	293 2.4%	335 2.9%
香港	61 1.3%	83 1.3%	1,142 16.5%	1,282 19.2%	1,612 18.6%	553 6.0%	143 1.6%	278 2.5%	346 3.0%	314 2.6%	193 1.7%
シンガポール	134 2.9%	182 2.9%	319 4.6%	371 5.5%	276 3.2%	397 4.3%	357 3.9%	1,012 8.9%	550 4.8%	670 5.5%	891 7.6%
米国	- -	- -	2 0.0%	2 0.0%	2 0.0%	8 0.1%	12 0.1%	22 0.2%	43 0.4%	70 0.6%	150 1.3%
ドイツ	201 4.3%	274 4.3%	- -	- -	- -	- -	9 0.1%	52 0.5%	63 0.6%	79 0.7%	172 1.5%
発展途上国	3,394 73.1%	4,621 73.1%	6,648 96.0%	6,423 96.1%	7,309 84.4%	7,606 82.3%	8,252 91.1%	10,405 91.7%	10,570 92.3%	11,216 92.0%	10,182 87.2%
アジア	3,339 71.9%	4,546 71.9%	6,424 92.8%	6,100 91.3%	7,010 80.9%	7,332 79.4%	7,934 87.6%	10,258 90.4%	10,423 91.0%	10,954 89.8%	9,961 85.3%
中国	324 7.0%	442 7.0%	442 6.4%	330 4.9%	476 5.5%	1,515 16.4%	1,383 15.3%	1,318 11.6%	4,035 35.2%	4,831 39.6%	4,767 40.8%
タイ	1,763 38.0%	2,403 38.0%	3,008 43.5%	2,576 38.6%	3,177 36.7%	3,217 34.8%	2,395 26.5%	5,306 46.8%	3,746 32.7%	3,359 27.5%	2,241 19.2%
ベトナム	23 0.5%	30 0.5%	50 0.7%	42 0.6%	61 0.7%	85 0.9%	73 0.8%	- -	97 0.9%	64 0.5%	75 0.6%
マレーシア	165 3.6%	225 3.6%	186 2.7%	123 1.8%	163 1.9%	190 2.1%	428 4.7%	378 3.3%	256 2.2%	186 1.5%	144 1.2%
インドネシア	31 0.7%	43 0.7%	7 0.1%	8 0.1%	38 0.4%	36 0.4%	24 0.3%	79 0.7%	86 0.7%	151 1.2%	117 1.0%
インド	672 14.5%	912 14.4%	1,000 14.4%	1,131 16.9%	958 11.1%	929 10.1%	2,763 30.5%	1,222 10.8%	836 7.3%	1,014 8.3%	1,038 8.9%
欧州	12 0.3%	17 0.3%	46 0.7%	41 0.6%	42 0.5%	47 0.5%	107 1.2%	55 0.5%	27 0.2%	19 0.2%	32 0.3%
中東・北アフリカ	15 0.3%	21 0.3%	- -	- -	140 1.6%	79 0.9%	122 1.4%	34 0.3%	86 0.7%	144 1.2%	119 1.0%
サブサハラ・アフリカ	13 0.3%	18 0.3%	76 1.1%	178 2.7%	105 1.2%	136 1.5%	74 0.8%	30 0.3%	7 0.1%	11 0.1%	25 0.2%
西半球	14 0.3%	20 0.3%	10 0.1%	11 0.2%	12 0.1%	11 0.1%	16 0.2%	29 0.3%	27 0.2%	89 0.7%	46 0.4%
その他	92 2.0%	125 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	1,036 12.0%	1,114 12.1%	1 0.0%	0 0.0%	2 0.0%	0 0.0%	2 0.0%

【参考】

ASEAN	2,120 45.7%	2,890 45.7%	3,575 51.6%	3,129 46.8%	3,735 43.1%	3,961 42.9%	3,299 36.4%	6,801 60.0%	4,748 41.5%	4,444 36.4%	3,511 30.1%
EU28	813 17.5%	1,108 17.5%	99 1.4%	79 1.2%	90 1.0%	188 2.0%	403 4.4%	219 1.9%	280 2.4%	390 3.2%	603 5.2%

(出所) UNCTAD Stat より作成

図表 3-13 主要輸入相手国・地域

(単位：100万ドル)	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
輸入	2,562	3,262	4,266	4,353	4,760	8,571	9,201	12,040	16,220	16,907	15,696
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
先進国	191	327	327	413	405	945	1,145	1,391	2,546	2,103	2,065
	7.5%	10.0%	7.7%	9.5%	8.5%	11.0%	12.4%	11.6%	15.7%	12.4%	13.2%
日本	85	138	154	216	219	401	886	887	1,637	1,534	1,255
	3.3%	4.2%	3.6%	5.0%	4.6%	4.7%	9.6%	7.4%	10.1%	9.1%	8.0%
韓国	96	117	157	204	253	541	245	175	463	412	474
	3.8%	3.6%	3.7%	4.7%	5.3%	6.3%	2.7%	1.5%	2.9%	2.4%	3.0%
香港	5	6	6	5	5	8	12	17	46	36	33
	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.3%	0.2%	0.2%
シンガポール	921	1,155	1,776	1,218	1,123	2,530	2,076	3,819	3,755	3,659	2,268
	36.0%	35.4%	41.6%	28.0%	23.6%	29.5%	22.6%	31.7%	23.2%	21.6%	14.5%
米国	-	-	26	20	25	200	66	142	492	103	216
	-	-	0.6%	0.5%	0.5%	2.3%	0.7%	1.2%	3.0%	0.6%	1.4%
ドイツ	-	-	-	-	-	-	43	64	71	91	77
	-	-	-	-	-	-	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%
発展途上国	2,370	2,935	3,939	3,939	3,759	7,625	6,704	10,650	13,674	14,803	13,631
	92.5%	90.0%	92.3%	90.5%	79.0%	89.0%	72.9%	88.4%	84.3%	87.6%	86.8%
アジア	2,306	2,858	3,843	3,799	3,629	7,331	6,539	10,164	13,358	14,481	13,030
	90.0%	87.6%	90.1%	87.3%	76.2%	85.5%	71.1%	84.4%	82.4%	85.7%	83.0%
中国	551	714	811	1,040	1,128	2,304	2,497	3,686	5,027	6,432	5,403
	21.5%	21.9%	19.0%	23.9%	23.7%	26.9%	27.1%	30.6%	31.0%	38.0%	34.4%
タイ	208	246	339	478	473	761	769	1,083	1,585	1,957	1,986
	8.1%	7.5%	7.9%	11.0%	9.9%	8.9%	8.4%	9.0%	9.8%	11.6%	12.7%
ベトナム	19	23	32	44	38	59	55	-	238	269	355
	0.7%	0.7%	0.8%	1.0%	0.8%	0.7%	0.6%	-	1.5%	1.6%	2.3%
マレーシア	75	90	133	102	134	281	271	326	967	530	691
	2.9%	2.7%	3.1%	2.3%	2.8%	3.3%	2.9%	2.7%	6.0%	3.1%	4.4%
インドネシア	175	210	277	345	203	360	156	245	529	587	593
	6.8%	6.4%	6.5%	7.9%	4.3%	4.2%	1.7%	2.0%	3.3%	3.5%	3.8%
インド	133	161	148	164	164	311	280	419	660	474	1,095
	5.2%	4.9%	3.5%	3.8%	3.4%	3.6%	3.0%	3.5%	4.1%	2.8%	7.0%
欧州	23	22	23	30	23	130	59	399	32	36	48
	0.9%	0.7%	0.5%	0.7%	0.5%	1.5%	0.6%	3.3%	0.2%	0.2%	0.3%
中東・北アフリカ	38	47	-	-	92	130	88	80	224	208	283
	1.5%	1.4%	-	-	1.9%	1.5%	1.0%	0.7%	1.4%	1.2%	1.8%
サブサハラ・アフリカ	2	2	3	3	3	4	6	1	19	22	13
	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%
西半球	2	6	3	5	12	30	12	6	41	55	256
	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.3%	0.1%	0.0%	0.3%	0.3%	1.6%
その他	0	0	0	0	596	1	1,353	0	0	1	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	14.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

【参考】

ASEAN	1,407	1,731	2,569	2,199	1,986	4,006	3,343	5,493	7,093	7,023	5,910
	54.9%	53.1%	60.2%	50.5%	41.7%	46.7%	36.3%	45.6%	43.7%	41.5%	37.7%
EU28	51	127	111	104	70	201	111	223	287	361	417
	2.0%	3.9%	2.6%	2.4%	1.5%	2.4%	1.2%	1.8%	1.8%	2.1%	2.7%

(出所) UNCTAD Stat より作成

図表 3-14 国別の貿易収支の推移

(単位: 100 万ドル/暦年)	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
貿易収支	2,082	3,063	2,656	2,328	3,901	667	-148	-696	-4,768	-4,710	-4,023
先進国	966	1,251	-52	-155	-89	-427	-344	-452	-1,666	-1,122	-577
日本	191	238	10	-48	-4	-91	-512	-218	-1,105	-1,048	-591
韓国	-40	-40	-56	-110	-127	-334	49	272	-86	-120	-139
香港	55	77	1,136	1,277	1,607	544	131	261	300	278	159
シンガポール	-787	-972	-1,457	-848	-846	-2,133	-1,720	-2,807	-3,205	-2,989	-1,378
米国	-	-	-24	-19	-23	-192	-54	-120	-449	-34	-66
ドイツ	-	-	-	-	-	-	-34	-12	-7	-12	96
発展途上国	1,024	1,686	2,708	2,483	3,550	-19	1,548	-244	-3,104	-3,587	-3,449
アジア	1,034	1,688	2,580	2,302	3,381	1	1,394	94	-2,935	-3,527	-3,069
中国	-226	-272	-370	-710	-652	-788	-1,114	-2,368	-991	-1,601	-636
タイ	1,555	2,157	2,670	2,098	2,704	2,456	1,625	4,223	2,161	1,402	256
ベトナム	4	7	17	-2	23	26	18	-	-141	-205	-280
マレーシア	90	136	53	21	29	-91	156	52	-711	-344	-546
インドネシア	-144	-168	-270	-336	-165	-324	-133	-166	-444	-436	-477
インド	539	752	852	967	794	618	2,484	803	176	540	-57
欧州	-11	-6	23	11	20	-83	48	-343	-5	-17	-16
中東・北アフリカ	-23	-27	-	-	48	-50	34	-46	-138	-64	-164
サブサハラ・アフリカ	11	16	73	175	102	132	68	28	-13	-12	12
西半球	12	14	7	5	0	-19	4	23	-13	34	-211
その他	92	125	0	0	440	1,114	-1,352	0	2	-0	2
【参考】											
ASEAN	714	1,158	1,006	930	1,749	-45	-44	1,308	-2,345	-2,580	-2,398
EU28	761	982	-11	-25	21	-14	292	-4	-7	29	186

(出所) UNCTAD Stat より作成

4. ASEAN の中のミャンマー

(1) ASEAN

1967年にインドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン、シンガポールの5カ国で発足したASEANは、1984年にブルネイ、1995年にベトナム、1997年にラオスとミャンマー、1999年にカンボジアが加盟し、現在は10カ国で構成されている。IMFの統計によると、2016年のASEAN10カ国の総人口は約6.3億人、名目GDPは約2.5兆ドルである。

ASEAN10カ国の中でのミャンマーは、面積がインドネシアに次いで2位（ASEAN大陸部では最大の面積）、人口がインドネシア、フィリピン、ベトナム、タイに次いで5位であるものの、名目GDPは7位、1人あたりGDPで域内10位と、経済の観点からは最も小さい国の一つとよよい。

人口規模に比べて経済発展が遅れている原因について、歴史的に見ると、イギリス植民地時代のミャンマーは、世界最大のコメ輸出国であり、石油や鉱物資源も産出し、世界経済の一角を占めていたが、独立後、軍事政権による社会主義経済、さらに、1988年以降の欧米諸国による経済制裁によって外資による輸出志向工業化が進まなかった点にあるといわれる。しかし、ミャンマーの有する人口規模や地政学的な重要性から、ASEANの中でも「ラストフロンティア」と呼ばれ、2011年以降の政治の民主化と外資導入によって今後の経済成長が期待されている。

図表 3-15 ASEAN 諸国の比較表（2016年）

	人口 万人	面積 1,000km ²	名目 GDP 億ドル	1人あたり GDP ドル
シンガポール	561 (9)	0.7 (10)	2,970 (4)	52,961 (1)
ブルネイ	42 (10)	6 (9)	114 (10)	26,935 (2)
マレーシア	3,163 (6)	330 (5)	2,965 (5)	9,374 (3)
タイ	6,898 (4)	513 (3)	4,071 (2)	5,902 (4)
インドネシア	25,871 (1)	1,911 (1)	9,324 (1)	3,604 (5)
フィリピン	10,418 (2)	300 (6)	3,049 (3)	2,927 (6)
ベトナム	9,269 (3)	331 (4)	2,013 (6)	2,172 (8)
ラオス	659 (8)	237 (7)	158 (9)	2,394 (7)
ミャンマー	5,225 (5)	677 (2)	644 (7)	1,232 (10)
カンボジア	1,578 (7)	181 (8)	202 (8)	1,278 (9)
合計(平均)	63,684	4,487	25,510	4,006
【参考】				
日本	12,696	378	49,365	38,883
米国	32,330	9,834	186,245	57,608
中国	138,271	9,597	112,321	8,123
インド	129,980	3,287	22,638	1,742

(注) 括弧内は ASEAN 諸国内の順位を示す。

(出所) IMF, “World Economic Outlook (2017/10)”、国際連合資料より作成

(2) ASEAN 域内での貿易額の変化

ASEAN 域内での関税率撤廃の動きや加盟各国の経済成長に伴い、ASEAN 諸国間の貿易額は年々増加している。2016年のASEAN 諸国の域内向け輸出総額は2,705億ドルと、2006年(1,916億ドル)の1.4倍になった。

ミャンマーは、同期間において、ASEAN 諸国向け輸出額を25億ドルから35億ドルへ増加し、約1.4倍になっている。一方、各国からのミャンマー向け輸出は同期間で16億ドルから84億ドルへ増加し、約5.1倍になっている。つまり、ミャンマーは、この10年でASEAN 諸国への輸出を増加させたこと以上に、ASEAN 諸国からの輸入を増加させたことになる(輸出増9億ドルー輸入増67億ドル=約58億ドル)。このように、ミャンマーはASEAN 域内では輸入超過額が大きい貿易赤字国となっている。また、個別には、隣国のタイが2016年の対ASEAN 諸国の輸出のうち64%(2006年81%)、輸入のうち49%(2006年46%)を占めており、ASEAN 域内におけるミャンマーにとってタイの重要性の高さがうかがえる。この点、ミャンマー・タイ間の貿易は、従来、両国国境付近の情勢が不安定だった影響でマレー半島を迂回する海上輸送が多くを占め、陸上輸送は限定的であったが、現地日系企業へのヒアリングによると、目下進行中のASEAN 大陸部諸国を結ぶ経済回廊構想により道路整備も進められており、陸上輸送の利用も増えているようである。

図表 3-16 ASEAN 諸国間の貿易額の変化 (2006年→2016年)

(単位:100万ドル)

		輸出元国										
輸出先国	年	インドネシア	タイ	マレーシア	シンガポール	フィリピン	ベトナム	ミャンマー	カンボジア	ブルネイ	ラオス	ASEAN 10
インドネシア	06		3,336	4,074	24,901	364	958	4	2	1,516	0	35,155
	16		8,126	6,666	25,855	592	2,918	117	18	85	4	44,382
	Diff		4,790	2,592	954	228	1,960	113	17	-1,430	4	9,227
タイ	06	2,702		8,502	11,313	1,325	930	2,096	15	144	493	27,520
	16	5,394		10,628	12,919	2,130	3,598	2,241	419	466	1,780	39,576
	Diff	2,693		2,126	1,606	805	2,668	145	404	322	1,287	12,056
マレーシア	06	4,111	6,656		35,537	2,616	1,254	148	7	40	46	50,415
	16	1,647	9,564		34,734	1,189	3,441	144	100	278	12	51,109
	Diff	-2,464	2,908		-804	-1,426	2,187	-4	93	237	-35	694
シンガポール	06	8,930	8,411	24,744		3,449	1,812	285	139	191	1	47,961
	16	11,861	8,183	27,581		3,701	2,691	891	63	335	5	55,309
	Diff	2,931	-229	2,837		252	880	606	-76	144	4	7,348
フィリピン	06	1,406	2,588	2,173	5,080		783	2	2	1	0	12,034
	16	5,271	6,355	3,288	6,535		3,974	39	22	53	3	25,540
	Diff	3,865	3,767	1,115	1,455		3,191	37	20	53	3	13,506
ベトナム	06	1,052	3,094	1,758	5,459	354		37	75	0	157	11,986
	16	3,046	9,357	5,730	11,322	747		75	229	64	610	31,180
	Diff	1,994	6,263	3,972	5,863	392		38	154	64	453	19,193
ミャンマー	06	138	762	165	563	8	17		0	0	0	1,652
	16	616	4,150	946	2,293	17	392		1	0	0	8,415
	Diff	478	3,388	781	1,730	9	376		1	0	0	6,764
カンボジア	06	104	1,243	108	460	9	781	0		0	1	2,705
	16	427	4,636	285	763	16	2,789	3		0	20	8,938
	Diff	323	3,393	177	303	8	2,008	3		0	19	6,233
ブルネイ	06	38	83	346	574	6	0	0	0		0	1,047
	16	89	79	512	756	8	7	1	10		0	1,462
	Diff	51	-4	166	182	2	7	0	10		0	415
ラオス	06	4	1,023	6	41	0	95	0	0	0		1,170
	16	6	3,967	19	44	1	575	0	6	0		4,616
	Diff	2	2,944	13	3	0	480	0	5	-0		3,446
ASEAN10	06	18,483	27,196	41,876	83,928	8,130	6,629	2,572	241	1,892	698	191,644
	16	28,355	54,416	55,655	95,221	8,401	20,386	3,511	868	1,281	2,434	270,528
	Diff	9,872	27,220	13,780	11,293	271	13,757	939	627	-611	1,735	78,883
輸出増-輸入増		645	15,164	13,086	3,944	-13,236	-5,436	-5,825	-5,606	-1,026	-1,711	

(出所) IMF 資料より作成

(3) 賃金コストで比較したミャンマーの位置付け

図表 3-17 は、ジェトロの投資コスト比較調査（2016 年 4 月調査）を基に、製造業、非製造業別に月間基本給と残業代や賞与等の年間支給分から求められた実質月額給与を表している。

賃金単価は総じて 1 人あたり GDP で表される所得水準と比例するが、ミャンマーの賃金単価は製造業ではいずれのクラスにおいても ASEAN の中では最も低い。1 人あたり GDP で同国と同じ水準にあるカンボジアと比べても、実質コストは「ワーカー」が 9 割、「エンジニア」が 7 割、「中間管理職」が 8 割程度の水準であり、製造業ではまだ割安感がある。他方、非製造業の賃金水準はラオスやカンボジアよりも比較的高く、特に「マネージャー」クラスでは、1,000 ドルを超えており、実質コストはベトナムのハノイと同水準であり、非製造業では割高感がある。

図表 3-17 ASEAN 諸国・中国との賃金コスト等の比較

1人当たり GDP	国名	都市名	製造業			非製造業	
			ワーカー	エンジニア	中間管理職	スタッフ	マネージャー
シンガポール 52,961ドル	シンガポール	シンガポール	1,703 (2,274)	2,586 (3,462)	4,050 (5,262)	2,461 (3,475)	4,347 (5,792)
マレーシア 9,374ドル	クアラルンプール	クアラルンプール	321 (430)	709 (908)	1,409 (1,784)	772 (977)	1,591 (1,991)
タイ 5,902ドル	バンコク	バンコク	338 (500)	636 (909)	1,403 (1,946)	668 (917)	1,442 (1,925)
インドネシア 3,604ドル	ジャカルタ	ジャカルタ	320 (438)	459 (654)	1,008 (1,390)	455 (627)	1,151 (1,600)
フィリピン 2,927ドル	マニラ	マニラ	255 (385)	418 (560)	921 (1,166)	492 (628)	1,310 (1,742)
ベトナム 2,172ドル	ハノイ	ハノイ	191 (300)	424 (574)	973 (1,281)	431 (563)	962 (1,256)
	ホーチミン	ホーチミン	214 (373)	411 (544)	846 (1,162)	453 (568)	1,095 (1,416)
ラオス 2,394ドル	ビエンチャン	ビエンチャン	140 (192)	376 (465)	727 (935)	295 (331)	628 (718)
ミャンマー 1,232ドル	ヤンゴン	ヤンゴン	124 (181)	272 (322)	694 (827)	350 (436)	1,069 (1,222)
カンボジア 1,278ドル	プノンペン	プノンペン	175 (198)	391 (458)	885 (990)	346 (496)	906 (1,044)
中国 8,123ドル	北京	北京	652 (1,100)	862 (1,286)	1,810 (2,273)	999 (1,490)	2,066 (3,667)
	上海	上海	558 (1,082)	1,016 (1,277)	1,774 (2,565)	973 (1,583)	1,919 (3,307)
	広州	広州	468 (900)	770 (1,366)	1,431 (2,508)	869 (1,294)	2,000 (3,298)

(注) 各都市の上段は正規雇用の月額基本給（ドル）、下段は「基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与等を含む年間総支給額」を12ヵ月で割った実質月額コスト（ドル）

(出所) IMF、ジェトロより作成

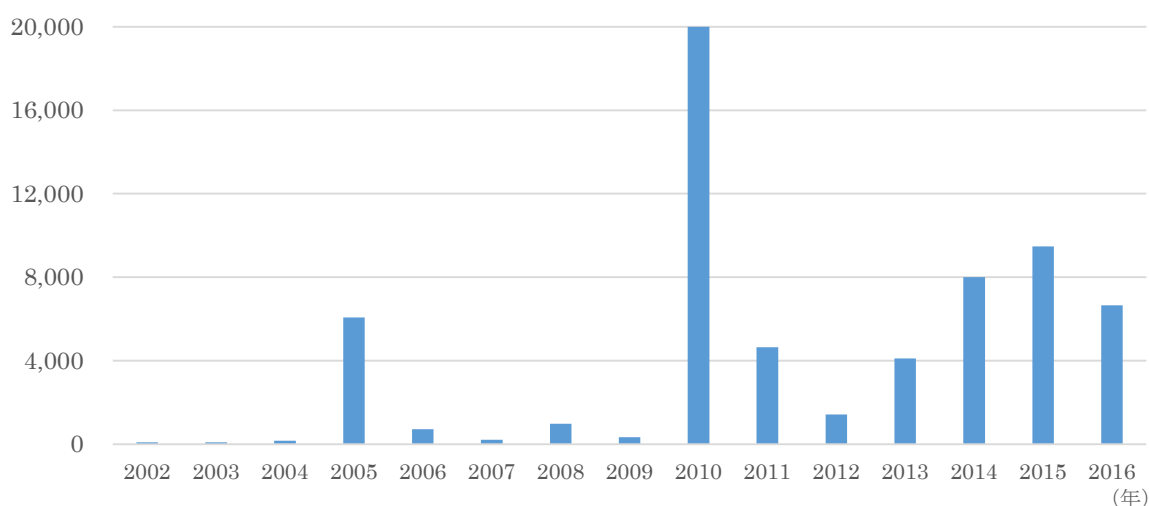
第4章 直接投資受入動向

1. 外国直接投資（FDI）受入動向

長らく続いた軍事政権下においては、外国からの直接投資額は低迷していたものの、2010年度には主に中国や香港からの投資により一時的に大きく増加している。その後、民政移管により2012年度以降は緩やかな増加傾向にあり、直近の2016年度においては66億ドルまで増加している（図表4-1）。

図表 4-1 ミャンマーの外国直接投資受入状況（認可ベース）

（百万ドル）



（注） 年度集計

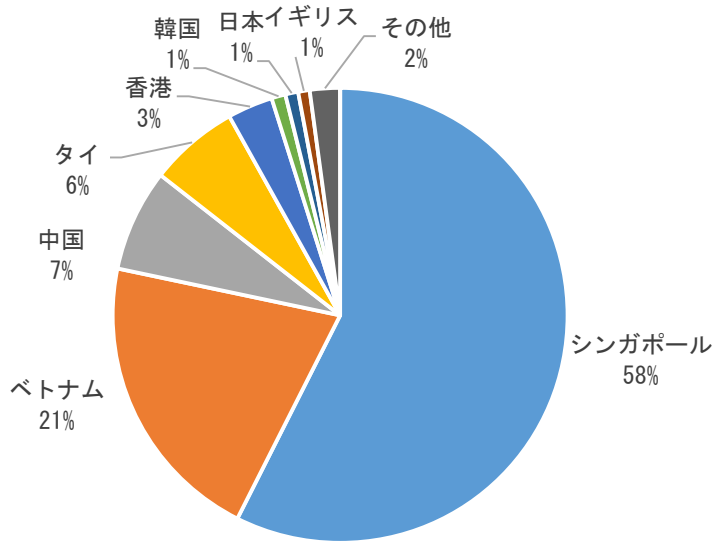
（出所） DICA より作成

2. 国別受入動向

ミャンマー投資企業管理局（DICA）の統計に基づくと、2016年度における海外からミャンマーへの外国直接投資額のうち全体の6割近くをシンガポールが占め、次いでベトナム、中国、タイとなっている（図表4-2）。

なお、一般的には、第三国経由の投資は第三国からの投資として計上されているため、例えば、シンガポールからの投資には日系企業を含めた各国企業によるシンガポール経由の投資も含まれていると考えられる。また、DICAの公式統計には、経済特区（SEZ）への投資金額は含まれていない。

図表 4-2 国別外国直接投資額（2016 年度）

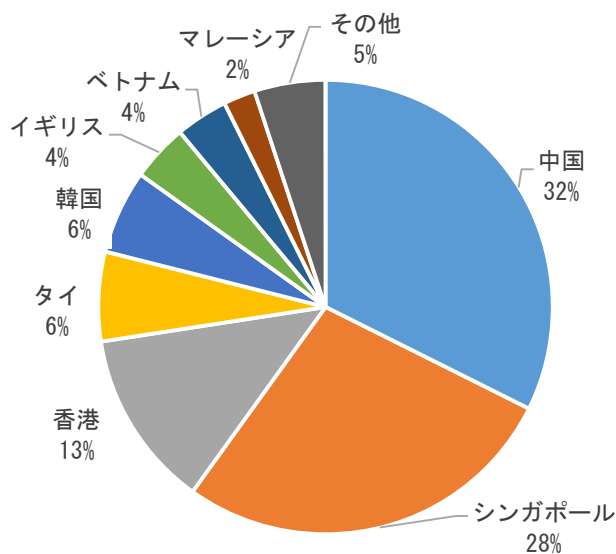


(注) 年度集計

(出所) DICA 資料より作成

2007 年度から 2016 年度における海外からミャンマーへの直接投資額の累計は 558 億ドルに達している。このうち日本からの投資額は全体の 0.9%にあたる 4.8 億ドルである。国ベースの FDI 金額の順位としては、中国の 180 億ドルが最も多く、次いでシンガポールの 153 億ドル、香港の 70 億ドルとなっている（図表 4-3）。

図表 4-3 国別外国直接投資額（2007 年度～2016 年度）



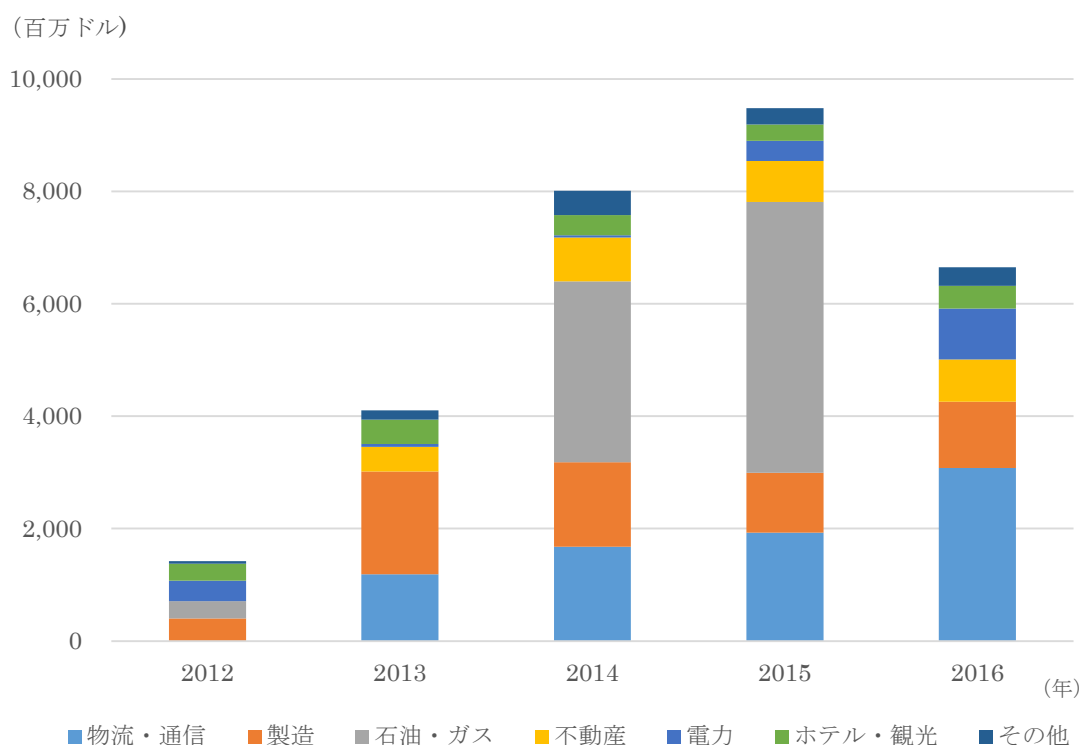
(注) 年度集計

(出所) DICA 資料より作成

3. 業種別受入動向

2012 年度から 2016 年度における外国直接投資の業種別動向にみると、物流・通信業が近年増加傾向にあることが分かる。また、石油・ガス関連の投資案件は 1 件あたりの規模が大きく、2014 年度は 32 億ドル、2015 年度は 48 億ドル発生している。一方で製造業や不動産業はここ数年ほぼ横ばいで推移していることが分かる（図表 4-4）。

図表 4-4 業種別外国直接投資額（2012 年度～2016 年度）



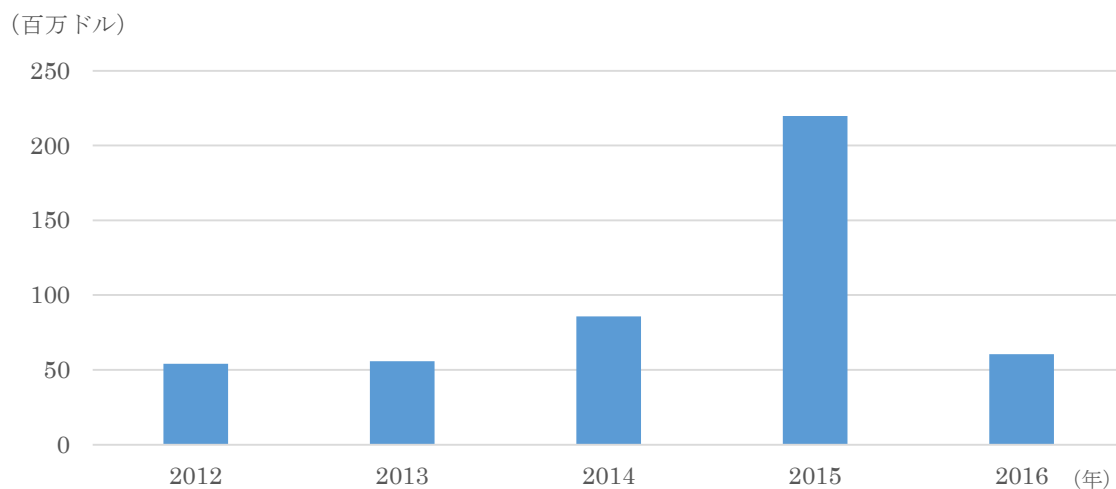
(注) 年度集計

(出所) DICA 資料より作成

4. 日本からミャンマーへの直接投資

日本企業のミャンマー投資が大規模になったのは民政移管後の 2012 年度以降であり、2012 年度には 54 百万ドルの投資が実施された。2015 年度には、製造業では三井物産による精米事業（66 百万ドル）、サービス業では大和総研等によるヤンゴン証券取引所（33 百万ドル）の開設に関する投資等の大型案件があり、219 百万ドルと過去最大の投資が行われている（図表 4-5）。

図表 4-5 日本からミャンマーへの直接投資額推移（2012年度～2016年度）



(注) 年度集計

(出所) DICA 資料より作成

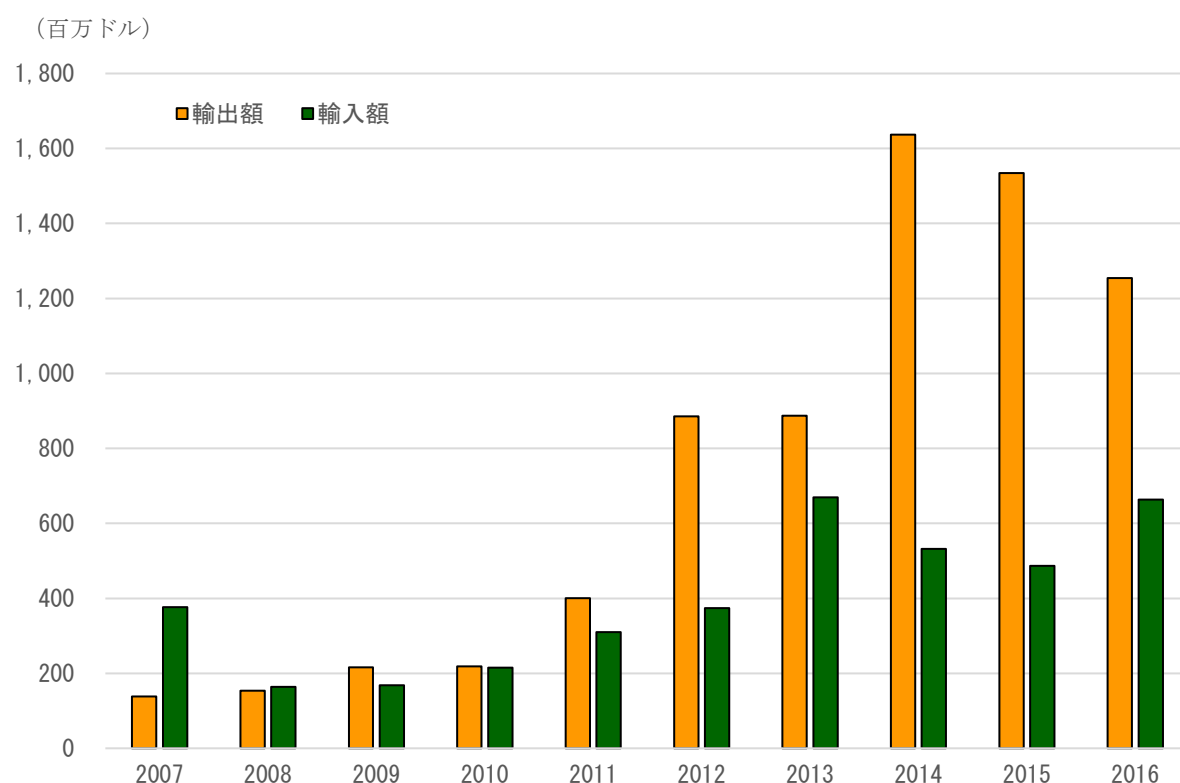
日系企業のミャンマーに対する関心は高く、2017年11月に国際協力銀行が発表した『我が国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告—2017年度海外直接投資アンケート調査結果(第29回)』では、ミャンマーはインド、中国、ベトナム、インドネシア、タイ、米国に次いで、長期的(今後10年程度)有望事業展開先国・地域の第7位(得票率14.2%)にランクされている。

第5章 日本との経済関係

1. 日ミャンマー貿易

2016年の貿易実績は、2007年と比較すると日本からミャンマーへの輸出が9.1倍の約12億ドル、ミャンマーから日本への輸入が1.8倍の約6億ドルとなっている（図表5-1）。2014年以降日本からの対ミャンマー輸出額は10億ドルを超えており増加傾向にある。

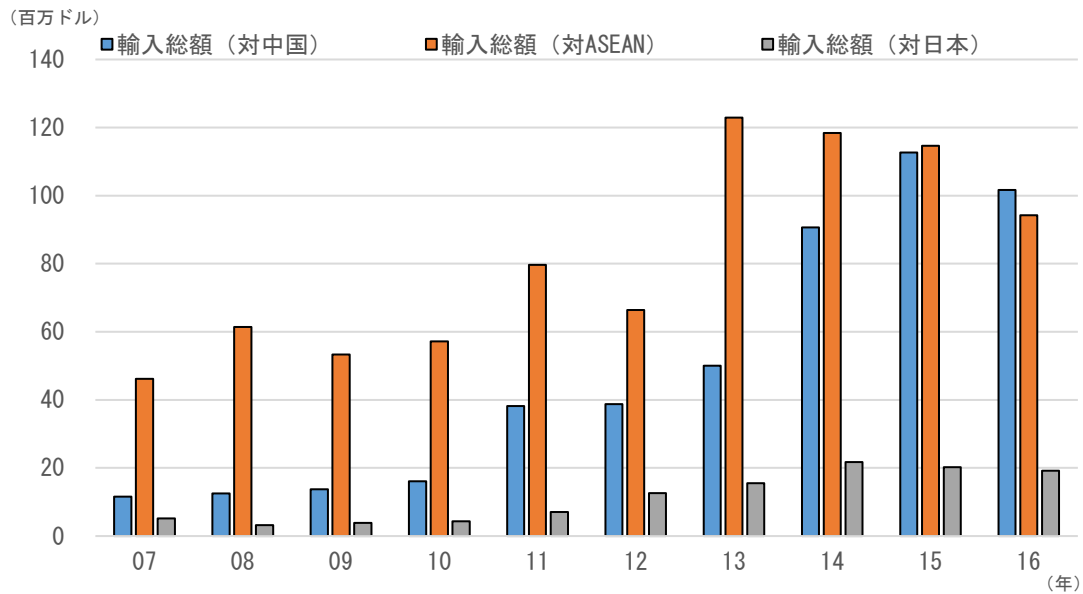
図表 5-1 日本の対ミャンマー輸出入推移



(出所) UNCTAD Stat より作成

また、ミャンマーの輸出入の動向全体を踏まえると、日本との貿易総額は19億ドルと全体の7%程度であり、中国やASEAN諸国に比べるとプレゼンスは相対的に低い。2016年のミャンマーと中国の貿易総額は102億ドル、ミャンマーとASEANの貿易総額は94億と日本の約5倍の規模であった（図表5-2）。

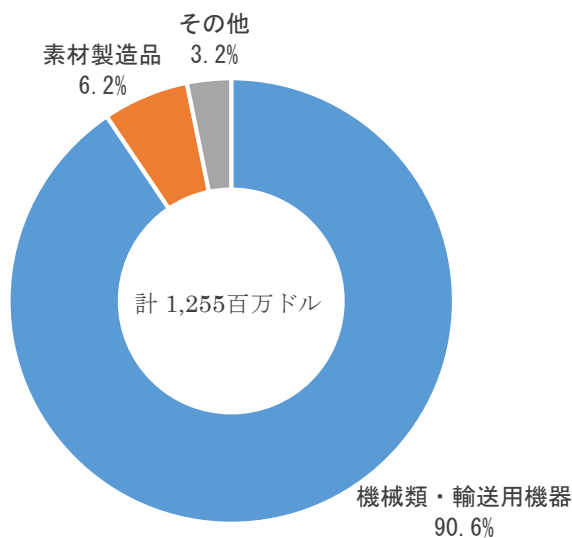
図表 5-2 ミャンマーと日本・中国・ASEAN の輸入額の比較



貿易の動向を品目別にみると、日本からミャンマーへの主要輸出品目のカテゴリーは、自動車・バイク等をはじめとした「機械類・輸送用機器」（2016年輸出額シェア：90.6%）が全体の9割以上を占めている（図表 5-3）。

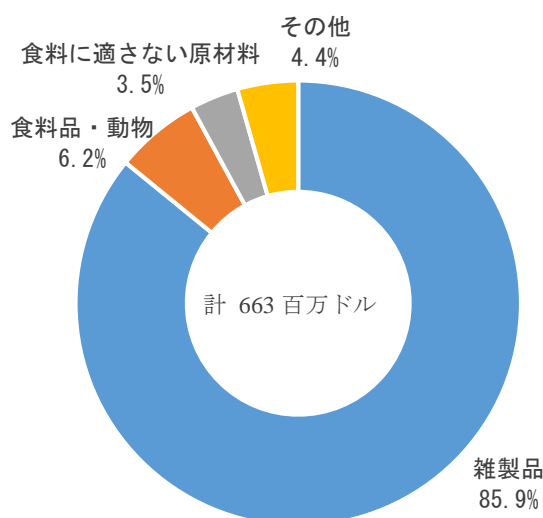
他方、ミャンマーから日本への主要輸出品目のカテゴリーは衣類・同附属品等を含む「雑製品」（同：85.9%）が最も多く、次いで魚介類・同調整品や果実・野菜等の「食料品・動物」（同：6.2%）、採油用の種・果実等の「食料に適さない原材料」（同：3.5%）となっている（図表 5-4）。

図表 5-3 日本の対ミャンマー輸出品目構成比（2016年）



（出所）UNCTAD Stat より作成

図表 5-4 日本の対ミャンマー輸入品目構成比（2016年）



（出所）UNCTADStat より作成

2. ミャンマーにおける日系企業

外務省統計（2016年10月時点）をみると、ミャンマーにおける日系企業数は397社であり、2012年の72社から5倍以上に増加している。また、ミャンマー日本人商工会議所（2018年7月末時点）をみると、会員数は年々増加傾向にあり、特に建設部会の会員は115社と2008年の9社から大幅に増加している⁴。

図表 5-5 ミャンマー日本人商工会議所の部会別会員数推移（2008年～2018年）

部会名	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
貿易部会	9	10	10	10	14	19	22	23	26	26	28
金融・保険部会	6	6	6	6	10	12	12	12	15	18	18
工業部会	11	12	13	13	20	35	48	64	74	85	87
建設部会	9	8	8	8	13	30	59	83	104	114	115
流通・サービス部会	15	15	14	16	28	50	55	73	88	90	92
運輸部会	-	-	-	-	-	-	26	32	37	41	41
総数	50	51	51	53	85	146	222	287	348	374	381

（注）2018年は7月末時点

（出所）ミャンマー日本人商工会議所資料より作成

⁴ DICA のジャパンデスクに対するインタビューによると、2018年7月末時点において、DICAには1,000社以上の日系企業が登録されている。

3. 日本ミャンマー共同イニシアティブと日・ASEAN 経済連携協定締結

①日本ミャンマー共同イニシアティブ

2011年3月のテイン・セイン政権発足を受け、ミャンマーにおける投資環境の整備を迅速化することを目的に、2013年3月「日本ミャンマー共同イニシアティブ」が立ち上がった。同イニシアティブは、在ミャンマー日本国大使館が中心となり、ミャンマー側からは、国家計画・経済開発省を含む関係各省、ミャンマー連邦商工会議所連盟（UMFCCI）、関係業界団体が、日本側からは、ヤンゴン日本人商工会議所、ヤンゴン日本人会、国際協力機構（JICA）ミャンマー事務所、日本貿易振興機構（ジェトロ）ヤンゴン事務所が参加し、日本のみならず、世界各国からのミャンマーへの貿易と外国投資を促進し、同国の経済成長と貧困削減を目指している。主な内容は以下の通りである。

1. 査証・滞在許可
 - (1) 査証発給基準・ルールの明確化、統一的運用
 - (2) 査証発給手続きの効率化、簡素化
 - (3) 入国管理
2. 輸出入政策
 - (1) 輸入物品に対するインボイス・ベースへの課税
 - (2) 通関手続きの迅速化、合理化
 - (3) 輸出入規制の更なる緩和
 - (4) 貿易決済制度
3. 投資家に好意的な環境整備
 - (1) 投資関連手続き
 - (2) 投資家保護策
4. 金融、税務関連
 - (1) 外貨取扱の簡素化・利便性向上
 - (2) 資金調達手段の充実
 - (3) 税務・税制
 - (4) 保険制度の整備
5. インフラ関連
 - (1) ヤンゴン市内の交通事情改善
 - (2) 電力・通信事情の改善
 - (3) 物流関連
 - (4) 建設業関連
 - (5) 不動産関連

②日 ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定

日 ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定は、日本と ASEAN 間における物品およびサービスの貿易の自由化および円滑化、投資機会の改善、さらに経済的協力の増進をめざし、戦略的関係を強化するために、2007年5月に基本合意がなされた。AJCEP 協定は、日本にとって初めての地域連合との経済連携協定（EPA）である。ミャンマーは、2008年12月にシンガポール、ラオス、ベトナムと同時に発効した。

交渉において、ASEAN 側は、原産地規則の累積による裨益効果大の品目（薄型 TV、薄型 TV パネル、自動車部品等）について、多くの国との関係で十分な関税撤廃・削減が約束され、質の高い内容の実現を、他方、日本側は、多くの鉱工業品について10年以内関税撤廃を約束し、農林水産品について関税削減等により ASEAN 側の関心に配慮し、日本側として最大限の努力することを提示した。但し、関税撤廃の段階は、ASEAN6（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、フィリピン、タイ）とは別に、CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）は各国の経済発展段階に応じた差が設けられている。

2018年1月時点では、日 ASEAN 首脳会議にて、投資及びサービスに関する分野の交渉が終了したことを受け、同分野を組み込む改正議定書を最終調整している段階である。

第6章 外資導入政策と管轄官庁

1. 管轄官庁

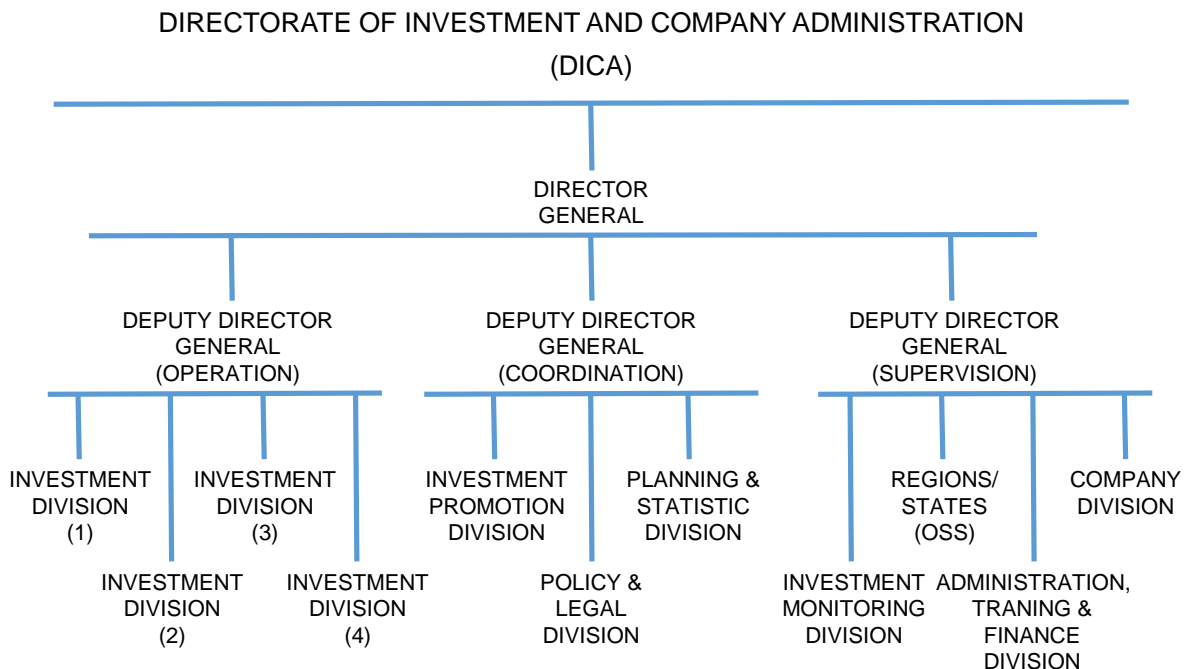
(1) ミャンマー投資委員会 (Myanmar Investment Commission : MIC)

MIC は、連邦政府の中から選出された委員長のほか、各省庁、政府機関並びに専門家の中から連邦政府が指名したメンバーから成り、事務局長がその運営を支える組織である。従来、一定の投資活動に関して MIC から投資許可を得る必要があったが、ミャンマー投資法の制定に伴い、あらためて MIC による投資許可が必要となる条件が定義されている。ミャンマー投資家、外国投資家を問わず、ミャンマー投資法及び同細則では、一部の事業に該当する場合には MIC 投資許可を得る必要があると規定されている。

(2) 投資企業管理局 (Directorate of Investment and Company Administration : DICA)

DICA は企業と政府とをつなぐ役割を担う主たる機関であり、民間セクターの開発の促進と国内外からの投資促進を推進している。また、投資と企業に関する規制機関、会社の登録機関、投資促進機関、MIC の事務局の側面をもち、さらには二国間投資促進保護協定の起案、交渉、承認をも担当している。

図表 6-1 投資企業管理局 (DICA) の組織図



(出所) : DICA ホームページより作成



ミャンマー投資委員会（MIC）と投資企業管理局（DICA）
（同じ建物に入居している）

2. 最近の動き

(1) 外資会社による卸売業と小売業への参入

従来、外資会社は、ミャンマーにおいては、卸売業と小売業を行うことが原則的に禁止されており、販売事業を行おうとする外資会社にとっては大きな障害となっていた。

この点、2018年5月9日付けで、商業省から通達が発表され、外資会社も一定の要件を満たせば、卸売業と小売業を行うことが可能となった。要件は図表 6-2 の通りである。

図表 6-2 外資会社による卸売業と小売業への参入のための要件

No.	要件	内容									
1.	対象事業	<p>当該通達における卸売と小売の定義は、以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸売（Wholesale）：小売業者または製造業者に対する多量の商品の販売 小売（Retail）：再販を目的とせず、消費目的にて少量の商品を購入する国民に対する商品の販売 <p>なお、ある取引が卸売業と小売業のどちらの事業に該当するかの判断が必要な場合には、商業省に対して確認することが望ましい。</p>									
2.	対象物品等	<p>ミャンマー国内で製造された物品及び海外から輸入された物品と規定されており、下記「5.禁止事業」の事項を除くあらゆる物品を取扱うことが可能と考えられる。</p> <p>なお、ミャンマー国内のいずれの地域であっても、卸売業・小売業を行うことが可能とされている。</p>									
3.	初期投資額	<p>卸売業と小売業、それぞれの出資割合に応じた初期投資額に基づく要件が課せられている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>100%外国会社又は合弁会社 (内資比率 20%未満)</th> <th>合弁会社 (内資比率 20%以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸売業</td> <td>5 百万ドル以上</td> <td>2 百万ドル以上</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>3 百万ドル以上</td> <td>0.7 百万ドル以上</td> </tr> </tbody> </table>		100%外国会社又は合弁会社 (内資比率 20%未満)	合弁会社 (内資比率 20%以上)	卸売業	5 百万ドル以上	2 百万ドル以上	小売業	3 百万ドル以上	0.7 百万ドル以上
	100%外国会社又は合弁会社 (内資比率 20%未満)	合弁会社 (内資比率 20%以上)									
卸売業	5 百万ドル以上	2 百万ドル以上									
小売業	3 百万ドル以上	0.7 百万ドル以上									

No.	要件	内容
		<p>なお、通達の公表時点では、当該初期投資額の定義は明確となっていない。資本金額ではなく、事業開始時の投資金額を指していると考えられるが、具体的な内容及び当該金額基準を満たすための期間（例えば、単年度だけの投資金額なのか、それとも複数年度の投資金額合計なのか）、判断の単位（会社ごとなのか、それ店舗ごとなのか、複数の店舗をオープンする場合には合算にて判断されるのか）等については、個別の案件ごとに商業省と折衝をする過程で決定されていくものと考えられるため商業省へ確認することが望ましい。また、この初期投資額には土地賃借料は含まない。</p>
4.	商業省への登録	<p>商業省に登録するためには、以下の書類を提出する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 会社の設立証明書 ② MICによる許可または是認（Endorsement）のコピー ③ 所轄の市開発委員会又は管区・州の市開発委員会（例えば、YCDC）からの推薦状 ④ 卸売・小売によって販売する予定の商品グループのリスト ⑤ 初期投資額や販売場所等を含む詳細な事業計画 <p>なお、③推薦状の取得には数カ月を要することも考えられる。また、⑤事業計画については、特定の書式は公表されておらず、案件ごとに商業省と折衝をする過程で決定されることが考えられるため、事前に商業省への確認することが望ましい。</p>
5.	禁止事業	<p>上記に関わらず、以下の事業は禁止されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 小規模の小売業 店舗床面積が929平方メートル未満の店舗での小売業（ミニマート、コンビニエンスストアを含む）は認められていない。 なお、卸売業については、店舗床面積による制限は設けられていない。また、卸売業を行うための倉庫等も店舗として認められるかについては商業省に確認することが望ましい。 • 規制品の販売 法令等により禁止されている物品の販売は認められていない。なお、具体的な規制品目について明確になっていない。
6.	店舗の拡張、新規店舗の開設等	<p>卸売業者・小売業者として登録をした会社が、新規店舗の開設・店舗の拡張を希望する場合には、その90日前までに商業省に対して通知する必要がある。また、当該支店が開設・拡張する場合も、当該通達の内容に従う必要がある。</p> <p>なお、上記の投資要件の充足を求められる可能性があるため、当初登録時においても将来の拡張等を考慮して商業省と折衝することが望ましい。</p>
7.	その他	<p>当該通達においては、外資会社による輸出入の可否について直接的な言及はないため、商業省への確認が必要となる。しかし、上記「2.対象物品等」にある通り、海外から輸入された物品も取り扱いが可能とされていること、また、輸入に関連して発生する税金（Duty）の支払いも規定されていることから、外資会社が対象商品を輸入する場合には、輸出入業者登録を行うことにより、自社にて輸入することが可能と推察される。</p>

第7章 主要関連法規

1. 会社法

2017年12月に新会社法が成立した（施行日は2018年8月1日）。これまでの会社法は英国統治下で制定されたものであり、前政権時から数年にわたり国会での審議が続いていたが、ついに成立を果たした。取締役の常駐義務や外国企業の定義等、新会社法の成立により大きな変更が生じており、主な変更点は図表7-1の通りである。

図表 7-1 新会社法における主な変更点

項目	内容
外国会社の定義	旧会社法上は、1株でも外国人又は外国会社が株式を保有している会社は、外国会社として取り扱われていたが、新会社法においては、外国会社とは、海外企業、外国人又はその両者によって直接的若しくは間接的に所有若しくは支配され、持分比率が35%超のミャンマーに設立された会社と定義されており、35%以下であれば、会社法上外資会社としては取り扱われない。ただし、不動産譲渡制限法等のその他の外資規制を持つ法律においても、35%以下であれば必ず内資会社として扱われるとまでは言えず、今後それらの法律における外国会社又は外国人の定義がどのように解釈されるのか注視していく必要がある。
取締役	非公開会社(private company)の場合、これまで実務上取締役は最低2名必要とされてきたが、新会社法においては、最低1名で足りることが明記された。ただし、取締役のうち1名は、常駐者である必要がある。具体的には旧会社法に基づいて既に設立している会社については、新会社法の施行日から始まる各12カ月の期間以内に183日以上滞在していれば、新会社法に基づいて設立される会社については、登記日から始まる各12カ月の期間以内に183日以上滞在していれば常駐者となる。取締役全てが非居住者の会社においては今後対応が必要となる。また、取締役の解任の要件は特殊決議から普通決議に緩和された。
小規模会社に対する免除事項	小規模会社(公開会社及びその子会社以外の会社であって、その会社及びその子会社の従業員数が30人以下であり、その会社及びその子会社の、前会計年度の年間収益が総額50,000,000チャット未満である会社)は、監査報告書の提出義務や毎暦年一回の年次株主総会の開催義務が免除されている。したがって、売上のない情報収集目的の会社等においては負担が軽減される。
書面決議及び電話会議	取締役会及び株主総会のいずれにおいても、書面決議が許容されることが明文化された。また、株主総会については定款に定めることによって、取締役会においては全取締役の同意又は定款に定めることによって、「技術を利用して」会議を招集、開催することができることが明記された。ここでは電話等による会議の招集、開催が想定されているものと思われる。
株主	旧会社法上は、株主は2名以上必要とされており、1名のみでの設立は認められていない。しかし、新会社法においては、株主1名のみであっても会社を設立でき、100%子会社も設立できるようになる
移行期間	新会社法の施行後も、旧会社法の下で登記された会社は有効に存続するものの、施行後12カ月間の移行期間内に、常駐の取締役を指名しなければならないとされている。
会社の権利能力	旧会社法では、会社の権利能力の範囲は定款の事業目的に限定されていたものの、新会社法では、あらゆる事業又は活動を行うことができるとして権利能力の範囲が拡大された。また、事実上の外資規制として働いていた外資会社に対する営業許可制度も廃止された。

(出所) ジェトロ「ミャンマー労務ガイドブック(改訂版)」より作成

規制緩和の観点で特筆すべきは、外資、会社の定義の変更である。新会社法のもとでは、外資の持ち分比率が35%以下であれば内資会社扱いとなる。内資扱いになった場合、投資法の下で定められている外資規制（外資禁止事業、合弁事業。詳細については第10章参照）や土地に関する外資規制（詳細については第13章参照）の適用を受けない、あるいは受けない可能性があるため、35%以下という持ち分比率が許容可能であれば、事業の選択肢、自由度が広がることになる。特に土地に関する規制については、長期利用に関するMIC許可が不要になることや、不動産所有自体も認められることが期待されている。なお、土地に関する外資規制については不動産譲渡制限法のもとで定められているものであり、上表に記載したとおり、会社法の外資会社の定義がそのまま不動産譲渡制限法にも適用されることになるかどうかについては今後の動向を見守る必要がある。

一方、規制強化の観点からは、取締役の居住者要件が新たに設けられたという点に留意が必要である。これまでは取締役の居住者要件はなかったため、現地法人を設立した後でも取締役の居住者要件を気にする必要がなかったが、新会社法のもとでは、居住者要件を満たす取締役が少なくとも1名必要になることから、事前にこの点につき手当が必要となる。

2. 投資法

ミャンマー政府は2011年に軍政から民政に政権を移管して以降、外国投資の誘致を積極的に進めてきており、2012年には従来の外国投資法を改正した。さらに、ミャンマーの国民民主連盟（NLD）政権は、2016年に新内閣を発足させた後、外国資本と内国資本の投資をさらに促進すべく投資法の改正を行った。これは、かつて外交投資法と内国投資法に分割されていた投資法を一本化し、内外資本による投資を公平に取り扱うとともに、外資規制業種のさらなる明確化、投資認可手続きの簡便化を企図したものである。従前の外国投資法ではミャンマー投資委員会（MIC）の認可が必要な投資事業が不明確であることや、投資認可と優遇措置の認可とが混同される等の分かりにくい点もあり、また外資規制についても一部の業種については明文化されない規制もある等の不満が内外の投資家から寄せられていた。

ミャンマー政府は、ミャンマーにおける投資に対して統一的な規律を与えることになるミャンマー投資法を2016年10月に国会承認を完了し、2017年4月に、計画財務省が同法の細則となるミャンマー投資法細則を発表している。

図表 7-2 投資法と細則・通達の成立の流れ

成立時期	法令等の名称	内容
2016年10月18日	ミャンマー投資法	ミャンマーにおける投資に対する統一的・包括的な法律
2017年3月30日	ミャンマー投資細則	投資法を補完する詳細ルール
2017年2月22日	MIC 通達 No.10/2017	法人税免税期間に係るゾーン指定
2017年4月1日	MIC 通達 No.13/2017	投資促進セクターリスト
2017年4月10日	MIC 通達 No.15/2017	制限業種一覧通達(ネガティブリスト)

(出所) DICA ホームページより作成

3. 経済特区（SEZ）法

ミャンマーの経済特区（SEZ）に関しては、2014年に新たにミャンマー経済特区法が制定され、ティラワ経済特別区等政府が指定した経済特区への投資を行う場合には、ミャンマー経済特区法や関連する法規制に従うことになる。なお、経済特別区以外の地域に対しては「ミャンマー投資法」が適用される。

4. 労働関連法

日本と同じようにミャンマーにおいても、労働法という1つの法典が存在するわけではなく、労働に関する法律が多数制定されている。従業員の基本的な権利と義務に関する法律が基本となる法律（The Law Prescribing the Fundamental Rights and Duties of People’s Workers, 1964）が存在していたが、2011年12月に廃止された。その後2018年3月時点において、新たな基本法は制定されていない。

したがって、下記図表 7-3 に列挙した14の個別法がそれぞれ、労働者の権利義務、労働組織等の個別事項を規定している。

図表 7-3 労働に関する個別の法律

1	労働者災害補償法(The Workmen 織等の個別事項を規定している。ndamental)
2	雇用統計法(The Employment Statistics Act, 1948)
3	工場法(The Factories Act, 1951)
4	休暇及び休日法(The Leave and Holidays Act, 1951)
5	油田(労働及び福利厚生)法(The Oilfields (Labour and Welfare) Act, 1951)
6	雇用制限法(The Employment Restriction Act, 1959)
7	海外雇用に関する法(The Law relating to Overseas Employment, 1999)
8	労働組織法(The Labour Organization Law, 2011)
9	労働紛争解決法(The Settlement of Labour Dispute Law, 2012)
10	社会保障法(The Social Security Law, 2012)
11	最低賃金法(The Minimum Wages Law, 2013)
12	雇用及び技術向上法(The Employment and Skill Development Law, 2013)
13	賃金支払法(The Payment of Wages Law, 2016)
14	店舗及び商業施設法(The Shops and Establishments Law, 2016)

(出所) ジェトロ「ミャンマー労務ガイドブック（改訂版）」より作成

5. 知的財産権

ミャンマーにおける知的財産権保護に関する法整備は十分ではなく、1914年に成立した著作権法が存在するのみである。一方で、ミャンマーは1995年に世界貿易機関（WTO）に加盟しているため、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS 協定）の履行義務を果たすべく、日本からの協力も得て法整備を進めている状況である。

第8章 投資形態

1. 進出形態

ミャンマー国内で事業を行う外国会社は以下の形態で事業を行うことができる。

図表 8-1 ミャンマーにおける外国会社の事業形態

事業形態	内容
100%外国資本金会社 並びに外国会社の 支店	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社を100%外資で設立する方法。 外国で設立された法人の支店を設立する方法。
合弁会社	<ul style="list-style-type: none"> ミャンマーのパートナーと合弁契約を締結し、共同して株式会社を設立する方法。 パートナーとなるのは、ミャンマー国民である個人、ミャンマーの民間企業、国営会社。 合弁会社を設立する場合の外国資本の比率は原則として当事者間で定めることができるが、ミャンマー投資法及び関連規則上制限が設けられている事業については、所轄官庁の指示を受けることもある。
生産物分与契約	<ul style="list-style-type: none"> ミャンマーの国営会社と生産物分与契約を締結して、ミャンマー国内の資源開発事業に参入が可能。 当該契約により、外国会社に割り与えられた生産物の比率に応じて、当該資源の探索、抽出、採掘、広範な範囲の鉱物・石油製品の生産と販売を行う。

ミャンマーでは、諸外国で一般的に認められる駐在員事務所という法的形態で拠点を設置することができない。したがって、事業投資のための事前調査、準備その他情報収集を行う目的で駐在員を派遣したい場合、上記の外国会社の支店として登録する方法を選択することが一般的となっている。

1914年に制定されたミャンマー会社法には、株式有限責任会社、保証有限責任会社、無限責任会社の3つの法人形態が規定されているが、実務的には株式会社形態のみが採用されている。

合弁事業のパートナーが国営会社である場合を除き、会社の設立登記手続きは、ミャンマー会社法の規定に従い行われる。国営会社との合弁事業の場合の設立登記手続きは、特別会社法の規定に従い行われる。

実際に合弁会社を目指す上で問題となっている点として、出資比率の決定が挙げられる。ミャンマー企業側は、一定の出資比率を得たい一方で、出資するお金がないのが実情であり、現物出資を選択せざるを得ない。しかしながら、主に現物出資の対象となる土地に関して、日本のように路線価がなく、有資格者としての不動産鑑定士も存在しないため、土地の評価が恣意的となってしまう問題が起きている。実務上は、事業計画を策定し、賃料としていくらぐらいまでであれば、事業が成り立つのかを計算し、賃料を基礎として評価額を算定する等検討していく必要がある。

なお、進出の際の具体的な選択肢は以下のとおりである。

- i. 会社法に基づく現地法人又は支店

- ii. i + 投資法に基づく MIC 許可
- iii. i + 投資法に基づく エンドースメント
- iv. i + 経済特区法に基づく 投資許可

大規模でないサービス業であれば通常（i）に該当する。（ii）の投資法に基づく MIC 許可を行う場合であっても、500 万ドル以下の案件であれば、まずは地方（管区や州）の投資委員会に対して申請をすることになっている。そのため、地方の投資委員会は、許可申請の扱いにあまり慣れていないことが多く、従来の MIC 以上に後出しで追加資料を要求されることも多く、かなりの手間がかかる場合もあるようである。また、当初（iii）の投資法に基づくエンドースメントは、簡易的な手続きをとることが予定されており、投資法細則では申請書類の正式受理から審査完了まで 30 日以内とされていたが、実際の手続きは想定以上に手間と時間がかかることがあるので留意する必要がある。

第9章 主要投資インセンティブ（奨励ゾーン、奨励業種等）

1. 概要

投資インセンティブは、投資法に基づくものと経済特区法に基づくものとに分かれており、どちらの法令のもとで投資を行うかによって適用される内容が異なる。

2. 投資法のもとでの投資インセンティブ

(1) 税務上の優遇措置の内容

新投資法では、内国投資家、外国投資家を問わず、下記の優遇措置が設けられており、投資家からの申請に応じて、優遇措置を付与すべきかどうか MIC（ミャンマー投資委員会）が個々の案件ごとに決定する。下表の全てが必ずしも付与されるわけではなく、案件ごとに MIC がどの項目を付与するか決定する。

図表 9-1 新投資法のもとでの税務上の優遇措置

税金の種類	優遇内容
法人税	(a) 収益活動を開始した時点(注 1)から、以下のゾーン別に(注 2)(注 3)、法人税を下記の一定期間免税する措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ゾーン 1(最も開発が進んでいない区域):7 年 ・ゾーン 2(適度に開発が進んだ区域):5 年 ・ゾーン 3(十分に開発が進んだ区域):3 年 (b) 事業により獲得した利益の一部を再投資のために留保し、1 年以内に投資する場合、当該再投資により獲得された所得に関して免税、あるいは減税する措置 (c) 機械設備、建物等の事業用固定資産について、税法で規定された耐用年数よりも短い耐用年数での減価償却費の損金処理(加速度償却)を認める措置(注 4) (d) ミャンマー国内での研究開発費について、課税所得の 10%を限度として損金処理を認める措置
輸入関税	(e) 事業準備期間中あるいは建設期間中に輸入される機械設備、機器、機械部品、スペアパーツ、建設資材等(ただし、ミャンマー国内で調達困難なものに限る)に関して、輸入関税並びに国内で課されるその他の税金を免税あるいは減税する措置(注 5) (f) 輸出用の完成品製造のために輸入される原材料及び半製品に関して、輸入関税並びに国内で課されるその他の税金を免税あるいは減税する措置(注 6)、または輸入時に支払われた同税金の還付請求権を付与する措置(注 7) (g) 事業拡張のために追加投資を行う場合に、輸入される機械設備、機器、機械部品、スペアパーツ、建設資材等(ただし、ミャンマー国内で調達困難なものに限る)に関して、輸入関税並びに国内で課されるその他の税金を免税あるいは減税する措置(注 5)(注 8)

(注1) 収益活動の開始時点について、投資法細則では業種別に下記のように定められている。

業種	収益活動開始時点
輸出型製造業	製品輸出用の書類(船荷証券や航空貨物証等)上で引渡しを確認できる日付と、建設(事業準備)期間終了後 180 日のいずれか早いほうの日付
国内向け製造業	最初の売上が認識された日付と、建設(事業準備)期間終了後 90 日のいずれか早いほうの日付
サービス業	サービス提供開始日と、建設(事業準備)期間終了後 90 日のいずれか早いほうの日付

通常、建設期間や事業準備期間が終了した後に収益活動が開始されることが想定されている。ただし、建設期間中や事業準備期間中に収益が認識されることになった場合、その時点が法人税免税開始の基点となるものの、建設期間中や事業準備期間中に別途認められる関税等の免税・減税規定はそれによる影響を受けない(引き続き建設期間中や事業準備期間中であれば該当する税務上の優遇措置を受けられる)旨、投資法細則で定められている。

(注2) ゾーンの指定については、2017年2月に公表された MIC 通達 No.10/2017 に詳細が記載されており、その概略は下表の通りである。

ゾーン	州	管区
1	<ul style="list-style-type: none"> カヤー州、カレン州、チン州、ラカイン州の全域 カチン州、モン州、シャン州の周辺部 	<ul style="list-style-type: none"> ザガイン管区、タニントアリー管区、バゴー管区、マグウェー管区、エヤワディ管区、マンダレー管区の周辺部
2	<ul style="list-style-type: none"> カチン州、モン州、シャン州の中心部 	<ul style="list-style-type: none"> ザガイン管区、タニントアリー管区、バゴー管区、マグウェー管区、マンダレー管区、エヤワディ管区の中心部 マンダレー管区の周辺部(ゾーン1以外) ヤンゴン管区の周辺部
3		<ul style="list-style-type: none"> マンダレー管区、ヤンゴン管区の中心部

(注3) 複数のゾーンにまたがって投資が行われる場合、投資金額全体の 65%以上の投資がなされるゾーンが、法人税免税上の指定ゾーンとなる旨、投資法細則にて規定されている。また、投資金額の 65%以上が複数のゾーンにまたがって投資される場合には、下表のようなゾーン指定となる。

ゾーン1及びゾーン2にまたがって投資が実行される場合	ゾーン2
ゾーン2及びゾーン3にまたがって投資が実行される場合	ゾーン3
ゾーン1及びゾーン3にまたがって投資が実行される場合	ゾーン3

(注4) 投資法細則では、税法上の償却率の 1.5 倍の償却率が優遇措置として認められる旨、規定されている。

(注5) 当項目の申請にあたっては、申請時に輸入物品リストを MIC に提出する必要がある、リストの細分化の目安は 4 桁の HS コードであると投資法細則には規定されている。またリストには金額の記載も求められる。

- (注6) 当項目の申請にあたっては、少なくとも外貨建ての輸出売上が全体の売上の80%を占める必要がある旨、投資法細則にて規定されている。仮に実際の輸出割合が80%を下回る場合には、実際の輸出割合に応じて当項目の免税、減税割合が定められることになり、過去にさかのぼって過度に免税、減税措置を受けた分については納税が必要とされている。
- (注7) 当項目については、外貨建ての輸出売上割合に応じて還付請求が可能となる金額が決定される旨、投資法細則にて規定されている。また、還付のほか、次年度以降に発生する関税等と相殺も可能とされている。
- (注8) 当項目の申請にあたっては、当初の投資計画の進捗率として少なくとも80%が完了している必要がある旨、投資法細則では規定されている。また、当項目の免税・減税期間は最長2年とされている。

(2) 審査上の要件

MICが税務上の優遇措置を付与するかどうかについて審査する際には、以下の事項が考慮される。なお(i)から(vi)までは必須条件であり、(vii)から(x)までは任意条件となる。

図表 9-2 MICの適用可否の審査における考慮事項

条件	内容
必須条件	(i) 投資プロジェクトが適法に、かつ確実に実行されること (ii) 税務上の優遇措置の申請（書類）が規則に従っていること (iii) 投資プロジェクトが投資促進分野に該当すること (iv) 投資額が、USD300,000を超えていること (v) MICの認可またはエンドースメントを得ていること (vi) 投資実行が、ゾーン1、2、3のいずれかの地域内であること
任意条件	(vii) 国内の雇用の創出または技術者の育成に寄与すること (viii) 新たな技術や技能が国内に移転されること (ix) 国内製品の市場競争力や生産効率の増強、国内のインフラやサービスの向上に資すること (x) 輸出額の増加が見込まれること

(3) 投資促進分野

2017年4月に公表されたMIC通達No.13/2017で投資促進分野が明らかにされており、全20分野に分けられた上、分野内でさらに業種が細分化されている。

(A)	農業関連（たばこ葉の栽培やたばこ製品の製造を除く）
(B)	植林、森林保護事業並びにその他の関連事業
(C)	畜産業、水産業並びにその他の関連サービス
(D)	製造業（紙たばこ、酒類、ビール等の健康に害を及ぼす製品を除く）
(E)	工業団地の開発
(F)	新都市の開発
(G)	都市開発関連
(H)	道路、橋梁、鉄道用線路の建設
(I)	海港、河川港並びにドライポート（積み替えターミナル）の建設
(J)	空港の運営管理、メンテナンス
(K)	航空機のメンテナンス
(L)	輸送関連
(M)	発電、送電
(N)	再生可能エネルギーの生産
(O)	通信事業
(P)	教育関連
(Q)	健康関連
(R)	IT
(S)	ホテル、観光
(T)	科学研究

3. 経済特区法のもとでの税務上の優遇措置の内容

図表 9-3 SEZ 認可企業への税務上の優遇措置

税金の種類	優遇内容	
	フリーゾーン	プロモーションゾーン
法人税	(1) 製造またはサービスの提供を開始した時点から7年間、法人税を免税する措置	(2) 製造またはサービスの提供を開始した時点から5年間、法人税を免税する措置
	(3) (1)あるいは(2)の免税期間終了後、翌5年間、法人税を50%減税する措置	
	(4) (3)の減税期間終了後、翌5年間、事業により獲得した利益の一部を再投資のために留保し1年以内に投資をする場合、当該再投資により獲得された所得に関する法人税率を、法定税率の50%まで減税する措置	
	(5) 税務上の損失を5年間繰り越して所得と相殺できる措置	
	(6) 教育訓練費(フリーゾーン)並びに研究開発費について損金処理を認める措置(注)	
	輸入関税等	(7) 下記を輸入する際の輸入関税並びにその他の税金を免税する措置 ・ 製造用原材料 ・ 製造用機械設備及びスペアパーツ ・ 工場、倉庫及び事務所建設のための建設資材、車両
(8) 免税販売、輸出販売並びに保税倉庫・運輸サービスのために、下記を輸入する際の輸入関税ならびその他の税金を免税する措置 ・ 販売用商品 ・ 委託販売用商品 ・ 車両、その他資材		(10) 下記を輸入する際に支払った輸入関税並びにその他の税金について還付請求を可能にする措置 ・ 海外及びフリーゾーンへの輸出用完成品 ・ 半製品の製造のために使用する原材料
商業税	(11) 国内あるいはプロモーションゾーンから調達した商品に関する商業税の免税措置	(12) 上記法人税の免税・減税期間中、購入取引に係わる商業税を免税あるいは減税する措置
	(13) 完成品輸出に関する商業税の免税措置	
その他	(14) 完成品輸出時の諸税を免税する措置(注)	

(注) 具体的な適用について未だ不明の点も多く、事前に確認する必要がある。

第10章 外資規制業種

1. 禁止事業・規制事業

(1) 禁止事業

ミャンマー投資法上で、禁止事業が概念的に定義されている。ミャンマー投資家、外国投資家を問わず全面的に禁止されている。

図表 10-1 すべての会社が禁止されている事業

No	事業の内容
1	国防・保安のための物品製造(政府通達で特定されたもの)
2	ミャンマー国に危険なまたは有害な廃棄物を持ち込む、あるいはもたらす可能性のある事業
3	栽培や品種改良のための技術、薬品、植物、動物並びに物品等で、検査中または未許可のものをミャンマー国に持ち込む可能性のある事業(研究開発目的を除く)
4	ミャンマー国内の各民族の伝統的な文化や習慣に影響を与える事業
5	公衆に危害を加える可能性のある事業
6	自然環境や生態系に重要な影響を与える可能性のある事業
7	既存の法律で禁止されている物品の製造やサービスの提供を伴う事業

(2) 規制事業

事業の実施に一定の制限を加えるものとして下記の事項が定められている。

①民間に対する禁止事業

連邦政府のみが実施できる事業として、2017年4月にミャンマー投資委員会（Myanmar Investment Commission, 以下「MIC」という）が公表した「MIC 通達 No.15/2017」で具体的な事業内容が明示されている。

図表 10-2 連邦政府以外には禁止されている事業

No	事業の内容	産業区分
1	国防・保安のための物品製造(政府通達で特定されたもの)	製造業(国防関係)
2	国防のための武器・弾薬の製造並びに関連するサービス	製造業(国防関係)、サービス(国防関係)
3	郵便切手の発行、郵便局及び郵便ポストの設置・運営	郵便業
4	航空交通関連サービス(航空機の飛行状況を提供するサービス、航空交通に関する警報を提供するサービス、航空交通に関する助言提供、航空管制事業等)	運輸業(航空)
5	船舶管制事業	運輸業(船舶)
6	自然林や自然林区域の管理(炭素排出削減関連のビジネスを除く)	林業
7	放射性鉱物(ウランウム、トリウム等)の事業性調査及び採掘	鉱業(特殊鉱物)
8	電力システムの管理	エネルギー
9	電気事業に関する査察	エネルギー

②外国投資家に対する禁止事業（外資規制）

外国投資家（外国人、外国企業並びにそれらによってミャンマーに設立された外資企業）には実施が認められない事業として、「MIC 通達 No.15/2017」で具体的な事業内容が明示されている。

図表 10-3 外国会社が禁止されている事業

No	事業の内容	産業区分
1	ミャンマー語及び少数民族言語による定期刊行物の発行並びに販売	情報通信業(メディア)
2	淡水での漁業及び関連するサービス	漁業
3	動物の輸出入のための検疫施設の設置(検疫行為自体は関連当局が実施)	その他
4	ペットケアサービス	サービス(その他)
5	森林区域及び政府管理下の自然林区域を利用した木材事業	林業
6	鉱山法に準拠した中小規模での鉱物の調査、試掘、事業性調査、採掘	鉱業
7	中小規模での鉱物の精錬	鉱業
8	浅掘りでの石油採掘	鉱業
9	外国人用のビザや滞留許可証のためのシールの印刷及び発行	その他
10	ヒスイや宝石の探査、試掘、採掘	鉱業
11	ツアーガイドサービス	サービス(旅行業)
12	ミニマート及びコンビニエンス・ストア(店舗床面積が 10,000 平方フィート、あるいは 929 平方メートルを超えないもの)	小売業

③内資との合弁が必要になる事業（外資規制）

外国投資家にとって、ミャンマー投資家（ミャンマー国民あるいは内資企業）との合弁を必要とする事業として、「MIC 通達 No.15/2017」に具体的な事業内容が明示されている。合弁比率については、ミャンマー投資法細則によりミャンマー投資家の最低出資比率が 20%と規定されているものの、それ以外の具体的な比率は規定あるいは明示されていない。なお、後述の関連省庁からの承認を要するケースでは、関連省庁から合弁比率（比率のレンジを含めて）が各省庁により指定される可能性があるため留意が必要である。

図表 10-4 内資との合弁が必要になる事業

No	事業の内容	産業区分
1	漁港、漁業用の栈橋並びに魚市場の建設	インフラ
2	漁業関連の調査	サービス(その他)
3	動物病院	サービス(その他)
4	農地での作物栽培、並びにそれらの国内販売及び輸出	農業
5	プラスチック製品の製造及び国内販売	製造業(化学品)
6	天然資源を利用した化学製品の製造及び国内販売	製造業(化学品)
7	アセチレン、ガソリン、プロパン、ヘアスプレー、香水、デオドラント、殺虫剤等可燃性の固形・液状・ガス状・噴霧式製品の製造及び国内販売	製造業(化学品)
8	酸素、過酸化水素等の酸化製品、並びにアセトン、アルゴン、水素、窒素、アセチレン等の圧縮ガスの製造及び国内販売	製造業(化学品)

No	事業の内容	産業区分
9	硫酸、硝酸等の強酸性化学物質の製造及び国内販売	製造業(化学品)
10	産業用ガス(圧縮、液化、固形)の製造及び国内販売	製造業(化学品)
11	ビスケット、ウエハース、各種麺類等の穀物食品の製造及び国内販売	製造業(食品・飲料)
12	スイーツ、ココア、チョコレート等の各種菓子製品の製造及び国内販売	製造業(食品・飲料)
13	牛乳、乳製品を除くその他の食品の加工、缶詰の製造並びに国内販売	製造業(食品・飲料)
14	麦芽、麦芽飲料(ビール)並びに非炭酸製品の製造及び国内販売	製造業(食品・飲料)
15	蒸留酒、アルコール飲料並びにノンアルコール飲料の製造(蒸留、混合、精留、ポトリング等)及び国内販売	製造業(食品・飲料)
16	製氷及びその国内販売	製造業(食品・飲料)
17	飲料水の製造及び国内販売	製造業(食品・飲料)
18	石鹼の製造及び国内販売	製造業(その他)
19	化粧品の製造及び国内卸販売	製造業(その他)
20	居住用アパート、コンドミニアムの開発、販売並びに賃貸	不動産業
21	国内旅行サービス	サービス(旅行業)
22	海外の病院への患者の輸送業務	サービス(医療)

④関連省庁からの承認が必要となる事業

ミャンマー投資家、外国投資家を問わず、事業を実施するにあたって関連省庁からの承認を要する事業として、「MIC 通達 No.15/2017」に具体的な事業内容が明示されている。なお、MIC 通達 No.15/2017 では、関連省庁から出されたその他の法令等によって事業の制限が規定されている場合には、それらに従う必要がある旨記載されている。そのため、下表には記載されていないものの、事業実施にあたってはその他の制限事項がある点に留意が必要である。

図表 10-5 関連省庁からの承認が必要となる事業

監督官庁	事業内容	産業区分
内務省	麻酔薬、向精神薬の製造販売	製造業(医薬品)
情報省	活字及び放送の複合メディア事業	情報通信業(マスメディア)
	外国語による新聞発行	
	各種放送事業(FM 放送、ケーブルテレビ等)	
農業・畜産・灌漑省	漁業資源に関するビジネス、遠洋漁業	漁業
	動物用医薬品の製造販売	製造業(医薬品)
	畜産、動物用の遺伝子研究及び関連ビジネス、飼料や品種の研究、動物医療の研究	農業(畜産)
	種子、新種植物に関するビジネス	農業(その他)
	農薬、肥料、活性剤、除草剤に関するビジネス	製造業(化学品)
	農業関係の研究	農業(その他)
	季節性作物の栽培	農業(耕作、栽培)
運輸・通信省	自動車登録用検査、自動車教習所	サービス
	鉄道用車両・スペアパーツの製造、メンテナンス	運輸業(鉄道)

監督官庁	事業内容	産業区分
	鉄道用駅舎、線路の建設	
	列車運行(列車運行用の発電含む)	
	鉄道輸送用のドライポートサービス	
	郵便事業	郵便業
	通信サービス	情報通信業(通信)
	衛星通信機器、レーダー通信機器、ラジオ通信機器、電話機並びに携帯電話機の製造、販売	製造業(通信機器)
	航空訓練サービス	サービス(教育)
	国内航空輸送、国際航空輸送	
	航空機のメンテナンス、航空機のリース	運輸業(航空)
	空港内、離発着場での各種サービス	
	海事教育、海事訓練サービス	サービス(教育)
	国内・国際船舶輸送(乗客、貨物)	
	船荷取扱い	
	引船、曳舟サービス	運輸業(船舶)
	造船業、船舶解体業	
	船舶の販売仲介、船舶リース	
	船舶の規格検査サービス	サービス(その他)
水路、栈橋、港湾の建設、運営、補修	インフラ	
天然資源・環境 保護省	森林区域及び政府管理区域での丸太伐採	
	植林事業	
	木材関連事業	林業
	森林区域、自然保護区域でのエコツーリズム	
	林業分野での先端技術開発、研究、人材育成	
	商業目的での遺伝子組換え生物の輸入、再生並びに販売	その他
	商業目的での野生生物(動植物)の輸入、栽培・繁殖、販売	
	外国投資家による鉱物資源の探査、事業性調査並びに採掘(大規模)	鉱業
	内国投資家による鉱物資源の探査、事業性調査並びに採掘(中小規模)	
	外国投資家による宝石の採掘、宝飾品の製造販売	製造業(宝石・宝飾品)
	真珠の養殖	漁業
オゾン層に影響を与える物質の製造	製造業(その他)	
大規模な紙パルプの生産	製造業(パルプ)	
電力・エネルギー省	大規模発電(30メガワット以上)	
	電力関連事業	
	海洋掘削設備の輸入、製造、建設・設置	エネルギー
	石油、ガス、石油製品の運搬・貯蔵用の設備の建設、据付	
	精製施設の建設、補修	

監督官庁	事業内容	産業区分
	石油、ガスの埋蔵調査用設備の輸入、製造、建設・据付	
工業省	ワクチンの生産	製造業(医薬品)
商業省	小売業	小売業
	卸売業	卸売業
保健・スポーツ省	民間の病院、保健・介護サービス	医療
	民間の伝統医療用の病院、診療所	
	伝統医薬品(原料含む)の栽培、製造、研究	
	ワクチンの研究、検診キットの製造	
建設省	道路、バイパス等の建設	インフラ
	180 フィートを超える橋の建設	
	橋梁用部品の製造	
	100 エーカーを超える都市開発	
	ネーピードー、ヤンゴン、マンダレーを除く州・管区の中心都市における4 エーカー以上の都市再開発	
	新都市開発	
	床面積 50,000 平方メートル以上の居住用アパート及び工場団地での住宅の建設及び販売	不動産

(注) 上表に記載されていない銀行、保険並びにその他の金融サービスについては、関連する省庁が事業許可を与えることになる⁵。

また、同通達では、輸出入を伴う事業の場合には、商業省の方針に従う必要がある旨記載されている。輸入の際には、商業省から対象物品ごとに輸入ライセンスを取得する必要があるが、これまでは、一部の物品（例；ショールーム販売用の新車、農業・医療関係等）や MIC 投資許可・SEZ 投資許可を得ている場合を除き、外資企業には輸入ライセンスの付与が認められていなかった。

今回公表されたミャンマー投資法細則では、「他の法律で規定されている場合を除き、ミャンマー投資法のもとで投資を行う投資家は、MIC からの特別な承認を得ることなく投資に関連する設備・物品または原料を輸入することができる」（ミャンマー投資規則 230 条）、「関連する法令等に基づいてライセンスや承認が必要とされる場合には、投資家は関連する省庁への申請を行う権利を有し、関連する省庁はその法律における条件を満たしている場合にはそれらのライセンスや承認を出さなければならない」（ミャンマー投資規則 231 条）と規定されており、一見すると外資企業にも輸入権限が開放されるような印象がもたれるが、MIC 通達 No.15/2017 における上記の記載で、輸入権限に関しては引き続き商業省の管理下であることが強調されている。

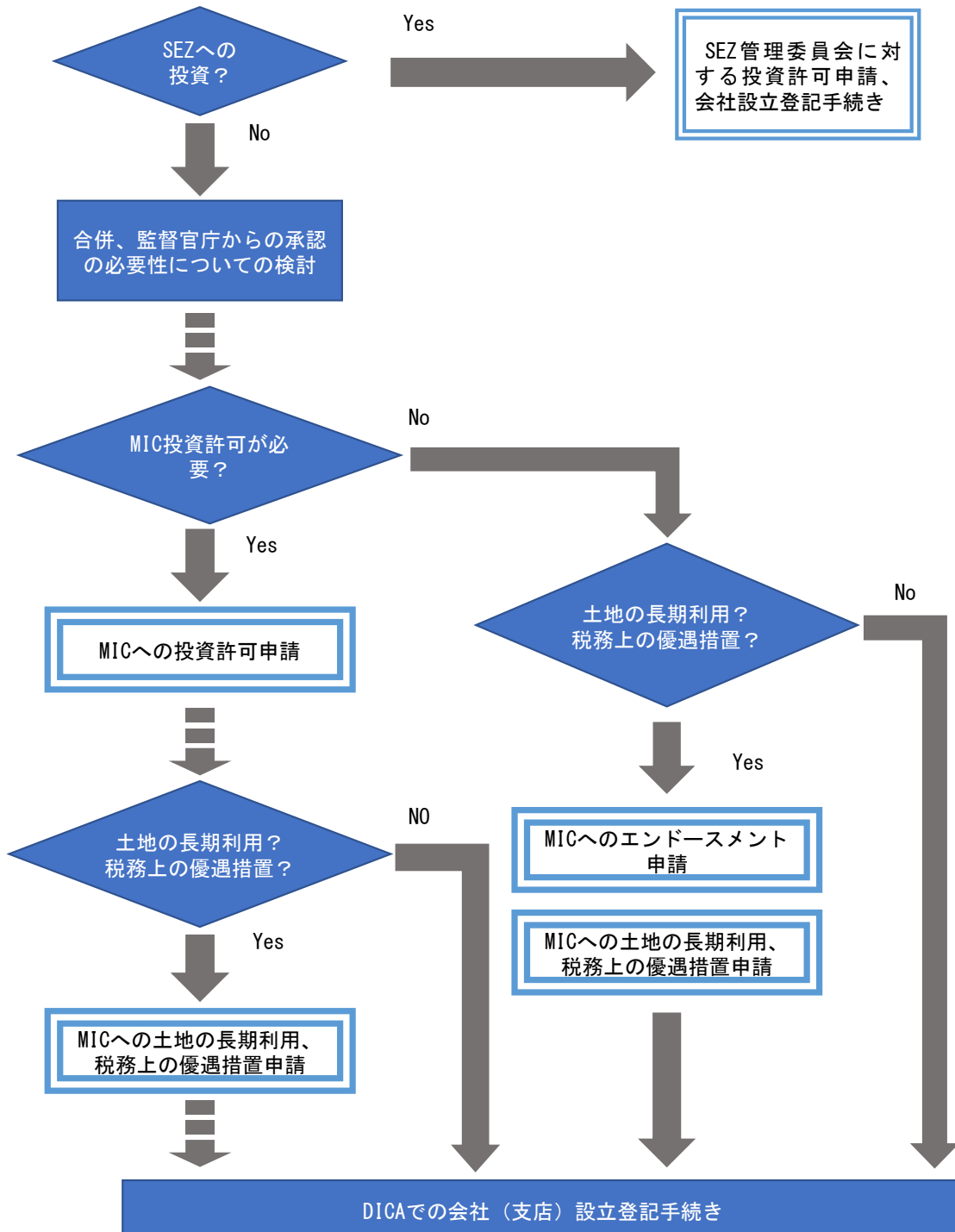
⁵ 銀行については、「第 17 章 金融市場」を参照のこと。また、保険については、従来、外資企業による保険事業は SEZ 内においてのみ認められていたが、2018 年 4 月、生命保険事業を行うことを条件に外資 100% を許可することが計画・財務省によって発表された。なお、現行の規則では、外資企業がミャンマー国内で保険事業を行う場合、国内保険会社と合弁会社を設立し、株式は全体の 35% まで保有が可能である。

第11章 許認可・進出手続き

1. 概要

図表 11-1 の通り、経済特区（SEZ）への投資とそれ以外で、投資プロセスが大きく異なる。本章では経済特区以外への投資プロセスについて述べる。

図表 11-1 外国投資家にとっての投資手続き



2. MIC 投資許可が必要となるケース

ミャンマー投資家、外国投資家を問わず、ミャンマー投資法及び同細則では、下記の事業に該当する場合には MIC 投資許可を得る必要があると規定されている。

(1) ミャンマーにとって戦略的に重要な事業

- (a) 技術関係（情報技術、通信技術、医療技術、生命工学技術または類似の技術）、交通インフラ、エネルギーインフラ、都市インフラ、新都市開発、天然資源、メディアに関する事業であり、かつ想定される投資額が 2,000 万ドル超のもの
- (b) コンセッション契約、合意契約等によって政府から委譲された事業であり、かつ想定される投資額が 2,000 万ドル超のもの
- (c) 国境地域・紛争地域での事業であり、かつ想定される投資額が 100 万ドル超のもの
- (d) 国境をまたぐ事業であり、かつ想定される投資額が 100 万ドル超のもの
- (e) 州や管区をまたぐ事業
- (f) 農業関係の事業で、かつ 1,000 エーカーを超える土地を使用・占有するもの
- (g) 非農業関係の事業で、かつ 100 エーカーを超える土地を使用・占有するもの

(2) 多額の資本集約的投資プロジェクト

- (a) 想定される投資額が 1 億ドル超のもの

(3) 自然環境及び地域社会に大きな影響を及ぼす事業

- (a) 環境影響評価（Environmental Impact Assessment / EIA）が必要な、または必要となる可能性のある事業（注）
- (b) 環境保護法等の法律により環境保護区域、環境保全区域もしくは高度生物多様性地域として指定されている地域、または生態系、文化・自然遺産、文化的記念物もしくは手つかずの自然を保護するために指定または選定された地域での事業
- (c) 下記のような土地の使用・占有が見込まれる場合
 - (i) 法令に基づく強制収用（事前合意に基づくものを含む）により、少なくとも 100 人以上の住民移転が必要となる、または 100 エーカー以上が収用対象となる場合
 - (ii) 事業用地が 100 エーカー以上であり、法的な土地所有者の土地利用権や天然資源へのアクセス権に制限を及ぼす場合
 - (iii) 事業用地が 100 エーカー以上であり、対象事業と相容れない形でその土地を占有・利用する権利を正当に主張する者がいる場合
 - (iv) 少なくとも 100 人以上の土地占有者に不利な影響を与える場合

(注) 上記(a)に記載されている環境影響評価 (EIA) については、2015 年 12 月に当時の環境保護・林業省が環境影響評価手続きに関する通達 No.616/2015 を公表しており、そのなかでどのような事業が EIA を必要とするのか、具体的な条件が明示されている。

(4) 国有地及び国有建物を使用する投資

国が所有する土地や建物を使用する場合で、下記のケースを除く。

- (a) 5 年未満の土地や建物の使用
- (b) 土地や建物のサブリースを実施する場合で、貸手がすでに関連する法令に基づいて使用权を得ており、かつ国からもサブリースを実施することが認められている場合

また、所定の手続きに従って、グラント等により土地の使用权がすでに与えられている場合も除かれる。

(5) 別途連邦政府によって MIC 投資許可が必要であると指定されている事業

現状では、指定されている事業は明らかにされていない。

3. 投資許可プロセス

投資家は、MIC 投資認可申請にあたって、所定のフォームである MIC 投資認可申請書 Form2 を添付書類とともに MIC 事務局へ提出する。Form2 には、投資家の情報、投資形態、出資の構成、資金調達の方法、事業内容、土地の情報、雇用の情報のほか、投下資本の資金使途や環境への影響についても記載が求められている。添付書類については、Form2 に記載された内容を補足するものとして、投資家（企業の場合）の会社登記証や財務諸表、事業で使用予定の土地に関する資料、環境影響評価の資料等を提出することになる。

MIC 事務局が申請書類を受領した後、資料に不備がないかどうかチェックし、不備がないようであれば正式に申請書類を受領され、実質的な投資認可の審査が開始される。投資認可の審査では、まず PAT (Project Assessment Team) が申請内容を吟味する。PAT は、MIC を支える機関で、各省庁から選出された担当官や専門家等から構成される。PAT は会議体で各案件を吟味するが、通常、投資家もその会議への出席が要請され、事業内容の説明や PAT からの質問に対する回答が求められる。PAT の会議後、場合によっては追加の資料提出や書類の訂正が要求され、それらへの対応を経て、PAT の審査が完了すると、最終の MIC による会議で案件が検討される。PAT 同様、通常、投資家は MIC による案件会議にも出席が要請され、事業内容の説明や MIC からの質問に対する回答が求められる。MIC による案件会議を経て、投資が許可されると、MIC から投資許可証が発行され、投資家は予定していた事業を開始することができる。また、ミャンマー国とその国民の安全、経済状況、環境、社会的利益に重大な影響を与える可能性のある投資活動に関しては（これ以上の具体的な基準は今のところ公表されていない）、連邦議会に対して MIC 投資許可についての承認を求めることもあるとされている。

図表 11-2 MIC 投資許可プロセスの期間



4. エンドースメント

外国投資家は、不動産譲渡制限法によりミャンマーでの土地の所有や長期利用（1年を超える賃貸契約）が認められていない。このため、従来、外国投資家が製造業のような土地の長期利用を必要とする事業を実施しようとする場合は、MICの投資許可申請の一環で土地の長期利用を申請し、MIC投資許可のひとつとしてその長期利用が認められていた。ミャンマー投資法施行後は、この土地の長期利用については、MIC投資許可を必要としない事業でも、「エンドースメント（是認）」手続きによって、土地の長期利用のみ単独でMICに申請することが可能になった。

また、各種の税務上の優遇措置は、従来、土地の長期利用と同様、MIC投資許可の一部として組み込まれていたが、ミャンマー投資法施行後は、MIC投資許可申請とは別に、「エンドースメント（是認）」手続きを利用することによって、単独で申請することが可能になった。なお、MIC投資許可が必要となる事業の場合、投資許可申請を進めるなかで、土地の長期利用や税務上の優遇措置の申請を平行して実施することとなる。

5. 会社の清算手続きと必要書類

会社の精算にあたっては、取締役会にて会社清算に関する決議を行った後、清算人を指名し、清算人による所定の手続きと投資企業管理局（DICA）の承認を経て、DICAに対して企業登記の除却を申請する。

図表 11-3 会社清算の手続き

1	取締役会 (Board of Directors) で、会社清算を決定。
2	清算人 (liquidator) を指名する。この時点で、取締役会の権限がなくなる。
3	清算人は、負債の清算、税金の支払い等、所定の手続きを行う（残った現金・預金の外貨部分は、清算手続き完了後、ミャンマー中央銀行の承認を経て海外への送金が可能と言われているが、実際に送金にまで至ったケースは極めて限られている模様）。特に負債の清算にあたっては、Myanmar Gazette（いわゆる官報）および国営新聞で債権者向けに会社を清算する旨、公示する。
4	清算の準備が整った後、DICAの清算承認を経て、DICAに対して企業登記の除却 (deregistration) を申請。この除却申請の必要期間は、1ヵ月から数ヵ月を要する。

（出所） ジェトロ公開資料より作成

第12章 税制

1. 法人税の概要

(1) 課税年度

民間企業は、4月1日から3月31日が課税所得の計算期間であり、3月末で終了する会計年度で申告を行う必要がある。特別の事情により上記の課税年度での申告が困難な場合には、計画財務省の承認のもと、税務当局の指示に従い変更することはできる。

国営企業の課税年度は、国の会計年度（これまでは4月1日から3月31日が会計年度であったが、2018年10月以降は10月1日から9月30日が会計年度となる）と同一である。

(2) 納税主体

納税主体は、居住法人、非居住法人に区分される。

居住法人	ミャンマー国内で設立登記された法人
非居住法人	ミャンマー国外で設立登記された法人

ここでの居住／非居住の区分はミャンマー国内で設立登記されたか、ミャンマー国外で設立登記されたかという区分であり、外国法人のミャンマー支店は、本店がミャンマー国外で設立登記された法人であるため非居住法人に該当する点に留意が必要である。

(3) 課税範囲

上記の納税者区分のうち、居住法人は全世界所得に対して課税が行われ、非居住法人は国内源泉所得に対して課税が行われる。

(4) 課税所得の算出方法

課税所得は、総所得から税務上の損金を控除した額となる。法人の総所得には、総売上、事業収入、利子、賃貸料、ロイヤルティ、サービス・フィー、コミッション等が含まれる。税務上の損金は、原則として、課税年度における事業遂行上必要な全ての費用である。事業所得を稼得するために直接に関連して支出された費用、並びに初年度償却を含む減価償却費を損金として所得から控除することができる。貸倒損失は、債権回収が不可能であることが証明された時点（実務的には、裁判所での判決を待つ必要がある）で損金に算入され、貸倒引当金への繰り入れは税務上で加算する必要がある。資本的支出並びに事業に関連しない個人的支出、事業の拡大に比例しない費用等は損金として控除することができないと規定されている。

固定資産の減価償却は、歳入局が認めた償却率で計上することができ、それを超える減価償却費は、損金として認められない。歳入局が認めた償却率（償却年数）は、例えば建物については1.25%（80年）から10%（10年）、機械装置については2.5%（40年）から10%（10年）、船舶については5%（20年）から10%（10年）、車両については12.5%（8年）から20%（5年）、その他の資産については5%（20年）から20%（5年）のように定められている。

会計上で採用する償却率が、上記の税務上の償却率と異なる場合には、自己申告制度のもとでは税務申告書上で差額を調整することになる。また、税務当局より認められた慈善団体や財団への寄付金も税務上の損金となるが、総所得の25%が限度とされている。

(5) 税率

居住法人、非居住法人（外国法人のミャンマー支店）のいずれに対しても25%の法人所得税率が適用される。固定資産・株式の売却等によって生じるキャピタルゲイン所得は、通常の課税所得からは除外し、別途キャピタルゲイン所得のみに限定した課税計算がなされる。キャピタルゲインについては、資産の売却日より1ヵ月以内に計算された納税額を申告・納付することになるが、この場合の申告・納税者はキャピタルゲインを得た者となる。キャピタルゲインに関する納税額は、売却価額から税務上の減価償却累計額を差し引いた簿価を控除した額に所定の税率（一般事業法人は10%）を乗じて計算される。

図表 12-1 法人所得税率

法人の種類	事業所得	キャピタルゲイン	
		一般事業法人	石油・ガス事業法人
居住法人	25%	10%(注)	40%~50%の累進課税(注)
非居住法人			

(注) 課税年度における取引額が10,000,000チャットを超える場合にのみ課税が行われる。

(6) 配当金

配当所得は非課税であり、配当支払い時の源泉税の徴収もない。

(7) 欠損金の繰越

キャピタルロスを除く税務上の損失額は、同事業年度の課税所得と相殺ができるほか、相殺され得ない損失額は翌年以降の3事業年度に繰り越し、将来の課税所得と相殺することができる。ただし、収益活動を伴わない企業（例；駐在員事務所のような外国法人の支店）については、実務上、欠損金の繰越しが認められていない。なお、欠損金繰戻しの制度はない。

(8) 申告・納税手続き

ミャンマーではこれまで賦課課税方式が採用されており、確定申告書を税務署に提出した後、税額確定までに税務署との摺りあわせや税務担当官による査定が必要であった。現在、近代的な徴税制度を整備すべく、税務署や納税制度の改革が行われており、諸外国と同様の自己申告納税制度が大企業向けの税務署から順次採用されている。

納税については、期中段階では四半期ごとに年度の課税所得見込み額に基づき計算した税額を分割納付し、年度末の確定申告の際に期中納付額と通年の最終税額との差額を納付することになる。なお、期中納付額が通年の最終税額を下回り、差額部分を納付する際には、差額税額に対して10%のペナルティが課されることもある。

年度末の確定申告は、翌事業年度の6月30日までに所轄の税務署に行う。法人が解散あるいは清算手続きに入った場合、清算の日から1ヵ月以内に清算申告を行う必要がある。キャピタルゲインに関する税務申告については、所得の発生の都度、資産売却日より1ヵ月以内に申告を行う。

2. 法人税に係る源泉税

(1) 源泉徴収税の概要

ミャンマー国内での物品の販売やサービスの提供等に際して、代金の支払者は受領者の法人税を前もって徴収し、納付する必要がある。ミャンマーの源泉徴収税は、ミャンマー居住者が対価を受け取る場合と、ミャンマー非居住者（外国法人のミャンマー支店も含まれる）が対価を受け取る場合とで税率が異なる。

これまでは、物品販売やサービス提供に際して、対価の支払いの都度源泉徴収する必要があり、実務上は源泉徴収や納付手続きが非常に煩雑となっていたが、2018年7月1日以降は、居住者向けの支払いについては源泉税が課せられないようになったため、実務上の負担が軽減されている。

(2) 源泉税の対象取引と税率

2017年4月1日より新たな税率が適用され、直近の対象取引や税率は下表の通りである。なお、ミャンマーは、英国、シンガポール、マレーシア、ベトナム、タイ、インド、バングラデシュ、インドネシア、韓国、ラオスと租税条約を締結しており、そのうち、英国、シンガポール、マレーシア、ベトナム、タイ、インド、ラオス、韓国との租税条約が発効されている。下表では、例として、租税条約非締結国及びシンガポールとの租税条約に基づき適用される源泉税率を記載している。なお、日本とは租税条約を締結していない。

図表 12-2 源泉税の種類

種類	ミャンマー居住者が受け取る場合	ミャンマーの非居住者(注1)が受け取る場合	
		租税条約非締結国	シンガポール
支払利息	-	15%(注2)	8%または10%
配当金の支払い	-	-	-
ロイヤルティの支払い	10%	15%	10%または15%
物品購入代金の支払い	2% (注4)	- (注3)	-
サービス代金の支払い	2% (注4)	2.5%	-

(注1) 外国法人がミャンマーに設立した支店は、非居住者扱いになる。

(注2) 外国法人がミャンマーに設立した支店に対する利息の支払には、源泉税が課せられない。

(注3) ミャンマーへの物品輸入（通関）時には、輸出者に対する支払いに源泉税は課せられないが、輸入者は自身の前払法人税（輸入価額に対して2%）を支払う必要がある。

(注4) 2018年7月1日以降は、行政機関及びそれらが有する企業が支払う場合を除いて、源泉税が課せられない。

(3) 非居住法人

ミャンマー国内でサービスを提供する非居住法人（外国法人の支店）で、ミャンマー国内に恒久的施設（Permanent Establishment “PE”）を有する場合には、そのサービスに対する対価の受領は2.5%の源泉課税の対象となり、当該源泉税は前払いとして扱われ、確定申告に際して納付すべき法人税額から控除される。

国内に PE を有しない非居住法人がミャンマー国内でサービスを提供する場合にも、同様に2.5%の源泉税が徴収されるが、当該税額は最終税額となる。ミャンマーと租税条約を締結している国に所在する非居住法人については、国内に PE を有しない場合、源泉税は免除されるのが基本であるが、事前に当局への確認が必要である。

(4) 金額基準

下表の通り、物品購入やサービス取引については、相手先への年間支払合計金額が一定の金額基準を超える場合にのみ、源泉税が課せられる。

図表 12-3 居住者、非居住者の源泉税

支払先	支払通貨	支払者に適用される 申告納税税度	金額基準
居住者	チャット	自己申告方式	1,500,000 チャット
		賦課課税方式	500,000 チャット
	外貨		金額基準なし
非居住者			金額基準なし

(5) MIC 認可法人／SEZ 認可法人の取扱い

MIC 認可法人や SEZ 認可法人には、収益活動開始後数年間、法人税の免税特典が付与されているため、その期間においては法人税の前払いである源泉税の取扱いも異なる。この場合、代金の支払元に支払いに係る源泉税の控除が不要である旨の通知を行い、代金の全額を自社に対して支払うように要求する必要がある。

3. 個人所得税の概要

(1) 居住者・非居住者と課税所得の範囲

①課税対象者

ミャンマー国内で就労する個人は、居住者と非居住者の別に拘わらず、ミャンマーでの所得税の納税の義務を負う。国内に継続して 90 日以上滞在する外国人は、外国人登録証（FRC）を申請することが義務づけられており、FRC の保有者はミャンマーを出国する際には税務クリアランスを行うことが求められる。ただし、このことは国内に 90 日未満滞在する場合には、個人所得税の

課税が発生しないことを意味するものではなく、滞在期間が 90 日未満であっても、その間に国内での雇用による所得あるいはその他の国内源泉所得がある場合には課税対象となる点に留意が必要である。

②居住者と非居住者の定義

個人の場合、毎年、課税年度内（4 月 1 日から 3 月 31 日）においてミャンマー国内に 183 日超滞在する者が居住者と定義され、183 日以内の者が非居住者と定義される。

③課税対象所得

居住者は全世界所得に対して課税される。一方、非居住者はミャンマー国内源泉の所得に課税される。国内源泉所得とは、ミャンマー国内の職位・職責による所得、ミャンマー国内事業所または事業からの所得、ミャンマー国内に所在する資産からの所得を指し、所得の受領地や居住者・非居住者の違いは問われない。

	非居住者	居住者
滞在期間(通算)	183 日以内	183 日超
課税対象範囲	国内源泉所得	全世界所得

(2) 課税所得

課税所得には、給与、賞与、手当その他の福利厚生が含まれる。福利厚生には、個人に専用の住居として与えられる住居費用の補助も含まれる（ただし、会社が直接賃貸借契約を締結し、賃借料の支払自体も会社が直接行っている場合は、課税所得に含める必要はない）。会社が通勤のために支給する乗用車及び燃料費手当等は、金額が合理的な範囲であれば、課税所得に含める必要はないとされている。また、法人がその従業員に課税された所得税を負担する場合、当該所得税額は従業員の課税所得に含まれる。キャピタルゲインに対する課税は、法人の場合と同様に、居住者・非居住者ともに 10%の税率で分離課税され、配当所得は非課税となっている。

(3) ミャンマー国民の課税所得

ミャンマー国民が外貨により所得を得る場合には、当該所得は、中央銀行により示される為替レートにより換算する。一方、2012 年 1 月 1 日より、国外に居住するミャンマー国民が国外で稼得する給与所得は課税対象外とされた。ただし、給与所得以外の所得を外貨で受領する場合には、10%の所得税を外貨で支払うことが求められる。

(4) 所得控除

居住者の課税所得の計算においては、以下の所得控除が認められる。

図表 12-4 各種控除

所得控除対象	内容
基礎控除	課税所得総額の 20% (上限 10 百万チャット)。
配偶者控除	所得のない配偶者につき 1,000,000 チャットの控除。

保険料控除	納税者、配偶者のための保険料支払い額の控除。
扶養控除(親)	同居中かつ扶養者となっている親 1 人当たり 1,000,000 チャットの控除。
扶養控除(子女)	未婚で扶養者となっている子女 1 人当たり 500,000 チャットの控除。18 歳を超える子女の場合には、全日制の学校等の就学者であることが条件となる。

なお、課税年度の給与所得が 4,800,000 チャットまでの場合には所得税の納税が免除される。上記の所得控除は、当該金額を超える給与所得あるいはその他の所得に対して適用される。

(5) 税率

個人所得税の税率（キャピタルゲイン税率を含む）は下表の通りである。

図表 12-5 個人所得税の税率

納税者区分		給与所得その他の所得		キャピタルゲイン
		給与所得	その他の外資収入	
ミャンマー国民	居住者	0%～25%の累進税率		10%
	非居住者	非課税	10%	
外国人	居住者	0%～25%の累進税率		10%
	非居住者			

図表 12-6 適用される累進税率

課税所得	税率
1 から 2,000,000 チャット	0%
2,000,001 チャットから 5,000,000 チャット	5%
5,000,001 チャットから 10,000,000 チャット	10%
10,000,001 チャットから 20,000,000 チャット	15%
20,000,001 チャットから 30,000,000 チャット	20%
30,000,001 チャット以上	25%

(6) 外貨所得の換算

外貨により稼得された所得を現地通貨に換算する為替レートは、中央銀行により発表されるレートを利用した期中平均レートを使用する。

(7) 会社負担の所得税のグロスアップ

法人がその従業員に課税された所得税を負担する場合、当該所得税額は従業員の課税所得に含まれるべくグロスアップして計算する。

(8) 申告・納税手続き

個人給与に係る源泉徴収税は、源泉徴収後 7 日以内に納税することとされている。給与は通常毎月支払われるため、事業者は、給与支給時に源泉した所得税を毎月納税することになる。納税

額は、年間の所得予測額を基礎として計算した税額を納付する。年度末の確定申告を行う際、期中納付額は最終の納税額から控除される。法人の場合と同様に、個人所得税の年度末の申告書は、課税年度の翌年の 6 月末日までに所轄税務署に提出しなければならない。

4. 商業税

(1) 納税義務者と課税範囲

① 商業税の仕組み

ミャンマーの商業税は、諸外国で採用されている付加価値税（VAT）に類似する税金である。ミャンマーで供給される幅広い物品、サービス並びに輸入品を課税対象としている。商業税は、生産の各段階で課税する一方、各々の供給業者が支払った税金について控除を認めることにより、結果的に最終消費者が税負担を行うように設計されている。商業税は、基本的に物品の販売・サービス提供時点で課税されるが、物品の輸入に関しては輸入通関時に輸入関税と同時に徴収されることになる。商業税は諸外国の付加価値税と同様、売上税額から仕入税額を控除する仕組みとなっているが、他国の税制と異なり、売上税額から控除できる仕入税額の範囲が限られている。また、他国の制度と同様に還付の規定も設けられているが、その詳細な手続きは不明確である。

② 課税対象取引と税率

ミャンマー国内で行われた物品の輸入、国内販売並びにサービスの提供が課税対象になっており、一部非課税品目が定められている。課税品目、非課税品目並びに税率についてまとめると下表の通りとなる。基本となる税率は 5% である。なお、下表では 2018 年 4 月 1 日以降適用となる項目及び税率を記載している。また、課税年度内で一定金額の売上高までを非課税とする枠が設けられているが、当該非課税売上高の上限は 2017 年 4 月 1 日以降においては 50 百万チャットとなる（2018 年 4 月 1 日以降も同様）。

	物品の輸入・国内販売	サービスの提供	物品の輸出
原則的取り扱い	5%税率課税	5%税率課税	非課税
非課税品目	88 品目 (表 1)	29 品目 (表 2)	—
特別税率	2 項目 (表 3)	1 項目 (表 3)	—

表 1 非課税品目（物品販売）

No.	品目
1	粿、米、糠、粿殻
2	小麦、小麦粉
3	とうもろこし、その他の穀物、及びそれらの粉
4	豆類、豆粉
5	ピーナッツ
6	ゴマの実、ゴマ

No.	品目
7	からしの種、ひまわりの種、タマリンドの種、綿花の種
8	パーム油
9	種々の綿
10	麻、麻糸
11	ニンニク、オニオン
12	じゃがいも
13	キャッサバの苗、粉
14	その他の香辛料(葉、実、種、樹皮)及びそれらの加工品
15	果物
16	野菜
17	砂糖、サトウキビ
18	桑の葉
19	薬草・植物
20	わら・葦・シュロ等の屋根ふきの材料、カルダモンの実、ヤム芋、タナカ等ミャンマー特有の農産品
21	木材、竹材
22	動物、魚、エビ
23	カイコの繭
24	藤
25	ハチミツ、蜜蝋
26	封印用のりの原料
27	ピーナッツ、ゴマ、綿の実、米ぬか等の搾りかす
28	漂白剤(漂白剤の中に含まれる塩酸塩)
29	コイヤ糸(ココヤシ皮から撚った糸)
30	お茶の葉
31	切手、印紙
32	封印用ののり、ワックス
33	石版、石版用のペン、チョーク
34	魚を使ったペースト“ngan-pya-ye”
35	ピーナッツ油、ゴマ油
36	鮮魚、エビ、生肉
37	干魚、干エビ
41	豆乳
42	チリ、チリパウダー
43	サフラン、サフランパウダー
44	生姜
45	魚のすり身
46	タマリンド
47	国旗
48	数珠玉(高価な宝石で作られたものを除く)
49	物差し、消しゴム、鉛筆削り
50	焚きつけ(薪の代用)
51	ココナッツオイル(ヤシ油は含まない)

No.	品目
52	にわとり等の玉子
53	かぼちゃ・うりの種
54	法衣等の宗教上の衣服
55	あぶら糟
56	塩
57	天然ゴム
58	ビンロウジ
59	肥料
60	農業用の殺虫剤、農薬及びスプリンクラー
61	農機具、農業機械、それらの部品及び四輪トラクター
62	動物、養殖魚及びエビ用の飼料・えさ
63	家畜用の医薬品及びワクチン
64	繁殖用の家畜
65	ソーラーパネル、蓄電池、インバーター
66	X線フィルム・プレート、その他のX線材、医療器具及び装置（病院及びクリニックが自己使用のために輸入または製造した場合）
67	医療綿、包帯、ガーゼ、その他医療用衣服の材料、医療用及び手術着（計画財務省によって特定されて病院及びクリニックのみ）
68	自宅用の医薬及びその他の伝統医薬（計画財務省によって特定されている医薬のみ）
69	伝統薬品の原料
70	教科書、参考書、種々の練習帳・紙画帳、それらを作成するための用紙、種々の鉛筆
71	鉛筆製造用のグラファイト
72	コンドーム
73	国家機関によって使用される防衛・軍用装備品、車輛及び関連部品
74	民生用の火薬、ダイナマイト、それらの付属品
75	穀物・野菜・果樹の種及び苗の栽培
76	消防車、霊柩車
77	出国場所において海外渡航者に外貨で販売されるデューティーフリー商品
78	大使館並びに領事館において外交官及びスタッフが使用する物品
79	防衛省予算で承認された軍隊で使用される消耗品等
80	CMP 事業者の輸入する材料・梱包材
81	電力エネルギー省が、外国の大使館、国際連盟の機関並びに外交官に販売する燃料
82	国内外の機関から国に寄付された資金やファンドによって購入された物品
83	国際航空サービス（アウトバウンド）用のジェット燃料
84	航空機、ヘリコプター用の機械、設備、付属品、スペアパーツ
85	国の要求に応じて内閣が免税と認定した物品
86	通関規制に従って一時的に輸入を許可された物品、またはドロバック制度のもとで輸入された物品
87	ミャンマー国内で政府が開催する宝石展示会で販売される翡翠、ルビー、サファイヤ並びにその他の宝石
88	純金、金塊

※法令はミャンマー語で公表されており、公式英訳は作成されていない。適用にあたってはミャンマー語原文をあわせて参照する必要がある。（以下同様）

表 2 非課税品目（サービス）

No.	品目
1	駐車場のレンタル
2	生命保険
3	マイクロファイナンス
4	保健サービス(美容SPAサービスを除く)
5	教育サービス
6	貨物運送サービス(車両、船舶、航空機、重機による運送サービス。パイプラインによる輸送チャージは除く。)
7	金融市場関連のサービス
8	中央銀行によって許可された金融サービス
9	通関、港湾サービス
10	催事の備品(机・椅子・調理器具等)のレンタルサービス
11	受託加工業
12	葬祭サービス
13	保育サービス
14	伝統マッサージ及び盲人のマッサージ師によるマッサージ
15	引越しサービス
16	有料道路の通行料徴収サービス
17	動物病院の医療保健サービス
18	公衆トイレサービス
19	国際航空輸送サービス(アウトバウンドのみ)
20	文化芸術関連のサービス
21	国内航空サービスを除く公共交通サービス
22	許可申請に際して政府機関に支払われるライセンスフィー
23	国防関係の書籍・印刷物の出版サービス
24	大使館、領事館及びその職員・スタッフが使用する各種サービス
25	国内外の国に寄付された資金やファンドで購入されたサービス
26	国の要求に応じて内閣が免税と認定したサービス
27	国及び各州・管区の政府機関内で提供されるサービス
28	ロトビジネス
29	工業及び農業関連サービス

表 3 特別税率

No.	品目	税率
1	建築後の建物販売	3%
2	金製の宝飾品販売	1%
3	航空輸送サービス(インバウンドのみ)	3%

(2) 特別物品税 (Special Goods Tax)

下表の物品が輸入あるいは国内で製造・販売される流通過程において、通常の商業税とは別に、特別物品税が課せられる。課税標準は、輸入の場合にはインボイス価格、国内製造販売の場合には、インボイス価格または当局の定める市場価格のいずれか大きい金額となる。特別物品税は商業税とは異なる税金で、商業税も別途課される点に留意が必要である。

表4 特別物品税の課税品目

No.	品目	税率
1	紙巻たばこ	4~16 チャット/本
2	噛たばこ	60%
3	たばこ葉	60%
4	両きり葉巻	0.5~1 チャット/本
5	葉巻	80%
6	パイプ用たばこ	80%
7	ペテル・チューイング(ビンロウの実をキンマの葉で包んだもの)	80%
8	酒類(リッターあたり売価が 26,000 チャット内)	91~5,911 チャット/リッター
	酒類(リッターあたり売価が 26,000 チャット超)	60%
9	ビール	60%
10	ワイン(リッターあたり売価が 26,000 チャット内)	81~5,254 チャット/リッター
	ワイン(リッターあたり売価が 26,000 チャット超)	50%
11	丸太及びその加工品	5%
12	翡翠の原石	15%
13	ルビー、サファイア、エメラルド、ダイヤモンド、その他の宝石の原石	10%
14	翡翠、ルビー、サファイア、エメラルドで作られた宝飾品	5%
15	4ドアのダブルキャビン型ピックアップトラックを除く、ライトバン、サルーン、セダン、ライトワゴン、エステートワゴン、クーペ(1,501CC から 2,000CC まで)	20%
	同上(2,001CC から 4,000CC まで)	30%
	同上(4,001CC 以上)	50%
16	灯油、ガソリン、ディーゼル、航空燃料	5%
17	天然ガス	8%

また、下記の物品が輸出される際には、特別物品税が課されることになる。

表5 特別物品税の課税対象となる輸出品目

No.	品目	税率
1	天然ガス	8%
2	木材及びその加工品	10%
3	翡翠の原石	15%
4	ルビー、サファイア、エメラルド、ダイヤモンド、その他の宝石	10%
5	翡翠、ルビー、サファイア、エメラルド、ダイヤモンド、その他の宝石で作られた宝飾品	5%

(3) 申告・納税手続き

①納税者登録

国内で物品の製造・販売、またはサービスの提供を行う業者は、所轄の税務署で商業税のための納税者登録を毎年行う必要がある。ただし、自己申告制度の場合には、最初に企業登録を実施すれば、その後、登録内容に変更がないことを前提として、毎年の更新登録を実施する必要はない。

②納付及び確定申告

売上時に徴収した商業税の納付のタイミングは月次ベースとなっている。また、所定の申告書フォームに基づき、四半期用の申告書を各四半期末の翌月末までに提出する必要がある。さらに、年度末用の申告書を、年度末から3ヵ月以内に提出する必要がある。

③仕入商業税の控除と還付

仕入に係る商業税を売上時に徴収した商業税と相殺する手続き（仕入税額控除）の適用の規定はあるものの、仕入税額を証明するための書類の入手手続きが煩雑であり、実務上の障害となっている。他国で採用されているようなタックスインボイス方式を採用して、実務を簡素化することが望まれる。また、控除は同会計年度に発生したもののみが相殺可能となっているため、控除しきれなかった仕入商業税が発生した場合、翌期への繰越は認められていない（当該超過分は、法人税の観点からは、損金処理が可能となっている）。さらに、土地、建物、設備代金等の設備投資（資本的支出）に係る商業税については、仕入税額控除の対象とはならない。固定資産投資に係る商業税は取得原価の一部となるため、事業計画の検討にあたっては留意が必要となる。一方で、2016年4月以降、輸出品に係る商業税の還付の規定が明記された。輸出に係る商業税が0%であることから、当該輸出品の購入・製造に関わって支払われた商業税を売上の商業税から控除することができない。したがって、これらは当局に還付を請求することができる。また、SEZの企業等商業税の支払いを特別に免除された企業に対して販売された物品の購入に係る商業税についても還付申請ができるものと理解されている。

(4) 税務申告の手続き

①申告・納付期限

税金の種類	納付の種類	期限
法人所得税	確定申告	年度末から3ヵ月以内(6月30日まで)に確定申告書を提出、その後発行される課税通知書に記載された日が納付期限となる。
	キャピタルゲイン課税	キャピタルゲインが発生してから1ヵ月以内に申告
	源泉税 (徴収者の支払い)	源泉徴収後7日以内に納税
商業税	期中納付	翌月10日までに前月分を納付
	期中申告	四半期ごとに翌月末までに申告
	確定申告	年度末から3ヵ月以内(6月30日まで)に確定申告書提出

税金の種類	納付の種類	期限
個人所得税	個人給与の源泉徴収税 (徴収者の支払い)	源泉徴収後 7 日以内に納税
	確定申告	年度末から 3 ヶ月以内(6 月 30 日まで)に確定申告書を提出、その後発行される課税通知書に記載された日が納付期限となる。

②税務署

ミャンマーでは、近代的な徴税制度を整備すべく、税務署や申告制度の改革が現在行われており、大企業向けの税務署から諸外国並みの制度が導入されつつある。例えば、申告制度については、これまで賦課課税方式が採用されており、確定申告書を税務署に提出した後、税額確定までに税務署との摺りあわせや税務担当官による査定が必要であったが、大企業向けの税務署から自己申告制度が順次採用されている。自己申告制度の場合、申告納税時には企業が計算した税額で納税が実施され、その後、税務調査で企業が申告納税した金額に誤りが発見された場合には、修正申告や追加の納付を行うことになる。

現在、税務署は大きく Large Tax payer Office (LTO)、Medium Tax payer Office (MTO) 並びに Township office に分かれており、法人税や商業税等の申告納税は LTO 及び MTO の管轄、個人所得税の申告納税は Township office の管轄になる。MTO はさらに企業規模に応じてセクションが 1 から 3 まで分かれている。税務当局は、対象企業の売上規模や事業性質に従って重要性が高いと判断した順に、LTO、MTO1、MTO2、MTO3 の順番で対象企業の管轄を割り振っていく（どの税務署の所轄になるかは最終的には税務当局が決定する）。LTO 及び MTO1 はすでに自己申告制度を採用しており、MTO2、MTO3 も今後同制度を採用していくことが見込まれている。自己申告制度の場合と賦課決定制度の場合とでは申告書の様式も異なり、前者の申告書では税務調整欄が設けられており、会計上の所得から税務上の所得への調整が可能になっているが、後者の申告書では税務調整欄が設けられていないため所得の調整ができないようになっている。

③税務調査

税法は税務局に対し、納税者の記録の調査を実施し、納税者が税法、税務手続法及び税法規則に従っていない場合には、税金の更正決定をする権限を与えている。税務当局は提出された税務申告書に関して 3 年以内に調査及び更正決定を行う。ただし、不正の意図があると判断された場合、税務当局はいつでも過年度の申告についても調査を行うことができるとされている。

④罰則

納税者が期日までに納税を行わなかった場合、支払いが行われなかった額の 10% を超えない額のペナルティが課される。また意図的な所得操作があったと判断された場合、支払われなかった額の 50% 相当額のペナルティが課される。

(5) ミャンマーの会計基準

①適用される会計基準

ミャンマーでは IFRS (International Financial Reporting Standards : 国際財務報告基準) と同等の MFRS (Myanmar Financial Reporting Standards) が採用されている。また中小企業向けの IFRS である IFRS for SMEs (Small and Medium-sized Entities) と同等の MFRS for SMEs も採用されている。

なお、2010年時点の IFRS 及び IFRS for SMEs がそのまま MFRS 及び MFRS for SMEs として採用されているが、その後の IFRS の改訂については、MFRS には反映されていない。

ミャンマーでは、IFRS ベースでの財務諸表の作成も認められているため、上記 MFRS (MFRS for SMEs を含む) か IFRS に準拠した財務諸表が作成されることになる。

②会計監査制度

現行の会社法のもとでは、全ての会社は、毎年、独立したミャンマー公認会計士による監査が必要となる。監査済み財務諸表は、法人税申告書提出時に添付資料として提出する必要があるほか、DICA、関連省庁、MIC、SEZ の管理委員会等にも必要に応じて提出する必要がある。

③会計年度

法定の会計年度は4月1日～3月31日(2018年10月以降は10月1日から9月30日)が会計年度となるのみである。

④表示通貨

財務諸表の表示通貨は MFRS や IFRS における機能通貨の概念に従い、チャットまたは USD 等の外貨から選択する。一方、税務申告で添付する財務諸表は原則としてチャット表示になるが、USD で表示された財務諸表も許容されている。税務申告の観点からは、財務諸表の表示通貨はチャットあるいは USD に限定されるため、実務上はどちらかの通貨を用いて財務諸表を作成することになる。

なお、財務諸表で使用される言語については、英語を用いることが可能である。

第13章 用地取得

1. 不動産の所有権に関する規制

ミャンマーの登記法において、不動産には、土地、建物、その他土地または土地に付着した物から生じる利益が含まれると定義されており、原則的に、建物は土地の付着物であるとして、土地と建物の所有者は原則として同一に帰する。なお、外国会社または外国人による不動産の取得は、不動産譲渡制限法によって原則的に禁止されている。

2. 不動産に係る賃借権に関する規制

不動産の賃貸借に関する規制は、不動産譲渡制限法、投資法、経済特区法等で規定されており、概要は以下のとおりである。

図表 13-1 不動産の賃貸借に関する規制内容

法律名	規制内容
不動産譲渡制限法	不動産の賃貸借に関し、外国人または外国会社に対して1年を超える賃借権は認められない旨規定されている。
投資法	投資法に基づきミャンマー投資委員会から MIC 許可又は是認を得た会社の場合、最大50年の土地賃借が認められ、10年の延長が2回まで認められる。
経済特区法	経済特区において事業を行う場合には、経済特区法に基づき、最大50年の賃借が認められ、更に25年の延長が認められる。 なお、土地の転賃借、譲渡担保権設定、交換又は譲渡を行う場合、管理委員会の許可を得なければならない。投資家の義務として、賃借地上の住宅、建物、農場又は農園の移転に必要な費用を支払わなければならない。移転者の生活水準が元の水準より低くないよう保障しなければならない。

(出所) ジェトロ「ミャンマーの土地法制に関するガイドブック (2017年3月)」より作成

3. 不動産登記に係る規制

ミャンマーの登記法によると、各種文書による登記義務は以下のとおりである。

図表 13-2 不動産登記に関する内容

項目	内容
登記対象	(a) 不動産の贈与に係る文書 (b) 遺言書以外の文書で、不動産に係る権利、権限または利益でその価値が100チャット以上のものを、それらが確定的なものか未確定のものかにかかわらず、現在または将来において創出、宣言、譲渡、制限または消滅させる内容の文書 (c) 遺言書以外の文書で、上記の権利、権限または利益の創出、宣言、譲渡、制限または消滅の対価としての支払いを確認する文書

項目	内容
	(d) 1年単位、もしくは期間が1年を超える不動産の賃貸または1年単位の不動産の賃貸の予約に係る文書 (e) 不動産に係る権利、権限または利益でその価値が100チャット以上のものを、現在または将来において創造、宣言、譲渡、制限または消滅させる内容の裁判所の判決、命令または仲裁判断について、そのような判決、命令または仲裁判断の執行に係る文書
登記の効果	登記の効果として、動産であるか不動産であるかにかかわらず、物に関する契約書で登記法に基づいて登記された文書は、当該口頭の合意または宣言が、既存の法律の下で所有権の移動または有効な譲渡を伴わない限り、その物についての口頭での合意または宣言に優先する効力を生じる。 登記すべき文書を登記しなかった場合には、当該文書に記載された不動産に関して、何らの効力も生じないとされている。

(出所) ジェトロ「ミャンマーの土地法制に関するガイドブック (2017年3月)」より作成

日系企業の進出にあたっては、土地を借りる場合には権利書を手入れし、所有権等について事前にデューデリジェンスをしてから賃貸契約を締結することになる。しかしながら、真の所有者が登記されていないことや、どこにも所有者情報が記載されていないこともあるため、その場合にはまず所有権登記をすところから始める必要があるケースも発生している。登記制度が整備されていない地域や権利書自体が存在していない地域があるため、対応や取引が困難な場合もあり、注意が必要である。

4. コンドミニウム法

ミャンマーでは不動産業界や建設業界において外国からの投資をさらに呼び込むべく、2016年1月にコンドミニウム法が成立した。ヤンゴン市内では、今後外資による大型の不動産投資案件が多数計画されており、外国人によるコンドミニウムの購買も増加することが期待されている。

図表 13-3 コンドミニウム法の概要

定義	コンドミニウム	本法に従って建設された登記済みの共同所有地における共同所有の6階以上の高層住宅を意味する。当該用語には、共同所有者による利用のために手配されている共同所有資産も含まれる。
	共同所有資産	以下の共同所有建物と関連する資産を意味する。 (a) 本法に従って登記された共同所有地。 (b) 共同所有者に関する共同所有建物の基本的施設及び固定の設備。但し、上記共同所有地上に建設された個人所有の区画を除く。 (c) 共同所有者の有益な利用のために建設・管理されている建物、教育及び保健に関する建物並びに資産、庭、庭園、樹木、花、給水設備、廃棄物処理並びに衛生設備、エネルギー配給設備、道路、橋並びに排水路、通信機能。
	共同所有地	共同所有者のすべてを利する土地及び空閑地で、共同所有建物及び共同所有資産が所在する場所を意味する。

	外国人	国民、準国民、帰化者以外の者を意味する。
	共同所有者	各区画の所有権の権利証を受領した者を意味する。当該用語には、同人の相続人及び法的譲受人を含む。
コンドミニアムの要件	<p>本法に基づくコンドミニアムと認められるためには次の要件を満たす必要がある。</p> <p>(1) 共同所有地及びコンドミニアムは本法に基づき登記されなければならない。</p> <p>(2) 開発者は、登記された共同所有地上にコンドミニアムを建設しなければならない。</p> <p>(3) 建設省が規定する階数、区画数、駐車場数、共同所有資産の防犯性、安全性、その他必要な技術的水準を満たさなければならない。</p> <p>上記に関連して、いかなる土地でも共同所有地として登記できるわけではなく、以下の要件を満たさなければ共同所有地として登記できない。</p> <p>(a) 居住地区の種類であり、かつ、既存の法律に基づき所有権の譲渡が認められている種類の土地</p> <p>(b) 現在の土地所有者が共同所有地としての登記を行っていること</p> <p>(c) 管轄の政府部門及び政府機関が策定した都市計画に沿っていること</p> <p>(d) 土地面積が 20,000 平方フィート以上であること</p>	

(出所) ジェトロ「ミャンマーの土地法制に関するガイドブック (2017年3月)」より作成

第14章 知的財産権

1. 知的財産権の保護

ミャンマーにおいて、知的財産権保護に直接関係する法律は、ミャンマー著作権法（1914年）のみであるが、長年にわたって改正されていない状態のままである。また、特許、意匠、商標を保護する法律は存在しない。

図表 14-1 ミャンマーにおける知的財産権の現状

知的財産権の種類	現状
特許	特許を保護する法律はない(特許は、公認記録を対象とする登録法に基づき登録することができる)。
意匠	意匠を保護する法律はない(意匠は、公認記録を対象とする登録法に基づき登録することができる)。
商標	商標を保護する法律はない(商標は、公認記録を対象とする登録法に基づき登録することができる)。

(出所) 日本国特許庁公開資料より作成

ミャンマーは1995年に世界貿易機関（WTO）に加盟したため、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS 協定）の履行義務を負っており、また、2001年には世界知的所有権機関（WIPO）にも加盟している。ミャンマーは2021年7月1日までにTRIPS協定の義務を履行するため、日本の特許庁の支援も得つつ、知的財産権に関する法整備に向けて作業を行っており、2018年6月末時点において既に知的財産権法4法（著作権法、特許法、商標法、意匠法）の法案が策定されている。

ミャンマーでは知的財産法そのものは存在していないが、登記法（1908年制定）に基づき、商標登記は可能であり、新たに成立する予定の商標法においても、既に登録されている商標はそのまま引き継がれることを想定しているため、昨今は商標登記が活発に行われているようである。

第15章 環境規制

1. ミャンマーにおける環境問題

ミャンマーは、日本をはじめ多くの外国企業が進出し、開発が進められており、鉱山開発による土壌汚染、森林伐採、工業化と自動車の増加に伴う都市部での大気汚染、廃棄物の処理等、環境に関する問題は多様化、深刻化している。

ここでは、日本企業がミャンマーにおいて事業を行う際に対応すべき環境保護規制と事業に伴って発生する廃棄物の処理について記す。

2. 環境保護の体制・法体系

環境保護の規制としては、環境保全法（Environmental Conservation Law）が 2012 年 3 月に公布されている。さらに、環境保全法の規則（Environmental Conservation Rule）が 2014 年 6 月に発行され、環境保全に関する政策、取り組み、国際協力、環境管理基金、環境品質基準、廃棄物管理等が規定されている。

2015 年 12 月には環境保全森林省から環境影響評価（Environmental Impact Assessment: EIA）手続きに関する通知が発行されており、環境影響評価手続き、スクリーニング、事業許可における環境配慮、モニタリング、行政処分についての手続き等が示されている。

なお、投資法による投資に関する規制では、ミャンマー投資家、外国投資家を問わず、自然環境及び地域社会に大きな影響を及ぼす事業は MIC 投資許可を得る必要がある。

図表 15-1 自然環境及び地域社会に大きな影響を及ぼす事業

(a)	環境影響評価が必要な、または必要となる可能性のある事業
(b)	環境保護法等の法律により環境保護区域、環境保全区域もしくは高度生物多様性地域として指定されている地域、または生態系、文化・自然遺産、文化的記念物もしくは手つかずの自然を保護するために指定または選定された地域での事業
(c)	<p>下記のような土地の使用・占有が見込まれる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 法令に基づく強制収容（事前合意に基づくものを含む）により、少なくとも 100 人以上の住民移転が必要となる、または 100 エーカー以上の収用対象となる場合 (ii) 事業用地が 100 エーカー以上であり、法的な土地所有者の土地権利権や天然資源へのアクセス権に制限を及ぼす場合 (iii) 事業用地が 100 エーカー以上であり、対象事業と相容れない形でその土地を占有・利用する権利を正当に主張する者がいる場合 (iv) 少なくとも 100 人以上の土地占有者に不利な影響を与える場合

（出所）ジェトロ「2017 年ミャンマー法令・通達調査レポート」より作成

3. ヤンゴン市における廃棄物処理

ヤンゴン市では 1990 年ヤンゴン市開発法 (The City of Yangon Development Law, The State Law and Order Restoration Council Law No.11/90)、1993 年「開発委員会法 (Development Committees Law, The State Law and Order Restoration Council Law No. 5/93)」、1996 年の清掃規則 (Cleaning Rules, Order No.3/96)、公共の場所への各種ごみの投棄を禁じ、指定された場所へのごみの排出が義務付けられた。1999 年のヤンゴン市汚染管理・清掃規則 (Pollution Control and Cleansing Rules, Order No.10/99) では、廃棄物の収集・運搬、処理・処分に係る市政府、事業者および市民の責務と制約が規定されている。

ヤンゴン市では、ヤンゴン市開発委員会 (YCDC: Yangon City Development Committee) の汚染管理清掃局が廃棄物処理を担当している。廃棄物の具体的な処理方法は以下の通りである。

図表 15-2 ヤンゴン市における廃棄物処理の手続

1.	商業廃棄物に対する PCCD による定期的な回収及び廃棄	PCCD が定期的に回収し、最終処分場に廃棄する。YCDC 管轄下のホテル等の宿泊施設、病院や診療所等の医療施設が対象で、毎月徴収される回収代は以下の通りである。	
		一般企業	500 チャット~550,000 チャット
		宿泊施設	1,500 チャット~300,000 チャット
		医療施設	4,000 チャット~300,000 チャット
2.	必要に応じて企業・個人による回収及び廃棄の PCCD への依頼	建設廃棄物、工場やプラントの廃棄物、講演や庭園、1.以外の企業は以下の通り車両を手配し、回収及び廃棄を依頼する。	
		小型車両 (Ahar Mang Thit/GBS)	35,000 チャット
		中型車両 (Cheng Long)	70,000 チャット
		大型車両 (10-wheel Dump Truck Power Plush)	105,000 チャット
(価格は、潤滑油代を含み、清掃員によるサービスは含んでいない。)		個人や各世帯の場合は、回収代が 1 回 2,500 チャットかかる。	
3.	排出者による直接搬入	Htein Bin 収集場又は Htawal 収集場に自ら搬入する。以下の通り従量制で YCDC に支払う。	
		1 トン	5,000 チャット
		以降 1 トン毎	追加で 2,000 チャット

(出所) ジェトロ「ミャンマー進出・実務ガイドブック」より作成

なお、工業団地における廃棄物処理は、上記 2.の方法で処理することが多く、その場合は、廃棄物を処理するための容器代と回収代を支払う必要がある。3.による方法も可能である。



ヤンゴン市内に設置された YCDC 管理のごみ箱

第16章 貿易管理・為替管理

1. 輸出入規制

ミャンマーでは、一部の品目の輸出入が規制されている。なお、貿易政策・規制については、商業省貿易局が管轄している。

(1) 輸入規制品目

輸入禁止品目と輸入規制の対象となる品目が存在する。

図表 16-1 輸入禁止品目と輸入規制品目

輸入禁止品目	輸出入法に基づく通知による輸入禁止品目	2013年2月4日付商業省大臣官房通達第8号/2013によれば、輸入禁止品目は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ リキュール類 ・ ビール ・ タバコ ・ その他、現行法で制限されている品目 「現行法で制限されている品目」とは、商業省によれば、明確な品目が指定されているわけではないが、商業省に限らず、他省庁による何らかの規制で輸入制限される品目の総称として記載されている。
	税関法（Sea customs act and land customs act 2015）による輸入禁止品目	偽造貨幣、風俗を害する書類、商標権侵害の製品等。税関法18条に規定する。
輸入規制品目	食品・医薬品	すべての食品（輸入規制が解除された次の品目を含む）： 保健省保健局食品・医薬品管理部（Food & Drug Administration: FDA）から許可を得た場合、輸入可能。 チューイングガム、菓子（cake）、ウエハース（wafer）、チョコレート、粉末調味料、ソフトドリンク、すべてのビスケット、缶詰（肉、野菜の調製品）、乾麺。
	酒類	ホテル観光省が許可する、国際水準のホテルおよび免税店に限って輸入可能とされていた（レストラン、ショッピングセンターは対象外）。しかし、2015年3月15日に商業省は正式にワインの輸入をホテル等以外にも許可する通達を發布した（2015年3月15日商業省大臣官房通達第18号）。ただし、手続きには時間を要する。また、ワイン以外の酒類の輸入は認められていない（2017年8月25日現在）。

中古機械	<p>(a) ブランド名、原産国、作成年等を記載し、許可申請を行うこと</p> <p>(b) 利用期間が 10 年以上でないこと</p> <p>(c) 利用機能の 80%以上を利用できること</p> <p>(d) 中古機械の輸入について産業監督検査局の推薦状の提出</p> <p>(e) 輸出前の中古機械の状態について、着港 6 ヶ月以前になされた輸出前検査の証明書</p> <p>(f) 経済的先進国の製品であること</p> <p>(g) オゾン層破壊に関するモントリオール議定書、ストックホルム会議およびバーゼル会議に従った基準を満たすための環境保全部の推薦状の提出</p> <p>必要がある場合、中古機械が基準を満たしているか産業監督検査局の調査を受けること。なお、中古機械の輸入条件は毎年見直され、商業省の通知により公表される（2017 年 2 月 17 日付商業省大臣官房通達第 14 号第 6 条）。</p>
中古車	輸入できる車種、車齢に条件があるため、最新情報の確認が必要である。
植物、果実、花や種等	農業灌漑省発行の植物防疫証明書が必要である。
動物等	畜産獣医管理局発行の動物検疫証明書が必要である。
化学物質	保健省指定の化学物質をはじめ、管理予備薬品に該当する麻薬および精神物質の生産に使用する品目については、事前に保健省の化学物質管理委員会、または管理予備薬品監督委員会の推薦状取得が必要である（2002 年 6 月 5 日付記者発表 No.8、2004 年 7 月 1 日付内務省告示第 3 号「管理予備薬品の監督に関する規則」）。
外資規制	外資企業に関しては、輸出入法 13 条(b)に基づき特別な制限がかけられる場合がある。

（出所）ジェトロホームページより作成

(2) 輸出規制品目

輸出規制に関しては、下記 7 品目とチーク含む「丸太」木材のみである。

図表 16-2 輸出禁止品目

輸出禁止品目	鉱物資源	金、ダイヤモンド、石油
	動物および同製品	象牙、牛・水牛および希少動物
	その他	武器・弾薬、骨董品

（出所）ジェトロホームページより作成

2. 関税制度

ミャンマーの管轄官庁は、財務省関税局である。通関システムであるマックス（後述）を導入する以前は、税関が課税価格を決定していたが WTO の関税評価協定に従った申告納税方式へと変更するため、2015 年 3 月に関税法を改正した。日本に対する輸入税率は、日 ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定税率が適用される。品目は HS コードを採用しており、従価税である。

輸出入は、下記リストの協定に基づき、関税削減スケジュールが設定されている。

図表 16-3 ミャンマーに対する輸出入に関する協定リスト

	協定国	協定名	ミャンマーへの輸入	ミャンマーからの輸出
1	ASEAN	ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) 共通有効特惠関税 (CEPT) と ASEAN 物品貿易協定 (ATIGA)	2010 年 5 月 17 日に発効した ATIGA より、ミャンマーは、2015 年までに原則、輸入関税を撤廃することが義務付けられていたが、総品目数の 7% 以下の品目に係る撤廃期限は 2018 年まで猶予されている。	2010 年に ASEAN 原加盟国 6 カ国については、原則、すべての品目について 0% への引き下げが行われたが、ミャンマー、カンボジア、ラオス、ベトナムについては、各国の事情を考慮して猶予期間が設けられている。
2	日本	日 ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) 協定	2008 年 12 月 1 日発効。ミャンマーは、85% を 18 年以内に撤廃予定である。	日本は、2018 年までに 90% の品目につき関税を 0% とする。
3	その他	その他の国と ASEAN との自由貿易協定 (FTA)	ASEAN は、日本の他に、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランドと FTA を締結している。ミャンマーについても、それぞれの国に対し、関税削減スケジュールが決められている。	中国は 2010 年、韓国は 2010 年、インドは 2011 年までに関税を 0% とする。オーストラリア、ニュージーランドについては、2020 年までに関税を 0% とする。
4	東アジア諸国	東アジア地域包括的経済連携 (RCEP)	日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランドの 6 カ国が ASEAN と結んでいる上記の 5 つの FTA を束ねる広域的な包括的経済連携構想である。2011 年 11 月に ASEAN が提唱。2013 年 5 月から本格的交渉が開始されており、2018 年 3 月現在交渉中である。	

(出所) ジェトロホームページより作成

先進諸国は、途上国に対して、関税を引き下げる一般特惠関税制度 (GSP) を適用しているが、ミャンマーは、国連開発計画委員会 (CDP) 認定の基準に基づき、後発開発途上国に該当するため、さらに特別特惠関税制度を適用されている。当該制度の適用状況については図表 16-4 の通りである。

図表 16-4 主要国のミャンマーに対する特別特恵関税制度

日本	原則、無税・無枠措置を適用している。また2011年に、日本から輸出された原材料を使って生産された物品は、ミャンマーの原産品とみなされる「自国関与制度」が導入され、委託加工貿易がやりやすくなっている。ただし、革靴等自国関与の例外品目となっている品目（関税暫定措置法施行令別表第2を参照）は対象とならない。 ミャンマーで生産した自社商品を日本に輸入した場合の特恵関税適用の可否、HSコード等、日本国税関に事前に書面で確認することが必要である。
EU	EUは、2012年5月、武器禁輸措置を除き、木材、貴石等の分野における禁輸措置等を1年間停止していたが、2013年4月、武器禁輸を除いて解除を決めた。加えて、同年6月には停止していた一般特恵関税制度(GSP)の再付与を決定した。
米国	2012年11月16日、一部宝石等を除きミャンマー製品の輸入禁止措置を解禁した。また、2016年9月14日、ミャンマーへの一般特恵関税制度(GSP)の適用を27年ぶりに再開すると発表したことで、ミャンマーは2016年11月13日に米国のGSPの適用国となった。さらに、2016年10月7日、ミャンマーに対する経済制裁を全面解除した。米財務省によると、財務省の制裁リストに掲載されていた軍事政権の元幹部ら約100の個人および企業を制裁から除外した。資産凍結も解除し、宝石の輸入も解禁した。

(出所) ジェトロホームページより作成

ミャンマーでは、下記の6品目を輸出する際、輸出代金相当額が輸入者からミャンマー側の銀行に振り込まれる際に輸出税として源泉徴収される形で輸出税が課される。

図表 16-5 輸出税が課税される品目

No.	品目	税率
1	原油	5%
2	天然ガス	8%
3	チークの木材および加工品	50%
4	翡翠、ルビー、サファイア、エメラルド、ダイヤモンド、その他の宝石の原石	15%
5	翡翠、ルビー、サファイア、エメラルド、ダイヤモンド、その他の宝石で作られた宝飾品	5%
6	電気機械	8%

(出所) ジェトロホームページより作成

3. 通関手続

ミャンマーにおける通関システムは、日本の国際協力機構による支援で導入された電子通関システムが2016年11月より稼働している。同システムは、日本の電子通関システムであるナックス(NACCS: Nippon Automated Cargo Clearance System)をモデルに開発されたもので、マックス(MACCS: Myanmar Automated Cargo Clearance System)と呼ばれ、国内の主要港及び空港で運用されている。

また、マックスと同時に、自動審査処理システムも導入された。当該システムは、輸出入業者や品目、原産国等の情報から審査区分を自動的に分類し、スムーズな通関を目指している。特に、貨物到着の前に審査区分が判明することから、それまでに懸念されていた通関手続き日数も含めた輸送スケジュールの見積もりが予想しやすくなる。さらに、システムによって、密輸や汚職の防止につながることで、貿易統計が把握しやすくなることも期待できる。

なお、経済特区法による租税優遇措置として、経済特区で事業を行うことについて管理委員会から許可された国民、外国人または合弁会社は、フリーゾーン、プロモーションゾーンにおいて以下のような取り扱いを受けることが可能である。

図表 16-6 フリーゾーン、プロモーションゾーンの投資家に対する関税の取り扱い

項目	ゾーンの説明	関税の取り扱い
フリーゾーン (Free Zone)	ミャンマーの外側とみなされ、管理委員会により指定され、輸入関税が課せられない。また、フリーゾーン事業地域、製造地域、運搬および供給地域、国際卸売取引地域が含まれる。	生産用の原材料および機械、その代替部品、工場、倉庫および事務所を建設するための資材、事業用車両の輸入について関税等は免除される。輸入する卸売等のための商品および委託商品、車両等の必要な材料に対する関税は免除される。
プロモーションゾーン (Promotion Zone)	関税地域であり、かつ、フリーゾーン以外の経済特区内の地域または以下に定義されるその他の事業を意味する。 ※「その他の事業 (Other Business)」とは、プロモーションゾーン内の事業および、フリーゾーンとプロモーションゾーンが区別されていない経済特区内に所在するプロモーションゾーン内の製造業と類似の権利を享受できる事業を意味する。	販売目的でない機械器具、その代替部品、工場、倉庫および事務所を建設するための資材、車両および事業に実際に必要な物品については、最初の5年間、関税等が免除される。次の5年間は、50%関税等が軽減される。プロモーションゾーン向けの原材料の免税制度はないが、海外輸出用、あるいは、フリーゾーン向けの原材料に対しては免税措置がある。

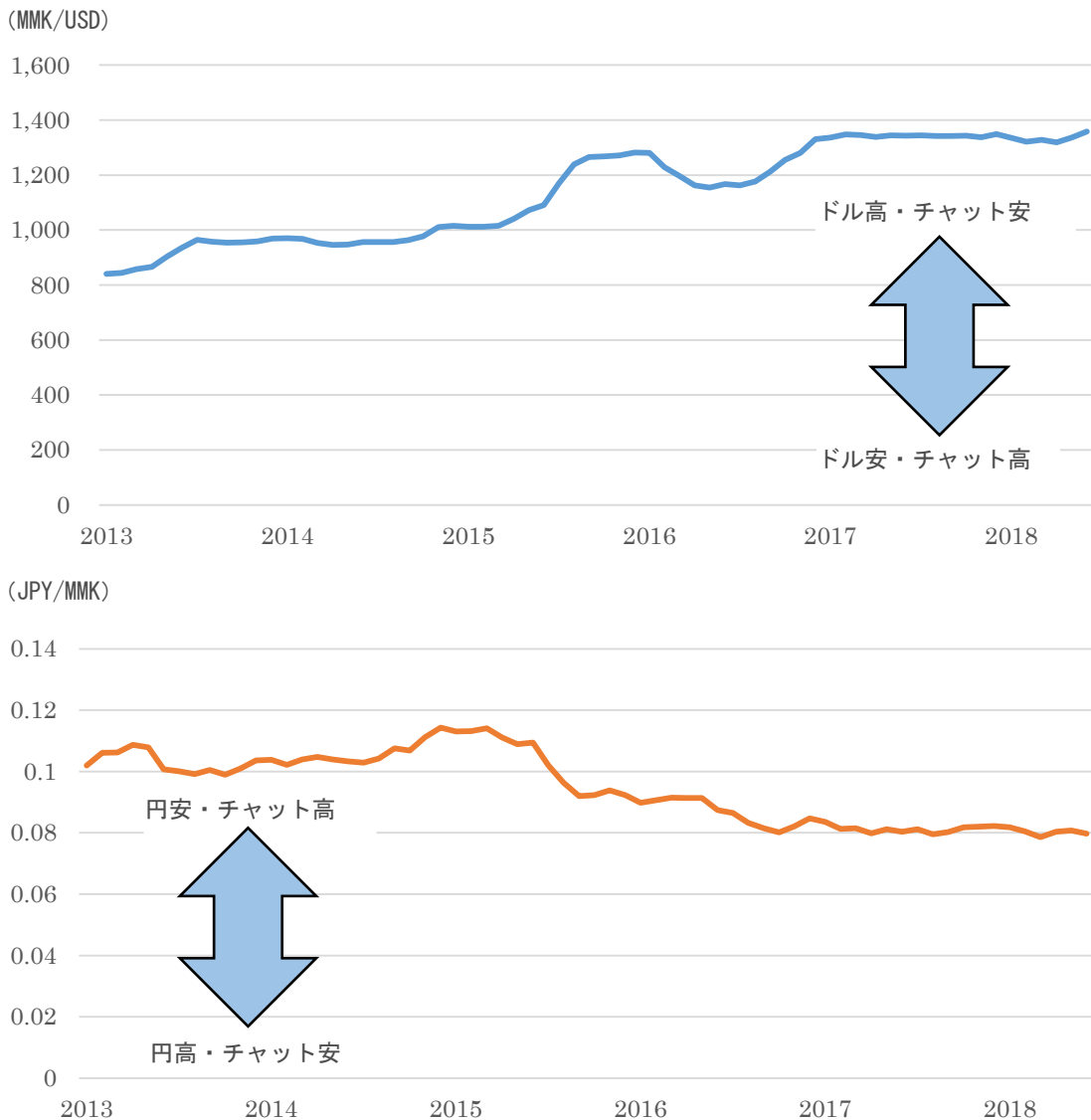
(出所) ジェトロホームページより作成

4. 為替相場

為替レートは、2012年3月まで多重為替レート（公定レート、公認市場レート、実勢レート）が存在していたが、同年4月に管理変動相場制に移行したことにより、実勢レートに一本化された。参照レートは、ミャンマー中央銀行のホームページで毎日確認可能である。

2013年から2018年6月現在までのチャット対ドル為替レートの推移は下図の通りである。変動相場制移行後、ほぼ一貫してチャット安が進行している。

図表 16-7 外国為替レートの推移



(出所) OANDA より作成

5. 外国為替管理

軍政時代、国営 3 行に限定されていた外国為替取扱業務は、2011 年 10 月に政府公認で外貨両替所が設置され、民間銀行による店頭での両替業務が許可されるようになった。

ミャンマーにおいては外貨の持ち込みに上限はない。しかし、1 万ドル以上の外貨を持ち込む場合は、入国時に、外国為替申告フォームに国内での両替記録を記載することになっており、出国時には、持込み額から両替・国内使用額を差し引いた金額を持ち出すことが可能である。

商取引で使用されている外貨は、ドルが一般的であるが、政府公認両替所では、ドルの他に、ユーロ、シンガポール・ドル、タイ・バーツ、マレーシア・リンギットも両替が可能である。また、国境では、タイ・バーツ、中国元も広く使用されている。

6. 外国送金

従前は貿易取引以外の外貨の外国への送金については困難であったが、2016年10月に成立した投資法において、すべての外国会社について、新投資法に規定される資金につき、投資許可を得ていない場合でも送金できると明記されている。

図表 16-8 外国投資家が投資法に基づいて海外送金ができる投資資金

1	資本金(ただし、ミャンマー中央銀行の資本取引に関する規則に従うものとする)
2	利益、キャピタルゲイン、配当金、ロイヤルティー、著作権料、ライセンス料、技術的支援およびマネジメント費用、株式およびその他の本法に基づく投資に関する経常利益
3	投資または投資に関連して所有していた財産の全部もしくは一部の売却による利益
4	ローン契約を含む契約に基づく支払(ローンに関する送金や受領は規則に基づき、ミャンマー中央銀行の承認を得て行う必要がある)
5	投資に関する紛争の和解に基づく支払
6	投資または没収に際して行われた補償やその他の支払
7	ミャンマー国内で適法に雇用された外国人駐在員の収入や報酬

(出所) ジェトロ公開資料より作成

第17章 金融制度

1. 金融機関

英国から独立した後、国有銀行と民間銀行が存在していたが、1962年に軍事クーデターが発生し、翌年1963年に全ての民間銀行が国有化された。さらに1969年には金融機関が統合され、ミャンマーは中央銀行を唯一の金融機関とするモノバンク制度へと移行した。その後、1988年の軍部による新政権発足後には、中央銀行に商業銀行を加えた二層銀行制度になり、1990年に中央銀行法、ミャンマー金融機関法、ミャンマー農業地方開発銀行法の3法が制定され、1992年から1996年までに20行の設立が許可された。その後、1997年のアジア通貨危機や2003年の銀行取り付け騒ぎ等の混乱を経て、2011年3月の民政移管後には、民間の銀行業参入や外国銀行の支店設立の許可等、規制緩和の流れが続いている。

2018年4月末時点で、国営銀行4行、民間銀行24行、外国銀行13行が登録されている。

①中央銀行

ミャンマー中央銀行（Central Bank of Myanmar (CBM)）は1948年、ビルマ連邦銀行として、植民地時代のインド準備銀行ラングーン支店の機能を引き継ぐ形で発足し、基本業務として自国通貨の発行管理、金融調整、安定性確保、商業銀行に対する規制と監督業務を行う。外貨管理は、財務省の指示の下、ミャンマー中央銀行の外貨管理部（Foreign Exchange Management Department : FEMD）および外貨管理委員会（Exchange Management Board）が行っている。

ミャンマー中央銀行の基幹業務 IT システムは、JICA による無償資金協力事業の一つであり、2016年1月から稼働を開始している。当該システムは、CBM-NET システム（CBM Financial Network System）と呼ばれ、開発には NTT データと大和総研が関わっている。

②国営銀行

国営銀行は、2018年4月時点で4行が登録されている。なお、国営銀行については、民間銀行のように財務関連データはほとんど公表されていない点等ミャンマー中央銀行による検査・監督が民間銀行と比べて厳しくないと言われており、IMF の助言を受けて国営銀行の運営方法が模索されている⁶。

図表 17-1 国営銀行リスト

No.	銀行名	管轄省	設立年
1	ミャンマー外国貿易銀行	財務省	1976年
2	ミャンマー投資商業銀行	財務省	1989年
3	ミャンマー経済銀行	財務省	1976年
4	ミャンマー農業開発銀行	農業灌漑省	1976年

（出所）ミャンマー中央銀行のホームページより作成

⁶ 公共財団法人国際通貨研究所レポート「ミャンマー銀行セクターの動向」2015年より

③民間銀行

図表 17-2 民間銀行リスト

No.	銀行名	提携日系銀行
1	Myanmar Citizens Bank Ltd	-
2	First Private Bank Ltd	-
3	Co-operative Bank Ltd	三菱 UFJ 銀行
4	Yadanabon Bank Ltd	-
5	Myawaddy Bank Ltd	-
6	Yangon City Bank Ltd	-
7	Yoma Bank Ltd	-
8	Myanmar Oriental Bank Ltd	-
9	Asia Yangon Bank Ltd	-
10	Tun Foundation Bank Ltd	-
11	Kanbawza Bank Ltd	三井住友銀行
12	Small & Medium Industrial Development Bank Ltd	-
13	Global Treasure Bank Ltd	-
14	Rual Development Bank Ltd	-
15	Innwa Bank Ltd	-
16	Asia Green Development Bank Ltd	-
17	Ayeyarwaddy Bank Ltd	みずほ銀行
18	United Amara Bank Ltd	-
19	Myanma Apex Bank Ltd	-
20	Naypyitaw Sabin Bank Limited	-
21	Myanmar Microfinance Bank Limited	-
22	Construction and Housing Development Bank Limited	-
23	Shwe Rural and Urban Development Bank Limited	-
24	Ayeyarwaddy Farmers Development Bank Limited (A Bank)	-

(出所) ミャンマー中央銀行のホームページより作成



ミャンマーの有力銀行の一つ「カンボーザ銀行」

④外国銀行

外国銀行は 13 行が支店を設立している。日本の銀行では、三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行、みずほ銀行の大手三行が業務を行っている。

図表 17-3 ミャンマーに支店を持つ外国銀行の一覧

No.	銀行名	国	ライセンス年
1	MUFG Bank, Ltd	日本	2015 年
2	Oversea-Chinese Banking Corporation Ltd	シンガポール	2015 年
3	Sumitomo Mitsui Banking Corporation	日本	2015 年
4	United Overseas Bank Limited	シンガポール	2015 年
5	Bangkok Bank Public Company Limited	タイ	2015 年
6	Industrial and Commercial Bank of China	中国	2015 年
7	Malayan Banking Berhad (Maybank)	マレーシア	2015 年
8	Mizuho Bank Limited	日本	2015 年
9	Australia and New Zeland Banking Group Limited	オーストラリア	2015 年
10	The Joint Stock Commercial Bank for Investment and Development of Vietnam (BIDV)	ベトナム	2016 年
11	Shinhan Bank	韓国	2016 年
12	E.Sun Commercial Bank Limited	台湾	2016 年
13	State Bank of India	インド	2016 年

(出所) ミャンマー中央銀行の公表資料より作成

⑤マイクロファイナンス

ミャンマーにおいては、軍事政権下の統制された経済システムによっていたため、長らく金融システムが十分に発達していなかった。特に、農村部ではその傾向が顕著であり、銀行や保険等の公式な金融システムにアクセスできる世帯はわずかであり、ほとんどの農民は友人や親戚、村の高利貸しを頼るしかなかった。そのような状況を打開するべく、2011 年 11 月にマイクロファイナンス法が施行された。同法により、農民を対象にした少額金融を可能にするマイクロファイナンス機関が増加し、将来農民の生計向上に役立つことが期待されている。

図表 17-4 ミャンマーにおけるマイクロファイナンス機関数 (2016 年 10 月末時点)

機関	本店	支店
国際 NGO	5	16
NGO	24	13
現地企業	109	52
外国企業	24	47
合併企業	4	2
合計	166	130

(出所) Myanmar Statistical Yearbook 2016 より作成

2. 金融市場

上述のように、民政移管後、民間銀行や外国銀行の営業が本格的に始まり、年を追うごとに、ミャンマーにおいても銀行による金融は浸透しつつあるが、2016年における10万人当たりの銀行支店数は3.4支店、銀行による民間部門に対する国内与信残高は対GDP比で22%、銀行預金口座保有率も25%とまだ小規模であり⁷、まだまだ成長する余地が残されている。

また、近年のインターネットとスマートフォンの急速な普及により、ミャンマーにおいても電子マネーやモバイルマネーの利用も広まりつつある。例えば、ミャンマーの大手コングロマリッドでありシンガポール証券取引所に上場しているヨマ・ストラテジック・ホールディングスのヨマ銀行とFirst Myanmar Investment、ノルウェー系携帯電話会社のテレノールの「Wave Money」の他、ミャンマー国営通信会社であるMPTと日本のKDDI、住友商事による「OK Dollar」、カタール系携帯電話会社ウーレドゥーによる「M-Pitesan」のモバイルマネーのサービスがあり、従来の銀行システムによらない新たな金融のあり方として注目されている。



ヤンゴン市内の至るところで見られるモバイルマネー（OK Dollar）の広告

3. 資本市場

2015年10月に、ヤンゴン証券取引所が設立された。同取引所の設立には、日本の金融庁や大和総研、日本取引所グループ等、日本が官民一体となり協力している。2018年7月現在、上場会社は以下の通り5社のみである。

図表 17-5 ヤンゴン証券取引所上場企業一覧（2018年7月時点）

企業名	コード	上場日
First Myanmar Investment Co., Ltd.	00001	2016年3月25日
Myanmar Thilawa SEZ Holdings Public Ltd.	00002	2016年5月20日
Myanmar Citizens Bank Ltd.	00003	2016年8月26日
First Private Bank Ltd.	00004	2017年1月20日
TMH Telecom Public Co., Ltd.	00005	2018年1月26日

（出所）ミャンマー中央銀行の公開情報より作成

⁷ 世界銀行 DataBank より



ヤンゴン証券取引所

第18章 資金調達

進出日系企業へのヒアリングによると、日系企業の主な資金調達手段として、長期資金は日本の親会社から借入を行う親子ローンが一般的であるが、短期資金については親会社の保証をもとにした現地邦銀からの借入を行っている会社も多い。地場銀行との取引については、代金の回収支払い及び給与の支払いのための活用にとまっている。

1. 国内での資金調達

従来、地場銀行からチャット建てで融資を受けるためには、原則として、現地不動産等の担保を供する必要があったが、そもそも外国企業には不動産所有が認められていなかったため、外国企業がミャンマーの民間銀行から資金を調達するのは不可能であった。しかし、2017年に日本のメガバンク3行を含む外国銀行13行に支店設立の許可が付与され、当該支店からの資金調達が可能となった。

2. 海外からの資金調達

海外から借入する場合、借入前に、ミャンマー中央銀行から承認を得る必要がある。2016年7月に公表された手続の概要は以下の通りである。

図表 18-1 中央銀行により開示された海外からの借入れに関する承認手続きの審査事項の一部

No	審査事項
1	融資対象事業が資本金 50 万ドル以上の規模か否か。
2	融資先が経常的な外貨収入を有する事業を営んでいるか否か。
3	経常的な外貨収入がない場合、外貨借入れの返済がミャンマー国内の利益のみで賄えるか否か、および為替レートの変動に伴うリスクに対する施策を行っているか否か。
4	MIC 許可において認められた資本金額の 80%以上が払込み済か否か。
5	負債と資本の比率が 1:4 から 1:3 の範囲に収まるか否か。
6	貸出し期間が中長期か否か。

(出所) ジェトロホームページより作成

上記概要に従ってミャンマー中央銀行から借入の事前承認を得た場合、元本や利息支払いのため外貨を送金する際は、再度ミャンマー中央銀行の承認を得る必要はない。

3. 証券・債券市場からの資金調達

2015 年 12 月、ミャンマー初の証券取引所となるヤンゴン証券取引所が開設された。ヤンゴン証券取引所は、日本政府や日本取引所グループ、大和総研グループ等の官民が、制度作りやシステム導入を全面的に支援したことで生まれた。2018 年 7 月時点において、上場企業は 5 社 (First Myanmar Investment、Myanmar Thilawa SEZ Holdings Public、Myanmar Citizens Bank、First Private Bank、TMH Telecom Public) であり、今後株式市場を通じた資金調達の活性化が期待されている。他方、ミャンマーでは証券取引が始まったばかりで、日系企業が資金調達の手段にできるほど市場は成熟していないため、同国における資金調達は、引き続き間接金融が主になると考えられる。

第19章 労働事情

1. 労働法の体系

ミャンマーへ投資する魅力の一つに、人件費の安さと識字率の高さが挙げられる。若い世代を中心とする労働人口は豊富であり、今後も増加が見込まれている。労働に関する法律としての基本法は 2011 年に廃止され、2017 年 12 月時点で存在しないものの、個別法は多数存在している。

2. 賃金

(1) 賃金の定義

従前の最低賃金法を改正した新たな賃金法が 2013 年 3 月に成立した。当該最低賃金法によると、賃金とは基本給与に加え、時間外労働手当および賞与が含まれる旨規定されている一方で、交通手当や住居手当等は含まれないものとされている。

(2) 最低賃金

最低賃金法自体には具体的な金額に関する定めはなく、最低賃金額の決定方法のみが規定されている。具体的な最低賃金額は、2015 年 9 月より全国一律で日給 3,600 チャットであったが、2018 年 5 月、最低賃金策定に関わる国家委員会により最低賃金を引き上げる通達がなされ、従来より 33%上昇した日給 4,800 チャットとなった。

3. 雇用関係

(1) 従業員の採用

使用者は、労働者の雇用を開始してから 30 日以内に労働者と雇用契約を締結する必要がある。さらに、雇用契約書の写しを管轄の労働局に送付し確認を得なければならないとされている。なお、雇用契約を締結しない場合は罰則が設けられている。

また、会社法のみに基づく会社についてはミャンマー国民の雇用義務は存在しないが、経済特区法に基づく投資許可の場合には各種雇用義務が発生する。

図表 19-1 ミャンマー国民の雇用義務

種別	内容	
会社法のみに基づき設立された企業の場合	外国人の雇用比率に関する規制、および技術を必要としない職種における規制は、法律上規定されていない。	
MIC 認可企業、または経済特区法に基づいて設立した企業の場合	手続きの窓口	経済特区法に基づき設立された企業の場合：経済特区のワンストップサービスセンター（OSSC）に設置される労働事務所の駐在所にて、就労許可を取得することができる。

種別	内容	
	熟練業種を必要とする業種におけるミャンマー人の雇用割合について	経済特区法に基づいて設立した企業に対しては次のとおり義務付けられており、ミャンマー人の雇用比率は、当該規制の範囲内でなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業開始から2年で25%以上 ・ 次の2年（事業開始から4年）で50%以上 ・ さらに次の2年（事業開始から6年）で75%以上
	その他	熟練技術を必要としない職種では、外国人を雇用することはできず、ミャンマー国民のみを雇用しなければならない。

(出所) ジェトロホームページより作成

(2) 従業員の解雇

ミャンマーにおいては、日本と異なり解雇理由に関する明確な規制は定められていない。したがって、解雇に関する取り決めは雇用契約書等にて規定しておくことも可能である。また、労働・入国管理・人口省より2015年に発布された通知によれば、解雇時に一定額の解雇手当を支払うことが求められており、労働者の勤続期間に応じて以下の額が規定されている。

図表 19-2 解雇手当の額

勤続期間	解雇手当の額
6ヵ月以上1年未満	退職直前の月額給与の0.5ヵ月分
1年以上2年未満	退職直前の月額給与の1ヵ月分
2年以上3年未満	退職直前の月額給与の1.5ヵ月分
3年以上4年未満	退職直前の月額給与の3ヵ月分
4年以上6年未満	退職直前の月額給与の4ヵ月分
6年以上8年未満	退職直前の月額給与の5ヵ月分
8年以上10年未満	退職直前の月額給与の6ヵ月分
10年以上20年未満	退職直前の月額給与の8ヵ月分
20年以上25年未満	退職直前の月額給与の10ヵ月分
25年以上	退職直前の月額給与の13ヵ月分

(出所) ジェトロ「ミャンマー労務ガイドブック（2018年3月）」より作成

なお、公表されている雇用契約書のひな形にて規定されている解雇・辞職に関する手続きの主な内容は以下のとおりである。

図表 19-3 解雇・辞職に関する主な手続き

解雇に関する手続き	<ul style="list-style-type: none"> 十分な理由を付した書面と、使用者代理人が署名した通知書を交付しなければ、使用者は労働者との契約を解除できない。 職場の規則に違反した場合、通常の違反については、一度目は口頭での警告、二度目は書面による警告、三度目は再度の違反を犯さない旨の誓約書への署名命令を受ける。三度目の警告の後、12カ月以内に労働者が再度の違反を犯した場合、使用者は、解雇手当を支払うことなく、当該労働者を解雇できる。ただし、労働者が通常の違反又は3度目の違反の後12カ月間規則に違反しなかった場合、それまでの違反歴は無効となる。
辞職に関する手続き	<ul style="list-style-type: none"> 辞職に関しては、労働者は1か月前に通知しなければならない、使用者はこの場合、実際の勤務期間に応じて給与及び有給の支払いをしなければならないとされている。

(出所) ジェトロ「ミャンマー労務ガイドブック (2018年3月)」より作成

従業員の解雇事由のひとつとして会計上の不正が挙げられる。ミャンマーでは領収書が発行されないケースが多いため、経費の精算が不正の誘因となりやすいといった背景がある。不正は犯罪であるため、解雇事由に該当するものの、不正であることを立証するための証拠を揃え、不正であると証明することが難しい。実際には、解雇ではなく双方の話し合いによって合意退職という形をとることが一般的となる。

また、試用期間が通常3ヵ月あるので、この期間であれば比較的緩やかな解雇事由で解雇が可能である。ただし、その場合であっても契約に従って3度の違反を受けての解雇となるため、日系企業から相談があった場合には、手間等を考慮して合意退職を推奨している。

4. 労働条件

(1) 労働時間

労働時間や時間外労働、夜間労働、休憩時間に関しては、店舗および商業施設法または工場法においてそれぞれ下記の通り規定されている。

図表 19-4 労働時間に関する法律

項目	店舗および商業施設法	工場法
労働時間	1日8時間以上かつ1週間48時間以上働くことは原則として許されない。 ただし、労働者の希望に応じて1日8時間以上かつ1週間48時間以上働くことが認められるが、時間外労働が1週間で12時間(特別な場合は16時間)を超えることは認められない。また、深夜12時を超えて残業をさせてはならない。	1週間44時間以内、1日8時間以内である。ただし、技術的理由により労働を継続しなければならない場合、週48時間まで認められる。
休憩時間	1日に4時間以上働く場合には、少なくとも30分以上の休憩を与えなければならない(警備員を除く)。 なお、労働時間と休憩時間の合計は、時間外労働及び1時間の休憩を含めて1日11時間を超えてはならない。	労働時間は休憩抜きで5時間を超えてはならず、5時間を超える前に30分以上の休憩を付与しなければならない。 なお、労働時間と休憩時間の合計は10時間を超えてはならない。

(出所) ジェトロ「ミャンマー労務ガイドブック (2018年3月)」より作成

(2) 休日および休暇

休日に関しては、休暇及び休日法に規定されており、対象労働者は常勤労働者のみならず、臨時労働者や日雇労働者等も含まれる。休日については、少なくとも週に 1 日は休みを認めなければならないとされ、祝日については、政府の通知に規定された日とされている。祝日の具体的な日付については、在日ミャンマー大使館のホームページにて確認するのが望ましい。

その他の休暇として、有給休暇、臨時休暇、医療休暇、産休が規定されており、概要は下表のとおりである。

図表 19-5 休暇の種類

休暇の種類	概要	繰越	対象労働者
有給休暇	年間 10 日間の休暇取得が有給で認められている。 また、労働者が有給休暇を全て取得する前に、退職、解雇、死亡した場合は、残存有給休暇日数に対して当該事由発生日直前の 30 日間の平均日給により計算した額を労働者に対して支払わなければならない。 当該支払いは、退職又は解雇の場合は 2 日以内に、死亡の場合には請求受領後できる限り早く支払わなければならない。	未取得の有給休暇の繰越については、使用者と労働者が合意した場合、3 年を超えない期間において認められている。	12 ヶ月間以上勤務し、毎月 20 日以上働いた労働者。
臨時休暇	冠婚葬祭等の緊急の私的用事のために年間 6 日間の有給での休暇取得が認められている。 取得方法について、1 回あたりの取得期間は 3 日間が最長とされ、他の種類の休暇と合わせて取得することは認められない。	未取得の臨時休暇については翌年に繰越されない。	勤続期間等の要件は課せられておらず、就労して間もない労働者に対しても認められる。
医療休暇	医療休暇は病気の治療等のために年間 30 日間の有給での休暇取得が認められている。 但し、最初の 3 日間は半額の支払となる。 また、6 ヶ月未満の労働者も無給での医療休暇取得は認められる 取得方法について、有給休暇と組み合わせて連続して取得することも可能である。	未取得の医療休暇については翌年に繰越されない。	6 ヶ月以上勤続した労働者。
産休	妊婦は産前 6 週間、産後 8 週間の有給での休暇取得が認められている。 取得方法について、医療休暇と組み合わせて連続して取得することも可能である。	-	勤続期間等の要件は課せられていない

(出所) ジェトロ「ミャンマー労務ガイドブック (2018 年)」より作成

5. 社会保険

社会保障に関する規制としては社会保障法が存在しており、社会保障制度への加入義務や保険料の支払い義務等が規定されている。

労働者として 5 名以上を雇用する会社は原則として、社会保障制度への加入が義務付けられている。使用者は定められた保険料率に基づいて、労働者の給与から保険料を控除し、使用者負担分と合わせて社会保障事務所に納めなければならないとされている。なお、社会保障制度による主な給付は以下のとおりである。

図表 19-6 社会保障、労災保険の内容

制度	給付等
疾病給付金	病気発症時に6ヵ月以上当該会社にて勤務しており、その間、4ヵ月以上の負担を支払っていた場合に疾病給付金を受給する権利を有する。
産前・産後休暇 産休給付、出産給付	妊娠及び出産の場合、許可された病院又は診療所において無料で治療を受けることができる。 出産後1年間、子供の治療を受ける権利を有し、出産前6週間、出産後8週間の産休を取得する権利を有する。 産休時に1年以上勤務しており、かつ、6ヵ月以上負担を支払っている労働者は、産休期間中に平均賃金の70%を産休給付として受給できる。 また、出産時に、出産が1児の場合には平均賃金の50%を、2児の場合には平均賃金の75%を受給できる。 妻が出産した男性は、幼児の世話のため、15日間の休暇を取得でき、その間、妻が社会保障加入者の場合には平均給与の70%を受給でき、妻が非加入者の場合には半額となる。
教育給付金	36ヵ月以上保障料を支払い、一定の収入以下の社会保障加入者は、子供の教育のための給付金を受給することができる。
障害給付、老齢退職年金、 遺族年金保険制度	障害給付又は老齢退職年金受給者は、180ヵ月以上保障料を支払っていた場合、治療を受ける権利を有する。 労災以外の原因による障害給付、老齢退職金、遺族給付金について、当該基金に支払った額の25%を年利2%の利息と共に受給することができる。 老齢退職年金は、60歳になった時点において受給できる。
失業給付	社会保険加入者が36ヵ月以上保険料を支払っており、自己都合退職、違法行為等を原因とする解雇の場合を除き、失業給付を受給できる。 給付金額は、直近1年間の平均賃金の2ヵ月分であり、社会保険料を36ヵ月以上支払っている場合には、12ヵ月ごとに1ヵ月追加され、最大6ヵ月分を受給できる。
労災保険の内容	労災時の治療、一時的に就労不能となった場合の無料の治療及び労災前4ヵ月の平均賃金の70%の一時就労不能給付を最長12ヵ月間受給できる。また、永久的に一部障害が生じた場合、障害により失った能力の程度に応じて平均賃金の70%を一定期間受給できる。 労災保険加入者が労災により死亡した場合、負担金を支払った期間に応じて、指定された遺族に対して給付が支払われる。 なお、労災保険に加入している労働者は社会保障法のみ適用され、労働者災害補償法 (Workmen's Compensation Act) は適用されない。

(出所) ジェトロ「ミャンマー労務ガイドブック (2018年3月)」より作成

6. 労使関係

ミャンマーには労働組織法が存在し、同法は労働組合の結成に関して、一定の条件を満たした場合には認め、ストライキ権についても認めている。

ミャンマーの工業団地における工場の夜間操業に関して、古くから存在する工業団地では夜勤についての従業員の理解も浸透しているが、元々農村であったティラワ SEZ においては、夜も働くということに親や地域住民による反対があり、村長や村民のための説明会を開催する等三交代制を導入するための施策が行われている。

労働環境を向上するための工夫、努力は各社継続して行っている。リーダークラスの現地従業員が意見を集約するかたちで、例えば、空調設備を設置する、スポーツドリンクを配布する等々により従業員のモチベーションの維持向上を図っている。

7. 労働裁判所での労使紛争解決

労働紛争の解決に関しては、労働紛争解決法において紛争解決機関や紛争解決手続等が定められている。

図表 19-7 労働紛争解決法の概要

項目	概要
職場調整委員会	30人以上の労働者がいる事業所の場合、使用者は職場調整委員会を設置しなければならない。 したがって、30人以上労働者を雇用する製造業等の会社は本条項に基づき職場調整委員会を設置する義務を負う点に留意する必要がある。 職場調整委員会の構成は労働組織の有無によって異なり、労働組織が存在する場合には、各組織の2名の代表及び同数の使用者代表から構成される。 労働組織がない場合には、労働者が選挙により選出した労働者代表2名及び使用者代表2名で構成される。 職場調整委員会の任期は1年である。
調停機関	管区又は州政府は、管区又は州内のタウンシップにおいて11名で構成される調停機関を組織しなければならない。
紛争解決仲裁機関	労働・入国管理・人口省は、管区又は州において11名で構成される紛争解決仲裁機関を組織しなければならない。自治管区又は自治地域においても、政府の承認を得た上で紛争解決仲裁機関を組織できる。
紛争解決仲裁評議会	労働・入国管理・人口省は、政府の承認を得た上で、優れた法律専門家及び労働問題の専門家15名で構成される紛争解決仲裁評議会を組織しなければならない。

(出所) ジェトロ「ミャンマー労務ガイドブック (2018年3月)」より作成

8. 外国人の労働許可取得

ミャンマーにおいて外国人がビジネス目的で長期滞在するには、ミャンマー大使館から発給されるビジネスビザ (70日間滞在有効) を取得した上でミャンマーに入国後、ミャンマー国内にて長期滞在用の在留許可 (Stay Permit) と数次ビザ (Multiple Journey Special Re-entry Visa) を申請する必要がある。

9. 日系企業の抱える労務問題

近年ヤンゴン地域では、外資企業からより高い給与を提示されることで、引き抜かれるケースが多くなっている。他の地域においても会社に勤めるという意識が現地従業員の間で十分に醸成されていない。このため、現地で事業展開している日系企業各社は、従業員が長く会社に定着するように、定期的な食事会、表彰制度の実施、各種手当の設定、近隣諸国への研修機会の提供等様々な施策を行っている。

ひとくちメモ 6： 従業員の無断退職

ミャンマーでは、従業員が失踪（無断退職）してしまうことがある。失踪のタイミングは、勤務開始日の翌日、数ヵ月後等様々なケースがあるが、この場合、例えば、失踪した従業員に対する賃金や社会保険料はいつの時点まで発生するのか等の労務に関する問題が起こる。また、無断欠勤や無断遅刻も日本と比べると多く、これらの問題はいずれも、ミャンマー、特にティラワ SEZ が位置する農村部においては、会社に雇用される・勤めるという勤労意識がまだ十分に醸成されていない現状に起因するといった意見が現地インタビューで多く聞かれた。

対策としては、賃金支払い等の問題については早めに弁護士等の専門家に相談すること、勤労意識の醸成のために社内研修や教育を実施することや従業員の家族も参加できるカラオケ大会や食事会等の社内イベントを開催することが挙げられた。

また、縫製メーカーでは、三交替制による 24 時間操業のために、従業員の住む地域の村長や村民に対して説明会を開いて地域社会からの理解を得ることや従業員が徐々に慣れるよう段階的に制度を導入すること等の工夫も聞かれた。

ひとくちメモ 7: ミャンマーにおける給料の支払いと ATM

「今月はいくらだったかな？」

サラリーマンの楽しみの一つ、給料。日本での給料の支払いと言えば、銀行振り込みであり、現金を直接手にすることはほとんどないだろう。

一方、ミャンマーでも、経済開放後、徐々に会社勤めの人が増えており、給料を受け取るようになって来たが、その受け取り方法は、日系企業の工場労働者、いわゆるワーカークラスの場合、現金の手渡しによる場合が多いようである。

その理由は、ワーカークラスのミャンマー人は銀行口座を持っていない、ATM を使い慣れていない、ATM が家の近くにない、あっても故障していることが多いか現金の在庫が少ない、そもそも銀行に対する信用がないため口座に預けたくない等々あるが、会社としては、大量の現金を運んだり、個人別に計算して用意したり、給料日前の経理担当者は気が気でないだろう。

最近では、従業員の雇用時点でまず個別の銀行口座を作り、給料の支払いを銀行振り込みにしている会社も増えてきたようであるが、振り込んだ日に全額引き落としをしまい、従業員にとっては現金手渡しとあまり変わらないという話も聞く。さらに、給料日にすぐ下ろしたいが家の近くに ATM がないという従業員の要望に応えるべく、現金輸送車張りに ATM を積んだ「ATM 車」を給料日に工場まで呼ぶケースもあるようである。



ミャンマーの地銀 ATM

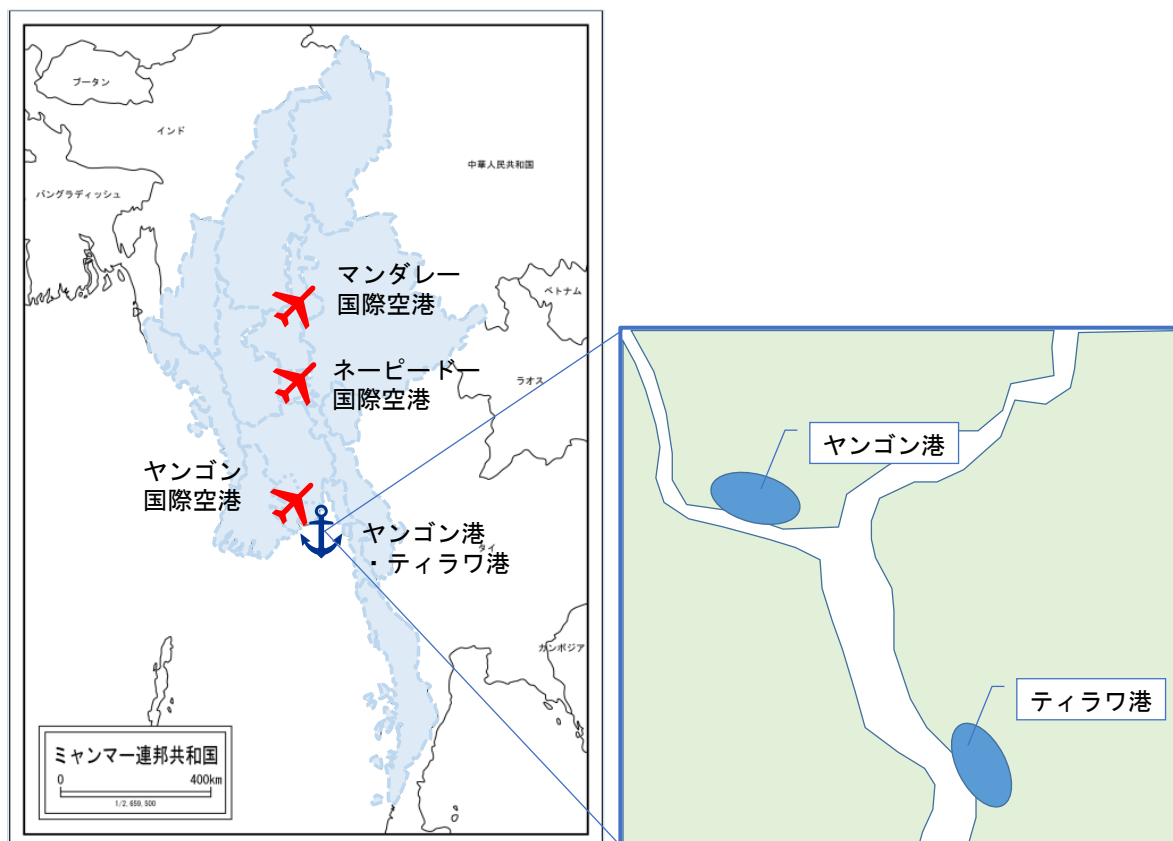
(国際クレジットカードも対応可能)

第20章 物流・インフラ

1. 主要な国際空港と港湾の位置

図表 20-1 はミャンマーにおける主要な国際空港と港湾の位置である。

図表 20-1 ミャンマーの主要な国際空港と港湾



(出所) 各種資料より作成

2. 港湾

ミャンマーの港湾は、以下に示す 9 つの港湾がある。これらの港湾は、運輸省傘下のミャンマー港湾公社(MPA : Myanmar Port Authority)によって管理されている。なお、同公社はヤンゴン市街地中心に位置するヤンゴン港とティラワ SEZ に隣接するティラワ港をひとつの港湾とみなして管理運営をしている。ヤンゴン港とティラワ港がミャンマーにおける主要な港湾であり、ミャンマーの国際物流の 9 割の貨物の取り扱いが両港により行われている。

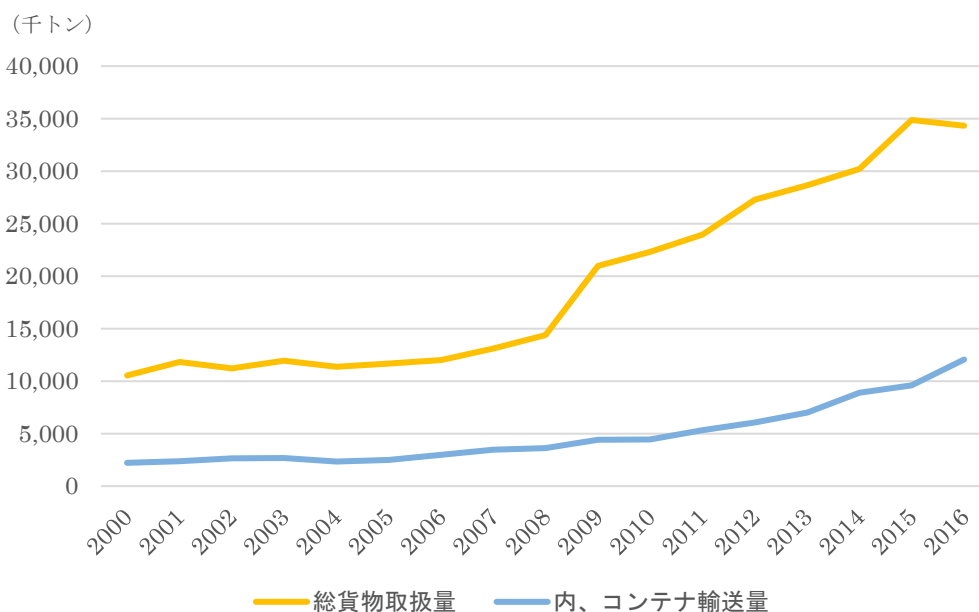
図表 20-2 ミャンマーの港湾リスト

地域	港湾名
ヤンゴン管区	ヤンゴン港(ヤンゴン港、ティラワ港)
ラカイン州	シットウエー港、チャウツピュー港、タンドウエ港
エヤワディ管区	パテイン港
モン州	モーラマイン港
タニンタリー管区	ダウエー港、ミエイ港、コータウン港

(出所) MPA 資料より作成

ミャンマーにおける年間の港湾取扱貨物量は、近年着実な増加傾向を示し、2016 年における貨物取扱量は 3,431 万トンとなっており、2005 年と比較すると約 3 倍の取扱量に増加している。2016 年では 1,205 万トンがコンテナ輸送であり、直近では約 35%がコンテナ化している状況にある。

図表 20-3 港湾の貨物取扱量の推移

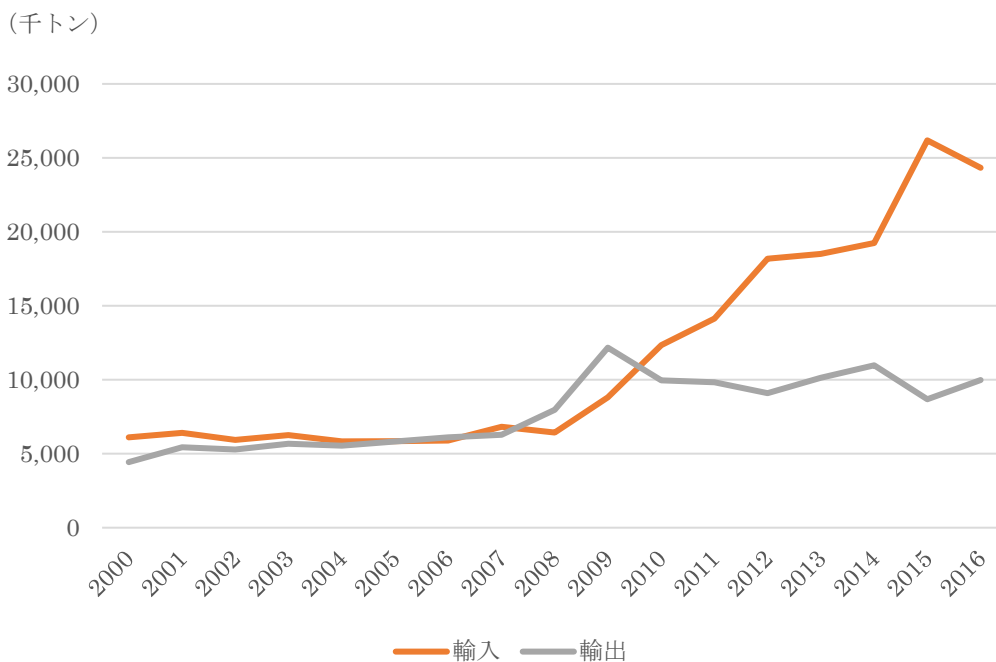


(出所) MPA 資料より作成

ミャンマー港湾全体に係る問題点として、図表 20-4 が示すように輸出貨物の量が輸入貨物の量に比べて格段に少ない、極端な輸出入のアンバランスの傾向が顕著になってきている。現在では、輸出に係る輸送費を輸入貨物の輸送費でカバーせざるを得ない状況にあり、多くの輸出加工型産業の進出が望まれている。

また、ミャンマー港・ティラワ港いずれも喫水(水面から船底までの長さ)が 9m であり、アジアと欧米間で就航している船舶のサイズと比較すると圧倒的に小型な船舶しか入れない状況にある。ミャンマーの経済成長に伴う今後の貨物取扱量の増加に対応するためには、深水港の開発整備を進めていくことが望まれている。

図表 20-4 輸出入毎の貨物取扱量



(出所) MPA 資料より作成

(1) ヤンゴン港

ヤンゴン港は、ヤンゴン川河口より上流 32 km に位置し、ヤンゴン市の中心部に隣接するため、歴史的に最重要な港湾としてミャンマーの経済活動を支えてきた。

同港に入港可能な船舶は、全長 167m、喫水 9m、15,000DWT となっている。

(2) ティラワ港

ヤンゴン港では、増加する貨物取扱量への対応に限界があるため、ヤンゴン市の南方約 25 km の地点に新たにティラワ港が設置されている。

同港に入港可能な船舶は、全長 200m、喫水 9m、20,000 DWT となっている。

3. 空港

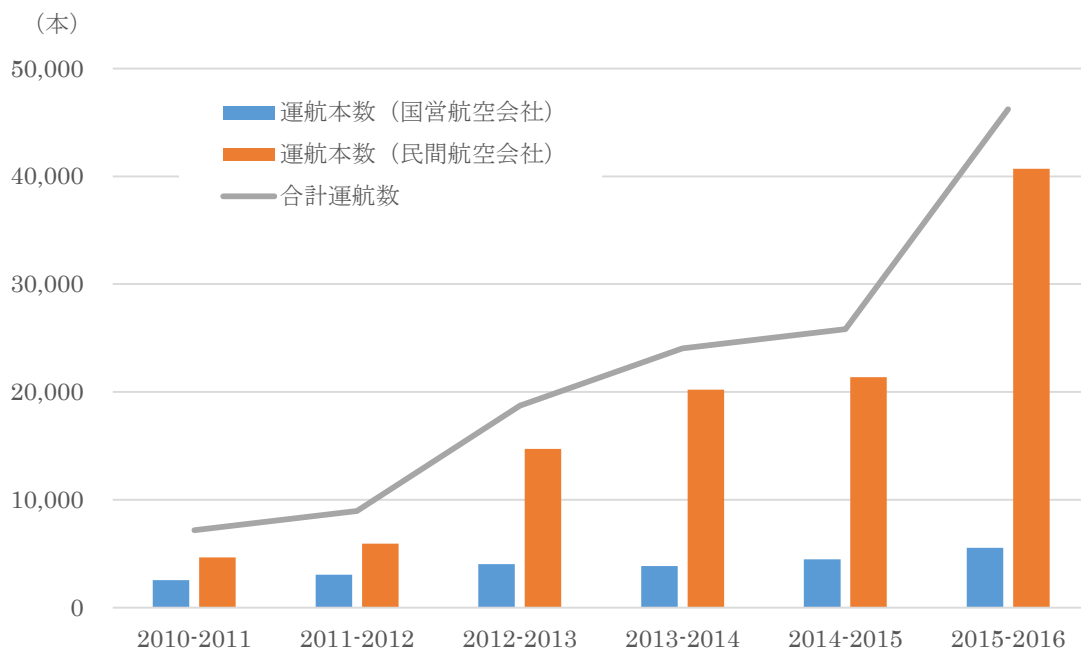
ミャンマーには小規模な空港を含めて 69 の空港があり、うち国際空港としては、ヤンゴン国際空港、マンダレー国際空港、ネーピードー国際空港の 3 空港がある。ヤンゴン国際空港がミャンマーにおける国際線の主要空港の位置づけであるが、近年マンダレー国際空港及びネーピードー国際空港も運航数が増加傾向にある。民政移管後、出張者及び旅行者の数は急増しており、2015-2016 年度におけるミャンマー全体の運航数は 4 万便を超え、2010-2011 年度と比較すると運航数は 5 倍超になっている。

ミャンマー資本の航空会社では、エアーマンダレー、ヤンゴンエアウェイズ及びミャンマーエアウェイズインターナショナルの 3 社が国際線を運航している。国際線に関する近年の特徴として、シンガポール、マレーシア及びタイにおいて、ミャンマーの多くの労働者が職を得ている状況から LCC に対する需要が高まっていると現地でいわれている。

また、国内線に関して、まだまだ運航数は多くないものの、68 万平方キロメートル(日本の約 1.8 倍)の広大な国土を考慮すると、今後も拡大していくことが見込まれる。現在チン州を除く全ての州・管区に空港が存在しているが、成長を促進するため、空港の民営化が順次進められている。

なお、長期的な旅客者数の増加に対応するため、ヤンゴン市より北に 80km 程度の位置に、年間 12 百万人が利用できる規模のハンタワディ国際空港を建設する計画が存在している。

図表 20-5 ミャンマーにおける運航本数の推移



(出所) Central Statistical Organization より作成

(1) ヤンゴン国際空港

ヤンゴン国際空港は、ミャンマーの入口となる主要空港である。ヤンゴン市街から北に約 15 km のミンガラドン地域に位置している。2017 年の年間乗客数は 500 万人を超えている。

2012 年に成田ヤンゴン間の直行便が新規に開設され、2018 年 5 月現在においても毎日運航されている。

(2) マンダレー国際空港

マンダレー市の中心部から南西約 35km に位置するマンダレー国際空港がマンダレーの玄関となっている。同空港は、タイの借款によりタイ大手建設会社が建設した空港であり、2000 年に開港している。本空港は、(株)JALUX、三菱商事(株)、現地大手企業グループである SPA グループの YOMA DEVELOPMENT GROUP LIMITED 社の 3 社合弁により設立された MC-Jalux Airport Services Co., Ltd. がミャンマー政府より 30 年間の事業譲渡を受け、2015 年より同社によってターミナルビルや滑走路等の空港関連施設の補修改善、維持管理を含む運営が開始されている。

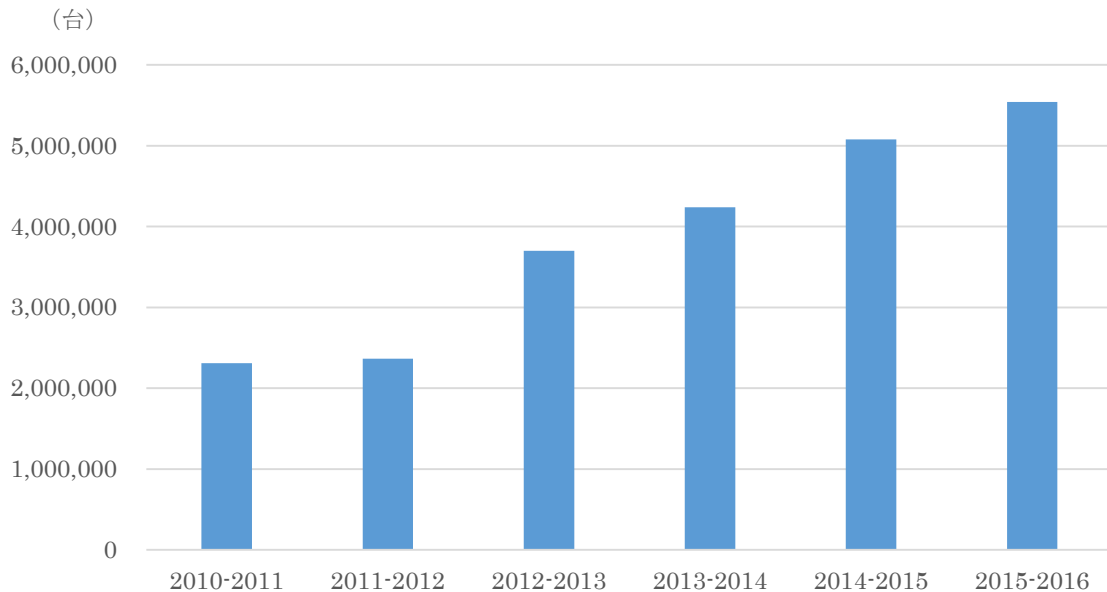
(3) ネーピードー国際空港

ネーピードー国際空港は、500 万人の年間乗客者数に対応できる空港として、現地の財閥企業によって 2011 年 12 月に開港された。

4. 道路

現状、国内の道路は、全般的に設備投資不足等に起因して依然として整備が不十分であるといわれている。ミャンマー政府の公表資料上、2015 年 3 月時点において全長 140,910km のうち約 42% の道路のみがアスファルト等での舗装がされている。舗装を含めた整備を順次進めている状況にあるが、急増している自動車及び二輪車の台数に比して遅れている状況が指摘されている。結果として、近年ヤンゴン市街地においては、交通渋滞の問題が発生している。

図表 20-6 ミャンマーにおける自動車登録者数の推移



(出所) Central Statistical Organization より作成

なお、ヤンゴン市では、2016年2月に公共バスサービス（ヤンゴン・バス・サービス）が運行を開始し、市民の足として利用されている。



ヤンゴン・バス・サービスの車両（エアコンや自動ドアの設備もある）

また、ミャンマーの幹線道路は、国土の特性上、南北に伸びており、ヤンゴン、ネーपीドー、マンダレーの主要3都市を結ぶ総距離695kmの高速道路が、バゴー、タウンゲー、ピンマナ、ネーピードー、メイティーラーも通過し商業上も屋台骨としての重要な役割を果たしている。本高速道路は、現状は大部分が2車線となっているが、ヤンゴン及びマンダレー近郊においては4車線となっており、6車線化に向けての工事が現在進められている。

アジアハイウェイ・プロジェクトと呼ばれる国際道路の整備も進んでおり、ミャンマーは1988年から同プロジェクトに正式参加している。

図表 20-7 ミャンマーにおけるアジアハイウェイ路線



(出所) 国土交通省ウェブサイトより

5. 鉄道

(1) 概要

ミャンマーの鉄道は、運輸・通信省が所管している。営業主体は 1877 年に設立されたミャンマー鉄道公社であり、国内唯一の鉄道会社として全国の鉄道建設から運行・維持管理まで一元的に実施している。直近の 2015 年から 2016 年における鉄道による貨物輸送量はトンベースで 1,983 千トンと全体の 43% を占め、トンマイルベースでは 475,620 千トンマイルと全体の約 55% を占め、道路及び空路に比較して鉱物輸送に関する最重要な輸送インフラであると言える。また、中国が提起している「一帯一路」構想において、ミャンマーは中国と隣接していることから戦略的に重要な地域として位置付けられており、中国とミャンマーを結ぶ鉄道計画も存在する。

(2) 主要プロジェクト

①ヤンゴン・マンダレー線

ミャンマー最大の都市ヤンゴン、首都ネーピードー、第二の商業都市マンダレーを結ぶ重要路線であるヤンゴン・マンダレー線は、旅客・貨物の輸送需要が高まっているが、列車走行速度の低下や遅延、脱線事故等が生じ、輸送サービスの低下が課題となっている。JICAは第一期200億円、第二期250億円の計450億円の円借款を供与し、老朽化した関連施設及び設備の改修及び近代化の支援を行っている。

②ヤンゴン環状線

ヤンゴン市内で総延長46kmの区間に38の駅を持つヤンゴン環状線についても、近年施設や機材及び車両の老朽化が進むことで列車走行速度の低下や遅延、脱線事故等が頻発し、多くの通勤者に影響を与えている。JICAは248.66億円の円借款の供与を行うことで、信号システムの更新及び新車両の整備の支援を行っている。



ミャンマーの鉄道網の玄関口「ヤンゴン・セントラル駅」

6. 高架式鉄道及び地下鉄

現在、ミャンマーには地下鉄はないが、建設省とヤンゴン管区議会等において地下鉄の設置が検討されている。

また、2020年からヤンゴン市内での高架式鉄道の建設工事に着手し、2024年の開通を見込んでいる旨がミャンマー政府より公表されている。従来は電力が不安定であったことにより建設計画が進まなかったが、2020年には電力の安定供給の見込みが立ったことにより公表がなされた。南北線はダラからミンガラドン、東西線はラインターヤーからヤンゴン市内中心部を通りダゴンニュータウンを結ぶことが予定されている。

7. 電力

(1) 電力概要

ミャンマーにおける発電設備は水力発電とガス発電に大きく依存し、他国と比較すると、再生可能エネルギーの活用等、エネルギーの多様化が進んでいない。

まず、ミャンマーは森林や河川等の自然環境に恵まれていることから、水力発電が電力供給の要となっており、近年では水力発電所の電気が供給量の6割～7割程度を占めている。この点、水力発電所は乾季には水不足により発電可能な容量が大幅に低下するという問題点を有している。また、既存の水力発電所のなかには、設備の老朽化や、機材の故障等の問題により、発電量が相当低下している設備が存在することにより、国内の電力供給に大きな支障をきたしている点も指摘されている。

同様に、ミャンマーはガス資源にも恵まれているが、国内で生産されるガスの約75%がタイ及び中国に輸出される関係で、国内のガス発電所に供給されるガス量を増やすことはできないという制約がある。2015-2016年度における電源としては、水力が約59%、ガスが39%となっている。

太陽光、風力等の再生可能エネルギーは、将来の電源として重要であるが、現時点では主要な電源として位置付けるまでは至っておらず、2030年時点で10%程度の発電量とする目標が掲げられている。

図表 20-8 ミャンマーの発電エネルギーの内訳(2015-2016年度)

発電エネルギー種別	発電電力量 (100万 kWh)	構成比(%)
火力	285	1.8
ディーゼル	55	0.3
水力	9,399	58.9
ガス	6,231	39.0
総計	15,970	100.0

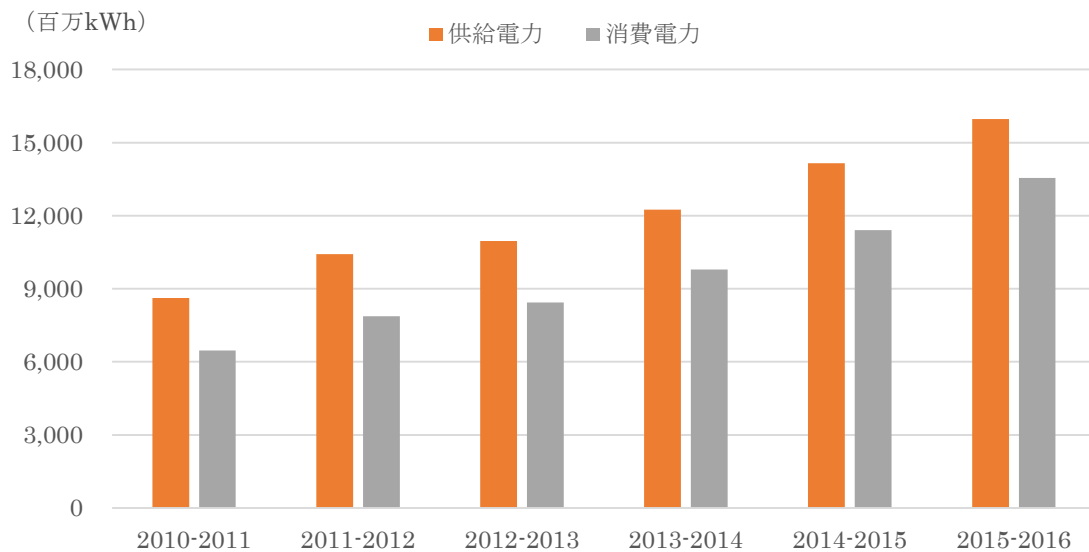
(出所) Central Statistical Organization より作成

(2) 需給状況

ミャンマーでは、図表 20-9 の通り、2011年の民政移管後において、電力消費量の伸びが著しい。短期的な電力供給確保に加えて、中長期の視点から環境・社会面にも配慮し、エネルギーセキュリティ、政府・電力会社の財務健全性を確保しつつ経済発展を推進するため、長期電力開発計画を立て、実行していくことが不可欠な状況である。

また、JICA は、このような状況に対応すべく、2013年に国家電力マスタープラン(National Electricity Master Plan: NEMP)の策定を支援している。

図表 20-9 ミャンマーの電力需給の推移



(出所) Central Statistical Organization より作成

(3) 工業団地での最近の電力事情の実態

ヤンゴン及びマンダレーの工業団地では、いずれも停電が頻繁にあるため、自家発電装置の利用が必須の設備となっている。ヤンゴン市街地でもやはり毎日のように停電が発生する。住居向けの電力の優先順位が高くされていることも、工業団地で停電が頻発する要因となっている。なお、日系企業の工場が多く入居するティラワ工業団地内においては、変電設備が設置された関係もあり、2018年以降大きく状況が改善したといわれている。

8. 水道

(1) 上水道

ミャンマーでは全国の水資源を一括して管理する機関は存在しておらず、ヤンゴン、マンダレー、ネーपीドーの主要3都市における給水および衛生管理は、各市の開発委員会が管轄している。その他の小規模な都市部では、地方開発局が給水と衛生管理を行っている。

1990年代初頭以降、アジア開発銀行等は特に給水面でミャンマーの都市部における多くのプロジェクトに資金供給してきている。この結果、飲料水源へのアクセスが飛躍的に向上しているが、それでもヤンゴン、マンダレーといった大都市でも十分とはいえ、それ以外の地方都市では著しく遅れている点が指摘されている。ユニセフ、保健省及び国家計画経済開発省が実施した調査(2009～2010年)によると、人口の82.3%が良質な飲料水を利用しており、その内訳は都市部で93.2%、農村部では77.6%となっている。2014年のミャンマー国勢調査によれば良質な飲料水を利用している世帯の割合が高いのは、ネーピードー：88%、マンダレー：86%、最も低いのはラカイン州の38%となっている。水道普及率は、全世帯ベースで4.1%となっている。ヤンゴンで11.3%となっている一方で、1%未満の州・管区も多く存在している。

なお、水道水は生活用水としての使用は可能であるが、飲料水として利用することはできず、農村部や小さな村では、池や運河の水を飲用としているが、都市部では業者が提供する浄化飲料水を飲む習慣が根付いている。



大手浄化飲料水メーカーの配達の様子

現在ヤンゴン市においては、同市の水道事業運営改善に向けた課題と対処方針をまとめ、水道事業に携わる職員の能力を強化することで、主体的な水道事業運営を確立し、同市の上水道サービスを向上させるためのプロジェクトが JICA により行われている。

また、マンダレー市南部の上水道普及率は約 6% に止まっており、JICA が 2015 年に 25.55 億円を上限とする無償資金協力の贈与契約をミャンマー政府と締結している。また、JICA は本事業に加え、北九州市上下水道局と草の根技術協力「ミャンマー・マンダレー市における上水道運転管理能力の向上事業」を実施している。

図表 20-10 ヤンゴンにおける水道料金

用途	従量制料金	固定料金
一般住居用	0.4 チャット/ガロン	1,800 チャット/月(1 世帯)
商業用および外国人向け賃貸住宅物件	0.5 チャット/ガロン	-
ホテル向け	2 チャット/ガロン	-
外国企業向け	4 チャット/ガロン	-

(出所) ジェトロ資料より作成

(注) ヤンゴン市開発委員会によると、毎月の最低料金は、1 世帯当たり月額 1,800 チャット、最高料金はヤンゴン市内で営業している高級ホテル等の 1 法人当たり月額 400 万チャットである。

(2) 下水道

ヤンゴン市開発委員会及びマンダレー市開発委員会が、それぞれヤンゴンとマンダレー市の都市污水处理の担当機関である。また、ネーपीドー開発委員会は、污水处理を含むネーピードー住民の都市污水処分システムを管轄している。

工業団地については、工業団地監督委員会と市の開発委員会が、工業汚水の処理を共同で行っている。多くの工業団地では依然として污水处理施設がないのが実情で、このため、各都市の開発委員会と地域政府は、污水处理プラント建設の準備を進めている過程にある。

9. ガス

ミャンマーでは2000年以降急速に天然ガスの生産量が増加している。ただし、ミャンマーで生産される天然ガスのうち80%~85%は輸出用に回され、国内供給用は15%~20%程度となっている。UNCTADによると、ミャンマーの天然ガス・製造ガスの輸出額は2016年において3,170百万ドルとなっており、全輸出額の約27%を占める重要な輸出品目となっている。他方、逼迫する国内の電力事情に鑑みて、LNGを海外から輸入し、国内3か所にガス火力発電所を整備する計画が2018年において発表されている。

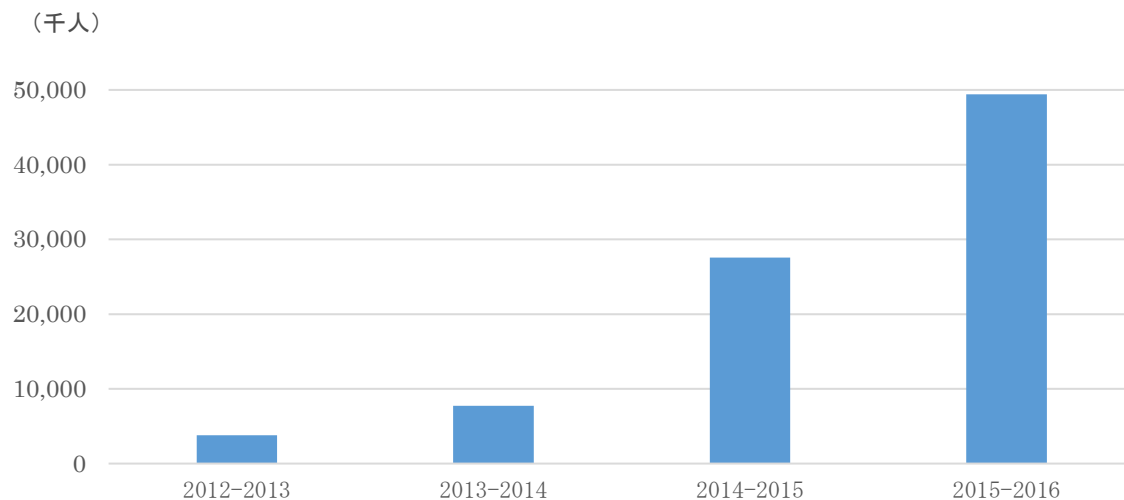
10. 通信

(1) 電話

2011年の民政移管後、ミャンマーの通信セクターは再構築されている。2014年までは、ミャンマー郵便電信公社(MPT)がヤンゴン、マンダレー及びネーピードーを主として同国全体をカバーする唯一の事業者であったが、ヤダナポン・テレポートに事業ライセンスが付与された後、ノルウェー資本のテレノール及びカタール資本のオレドーといった外国企業も参入している状況にある。また、日本からは、住友商事とKDDIがMPTと共同事業を推進している。長年にわたり通信分野の事業参入や拡大が制限されてきた経緯がある国であることから、ミャンマーは「通信分野におけるグリーンフィールド」あるいは「最後のフロンティア」といわれている。

携帯電話の利用者数は近年急速に増加している。事業者は都市部及び人口の密集度が高い中国やタイ等の国境近辺で重点的に普及活動を行っている。

図表 20-11 携帯電話利用者数の推移

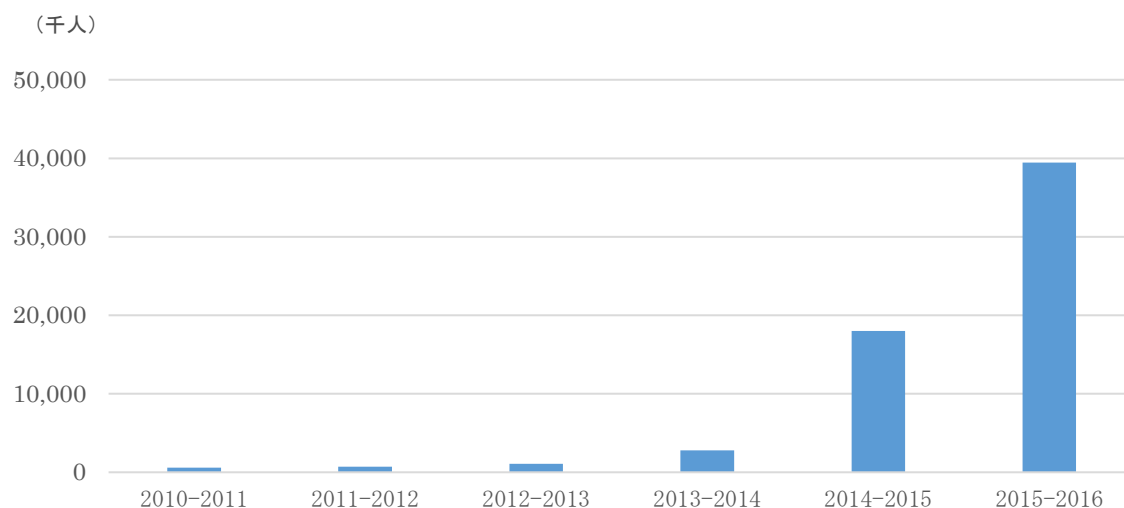


(出所) Central Statistical Organization より作成

(2) インターネット

ミャンマーではインターネットの普及が急速に進んでおり、2016年時点で3,943万人の利用者がいるとされる。同国のインターネットの特徴は、携帯電話からのアクセスの多さであり、3,911万人がモバイル端末から利用していると推定されている⁸。

図表 20-12 インターネット利用者数の推移



(出所) Central Statistical Organization より作成

⁸ ミャンマーでは、モバイルマネーの利用も進んでおり、詳しくは「第17章 金融制度」の「2. 金融市場」を参照されたい。

(3) 郵便・宅配

ミャンマーでは、ミャンマー郵便公社が国内唯一の事業者として国内の郵便配送及び配達業務を行っている。配達作業や局内作業に多くの課題があり、送達の遅延や届かない等の状況が頻発している状況にある。現在 JICA によって、同公社の送達速度及び送達率の改善を通じた効率的な物流体制の構築のためのプロジェクトが実施されている。

なお、ヤンゴンからネーピードー宛の郵便は 3 日～7 日程度かかる。



ミャンマーの郵便ポスト

ひとくちメモ 8: ヤンゴンの交通事情 ～渋滞にはご注意を～

渋滞は、タイのバンコク、インドネシアのジャカルタ、フィリピンのマニラ等、東南アジアの大都市では、もはや名物とも呼んでも良いほど日常的なものであり、現地の人たちだけでなく、多くの出張者や駐在者も悩まされた経験があるだろう。

ミャンマーの首都ヤンゴンでも、近年、交通渋滞はひどくなるばかりである。経済開放後、ミャンマーでは中古車の輸入が急増し、自動車の数が一気に増えたことから、ヤンゴンでもあちこちで渋滞に遭遇するようになってきている。特に、ヤンゴンの都市部では、子どもの通学のために親が車で送り迎えをすることが多く、朝や夕方時間に学校付近を通過する際には要注意である。

行政側もこのような問題に対して、主要幹線道路の交差点にフライオーバーを設置したり、ヤンゴン地方区内での車番登録を規制したり、様々な解決策を講じているが、抜本的な交通渋滞の解消にまでは至っていない。

そもそも、ヤンゴンは電車やバス等の公共交通機関の整備が追い付いておらず、移動は基本的に自動車に頼るしかないことも渋滞の大きな原因の一つであるが、このような事情のため、取引先との会議等のアポの際には、渋滞に巻き込まれる可能性も考慮した上で時間を考える必要がある。とは言え、ヤンゴンにおいて渋滞に巻き込まれることは日常茶飯事のため、約束の時間に遅刻した場合に「渋滞のため遅れてしまいました。すみません。」という常套句で詫げるのもまた日常茶飯事である。

交通に関する問題として、もう一つ、運転マナーの悪さも要注意である。普段は穏やかな性格のミャンマー人もひとたびハンドルを握ると一変する人が多い。他の車を押しのけて、とにかく我先に進もうとし、運転が荒くなるのだ。また、これは歩行者にとっても大きな問題である。ヤンゴンには信号のある横断歩道が少ないため、何車線もある大きな道路も歩いて横断せざるを得ないことも多く、不慣れな外国人にとっては命懸けの行為になると言っても良く、十分に注意する必要がある。一方、ミャンマー人は、けたたましく往来する車の間を神業のごとくすり抜けながら悠々と横断していく。

最後に、ヤンゴンの道路を走っていると、東南アジアの他の都市の光景と大きく異なるあることに気づくかも知れない。ヤンゴンの街にはバイクが走っていないのだ。2003年以降、ヤンゴン市の33郡区のうち都心部である31郡区ではバイクの乗り入れが禁止されている。



朝の通勤ラッシュで渋滞するヤンゴン市内の道路
(バイクは一台も走っていない。)

第21章 投資環境の優位性と留意点

1. 投資先としての優位性

(1) ミャンマー国内市場の成長性

ミャンマー投資の優位性としてまず挙げられるのが、今後成長が期待されるミャンマー国内市場である。

約5千万人の人口を抱えており、かつ未開拓の産業エリアが多数存在すること自体が、裏返すと国内市場の潜在的な成長可能性を示唆している。実際に2011年の民政移管以降、諸外国からの積極的な物資の輸入、技術・ライフスタイルの導入に頼りながら、国内市場の変化や拡大が見られるところである。

消費市場の場合、例えば通信市場においては、通信事業者として複数の外資企業（KDDI（住友商事との共同事業）、テレノール、オレド一等）を呼び込んだ結果、ここ数年でサービスの改善・拡大が進み、ミャンマー全体でモバイル通信の利用者が急速に拡大している状況にある。今後は、モバイル機器を利用した周辺産業（e-commerce、電子決済、電子送金等）についても市場の発展が期待される場所である。食品・飲料、外食、家庭用品、雑貨等の生活分野等においても、流通の改善に伴い、ヤンゴン等の大都市に住む中所得者以上を中心として、これまでになかった商品やサービスが受け入れられるようになっており、この分野も今後市場拡大が期待される。実際に、カンボジアやラオスといった近隣諸国と比較して人口が多い点に注目した日系企業の進出事例もみられる。その他、テレビ、エアコン、洗濯機といった家電、自動車（2輪、4輪）並びに関連産業（例：アフターサービス関連）についても、今後、国民全体の購買力が増加していくことを前提として、市場拡大が期待される場所である。

一方、産業用市場においては、ミャンマーの主要産業である農業分野が最も市場拡大が見込まれる場所である。農薬、肥料、農業用機器等は、政府が高品質な製品の導入を政策で後押ししていることもあり、これまでは流通していなかった高品質な製品が輸入され、市場に投入されつつある。多くの農家では水牛を活用した農作業を行っているケースが依然として多く、農業が機械化されていくことによる市場の拡大が見込まれている。また、都市部を中心とする旺盛な建築需要に伴い、ここ数年で建築機器・資材の需要も高まっており、これらについても引き続き市場が見込まれる。

このように今後、国内市場の拡大や発展が見込まれる場所ではあるが、一部のわずかな高所得者を除いて、国民全体の購買力は未だ低い状況にあるため、現状では安価な製品、サービスの需要が依然として高い状況にはある。ただし、長い目で見た場合には高品質な製品、サービスが最終的にはコスト面で有利になるという点について国民の理解が深まっており（例：農機、二輪自動車分野における高品質な製品へのシフト）、中間層の所得拡大、金融サービスの拡充（例：低金利でのローンサービスの拡充）が今後進めば、より高品質な製品、サービスへ需要が徐々に移って行くものと思われる。

(2) 豊富で安価な労働力

2014年に実施された全国一斉調査によると、ミャンマーの総人口約5千万のうち、27歳未満の人口が全体の約5割を占めており、若年層の割合の高さ、豊富な労働力の存在が示されている。

ジェトロが毎年実施している各国のデータ比較によると、近隣諸国との賃金比較は下表の通りであり、他国と比べて賃金相場は低い状況にある。また国民のほとんどが敬虔な仏教徒であることから、国民性として勤勉さが労働の質にも反映されているとよく言われる。

以上より、労働集約型の産業においては、ミャンマーでビジネスを展開することのメリットが存在する。特に近年では、チャイナリスク回避のためや、中国等での人件費の高騰や人材確保の問題に直面し、ミャンマーに工場を設立する日系企業の動きもみられる。

図表 21-1 各種賃金（近隣諸国との比較）

(単位：USD)

		ヤンゴン	プノンペン	ホーチミン	バンコク
製造業	ワーカー/一般工職 (月額)	124	175	214	338
	エンジニア/中堅技術者 (月額)	272	391	411	636
	中間管理職/課長クラス (月額)	694	885	846	1,403
非製造業	スタッフ/一般職 (月額)	350	346	453	668
	マネージャー/課長クラス (月額)	1,069	906	1,095	1,442
法定最低賃金		2.62/日	153/月	169/月	8.35~ 8.63/日

(出所) DICA/ Socio-Economic Atlas of Myanmar、ジェトロ 各国・地域データ比較（調査実施時期：2016年12月～2017年1月）より作成

一方、これまで産業の発達が遅れたこと、先進国で見られるような企業管理体制を整えた企業も存在しなかったこと等から、専門職（例：経理、法務）や管理職の経験を有する人材が不足しており、これらの人材については需給バランスの関係から比較的賃金が高い状況である。

(3) 地理的優位性

ミャンマーは、西側でインド、北側で中国、東側でタイ・ラオスといった東南アジアと隣接しており、それぞれの地域をつなぐ結節点に位置している。また、南側はインド洋に面しており、海上を通じて中東やアフリカにアクセスしやすい位置にある。

これらの地理的優位性を鑑みた場合、第三国輸出拠点として、あるいは近隣国における事業のリスク分散の受け皿地としての活用が以前より注目されているところである。現状は、後述のとおり製造業の発展はまだこれからという状況にあり、インフラ面での課題も多数存在するため、上記の視点で事業を積極的に展開する企業の数は少ないが、それらの課題が今後改善されていっ

た場合には、地理的優位性を活かした事業展開も期待される。

(4) 親日性

長年にわたる日本からの支援、勤勉な日本人のイメージ、日系企業・日本製品に対する信頼性、隣接していないことで領土や民族に関する紛争の心配がなかったこと等が相俟って、ミャンマー国民の親日性は非常に高い。この点は、旅行者から実際にミャンマー進出を果たしている日系企業まで、日本人や日系企業がミャンマーで体感する事実である。

日系企業がミャンマーに進出する場合には、労働者の確保、事業運営において、ミャンマー人の親日性が有利に働く可能性がある。

2. ミャンマー投資の留意点

(1) ビジネス環境ランキング

2017年10月に世界銀行が公表した最新のビジネス環境ランキング（Doing Business 2018）によると、全体の190ヶ国中、ミャンマーは総合で171位となっており、近隣諸国と比べても未だビジネス環境の整備が遅れている状況にある。

図表 21-2 ビジネス環境ランキング（近隣諸国との比較）

（単位：順位）

項目	ミャンマー	ラオス	カンボジア	ベトナム	タイ
法人設立	155	164	183	123	36
建設許可取得	73	40	179	20	43
電力	151	149	137	64	13
不動産登記	134	65	123	63	68
資金調達	177	77	20	29	42
少数株主保護	183	172	108	81	16
納税	125	156	136	86	67
貿易	163	124	108	94	57
契約執行	188	97	179	66	34
破綻処理	164	168	74	129	26
総合	171	141	135	68	26

（出所）<http://www.doingbusiness.org> より作成

なお、ミャンマー政府はビジネス環境の改善を進めるべく、近年、諸外国の力を借りながら、課題の洗い出し、改善に向けたロードマップの作成、改革の実行といった政策を実行しているところであり、重要かつ実行が比較的容易なエリアから順次改善が図られている状況にある。

(2) 法制度の整備、運用状況

外資がミャンマーへの投資を検討する際に、課題として真っ先に挙げられるのが法制度面での課題である。例えば、想定している事業や投資スキームを実行できるかどうか不明である、事業に関連する法規制が不明である、ファイナンスやエグジツトの実行可能性が不明であるといった問題が挙げられる。これらの多くは、そもそも法規制が存在しない、法規制は存在するものの内容が曖昧である、法規制が古いため現代のビジネス実態に即していない、複数の法規制が存在しておりどの法規制が優先されるのか不明、さらには法規制と運用が異なるといったことが要因となっている。特別の法規制である経済特区法のもとで上記の不安要素の大部分が解消されているティラワ経済特区は、その意味で外国投資家が安心して投資を実行できる場所であり、外国投資家がティラワ経済特区を投資場所として選ぶ重要な要因となった。

このような状況を改善すべく、政府は順次、法規制の現代化、整理、拡充に取り組んでいるところであり、直近では新投資法や新会社法が制定されたことがその代表例である。新投資法は、内国投資家、外国投資家を問わず、投資に関して包括的にルールを定めたもので、関連する細則、通達を含めて、禁止事業、規制事業（外資規制事業、所轄官庁の許可が必要となる事業等）、MIC投資許可が必要となる要件、手続等を体系的に明確化しており、すでにその運用が開始されているところである。新会社法は、現代のビジネス実態に合わせた法体系となっており、従来と比べて会社機関の設計、資本調達、株式譲渡等でより柔軟な対応が可能となっている。その他の法規制についても順次改訂が検討されている状況にある。

このように、法制度の改善に向けた取り組みが行われているところではあるが、実行段階まで進んでいるのは一部のみで、全体的に改善されて諸外国並みの法制度が整備されるまでにはまだ時間がかかることが想定される。また、これまで運用面で各省庁や行政組織が独自の規制を行っていた状況を鑑みると、法体系は整備されたものの、実際の運用が法制度に沿ったものになるかどうか不安が残るところである。そのため、ミャンマーへ投資を行う際には、法律の専門家を交えながら、自社の事業に適用される法制度、運用状況、法的リスクを十分に理解した上で、投資実行の判断や事業運営を行うことが望まれる。

(3) 外資規制

外資規制として代表的なものは、「業種規制」、「土地規制」、「輸入規制」の三つであり、ミャンマーへ投資を行う際には、これらの規制に留意する必要がある。

①業種規制

新投資法及び関連する細則、通達により下記の業種規制が設けられている。なお、外資企業に該当するかどうかの判断基準は、新会社法の定めに準拠するものとされている。新会社法のもとで外資企業とみなされるかどうかの境界線は、外国人あるいは外国企業による直接・間接の所有・支配比率が35%を上回るかどうかとなっている。参考までに、旧会社法のもとでは、外国人あるいは外国企業が1株でも有していれば、その会社は外資企業とみなされていた。

<禁止事業>

外資には禁止されている事業（例：ミニマートやコンビニ等の小規模小売）が例示列挙されている。

<合弁を要する事業>

内資との合弁形態が必要となる事業（例：居住用アパート、コンドミニアムの開発、販売、賃貸）が例示列挙されている。

<その他>

上記のほか、金融業については、別途、所轄官庁（中央銀行や財務計画省）のもとで外資規制が実施されるものとされており、関連省庁から出されたその他の法令等によって事業の制限が規定されている場合にも、それらに従う必要があるとされている。そのため、投資法や関連法規制で明示されていない場合でも、別の外資規制が適用される可能性があり、この点、留意が必要である。

②土地規制

不動産譲渡制限法のもとで、外資には土地の保有や1年を超える土地の賃借が禁止されている。従来、土地の長期利用が必要となる事業（例：製造業）を外資が行う際には、経済特区法のもとでの投資を除いて、MIC 投資許可を取得せざるを得なかったが、新投資法のもとでは、土地の長期利用のための申請・承認手続きが別途設けられている。なお、不動産譲渡制限法のもとでの外資の定義は、新会社法の外資の定義と異なるものの、旧会社法のもとで外国人あるいは外国企業が1株でも有していれば、その会社は外資企業とみなされていたことから、土地に関する外資規制（運用上の規制）も、旧会社法上の取り扱いと歩調を合わせる形となっていた。今回、新会社法のもとで外資企業の定義が変更されたことに伴い、不動産譲渡法のもとでの外資比率がどのような規制になるのか、新会社法施行後の実務を注視する必要がある。

③輸入規制

これまで外資企業には貿易業や輸入行為が認められていない。具体的には、輸入の際に輸出入業者登録や、品目によっては輸入の度に輸入ライセンスが必要とされるが、外資企業にはこれらが認められていない状況にあった。これらの許可は商業省が与えており、外資に対する当該輸入規制は商業省の管轄となる。なお、例外的に、MIC 投資認可を得た企業や経済特区法のもとで投資許可を得た企業に対しては、外資であっても原材料や設備機械の輸入が認められていた。また、一部の品目（ショールームでの新車販売、肥料、農薬、農機、医療機器、建設資材等）についても、政策的に外資にも輸入が開放されていた。

一方で、2018年5月に、一定の条件のもとで外資に卸売や小売を開放するという通達を商業省が公表しており、必要な条件を満たした外資企業には輸入権限も付与されることが予想される。これについては、今後の実務動向を注視する必要がある。

(4) インフラの整備状況

インフラの脆弱性については、以前より指摘されているところである。

製造業にとってもっとも懸念されるのが電力インフラの脆弱性であり、一定以上の電力を必要とする製造業は現状においては事業が成り立たない状況にある。そのため、現在稼働している製造業のほとんどが電力をそれほど必要としない軽工業や労働集約型の事業となっており、製造業の広がりという意味でこの点がボトルネックとなっている。

また、交通インフラについても、鉄道や道路の整備が遅れているため、国内輸送に時間がかかるという難点を抱えている。なお、日系の物流会社が多数進出しているため、輸送の品質はある程度確保されている。

インフラの整備には今後も時間がかかることが予想されるため、ミャンマーへの投資を行う際には、事業リスクとして上記を考慮する必要がある。

(5) 地場産業の発展状況

上記の通り、インフラの脆弱性に起因して製造業のすそ野が広がっていないため、物資（特に工業製品）の大部分を輸入に頼らざるを得ない状況である。原材料から製造用機器、建築用資材、建設機器に至るまでその大部分を輸入で賄う必要があり、これに起因したコストの高さが事業運営上のボトルネックとなり得る。

第22章 主要産業の動向と FTA の影響

1. ミャンマーの主要産業

ミャンマーの GDP を産業別構成比に見ると、第1次産業の割合は減少傾向であるが、産業別に従事者数では国民の過半数が農林水産業に従事している。

2. 農業

(1) ミャンマーにおける農業の概況

2011年の民政移管を契機に、ミャンマーの産業別 GDP に占める製造業やサービス業の割合が高まったため、農業の占める割合は、2011年の34.7%から2016年の27.1%と低下傾向にあるものの、依然として一定水準を占めている状況にある。また、国連食糧農業機関（FAO）によると、全人口の70%が農業従事者であることから、雇用、労働力の面から考えても重要である。国の政策としても、2015年3月に制定された「ミャンマー輸出戦略」においてコメと豆類が主要戦略輸出品として挙げられており、国を挙げて農産品の輸出を拡大する方針を明らかにしている。

ミャンマーの国土は南北に長く伸びており、また、山間部とデルタでは標高差も激しく、地域によって気候が大きく異なる。したがって、各地域によって栽培される農作物にも違いが見られる。

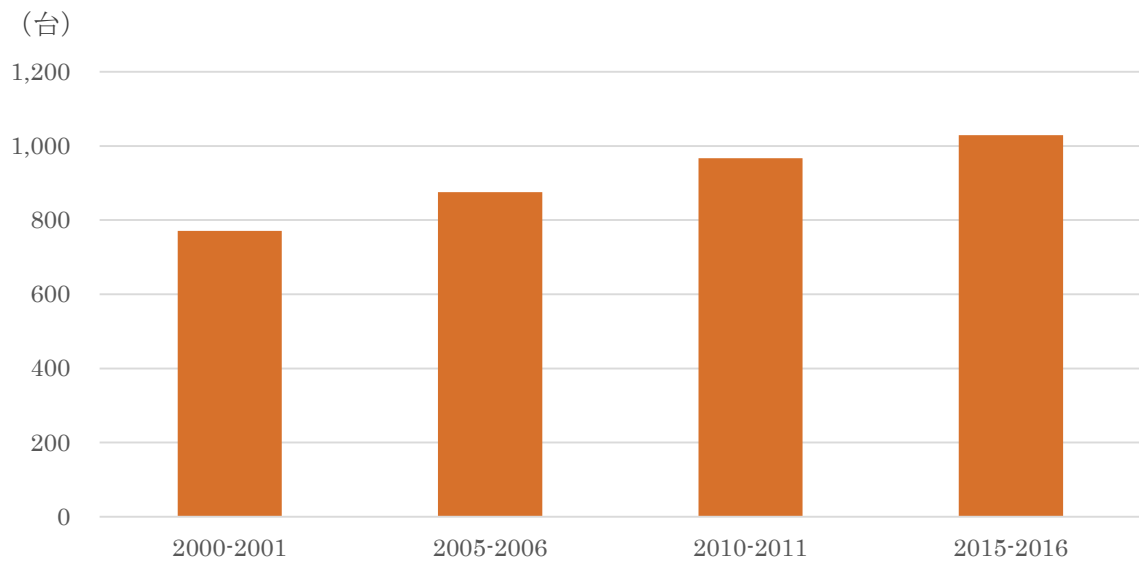
例えば、山間部の高地に位置するカチン州、カヤー州、チン州、シャン州等では、コメの他、小麦、トウモロコシ、ソルガム、サトウキビ、コーヒー等が主に栽培されている。乾燥地域であるザガイン管区、マグウェー管区、マンダレー管区等では、コメや落花生、ゴマ、豆類、油糧種子等が栽培されている。他方、エヤワディ川河口のデルタ地帯に位置するエヤワディ管区、ヤンゴン管区、バゴー管区等では、コメと豆類が主である。また、沿岸部に当たるモン州、ラカイン州、タニタリー管区では、コメ、天然ゴム、パーム、果物等が栽培されている。

(2) ミャンマーにおける農業の課題

① 農業の近代化

ミャンマーにおいては、トラクター等の農業機械の導入数は増加傾向ではあるものの、現代でも役牛による運搬や耕田といった伝統的な農法が一般的である。また、肥料の使用量も極端に少なく、さらに、農業に関する知識不足による肥料の不適切な混合や粗悪品の使用例もある。また、灌漑施設や洪水防止用設備の整備も進んではいるものの、まだ開発の余地があるとされる。他にも、農業に比べ高所得と見られる製造業やサービス業、都市部や海外への出稼ぎの増加によって、農業従事者が減少すると予想され、耕作放棄地の問題も顕在化している。

図表 22-1 ミャンマーにおける農業機械の導入数の推移



(出所) Myanmar Statistical Yearbook 2016 より作成



マンダレーヒルから見えるマンダレー郊外と田園風景



ミャンマーの一般的なお茶請けであるラペットウ（豆類が多く使われている）

②道路や電力等のインフラ整備

都市部でも舗装が不十分な道路があったり、停電が頻繁に発生したりするミャンマーでは、農村部においてもインフラ整備は重要な課題である。未舗装の道路では農業機械の運搬も困難であり、無電化の農村ではその稼働すらできない上、冷蔵施設や冷蔵庫を使用した肥料や農薬の適切で安全な保管も望めない。

(3) 日本との関わり

上記のような状況に鑑みて、日系の農業機械メーカーは、トラクター等の販売だけでなく、製造を開始している。日系の農業機械メーカーにインタビューしたところ、ミャンマーにおける農機の購入は多くが農作業請負業者によってなされており、個人の農家にとってはまだ高額であるとのことである。また、日系大手商社は東南アジアの大手化学品販売会社と提携し、肥料の製造販売を行っている。

3. 縫製業

(1) ミャンマーにおける縫製業の概況

2016 年におけるミャンマーからの輸出品目のうち、衣類・同附属品は全体の 13.5% を占め、2017 年におけるミャンマーの縫製工場の数は 400 を超え、労働者は約 40 万人が雇用されている。

2015 年 3 月に制定された「ミャンマー輸出戦略」では、縫製品が主要輸出戦略品の一つとして挙げられており、国を挙げて縫製品の輸出の拡大を推進している。

ミャンマーでは、縫製業等の委託加工形企業は税務上の優遇措置を受けることができる。設立当初から事前にミャンマー投資委員会（MIC）に申請・承認を得た上で、CMP（裁断・縫製・梱包）企業として企業登記手続を行うと、輸入原材料に係る税金が免除される。

ミャンマー縫製業協会によると、CMP（裁断・縫製・梱包）型縫製業の2017年の輸出額は30億ドルに達する。発注元の国・地域は、2016年まで日本や韓国企業によるものが最も多かったが、2017年はEUが最も多く、近年では中国企業の進出も目立っている。

労働集約型産業の典型である縫製業にとって、近年の急激な経済成長を受けた賃金の上昇傾向は懸念材料である。しかし、近隣諸国と比べると、依然として割安であり、賃金の低さは魅力的である。

(2) 縫製業の課題

①インフラの整備

縫製業の進出先である工業団地はインフラの整備は十分でない。日系企業によるインタビューではヤンゴン近郊の工業団地で最もインフラが整っている工業団地と呼ばれるミンガラドン工業団地やティラワ SEZ においても、電力供給は不安定であり、停電は日常茶飯事であることから、工場の安定操業のための自家用発電機は必需品である。

②賃金上昇に見合った人材育成・確保

2018年5月に最低賃金が33%上昇したことは、安価な労働力を期待してミャンマーに進出した、あるいは、しようとしている企業にとってはネガティブなニュースであるが、近隣諸国と比較しても依然として競争力はある。法定賃金改定は2年毎に実施されることになっているが、経済成長に伴い賃金の上昇圧力が高まることは十分に予想できることから、企業は賃金に見合った技能を持つ人材の育成と確保、さらにそれに応じた高付加価値製品の生産を考える必要がある。

③労働環境の整備

労働環境の整備も求められており、一般にワーカークラスの労働者は交通手段を自前で持っていない場合が多く、「フェリー」と呼ばれる送迎用バスを自社で用意し、近隣の村に集団で送迎することが一般的である。



送迎用バス「フェリー」に乗り込むワーカークラスの労働者

他には、近年、労働争議やストライキの発生、工場経営者への襲撃も起きている他、世界的な衣料品メーカーの取引先である工場で児童労働や労働者の権利侵害等の問題も起こっており、労働環境の改善が課題である。国としても、2018 年において、デンマーク政府の支援を受けて、ミャンマー労働・入国管理・人口省等の政府機関や団体が共同で、縫製工場向けの安全・健康指針を発表しており、国を挙げて労働環境の整備に取り組んでいる。

4. FTA

ミャンマーの自由貿易協定（FTA）は、ASEAN として締結しているものが多く存在する。

図表 22-2 各国・地域等との貿易協定

枠組	対象国・地域	名称	進捗、経緯	主な内容
ミャンマー	GSTP 加盟国・地域	途上国間貿易特恵関税制度 (GSTP)	・ 1989 年 4 月 発効	<p>【特惠貿易協定】</p> <p>UNCTAD (国連貿易開発会議) の支援により整備された途上国・新興国間の貿易促進のための制度。加盟国は、ミャンマーの他に、アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ベナン、ボリビア、ブラジル、カメルーン、チリ、コロンビア、キューバ、エクアドル、エジプト、ガーナ、ギニア、ガイアナ、インド、インドネシア、イラン、イラク、韓国、北朝鮮、リビア、マレーシア、メキシコ、モロッコ、モザンビーク、ニカラグア、ナイジェリア、パキスタン、ペルー、フィリピン、シンガポール、スリランカ、スーダン、タンザニア、タイ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、ベネズエラ、ベトナム、ジンバブエ、メルコスール。</p>
ミャンマー	バングラデシュ、ブータン、インド、ミャンマー、ネパール、スリランカ、タイ	ベンガル湾多分野技術経済協カイニシアティブ (BIMSTEC)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1997 年 6 月 バングラデシュ・スリランカ・タイ経済協力 (BIST-EC) として設立 ・ 1997 年 ミャンマー加盟 ・ 2003 年 ブータン、ネパール加盟 ・ 2004 年 9 月 交渉開始 	<p>【自由貿易協定】</p> <p>BIMSTEC はベンガル湾を囲む国々（バングラデシュ、ブータン、インド、ミャンマー、ネパール、スリランカ、タイ）で構成され、ASEAN と SAARC を橋渡しする経済協力関係として位置付けられている。BIMSTEC はインドの「ルックイースト戦略」においても重要な位置づけであると考えられている。関税譲許、税関の協力関係の構築、サービスや投資の促進についての交渉も行われている。2017 年 8 月には、第 4 回 BIMSTEC 閣僚会合がネパールで行われた。当該会合において、BIMSTEC における特定分野における協力活動についての進展及び成果の見直し、並びに協力促進方法を巡る議論が行われた。</p>
ASEAN	日本	日本・ASEAN 包括的経済連携協定 (AJCEP)	・ 2008 年 12 月より順次発効 (インドネシア批准待ち)	<p>【自由貿易協定】</p> <p>物品貿易では、日本側は 10 年以内に輸入額の 93% を無税化。ASEAN6 (タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、シンガポール、ブルネイ) は 10 年以内に貿易額の 90% (品目ベースで 90%) を無税化。CLMV (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) は関税撤廃・削減のスケジュールについて、それぞれの経済発展に応じて ASEAN6 との差を設ける。</p>

枠組	対象国・地域	名称	進捗、経緯	主な内容
ASEAN	シンガポール、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー	ASEAN 物品貿易協定 (ATIGA) (旧：ASEAN 自由貿易地域 (AFTA)形成のための共通効果 特惠関税 (CEPT)協定)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1993 年 1 月 CEPT 発効 ・ 2010 年 1 月 発効 	<p>【自由貿易協定】</p> <p>ATIGA は、従来の AFTA-CEPT 協定に盛り込まれていなかった事項やルール、措置等を一本化したもの。域内の関税・非関税障壁撤廃による自由貿易圏作りを目指す。ASEAN 製品を順次、CEPT 適用品目リストに組み込み、一定期間内に関税引き下げを完了。ASEAN 先行加盟 6 カ国 (ASEAN6) は 2010 年に、新規加盟 4 カ国は 2015 年に域内関税を撤廃 (ただし新規加盟国については総品目数の 7%を上限に、2018 年まで関税撤廃期間の猶予が与えられている)。2015 年 1 月時点で、域内関税撤廃率は 95.99%。</p>
ASEAN	中国	中国・ASEAN 自由貿易協定 (ACFTA)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2005 年 7 月 物品貿易協定 発効 ・ 2007 年 7 月 サービス貿易 協定発効 ・ 2010 年 1 月 投資協定発効 ・ 2016 年 1 月 枠組協定等の 高度化協定 発効 	<p>【自由貿易協定】</p> <p>農産品 8 分野の関税引き下げを 2004 年 1 月開始、現在までに農産品の関税は撤廃されている。物品貿易協定では、2005 年 7 月から関税引き下げを開始、中国と ASEAN 先行加盟 6 カ国 (ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ) は物品貿易の 90%について 2010 年までに関税を撤廃する (ASEAN 新規加盟 4 カ国 (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) は 2015 年まで) ことを目指した。</p> <p>センシティブ品目は、400 品目以内でかつ総輸入の 10% 以内。高度センシティブ品目は、センシティブ品目の 40% もしくは 100 品目のいずれか少ない方を指定可能。センシティブ品目は 2010 年末まで、高度センシティブ品目は 2014 年末まで現行関税を維持でき、以降段階的に引き下げ。サービス貿易協定では、2007 年 7 月から相互に一部 サービス市場 (第 1 パッケージ) を開放。また協定発効日から 1 年以内に自由化の第 2 パッケージを作成するとの条項も盛り込まれた。投資協定では、双方の投資者に対し、内国民待遇、最恵国待遇、投資に当たっての公平・公正な待遇を与えるほか、投資に関連する法律法規の透明度を向上させ、投資者に対し、自由で利便性が高く、透明で公平な投資環境を創造することが謳われている。2010 年 1 月から ASEAN 先行加盟 6 カ国と中国との間で約 89%の品目で関税が撤廃された。2012 年 1 月からセンシティブ品目の関税が 20%以下に削減された。高度センシティブ品目は 2015 年 1 月から 50%以下に削減。2016 年 1 月、ACFTA 高度化協定が発効。</p>
ASEAN	韓国	韓国・ASEAN 自由貿易協定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2007 年 6 月 物品貿易協定 発効 ・ 2009 年 5 月 サービス貿易 協定発効 ・ 2009 年 9 月 投資協定発効 ・ 2009 年 10 月 ~2017 年 8 月 第 1~16 回 の履行委員会 開催 	<p>【自由貿易協定】</p> <p>物品貿易では、双方は原則として 2010 年 1 月までにそれぞれ輸入の 90%にあたる品目 (輸入金額、品目数ベース、ノーマルトラック) について関税撤廃。2016 年までには残りの 7% (センシティブ品目) について関税を 0~5% に引き下げ、残りの 3% (高度センシティブ品目) については、当該品目に対する各国の状況を考慮して除外、長期間の関税引き下げ、関税割当設定等 A から E まで 5 つのグループを設定。2009 年 9 月に発効した投資協定は投資家の保護水準が高く、サービス分野の投資保護も強化された。また CLMV 諸国のノーマルトラックの関税引き下げスケジュールについては、品目数の少なくとも 50%を 0~5%に (ベトナム：2013 年 1 月 1 日まで、CLM 諸国：</p>

枠組	対象国・地域	名称	進捗、経緯	主な内容
				2015 年 1 月 1 日まで)、品目数の 90%を 0~5%に(ベトナム:2016 年 1 月 1 日まで、CLM 諸国:2018 年 1 月 1 日まで)、全品目の関税の完全撤廃(ベトナム:2018 年 1 月 1 日まで、CLM 諸国:2020 年 1 月 1 日まで)という段階を踏んで削減される。
ASEAN	インド	ASEAN・インド包括的経済協力枠組み協定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2010 年 1 月 発効 ・ 2014 年 8 月 サービス協定・投資協定署名 ・ 2015 年 8 月 物品貿易協定見直しに合意 	<p>【自由貿易協定】</p> <p>関税について段階的に 2013 年末と 2016 年末の 2 つの時点で自由化・引き下げが実施される。物品の貿易については、2008 年 8 月に、インド側 489 品目のネガティブリストを含む内容で合意し、2009 年 8 月のインド-ASEAN 経済相会合で調印。2010 年 1 月に発効した。2011 年にフィリピン、カンボジアが批准を済ませ、10 カ国すべての国と発効。一方、インドと ASEAN は、2012 年 12 月 20 日、サービスと投資分野の FTA の締結に合意。2014 年 9 月にサービスと投資分野の FTA が最終的に締結され、2015 年 9 月 15 日に発効した。これにより、ASEAN に日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インドを巻き込んだ新たな東アジア地域包括的経済連携: RCEP (Regional Comprehensive Economic Partnership) の締結へ向けた議論にも弾みがつくことが期待される。</p>
ASEAN	豪州、ニュージーランド	ASEAN・豪州・ニュージーランド自由貿易協定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2010 年 1 月 発効(インドネシアは 2012 年 1 月に発効) ・ 2015 年 8 月 第 1 改定議定書発効(インドネシア、カンボジアは 2016 年 1 月 発効) 	<p>【自由貿易協定】</p> <p>全 18 章からなる極めて包括的な協定であり、物品貿易や投資、サービスに加えて自然人の移動、電子商取引、協力等を含んでいる。品目数(タリフライン)ベースで、豪州、ニュージーランド、シンガポールは 100%自由化(関税撤廃)を実現する等自由化率の高い FTA。</p>
ASEAN	香港	香港・ASEAN 自由貿易協定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2014 年 7 月 交渉開始 ・ 2017 年 9 月 交渉妥結 ・ 2017 年 11 月 署名 	<p>【自由貿易協定】</p> <p>2014 年 7 月に香港で初回交渉が始まった。香港商務・経済発展局の代表者は「ASEAN は香港の重要な貿易相手であり、両者の自由貿易協定は双方の経済発展を促進するだけでなく、香港が中国と ASEAN の貿易・投資の架け橋となることを推進する。また、同交渉の展開は香港が区域経済に参入するためのマイルストーンとなる」と発言した。交渉対象分野は関税の撤廃・引き下げ、原産地規則、サービス貿易、投資、知的財産権等。2019 年 1 月の発効を目指す。</p>
ASEAN	日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランド、ASEAN	東アジア地域包括的経済連携(RCEP)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2012 年 11 月 RCEP 交渉立ち上げ宣言 ・ 2013 年 5 月 ~2017 年 10 月までに計 20 回の交渉会合開催 	<p>【自由貿易協定】</p> <p>2011 年 8 月の東アジアサミット経済相会合で日本と中国が共同提案。それを踏まえる形で 2012 年 11 月の ASEAN 関連首脳会合で、RCEP 交渉開始式典が開催され、16 カ国の首脳が「RCEP 交渉の基本指針及び目的」を承認し、RCEP 交渉立ち上げを宣言した。これを受け、2013 年 5</p>

枠組	対象国・地域	名称	進捗、経緯	主な内容
				月に交渉を開始、2017年10月現在、20回の交渉会合を開催。
ASEAN	EU	EU・ASEAN自由貿易協定	<ul style="list-style-type: none"> ・2007年5月交渉開始 ・2009年5月交渉凍結、ASEAN諸国との個別交渉に移行 ・2013年3月交渉再開の可能性向け検討開始 ・交渉中断中 	<p>【自由貿易協定】</p> <p>ASEAN・EUビジョングループ報告書では、以下を提言。協定は、貿易のみならず、投資、サービスも含む包括的なものにする。品目数および貿易額の90%について、7年以内の関税撤廃。交渉開始2年以内に締結。だが、2007年5月に交渉入りすると、ASEAN全体と交渉するには、ミャンマーの人権問題等が障害となり交渉難航。2009年3月には交渉が凍結された。その後水面下でASEAN各国との個別交渉が模索されていたが、2009年12月のEU閣僚理事会で個別交渉の開始が正式に承認され、欧州委はまずシンガポールと交渉（12年12月に妥結）。他に、マレーシア、ベトナム、タイと交渉開始。なお、2014年1月からのEUの一般特恵関税（GSP）改革により、マレーシア等一部ASEAN諸国はGSPの対象から外れた。マレーシアは2014年1月1日から、タイは2015年1月1日から、GSP対象国から外れた。このこともASEAN内のEUとのFTA交渉に対する温度差に繋がっている。一方、最終的には地域間のFTAを目指すとしていたが、ミャンマーの状況が改善してきたことを受け、2013年3月にハノイで開催されたAEM-EU通商担当委員の会合の場で、ASEAN-EU FTA交渉再開可能性の検討を含めて二国間協力強化をしていくことを再確認。また14年7月の第20回EU・ASEAN閣僚会合では、2015年末のAECの実現に合わせたFTA交渉再開可能性の検討を含めた地域間連携強化のコミットメントを再確認した。2017年3月、各国首脳は将来のEU・ASEAN間の協定について高級経済事務レベルで締結に向けた課題のとりまとめを行い、次回2018年EU・ASEAN閣僚会議の場で報告するよう命じた。</p>
ASEAN	カナダ	カナダ・ASEAN自由貿易協定	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年8月共同研究開始の準備を指示 ・2017年9月対話開始発表 	<p>【自由貿易協定】</p> <p>急速に成長するASEAN市場との協定を目指して検討中である。</p>

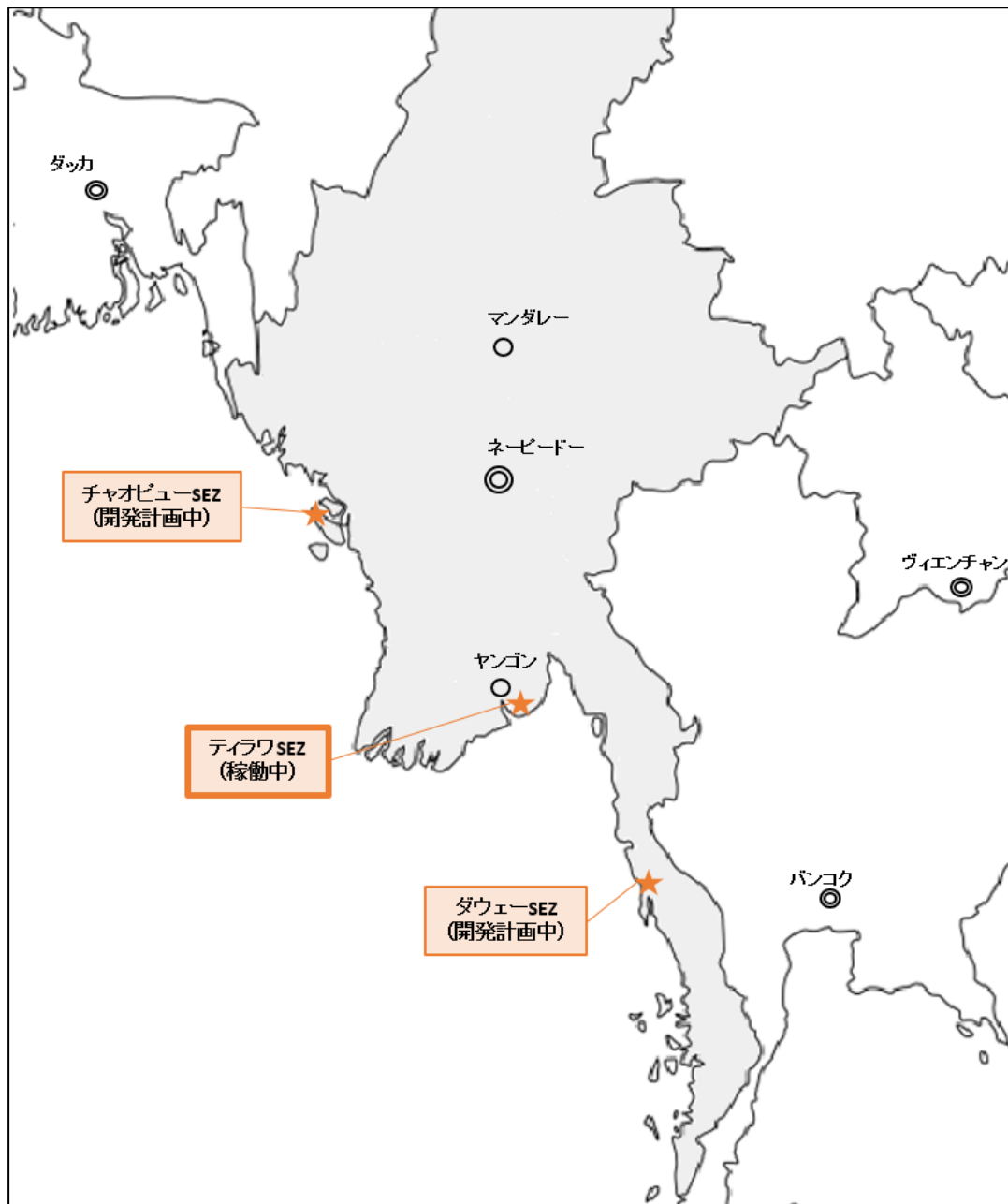
(出所) ジェトロ「世界と日本のFTA一覧 (2018年2月)」より作成

第23章 経済特区 (SEZ) の概況

1. 概要

ミャンマーには稼働中の経済特区として後述する「ティラワ経済特区」、2018年3月現在開発計画中のものとして「ダウエー経済特区」及び「チャオピュー経済特区」がある。

図表 23-1 経済特区の位置



(出所) 各種資料より作成

ダウエー経済特区は、大メコン経済圏における南部経済回廊の西側（インド洋側）に位置するという地理的特性を有している。予定されている開発総面積は約 20,000ha であり、後述のティラワ経済特区の総開発予定面積と比べるとその約 10 倍にも及ぶ広大な計画となっている。工業団地のほか、深海港の開発や、タイ国境までの道路・鉄道の整備、電力・送電線網の整備等の大規模な複合開発が計画されており、開発が実現した場合、大メコン経済圏を背景としたインド洋側の重要なゲートウェイになる可能性がある。2008 年にタイ政府とミャンマー政府との間で開発に関する基本合意がなされた後、タイの民間会社が開発を請け負うことになったが、巨大プロジェクトであるが故に民間会社単独での開発が困難となり、2012 年にはタイ、ミャンマー両国間の国家プロジェクトとする合意がなされた。また、2015 年には日本政府の参画を前提とした政府レベルの意図表明覚書も交わされており、今後は日本からの支援を前提とした開発の再開が見込まれる。

チャオピュー経済特区は、地理的にはインドと中国の中継地点に位置している。チャオピューから中国内陸部（雲南省）まで石油・ガスパイプラインが敷かれており、中国にとってはマラッカ海峡を経由せずインド洋にアクセスできるという地政学的な重要性を持つ地域である。開発は中国の国有企業を核とするコンソーシアム（企業連合）が実施することになっている。

2. ティラワ経済特区

(1) 開発の状況

ティラワ経済特区はヤンゴン中心部から約 20 km の場所に位置しており、近くをヤンゴン川が流れるという地理的特徴を持つ。

予定されている総開発面積は 2,400ha で、先行開発地区のゾーン A（約 400ha）はすでに開発が完了しており、ゾーン B の開発（フェーズ 1 として約 100ha の開発）が現在進められているところである。

上記の開発会社である MJ ティラワ・デベロップメントには、ミャンマーの官民が 51%、日本の官民が 49% 出資している他、周辺インフラ（発電、送電・変電、港湾、通信、上水道、道路等）の整備や経済特区の運営についても日本政府の有償・無償による支援が行われており、開発や運営にあたって日本の官民が深く関与しているという特徴がある。

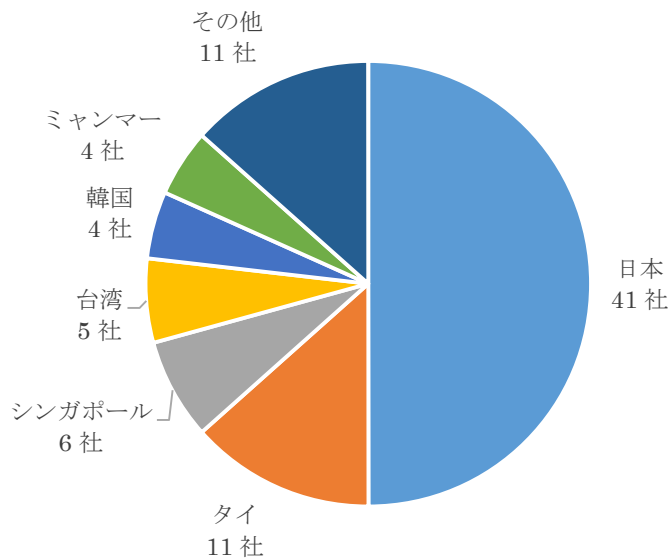


ミャンマー日本ティラワ開発公社（MJTD）が入居する建物

(2) 進出企業の状況

ティラワ経済特区では、2014 年末から投資認可手続きが開始された。ティラワ経済特区管理委員会 (Thilawa SEZ Management Committee/TSMC) が公表している投資認可リストによると、2017 年 4 月末現在で合計 82 社の投資が認可されており、そのうち半数を日系企業が占める。日本に次いで進出企業数が多いのが隣国のタイで、次いでシンガポール、台湾等が続く。ティラワ経済特区の開発や運営で日本の官民が深く関与していることもあって、日系企業の進出数が最も多い状況にあり、ミャンマーとの経済的な結びつきが強いタイやシンガポールからの進出数も日本に次いで多い状況にある。

図表 23-2 ティラワ経済特区の国別進出企業数 (2017 年)



(注) 日系企業については、第三国経由での投資の場合でも上表では日本に含めている。

(出所) ティラワ経済特区管理委員会 (Thilawa SEZ Management Committee/TSMC) が公表している投資認可リストより作成

上記の進出企業のうち、約 7 割から 8 割が製造業であり、製造業の業種は、自動車、自動車部品、縫製、食品、缶、建設用資材、段ボール等多岐にわたっている。また、農業関係 (農機や肥料の製造並びに輸入販売) の企業数が多いのも特徴的で、全体の 1 割弱を占める。その他、サービス業やその他の事業 (物流業、ホテル開発・運営事業、教育訓練事業、経済特区内居住施設の開発・運営事業、廃棄物処理等) が進出している。



ティラワ SEZ のエントランス

ひとくちメモ 9： スターシティー ～ティラワ SEZ 近くに家を探すなら～

ティラワ SEZ の工場や事務所に勤務する駐在者の住まいは、ティラワ SEZ まで車で 1 時間以上かかることもあるヤンゴン市街地ではなく、「スターシティー」と呼ばれるティラワ SEZ に程近い新興高級住宅地に構えることが多い。

スターシティーは、ヤンゴン市内からおおよそ 30 分、バゴー川を渡った対岸のタンリン地区に位置する、東京ドームおおよそ 36 個分の広大な土地に開発されており、2012 年に着工、レジデンスは随時販売・入居を開始しており、最終的な完成は 2020 年を予定している。

セキュリティの厳重なゲートで仕切られた区域内には、綺麗に整えられた緑豊かな中庭や遊歩道、池があり、ヤンゴンのダウンタウンの喧騒からは程遠い落ち着いた街の様相である。レジデンスの階下には、高級スーパーやコンビニ、病院、日本食レストラン、ジムもあり、域内には広大な芝生グラウンド、18 ホール完備のゴルフ場も併設、インターナショナルスクールも建設予定である等、快適で便利な居住環境が用意されている。



ティラワSEZ近郊で建設が進むスターシティー

第24章 地域別の概要

1. ミャンマーの地域分類

ミャンマーの地域区分としては、カチン、カヤー、カレン、チン、モン、ラカイン、シヤンの7州と、ザガイン、タニンタリー、バゴー、マグウェー、マンダレー、ヤンゴン、エヤワディの7管区に加え、連邦直轄区域であるネーピードーがあり、統計もこれら15地域のカテゴリに基づき発表されている（図表 24-1）。

図表 24-1 ミャンマーの地域区分



(出所) Population and Housing Census of Myanmar, 2014 (Provisional Results)より作成

ミャンマーの国土面積は約 68 万 km²（日本の約 1.8 倍）であり、最も人口の多い地域であるヤンゴン管区には 10,171 km²に約 736 万人（ミャンマー全体の 14.3%）が占め、人口密度は 724 人/km²となっている。

ヤンゴン管区に次いで人口が多いのが、ヤンゴン管区のすぐ西に位置するエヤワディ管区で約 618 万人、ヤンゴン管区の北方に位置するマンダレー管区で約 616 万人と、国土全体の約 11%しかないこれら 3 地域でミャンマー全体の人口の 4 割近くを占める。

図表 24-2 地域毎の面積、人口、人口密度

地域	人口 (人)	全国に占める 人口割合	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
カチン州	1,689,441	3.3%	89,039	19
カヤー州	286,627	0.6%	11,731	24
カレン州	1,574,079	3.1%	30,385	52
チン州	478,801	0.9%	36,072	13
ザガイン管区	5,325,347	10.3%	94,621	56
タニンタリー管区	1,408,401	2.7%	43,343	32
バゴー管区	4,867,373	9.5%	39,405	124
マグウェー管区	3,917,055	7.6%	44,819	87
マンダレー管区	6,165,723	12.0%	29,686	208
モン州	2,054,393	4.0%	12,296	167
ラカイン州	3,188,807	6.2%	36,778	87
ヤンゴン管区	7,360,703	14.3%	10,171	724
シャン州	5,824,432	11.3%	155,458	37
エヤワディ管区	6,184,829	12.0%	35,964	172
ネーपीドー	1,160,242	2.3%	7,054	164
全国	51,486,253	100.0%	676,822	76

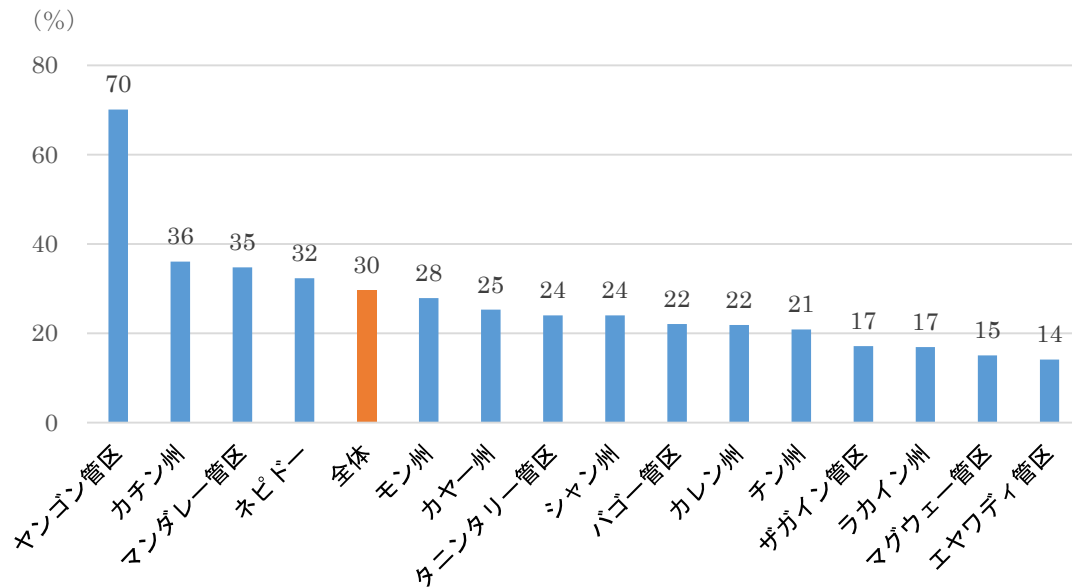
（出所）Overview of the Result of the 2014 Population and Housing Census, Myanmar (December 2017)
より作成

2014 年に行われたセンサスによると、ミャンマーの一人当たり GDP は 1,207 ドルであり、これを上回る地域は、ヤンゴン管区、タニンタリー管区、マグウェー管区の 3 地域のみとなっており、経済規模をみると、ヤンゴン管区とその他の地域での格差が大きく、一人当たり GDP が 1,000 ドルを下回る地域も多く存在する。

2. 地域別の都市化率

地域別の都市人口の割合をみると、ヤンゴン管区では都市人口が約 70% 占めるのに対し、その他の地域では、都市人口比率が 10%~40% 程度であり、地方人口の方が多く、ヤンゴン管区ほどには都市化が進んでいないことが分かる。

図表 24-3 地域別の都市人口比率



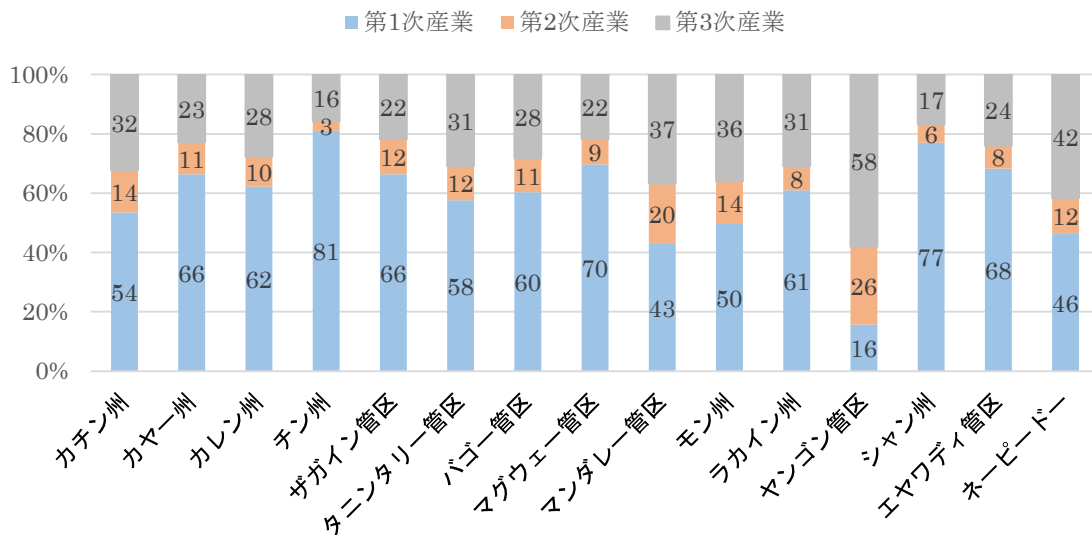
(出所) Overview of the Result of the 2014 Population and Housing Census, Myanmar (December 2017)
より作成

3. 産業別の労働人口割合

最も経済規模の大きい地域であるヤンゴン管区では、第3次産業の労働人口割合が最も多く、全体の約58%を占めており、次いで首都であるネーピードーでは約42%を占めている。また、第2次産業の割合をみると、ヤンゴン管区の26%が最も多く、次いでマンダレー管区で約20%を占めている。

ミャンマー全体でみると約半数の労働者が第1次産業に従事しており、ヤンゴン管区を除く地域では、第1次産業の占める割合が最も多い。特に、シャン州では約77%まで上っていることが分かる。

図表 24-4 産業別の労働人口割合



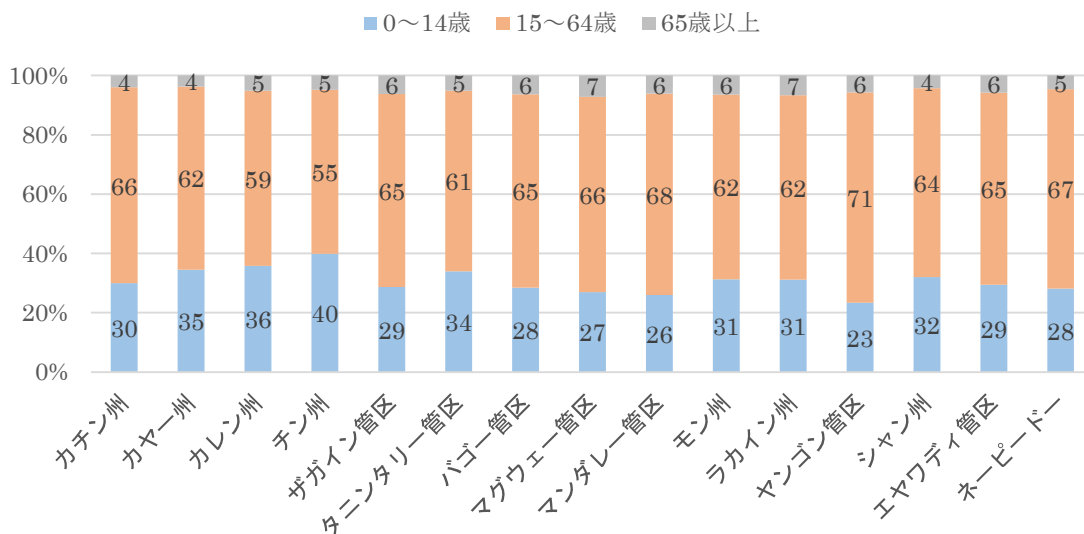
(出所) Overview of the Result of the 2014 Population and Housing Census, Myanmar (December 2017) より作成

4. 年齢別の人口割合

ミャンマーの平均年齢は 27 歳であり、年少人口（0～14 歳）の割合が約 29%、生産年齢人口（15～64 歳）の割合が約 66%、65 歳以上人口の割合が約 6%となっている。

地域ごとに大きな差はみられないものの、人口が最も多いヤンゴン管区では生産年齢人口の占める割合が唯一 7 割を超えていることが分かる。

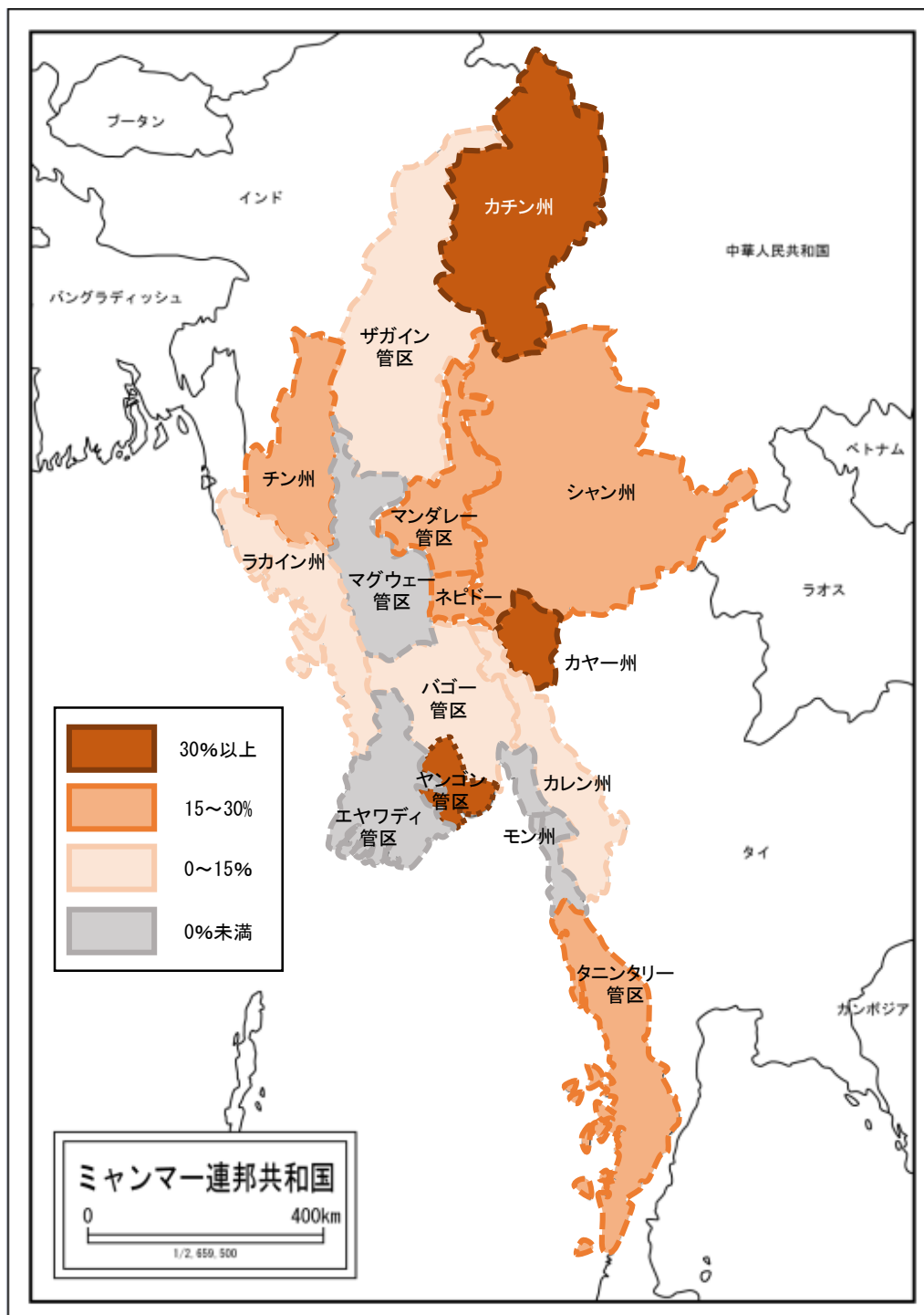
図表 24-5 年齢別の人口割合



(出所) Overview of the Result of the 2014 Population and Housing Census, Myanmar (December 2017) より作成

また、地域別の将来人口増減予測をみると、最も人口が増加すると見込まれているのはヤンゴン管区（+約 43%）であり、次いで、カヤー州（+約 40%）、カチン州（+約 35%）となっている。一方で、マグウェー管区、モン州、エヤワディ管区では、人口が減少すると予測され、中でもモン州は約 8%の減少が見込まれている。

図表 24-6 将来人口増加率 (2014年→2031年)

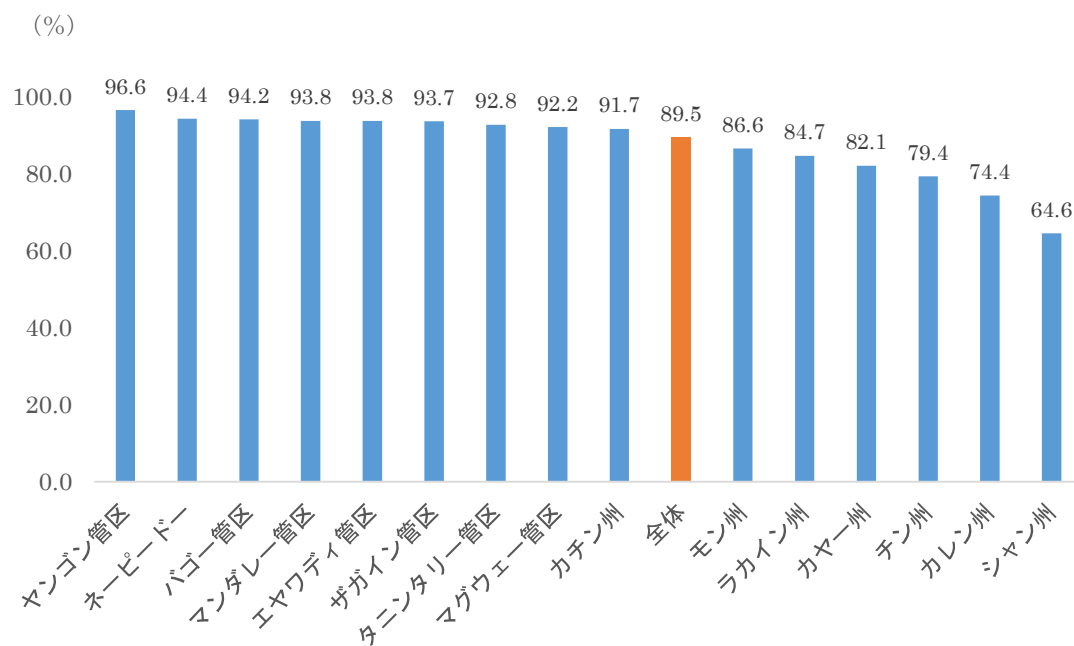


(出所) Overview of the Result of the 2014 Population and Housing Census, Myanmar (December 2017) より作成

5. 地域別の識字率

地域別の成人識字率をみると、ミャンマー全体で 89.5%であるのに対して、ヤンゴンを筆頭に 9 地域が 90%以上となっている。一方で、その他の 6 地域は 90%未満であり、特にシャン州は 64.6%と最も低い数値となっている。

図表 24-7 地域別の成人識字率

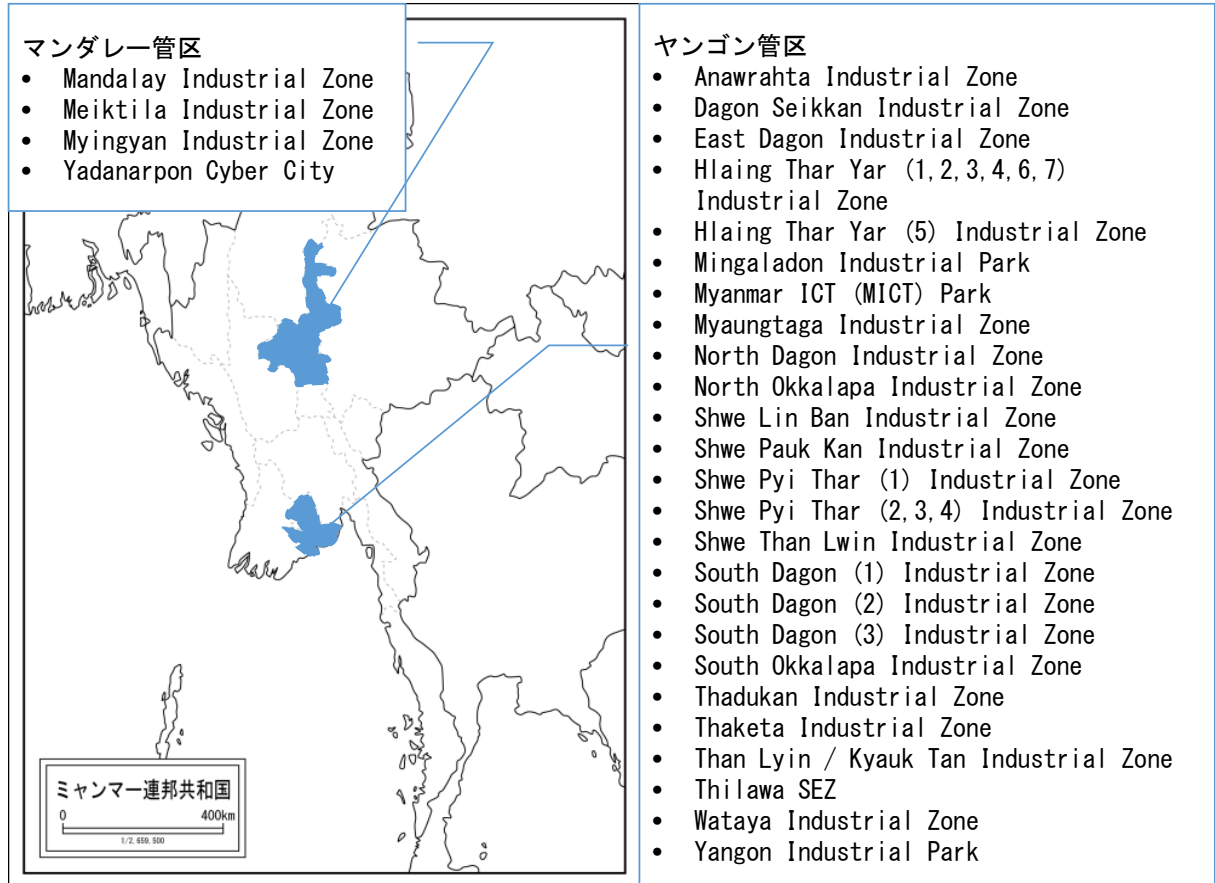


(出所) Overview of the Result of the 2014 Population and Housing Census, Myanmar (December 2017) より作成

6. 工業団地の分布

ミャンマーには数多くの工業団地が存在するが日系企業が入居している工業団地は限られている。日系企業が多く立地する工業団地として、ヤンゴン管区のティラワ工業団地が挙げられ、2018年3月時点で40社以上の日系企業が進出している。

図表 24-8 ミャンマー国内の工業団地分布図



(出所) 日本アセアンセンターの工業団地リストより作成

7. 治安

ミャンマーの治安情報として、外務省が以下のとおり危険情報を報告している（2018年6月末時点）。

図表 24-9 ミャンマーの治安情報

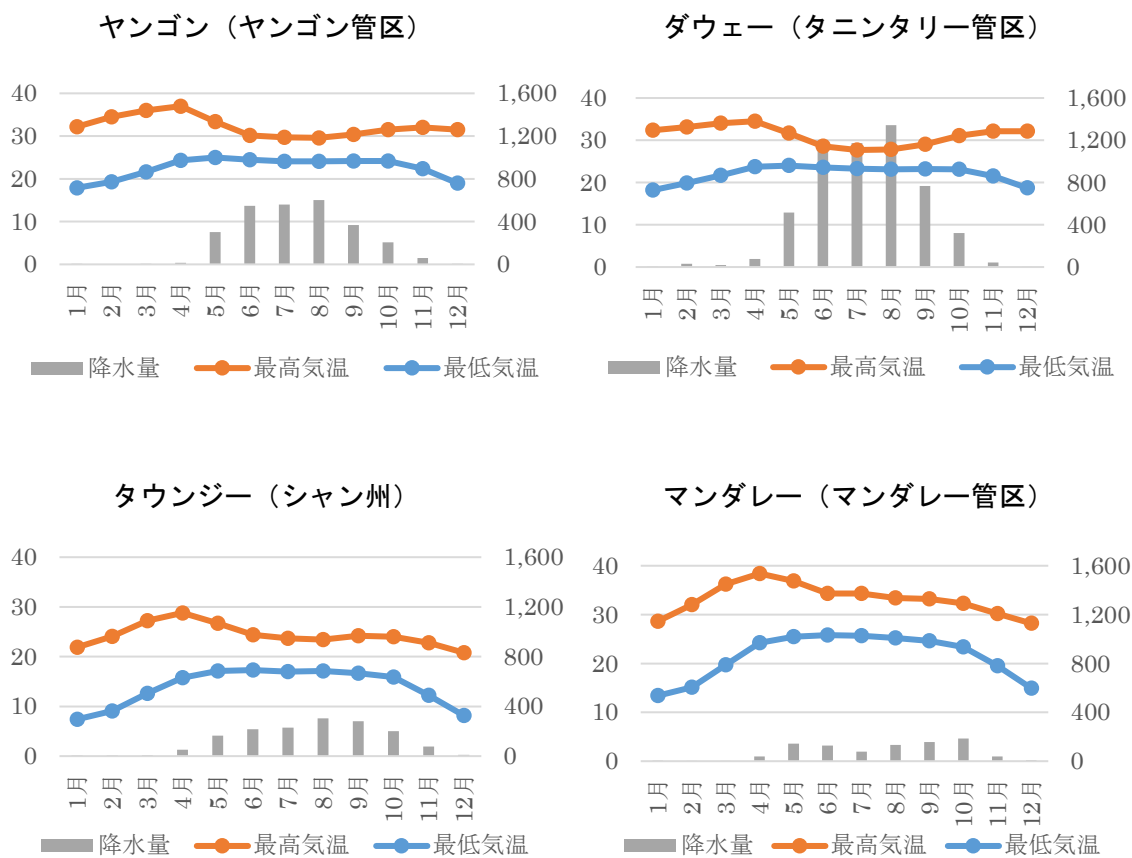
危険情報の種類	地域
レベル3：渡航は止めてください。 (渡航中止勧告)	ラカイン州マウンドー県、シャン州コーカン自治地帯、カチン州ライザー周辺
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。	カチン州(ライザー周辺を除く)、シャン州北部(コーカン自治地帯及びラショー、チャウマー、ティーボーの都市部を除く)、ラカイン州(シットウェ県、ミャウウー県、チャオピュー県)
レベル1：十分注意してください。	上記以外の地域

(出所) 外務省海外安全ホームページより作成

【参考】地域別気候

ミャンマーの3～5月は、最も暑い季節であり紫外線も非常に強い時期となる。また、6～10月は雨季にあたり、地域によっては1,000mm/月を超える降水量も記録する。一方で、11～2月は乾期にあたり、1年で最も過ごしやすい時期となる。

図表 24-10 地域別の気温(左軸: °C)と降水量(右軸: mm)



(出所) World Meteorological Organization (WMO)より作成

第25章 地域編①：ヤンゴン地域

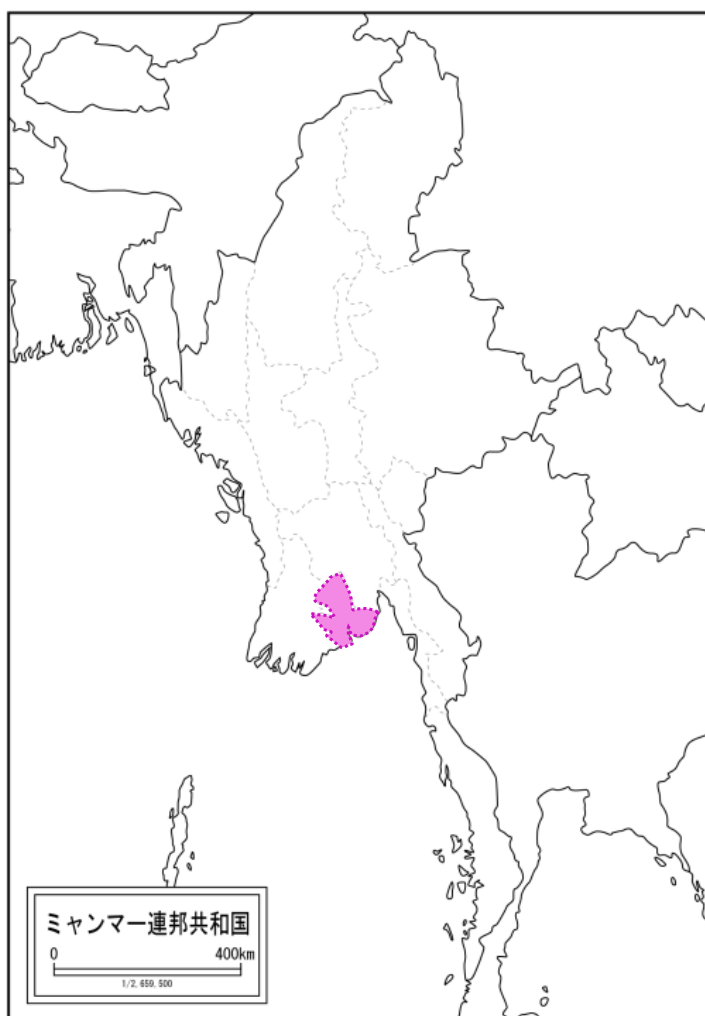
1. 地域概要

(1) 概要

①ヤンゴンの経済的地位

ヤンゴンは、人口 736 万人（2014 年国勢調査）を抱えるミャンマー最大の都市である。2006 年にネーपीドーに遷都され、現在は行政上の首都ではないが、ミャンマー国内外の大企業の本社や拠点、各国大使館、ミャンマー最高学府であるヤンゴン大学が置かれ、ミャンマー最大のゲートウェイであるヤンゴン国際空港とヤンゴン港を擁し、ミャンマー初の経済特区であるティラワ SEZ の他、主要な工業団地のほとんどが位置している等、ミャンマーの経済的、文化的中心を今もなお担っている。

図表 25-1 ヤンゴン地域の地図



②日系企業進出動向

2015年5月現在、ヤンゴン管区には、ティラワ SEZ も含めて 25 の工業団地があるが、日本企業が進出している工業団地は、ミンガラドン工業団地に 11 社、ミャンマー ICT パークに 3 社、Shwe Pyi Thar (1) に 1 社、ティラワ SEZ に 21 社となっている。

日系企業に実施したインタビューによると、ミャンマーの工業団地は工業団地という名前は冠しているが、土地の区画が整備されているだけで、電力や水道の供給もままならない工業団地も多く、工場進出先としての選択肢はミンガラドン工業団地やティラワ SEZ といった設備が比較的整った数か所の工業団地に限定されるようである。

ミンガラドン工業団地は、1998年にミャンマー建設省住宅局と日本の大手総合商社によって共同開発販売が実施された団地であり、後に大手総合商社は撤退したが、現在も日系の会社が運営している。また、ティラワ SEZ は、2012年に日本とミャンマー間で共同開発が合意されたミャンマー初の経済特区である。ティラワ SEZ について詳しくは第 23 章を参照されたい。

また、ヤンゴン管区内にある工業団地の管理は、現在個別の工業団地の監視委員会が担っているが、ヤンゴン管区政府によると、工業団地の管理体制を再構築し、すべての工業団地を監督する中央監視委員会を設置するとの声明が 2018年5月に発表されたことから、今後工業団地の運営状況の改善が期待される。

(2) 進出日系企業からみた事業・生活環境やコスト

①インフラ・物流

【道路・交通】

近年の経済成長に伴い、自動車の数が急激に増加したため、慢性的な交通渋滞が発生している。また、運転者の技術やマナーも良いとは言えない。但し、アジアの他の大都市と異なり、ヤンゴン市内はバイクの乗り入れが禁止されている。道路は、都心部でも舗装が十分になされていない箇所も多い。さらに、排水設備が未整備であることから、大雨の際に冠水する地域もあるため、雨季には注意が必要である。

【港湾・空港】

国際港はヤンゴン市街地に隣接するヤンゴン港、ティラワ SEZ に隣接するティラワ港があり、両港はミャンマー港湾公社によって一体管理されている。

ヤンゴン国際空港は、ヤンゴン市内から車で 1 時間ほどの距離にある。国内線は、首都であるネーピードー、マンダレーの他、地方都市に就航している。国際線は、日本（成田国際空港）との間に直行便が日系大手航空会社により毎日運航されている他、近郊の ASEAN 主要都市であるバンコクやシンガポール、クアラルンプール、ハノイ、ホーチミンとの間には直行便が日に複数回、ドバイ、ソウル、北京、広州との間にも直行便が定期運航されている。

【電力】

ヤンゴンの電気料金は、基本料金はなく、使用量に応じた従量制である。用途に応じた料金は以下の通りである。

図表 25-2 ヤンゴンの電気料金表

用途	料金 (1kWh 当たり)
業務用	1~500kWh : 75 チャット
	501~1 万 kWh : 100 チャット
	10,001~5 万 kWh : 125 チャット
	50,001~30 万 kWh : 150 チャット
	30 万 kWh 超 : 100 チャット
一般用	1~100kWh : 35 チャット
	101~200kWh : 40 チャット
	200kWh 超 : 50 チャット

(出所) ジェトロ 投資関連コスト調査 (2017 年 12 月~2018 年 2 月実施分) より

但し、停電は頻繁に起こり、オフィスや工場では自家用発電機が必需品である。オフィスビルには自家用発電機が附属されているところも多い。

【通信】

携帯電話とインターネットはミャンマー国内大手 3 社と各種プロバイダーによるサービスが利用可能である。ほとんどのホテルやレストランが無料 wifi を提供している。

【不動産】

ヤンゴンにおけるオフィスの不動産価格は、2018 年は下落しており、短期的には下落傾向が続くとされるが、数年内に都心部で複数の品質の高い国際水準のオフィスビルが開業する予定であり⁹、長期的には上昇する見込みである。



ヤンゴン中心部で開発中の土地

⁹ 大型プロジェクトの事例としては、2017 年 2 月に発表された三菱商事や三菱地所等の日本企業と現地のヨマ・ストラテジック・ホールディングスによる「ヨマ・セントラル」(2021 年開業予定) が挙げられる。また、2018 年 3 月には、ヤンゴン新都市開発計画を管理する企業として、ヤンゴン管区政府が主体となり、New Yangon Development Co. Ltd (NYDC) が設立された。

【水】

ヤンゴン市開発委員会の水・衛生局が管轄している上下水道の利用が可能であるが、水道普及率は37%(2015年)と低い。上水道は日本と異なり、飲用に適していないため、ミネラルウォーターの利用が推奨される。

②労働事情

【人材】

ミャンマー最大の人口を抱えていること、また、ミャンマーの最高学府であるヤンゴン大学をはじめ、高等教育機関が多く存在しており、ミャンマー中から人材が集まることから、ヤンゴンはミャンマー国内の他都市と比べて優秀な人材を採用しやすい環境であると言える。

日系企業に実施したインタビューによると、ティラワ SEZ や郊外の工業団地の近隣は農村地域であり、安価で若い工場労働者の雇用が可能であるが、近年の投資の増加によって採用難になることも考えられる。

【賃金】

賃金は、ミャンマー国内の他都市と比べると比較的高水準である。ヤンゴンにおける職階別の月額賃金の目安は下記の表の通りである。

図表 25-3 ヤンゴンにおける賃金の目安

(単位：USD)

製造業			非製造業			
ワーカー (一般工職)	エンジニア (中堅技術者)	中間管理職 (課長クラス)	スタッフ (一般職)	マネージャー (課長クラス)	店舗スタッフ (アパレル)	店舗スタッフ (飲食)
135	279	772	392	1,027	110.86	66.5~73.9

(出所) ジェトロホームページより作成

③生活環境

【気候】

ヤンゴンは、エヤワディ川のデルタ地帯に位置し、熱帯性モンスーン気候に属する。季節は大きく3つに分かれており、3月から5月上旬までが暑季、5月中旬から10月までが雨季、11月から2月までが乾季とされる。暑季には気温が40度近くにまで上がり、雨季には都心部で冠水することもあり、衛生状態が悪くなりやすく、感染症や食中毒にも注意しなくてはならない。

【教育】

ヤンゴン日本人学校が1校置かれている。2018年7月時点で、幼稚部3学級、小学部6学級、中学部3学級が設けられ、171名の園児・児童・生徒が在籍している。場所は、ヤンゴンの中心部である。近年の経済開発と日本企業の進出の増加に伴い、在籍数も急激に増えたため、新校舎を建設中である。スクールバスでの送迎がある。

インターナショナルスクールもあり、保育園・幼稚園・小学部・中学部・高等部が設置されている。2016年12月時点で、724名の園児・自動・生徒（うち日本人は27名）と120名の教職員が在籍している。場所は、ヤンゴンの北部である。高等部は米国と同じ高校卒業証明書が発行され、卒業後は米国の大学に進学する生徒が多い。

【医療】

日本人医師が診療する医療機関がある。精密検査や定期健診は、医療設備が整っているバンコクやシンガポールの病院に赴く必要がある。

【治安】

概して安全であり、日本人駐在者の多くもこの点を強調していた。但し、歩道の整備が不十分、街灯が暗い、野犬が多いことから、特に夜間の歩行は注意が必要である。

【住居】

日本人駐在者はコンドミニアムやサービスアパートメントに住むことが多い。家賃の目安は1LDK、家具家電、光熱費、通信費等込みで1,000ドルであるが、ピンキリである。

【日本食】

日本食レストランが市内に数十件ある他、日本人向けのコンビニやパン屋が集まっている商店街もあり、日本食材の調達もある程度は可能である。

【金融】

ヤンゴンの空港や都心部にある銀行や両替商は、日本円からミャンマーチャットへの換金は原則として受け付けていないため、ドルを用意する必要がある。なお、ドルからの換金は新札以外を受け付けない場所も多い。

クレジットカードによる支払いは、大きなレストランやショッピングモール、ホテルでは可能な場所も多い。ATMを利用したキャッシングも可能であるが、停電で不測の事態に陥ることも考えられることから、常に現金を携帯した方が良い。

2. 主要工業団地

ヤンゴンに立地する主要工業団地を以下の表にまとめた。

図表 25-4 ヤンゴンの主要工業団地

No.	工業団地名	所在地	総開発面積
1	Anawrahta	Hlaing Thar Yar T/S	44ha
2	Dagon Seikkan	97, Phan Chet Wun U Shwe Oh St, Corner of Kannar St, Dagon Seikkan Sek-hmu City, Yangon.	489ha
3	East Dagon	No.2, Main Road, Ywar Thar Gyi Village, East Dagon T/S	317ha

No.	工業団地名	所在地	総開発面積
4	Hlaing Thar Yar (1,2,3,4,6,7)	1, Kanaung Min Thar Gyi St, Cnr of No-5, Main Road, Hlaing Thar Yar T/S	567ha
5	Hlaing Thar Yar (5)	196, Anawrahta St, Ward (11), Hlaing Thar Yar T/S	90ha
6	Mingaladon	Cnr of No.3 Highway Rd & Khayebin Rd, Mingaladon T/S	89ha
7	Myanmart ICT (MICT) Park	Main building, ICT Park, Universities' Hlaing Campus, Hlaing T/S	8ha
8	Myaungtaga	Between Yangon-Pyay Highway Rd and Hlaing river, Hmawbi T/S	410ha
9	North Dagon	U Wisara Rd, Industrial Zone, 34 Ward, North Dagon T/S	10ha
10	North Okkalapa	Khay Mar Thi St, Cnr of Thu Damar Rd, N/OKA Circle (Nga), North Okkalapa T/S	44ha
11	Shwe Lin Ban	183, Shwe Pyi Thar Tadar St, Cnr of Than Chat U Nyunt St, Alel Ywar Bus Stop, Hlaing Thar Yar T/S	445ha
12	Shwe Pauk Kan	54,551, Bagan St, Bet Bo Tayza St & Kanaung Min Thar Gyi St, North Okkalapa T/S	38ha
13	Shwe Pyi Thar (1)	Kanaung Min Thar Gyi St, Cnr of Industrial Zone St, Industrial Zone (1), Shwe Pyi Thar T/S	135ha
14	Shwe Pyi Thar (2,3,4)	Shwe Pyi Thar Tadar St, Cnr of Bayint Naung Rd, Industrial Zone (3), Insein T/S	399ha
15	Shwe Than Lwin	Hlaing Thar Yar T/S	176ha
16	South Dagon (1)	Industrial Zone 1st St, Ward 23, South Dagon T/S	192ha
17	South Dagon (2)	Inya St, Cnr of Ayeyarwaddy St, South Dagon T/S	86ha
18	South Dagon (3)	Industrial Zone 1st St, Cnr of Lawpita St, Ka Nya Na Office Compound, South Dagon T/S	21ha
19	South Okkalapa	Rm 001, 3 st, Near WPDC Compound, South Okkalapa T/S	14ha
20	Thadukan	North of Shwe Pyi Thar and on the East No.4 Highway Rd and on the west Yangon-Pyay Railway Rd, Shwe Pyi Thar T/S	194ha
21	Thaketa	296, Mya Malar St, Set Mu Let Mu Ward, Thaketa T/S	80ha
22	Than Lyin / Kyauk Tan	Than Lyin T/S	175ha
23	Thilawa SEZ	Cnr of Thilawa Development Road & Dagon-Thilawa Road, Thilawa SEZ, Thanlyin T/S	2400ha
24	Wataya	West of Shwe Pyi Thar and on the west Hlaing River, Shwe Pyi Thar T/S	445ha
25	Yangon	Mingaladon Garden Park, No.3 Highway Main Rd, Mingaladon T/S	365ha

(出所) 日本アセアンセンターホームページ及びビエトロホームページより作成

第26章 地域編②：マンダレー地域

1. 地域概要

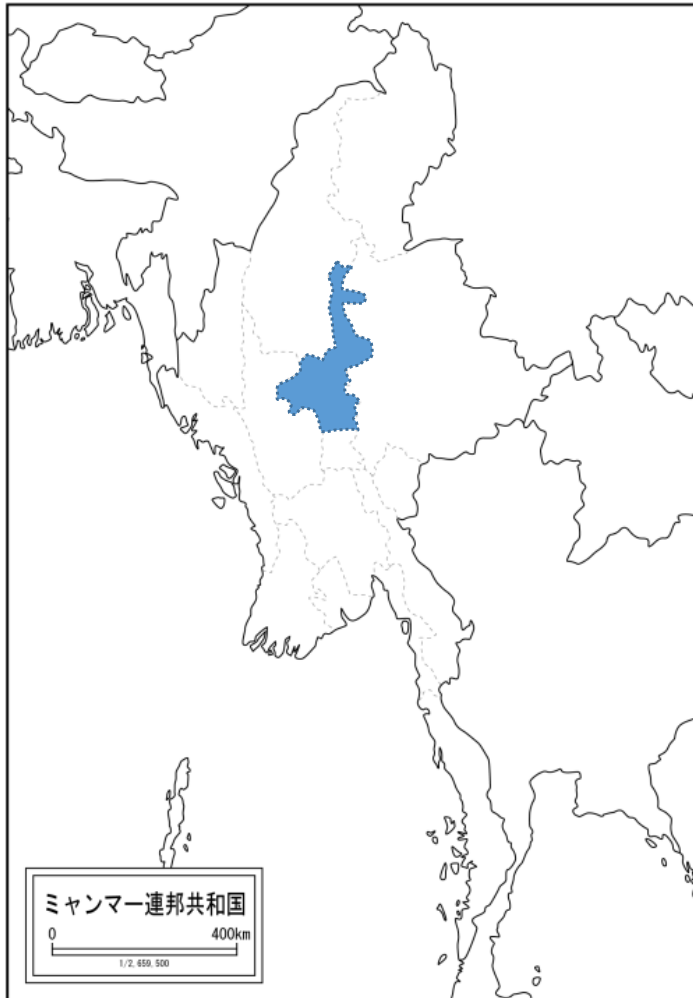
①マンダレー地域概要

マンダレー市は、ミャンマーの中央に位置し、ビルマ最後の王朝が存在した都市である。マンダレー市は、2015年5月公表2014年国勢調査によると約172万人（マンダレー地域全体としては約616万人）の人口を有し、ヤンゴン市に次ぐミャンマー第2の商業都市である。英国の植民地になる前までは、政治・経済・歴史・文化の中心はマンダレー地域であったが、現在では政治の中心はネーピードー、経済はヤンゴン、歴史と文化はマンダレー周辺地域と位置付けられている。



マンダレーヒルから見たマンダレー市の景色

図表 26-1 マンダレー地域の地図



②日系企業進出動向

民政移管後、以下のような大手企業による現地の進出が行われている。2018年5月時点におけるマンダレー地域の日本人居住者は30名程度であるが、日本人会はまだ組成されていない。

2014年に㈱JALUX、三菱商事㈱、現地大手企業グループであるSPAグループのYOMA DEVELOPMENT GROUP LIMITED社の3社コンソーシアムは、ミャンマー政府とマンダレー国際空港の30年間の事業譲渡契約を締結し、3社合弁により設立されたMC-Jalux Airport Services Co., Ltd.社が2015年より同空港の運営を開始している。本件は、日本企業が海外において100%民間資本で取り組む空港事業民営化プロジェクトとして着目されている。

2015年には、㈱小松製作所が建設・鉱山機械のコンポーネントの再生販売及び発電機の製造・販売を行うため現地に設立した子会社の事業を開始している。

また、2017年12月には、キリンホールディングス㈱によるミャンマーの大手ビール企業マンダレー・ブルワリー（Mandalay Brewery）の買収が公表されている。

(2) 進出日系企業からみた事業・生活環境やコスト

①インフラ・物流

【移動手段】

マンダレーにおける日本人の交通手段としては専ら自動車になる。ヤンゴン市内と異なり、市中をまわるバスはまだ整備されていない。また、4輪車のタクシーは無く、タクシーはバイクタクシーが一般的である。数はまだ多くないが最近では3輪タクシーも登場している。鉄道はあるが、便数が少なく、遅延が多いと言われ利便性が低い状況にある。

現地住民の交通手段としては、自動車とバイクが定着している。交通渋滞はあまり無く、ヤンゴン市内と比較して通勤時等の渋滞によるストレスは無い。

ヤンゴンとマンダレー間は、毎日数便飛行機が就航しており、所要時間は1時間半程度となっている。同区間の移動には昼行バスと夜行バスもあり、所要時間は9時間～10時間程度で現地住民に広く利用されている。

【空港】

マンダレーの玄関は、マンダレー市の中心部から南西約35kmに位置するマンダレー国際空港である。同空港は、タイの借款によりタイ大手建設会社が建設した空港であり、2000年に開港している。前述のとおり、本空港は、(株)JALUX、三菱商事(株)、現地大手企業グループであるSPAグループのYOMA DEVELOPMENT GROUP LIMITED社の3社合弁により設立されたMC-Jalux Airport Services Co., Ltd.がミャンマー政府より30年間の事業譲渡を受け、2015年より同社による運営が開始されている。

マンダレーと日本との間の直行便は就航しておらず、飛行機で移動する場合にはヤンゴン経由あるいはバンコク経由での移動となる。マンダレーとヤンゴン間、バンコク間はいずれも毎日複数便運航している。

ミャンマー運輸・通信省の民間航空局(DCA)によると、2017年における同空港の利用者数は国内線利用者が89万人、国際線利用者数が43万人の計132万人となっている。

【電力】

停電は毎日10回以上発生するため、工場・ショッピングセンター・ホテル等において、自家発電設備が必須の設備となっている。電圧は200～240Vであるが、電圧が安定しないため、日本製の電化製品を使用する場合にはスタビライザー機能が付いている変圧器を使用することが必須である。家電はタイ製品が市中に多く出回っており、最新設備付で無くても問題無ければ概ね全ての電化製品を現地で調達することが可能である。

【通信】

ネット環境は年々改善されてきているものの、速度・容量の関係で制約がある状況である。例えば、東京側でセットされたビデオ会議に参加する際等スムーズな対応ができないことが日常的に存在し、まだまだ不十分であると現地では認識されている。

【不動産】

ホテルの宿泊料やコンドミニアムの賃料もヤンゴンよりは安い。但し、ヤンゴン市の不動産市況が最近下がり始めているのに対して、マンダレー市は上昇傾向にあり、近似してきている傾向がある。

マンダレー南部のアマラプラ郡区において、マンダレーの近代化を後押しすべく、地場企業のマンダレー・ビジネス・キャピタル・シティー・デベロップメントが主導し、イラワジ川沿い約 8 平方キロメートルを超える用地にホテルや病院、学校、住居棟、商業施設を擁する「アマラプラ都市開発事業」が行われている。開発期間は 10 年、初期投資額は 5 千億チャットである。

【水】

マンダレー市では、市全体の上水道普及率は約 67%に達している。しかしながら、飲料水としては適切ではなく、現地では水道からの水を飲むことは避けている。生活用水として用いることには問題ない。

近年の急速な人口増加や商業施設等の建設により発展が始まったマンダレー市南部の上水道普及率は約 6%に止まっており、JICA が 2015 年に 25.55 億円を上限とする無償資金協力の贈与契約をミャンマー政府と締結している。本事業は、マンダレー市南部ピジータゴンタウンシップの上水道施設整備及び同市の既存上水道施設への塩素消毒施設の導入を行うことにより、地域住民の保健衛生状況の改善に寄与することを目的としている。また、JICA は本事業に加え、北九州市上下水道局と草の根技術協力「ミャンマー・マンダレー市における上水道運転管理能力の向上事業」を実施している。

②労働事情**【人材】**

2014 年の国勢調査によると、マンダレー地域の総人口 616 万人のうち、15～64 歳までが 418 万人と約 68%の人口が生産人口により占められている。同生産人口の失業率は 3.1%と低水準である。うち、マンダレー市内では総人口 172 万人のうち、生産人口は 123 万人と 72%を占め、同失業率は 2.7%となっている。

ミャンマー国内で優秀な人材は一般的にヤンゴンで職探しをする傾向があるため、ヤンゴンでの採用活動と比較して、優秀な人材の確保が難しいという点がある。

採用方法としては、人材紹介会社の Web を通じた募集や、空港の掲示板に掲載する等の方法により募集が行われている。日系企業がオフィスワーカーに求めるスキルとしては、日常会話程度の英語と PC スキルを前提とした採用活動が行われている。現場の労働者クラスでは基本的に英語を話すことはできないため、英語話者を通じたコミュニケーションあるいはミャンマー語との通訳を雇うことによるコミュニケーションを確保している。

マンダレー地域はヤンゴンと比較すると外資企業がまだ少なく、他社に好条件を提示され引き抜かれるといった事例はまだ少ないものの、企業への定着率を高めるために、日系企業では定期的に従業員との食事会を行ったり、近隣諸国の関連セミナーに参加する機会を提供したり、各種の表彰制度を設けたり等々の工夫を各社で実施している。

ミャンマー人は就職するまで銀行口座を保有していないケースが多く、給料も給料日に手渡しで受け取る慣習が依然として存在しているが、日系企業では従業員の採用時に現地の銀行に口座を開設してもらい、振込みにて給料の支払いを行う方法が採用されている。

【賃金】

ミャンマー政府は 2018 年 5 月 14 日に最低賃金を従来の日額 3,600 チャットから日額 4,800 チャットに引き上げる旨公表し、同日より実施されている。ミャンマー政府は、最低賃金の引き上げを監視する委員会をヤンゴンとマンダレーに設置し、最低賃金の不払いや不当な手当打ち切り等の事案に対処する方針である。技術職の給料水準は毎年物価上昇率程度のベースアップを行っている企業が多い。

【金融】

ミャンマーにおける邦銀の進出地域は、ヤンゴンに集中している。マンダレー地域には邦銀の支店はないため、邦銀より融資を受ける際はヤンゴンに出張して対応する必要がある。但し、近年地場銀行によるドルの取り扱いも開始されている。

③生活環境

【気候】

マンダレーの主な気候の特徴として、5～10月の雨季・11～2月の乾季・3月と4月の暑季の3つの季節に区分される。

雨季は熱帯特有のスコールによる降雨もあり、気温も35度以上になる日が多く、非常に蒸し暑い季節である。乾季は気温も下がり内陸からのモンスーンの影響により降雨量も少なくなる。暑季は、最も気温が高い4月の平均最高気温は38度を超えるほどに高くなり、また降雨も少なく比較的乾燥する。

【教育】

マンダレー地域には日本人学校はない。英語教育を行っているインターナショナルスクールは存在しているが、2018年現在ではマンダレー市の外資企業の数が多いこと、また海外からのマンダレーへの赴任者が単身にて赴任するケースが多いことより、同インターナショナルスクールは現地の富裕層の子女向けの学校という位置づけになっている。

【医療】

City Hospital が英語対応可能な病院として日本人駐在員に利用されている。但し、医療水準が低いこと、診察料も風邪で 5,000 円～1 万円程度と高額であり、待ち時間も発生するという難点が多い。何かしら病気の懸念がある場合には、バンコクの病院に行くことが現地における一般的な認識になっている。

【治安】

マンダレー市もヤンゴン市同様に近隣諸国の都市と比較して治安は良い。マンダレー市はミャンマーの中心に位置することもあり、近隣諸国との紛争に関する危険性もない。イスラム系住民に係る問題についても、マンダレー地域とは別問題としての捉え方がミャンマー人の中での一般的な考え方となっている。

【住居】

日本からの赴任者の住居は、市内に唯一存在する外国人向けコンドミニウムが一般的である。家賃（月額）は、単身での赴任者向けでも 2018 年 5 月現在で 2,500～3,000 ドル程度となっている。物件を探す際は不動産業者経由で探すのではなく、自ら知人を頼ってその人脈により住みたい物件の所有者を特定し、個別交渉をするという形態にて住居探しをする必要がある。賃料は基本的に 1 年間の前払いを求められるケースが多いが、交渉により半年間毎の前払い、あるいは 3 ヶ月間毎の前払いにできるケースもあるようである。

【食事】

マンダレー市内には和食レストランが 3 店舗ある。いずれもタイ資本あるいは現地資本であり、日本人経営の和食レストランはまだない。



ビルマ料理

【レジャー】

日本人駐在員が利用するゴルフ場は3つある。毎年4月中旬に開催される「水かけ祭り」が地域最大のイベントである。マンダレー市はミャンマーにおける古都にあたり、王宮やマンダレーヒルといった多くの観光資源がある。



マンダレー王宮



歴史的な木造建築の寺院

2. 主要工業団地

マンダレー地域における歴史ある工業の集積地であるマンダレー工業団地(Mandalay Industrial)が空港から北東に約 20 kmの距離にあり、日系企業による事業も行われている。

また、ミャンマー資本によるミョータ工業団地(Myotha Industrial park)が空港の西側約 72km の場所に建設されている。工場・倉庫だけでなく、住居や商業施設を含んだ街をつくるプロジェクトとして進行している。2018年5月現在、外国資本の企業による投資が急増し、順次工場が稼働している。

No.	工業団地名	総開発面積
1	Mandalay Industrial(Zone1 Zone2)	501.5 ha
2	Myotha Industrial park	4,452 ha

付録1 進出企業へのアドバイス

日系企業の進出に際して、現地進出企業の目線から、より実務的な内容に踏み込んで解説します。

■人事管理について

ミャンマー人は概してフレンドリーであり、真面目な人種で、何より親日なので付き合いやすい国民であると言えるが、会社で働くという意識が根付いているわけではないため、労働者の定着を図るための様々な工夫が必要になる。また、近年では、外資企業が多く進出しているヤンゴンにおいては、他社より良い条件を提示され移ってしまう、特にリーダー格の人材を引き抜かれると、その人が面倒を見ていた従業員の多くも一緒に退職してしまうというケースが多く発生している。

日系企業が会社への帰属意識を向上させるために行っている一般的な方法としては、定期的な食事会の開催や、皆勤手当・技能手当等の各種手当の支給が挙げられる。また、従業員のモチベーションの向上のため工夫している例としては、各種目標を達成した従業員の表彰制度を設置、タイやシンガポールといった会社のアジア地区の統括拠点への研修参加機会を提供する等様々である。現地のリーダークラスにワーカーの意見を集約してもらい、様々な意見を挙げてもらうことで、出来ることと出来ないことを整理して順次対応を図って行くことも、今後の労務管理において重要な視点であると言える。

■現地労働者との気質とコミュニケーションについて

現地労働者の作業の質としては一般に悪いとは捉えられていないが、中国やタイといったアジアの他国と比較すると作業スピードは遅いと捉えられている。日本人駐在員が作業スケジュールの遅延を認識した場合や緊急事態が発生した場合等、至急対応して欲しいと依頼しても、明日できることは明日すれば良いという考え方が現地労働者の間では一般的であるため、うまく行かない。日本からミャンマーに進出する企業には、日本人やアジア諸国の労働者と能力を比較することなく、ミャンマー人とゆっくりと時間をかけて一緒に成長していく発想で気長に構えてコミュニケーションをとる発想が必要である。労働者を取りまとめて指示・指導を行える人材は現状では非常に少ないので、そういった人材を育成していくことで日本人駐在員の負荷を削減していくことも大切な視点であると言える。

■採用について

従業員の採用は、現地人材紹介会社を通じた採用や掲示板等での募集が一般的であるが、近年では Facebook も浸透しているため、Facebook を通じた募集も有効な採用方法となっている。

実際の労働者の採用の判断においては、履歴書に記載されている経歴を評価して採用するよりも、優秀な若者に必要な技能を習得させる方が効果的であると現地では考えられている。例えば、前職で経理を担当していた経歴を重視して採用したとしても、実際の業務ではゼロから教えることが必要なケースが往々にして発生する。このため、採用に際しては、学歴や前職よりも、コミュニケーション能力を重視して面接を実施することが効果的と考えられる。

労働者クラスは基本的に英語を一切話せないが、オフィスワーカークラスの採用においては、英語力を含めたコミュニケーション能力、PC スキルを重視した採用活動が一般的となっている。なお、英語を話すことができない労働者とのコミュニケーションは英語話者であるオフィスワーカーを介した方法が考えられるが、コミュニケーションが不足する場合には、別途ミャンマー語と英語の通訳者の採用も必要になるケースも考えられる。

付録2 よくある質問 (FAQ)

(1) ミャンマーへの進出を考えていますが、まず、どこから情報を入手すれば良いでしょうか？

日本でフィリピン進出の情報収集を行う場合、日本アセアンセンターのウェブサイトや刊行物を通じて情報を入手することが考えられます。日本アセアンセンターは、ASEAN 加盟国政府と日本国政府の協定によって 1981 年に設立された国際機関です。正式名称は「東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター」といい、日本と ASEAN 諸国間の「貿易」「投資」「観光」という 3 分野における経済促進と、「人物交流」の促進を主な目的として、活動しています。ASEAN 諸国から日本への輸出の促進、日本と ASEAN 諸国間の直接投資、観光及び人物交流を促進するため、ASEAN 商品の展示・商談会、各種セミナー・ワークショップの開催、ミッションの派遣・招へい、人材育成、文化紹介イベント、各種資料の発行および情報提供など、多岐にわたる事業を実施しています¹⁰。また、日本貿易振興機構（ジェトロ）に問い合わせを行うことや、相談を行うことで情報を集めることもできます。

■日本アセアンセンター

所在地：〒105-0004 東京都港区新橋 6 丁目 17-19 新御成門ビル 1F

電話： 03-5402-8001

■日本貿易振興機構（ジェトロ）

所在地：〒107-0052 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル

電話： 03-3582-5651（東京）、06-4705-8606（大阪）、052-589-6210（名古屋）

オンライン相談の申込：<https://www.jetro.go.jp/services/advice.html>

(2) ミャンマーの生活環境（教育、医療、娯楽）を教えてください。

まず、教育面では、ヤンゴンに日本人学校が 1 校あります。2018 年 7 月時点で、幼稚部 3 学級、小学部 6 学級、中学部 3 学級が設けられ、171 名の園児・児童・生徒が在籍しています。場所は、ヤンゴンの中心部で、登下校には保護者が送り迎えする他、スクールバスのサービスもあります。近年の経済開発と日本企業の進出の増加に伴い、在籍数も急激に増えたため、新校舎を建設中です。また、ヤンゴン市内にはインターナショナルスクールもあります。ティラワ SEZ 近郊のスターシティーにもインターナショナルスクールが開校予定です。

¹⁰ <http://www.asean.or.jp/ja/ajc/>

《参照ウェブサイト》

ヤンゴン日本人学校：<http://neoyjs.web.fc2.com/>

ヤンゴンインターナショナルスクール：<http://www.yismyanmar.com/>

医療面では、日本人医師が診療する医療機関がヤンゴンにあります。但し、精密検査や定期健診は、医療設備が整っているバンコクやシンガポールの病院に赴く必要があります。

娯楽面では、日本人駐在員の多くがゴルフを楽しんでいるようです。ミャンマーは、イギリスの植民地支配を受けたこともあり、ゴルフの歴史も100年以上と非常に古いです。ゴルフ場はヤンゴンの市街地からも比較的近く、プレーフィーも日本に比べるとかなり安く設定されているため、気軽に楽しんでいる人が多いようです。また、ミャンマーは観光資源にも恵まれているので、週末や連休を利用して訪れてみるのもおすすめです。

(3) ミャンマーの観光名所について教えてください。

観光地名	特徴	行き方
シュエダゴン・パゴダ	ミャンマーのシンボルとも呼ぶべき黄金の仏塔。訪問するなら、暑くない早朝か夜がおすすめ。	ヤンゴン市内
バガン遺跡	カンボジアのアンコールワット、インドネシアのボロブドゥールと並び、世界三大仏教遺跡の一つとされる。11~13世紀に建立された仏塔が三千から四千も点在する光景は圧巻の一言。	ヤンゴンから飛行機で1時間。
インレー湖	シャン高原に位置する避暑地。水上に暮らす人々の生活を見ることができ、近郊には遺跡もある。首長族（パダウン族）にも会える。	ヤンゴンから飛行機で1時間強。
マンダレー王宮	ミャンマー最後の王朝、コンバウン朝の王宮。マンダレー周辺には他にも見応えのある寺院が点在する。	ヤンゴンから飛行機で1時間。
チャイティーヨーパヤー	今にも転がり落ちそうな崖に立つ黄金の岩、通称「ゴールデンロック」。岩の下には釈尊の髪が納められているという。	ヤンゴンから車で4~5時間。

(4) ミャンマー関連のニュースでは、ロヒンギャ難民の問題をよく耳にします。現地での治安状況について知りたいのですが、ミャンマーの安全情報はどこで入手できますか？

全国的な治安・災害・疾病等に関わる安全情報は、基本的に日本国外務省の海外安全ホームページ (https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_018.html#ad-image-0)、または在ミャンマー日本国大使館 (http://www.mm.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html) ホームページで入手可能です。

付録3 日本国内での相談窓口

1. 国内投資相談・連絡先

名称	所在地	電話/FAX
ミャンマー連邦共和国大使館 http://www.myanmar-embassy-tokyo.net/	〒140-0001 東京都品川区北品川 4-8-26	Tel:03-3441-9291, 9294 Fax:03-3447-7394
日本貿易振興機構(ジェトロ) 貿易投資相談センター http://www.jetro.go.jp/services/advice/	〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階	Tel:03-3582-5651(東京) 06-4705-8606(大阪)
国際機関日本アセアンセンター http://www.asean.or.jp	〒105-0004 東京都港区新橋 6-17-19 新御成門ビル1階	Tel:03-5402-8006 Fax:03-5402-8007
一般社団法人日本ミャンマー協会 http://japanmyanmar.or.jp	〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-16-5 クレール平河町 501	Tel:03-3234-3670 Fax:03-3234-3677

付録4 ミャンマー国内の相談窓口

1. 外国投資に関する主要行政機関

名称	所在地	電話/FAX
ミャンマー投資委員会 (MIC) 投資企業管理局 (DICA) https://dica.gov.mm/	No. 1, Thitsar Road, Yankin Township, Yangon Region	Tel:95-1-658-103 Fax:95-1-658-143
ミャンマー商務省 (MOC) http://www.commerce.gov.mm/	Building 3, Nay Pyi Taw, The Republic of the Union of Myanmar	Tel:95-67-408265、 95-67-408485 Fax: 95-67-408004

2. 我が国の在フィリピン政府関係機関

名称	所在地	電話/FAX
在ミャンマー日本大使館 http://www.mm.emb-japan.go.jp	No.100 Natmouk Road, Bahan Township, Yangon, Myanmar	Tel: 95-1-549644~8 Fax: 95-1-549643
日本貿易振興機構 (JETRO) ヤンゴン事務所 http://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/mm_yangon/	# 102-103 Prime Hill Business Square No.60 Shwe Dagon Pagoda Road, Dagon Township, Yangon, Myanmar	Tel: 95-1-371787 Fax: 95-1-382710
独立行政法人国際協力機構 (JICA)ミャンマー事務所 http://www.jica.go.jp/myanmar/office/index.html	#701 Sakura Tower, 339 Bogyoke Aung San Road, Kyauktada Township, Yangon, MYANMAR	Tel:95-1-255473~6 Fax:95-1-255477
国際協力銀行 (JBIC) バンコク駐在員事務所 https://www.jbic.go.jp/ja/about/bangkok.html	14th Floor, Nantawan Bldg., 161 Rajdamri Road, Bangkok, 10330, Thailand	Tel:66-2-252-5050 Fax:66-2-252-5514

3. 日系金融機関

名称	所在地	電話/FAX
三菱 UFJ 銀行 ヤンゴン支店 http://www.bk.mufg.jp/global/globalnetwork/asiaoceania/yangon.html	2nd Floor, Union Financial Centre, Corner of Maharbandoola Road and Thein Phyu Road, Bohtataung Township, Yangon, Republic of the Union of Myanmar	Tel :95-1-861-0371
みずほ銀行 ヤンゴン支店 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/network/asia/index.html	Sedona Business Suites, Level4, No.1 Ka Ba Aye Pagoda Road, Yankin Township, Yangon, Republic of the Union of Myanmar	Tel:95-1-860-5501
みずほ銀行 ヤンゴン支店ティラワ出張所 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/network/asia/index.html	Room No. 204, Administration Building, Corner of Thilawa Development Road and Dagon- Thilawa Road, Thilawa SEZ, Thanlyin Township, Yangon, Republic of the Union of Myanmar	Tel:95-1-230-9046
三井住友銀行 ヤンゴン支店 http://www.smbc.co.jp/asia/myanmar/	Level #5 Strand Square, No.53 Strand Road, Pabedan Township, Yangon, Myanmar	Tel:95-1-230-7380
三井住友銀行 ヤンゴン支店ティラワ出張所 http://www.smbc.co.jp/asia/myanmar/	Room No. 103, Administration Building, Corner of Thilawa Development Road and Dagon - Thilawa Road, Thilawa SEZ, Thanlyin Township, Yangon, Myanmar	Tel:95-1-230-9100

アジアの主な国・地域の概要と主要経済指標

国・地域	インドネシア	タイ	マレーシア	フィリピン	カンボジア	ラオス	ミャンマー	ベトナム	中国	インド
面積 (1,000km ²)	1,911	513	330	300	181	237	677	331	9,600	3,287
首都	ジャカルタ	バンコク	クアラルンプール	マニラ	プノンペン	ビエンチャン	ネーपीドー	ハノイ	北京	ニューデリー
宗教	イスラム教： 87% キリスト教： 10% ヒンズー教： 2% 仏教など： 1%	仏教： 94% イスラム教： 5%	イスラム教： 61% 仏教： 20% キリスト教： 9% ヒンズー教： 6% 儒教・道教： 1%	カトリック： 83% 他キリスト教： 10% イスラム教： 5% ※ミンダナオではイ スラム教徒が人口 の2割以上	仏教 ※一部少数民族はイス ラム教	仏教	仏教： 90% キリスト教 イスラム教等	仏教 カトリック カオダイ教 他	仏教 イスラム教 キリスト教 など	ヒンズー教： 79.8% イスラム教徒： 14.2% キリスト教徒： 2.3% シク教徒： 1.7% 仏教徒： 0.7% ジャイナ教徒： 0.4%
政体	大統領制、共和制	立憲君主制	立憲君主制 (議会制民主主義)	立憲共和制	立憲君主制	人民民主共和制	大統領制、共和制	社会主義共和国	人民民主共和制	共和制
元首	ジョコ・ウィドド 大統領	ラーマ 10 世王	ムハマド 5 世 第 15 代国王	ロドリゴ・ドゥテルテ 大統領	ノロドム・シハモニ国王	ブンヤン・ヴォーラチ ット国家主席	ティン・チョウ大統領	チャン・ダイ・クアン 国家主席	習近平国家主席	ラーム・ナート・コヴィ ンド大統領
議会	国会： 560 名 国民協議会： 692 名	国家立法議会： 220 名	上院： 70 議席 下院： 222 議席	上院： 24 議席 下院： 297 議席	上院： 61 議席 下院： 123 議席	国民議会： 149 名	上院： 224 議席 下院： 440 議席	一院制： 500 名	全国人民代表大会	上院： 250 議席 下院： 545 議席
主要産業	輸送機器、食品加工、 農業（パーム油、ゴム、 米など）、商業・ホテル・ 飲食業、鉱業（LNG、 石炭、錫等）、建設	農業、輸送機器、化学、 食品加工、商業	電気機器、農林業（天然 ゴム、パーム油、木材）、 鉱業（錫、原油、LNG）	農林水産業、ビジネス・ プロセス・アウトソーシング (BPO) 産業（コールセンター事 業等）	農業、縫製業、観光業	農業、縫製業、公益業（水 力発電）	農業	農林水産業、鉱業、縫製 業、通信機器製造	繊維、食品、化学原料、 機械、非金属鉱物	農業、医薬品、輸送機器、 鉱業、IT 産業
輸出額 (億ドル)	1,445	2,118	1,894	563	100	30	116	1,767	21,059	2,603
輸入額 (億ドル)	1,357	1,941	1,684	859	126	47	157	1,738	15,894	3,567
貿易収支 (億ドル)	88	178	210	▲296	▲26	▲17	▲40	28	5,165	▲964
主要輸出品目	植物性油脂 石炭・コークス・練炭 衣類等	自動車・バイク 電気機器 事務用機器	電気機器 石油・同製品 事務用機器	電気機器 事務用機器 木製品（除家具）	衣類・同附属品 履物 果実・野菜	衣類・同附属品 金 コーヒー・茶・香辛料類	天然ガス・製造ガス 非金属鉱物製品 木材・コルク	通信・音響機器 衣類・同附属品 履物	電気機器 通信・音響機器 事務用機器	非金属鉱物製品 石油・同製品 衣類・同附属品
主要輸入品目	石油・同製品 電気機器 産業機械・部品	電気機器 石油・同製品 産業機械・部品	電気機器 石油・同製品 業機械・部品	電気機器 自動車・バイク 石油・同製品	織物用糸・繊維製品 自動車・バイク 石油製品、	自動車・バイク 織物用糸・繊維製品 専門機械	石油・同製品 織物用糸・繊維製品 鉄鋼	電気機器 通信・音響機器 織物用糸・繊維製品	電気機器 石油・銅製品 専門・科学機器	石油・同製品 非金属鉱物製品 通信・音響機器
主要輸出先国	中国、米国、日本、 シンガポール、インド	米国、中国、日本、香港、 豪国、マレーシア	シンガポール、中国、 米国、日本、タイ	日本、米国、香港、 中国、シンガポール	米国、ドイツ、英国、 日本、シンガポール	タイ、中国、ベトナム、 インド、日本	中国、タイ、香港、 インド、日本、韓国	米国、中国、日本、韓国、 香港、UAE	米国、日本、韓国、 ドイツ、ベトナム	米国、UAE、香港、中国、 英国、シンガポール、
主要輸入先国	中国、シンガポール、 日本、タイ、マレーシ ア	中国、日本、米国、マレ ーシア、韓国	中国、シンガポール、 日本、米国、タイ、台湾	中国、日本、米国、 タイ、韓国	中国、タイ、ベトナム、 香港、台湾、シンガポー ル、韓国	タイ、中国、ベトナム、 韓国、日本	シンガポール、中国、 タイ、インドネシア、 韓国、日本	中国、韓国、日本、 米国、台湾、タイ	韓国、日本、台湾、 米国、ドイツ、豪国	中国、米国、UAE、 サウジアラビア、スイス
対日輸出額 (億ドル)	161	203	153	117	7	4	3	145	1,276	38
対日輸入額 (億ドル)	122	311	137	102	3	11	8	148	1,585	92
対日輸出品目	金属鉱・くず 天然ガス 石炭・コークス等	電気機器 産業機械・部品 自動車・バイク	天然ガス・製造ガス 電気機器 通信・音響機器	電気機器 木製品・コルク製品 (除家具)	衣類・同附属品 履物 バッグ、旅行用品	衣類・同附属品 コーヒー・茶・香辛料類 履物	魚介類・同調製品 衣類・同附属品 履物	衣類・同附属品 電気機器 魚介類・同調製品	衣類・同附属品 電気機器 通信・音響機器	石油・同製品 魚介類・同調製品 有機化合物
対日輸入品目	自動車・バイク 鉄鋼 産業機械・部品	電気機器 鉄鋼 自動車・バイク	電気機器 自動車・バイク 鉄鋼	電気機器 自動車・バイク 事務用機器等	自動車・バイク 専門機械 織物用糸・繊維製品	自動車・バイク 専門機械 織物用糸・繊維製品	専門機械 自動車・バイク 織物用糸・繊維製品	電気機器 鉄鋼 専門機械	電気機器 自動車・バイク 専門・科学機器	鉄鋼 専門機械 産業機械・部品
日本からの 直接投資 (億円)	実行： 5,757 回収： 1,944 ネット： 3,813	実行： 6,956 回収： 1,654 ネット： 5,302	実行： 3,123 回収： 2,060 ネット： 1,063	実行： 1,819 回収： 691 ネット： 1,127	実行： - (データ無) 回収： - (同上) ネット： - (同上)	実行： - (データ無) 回収： - (同上) ネット： - (同上)	実行： - (データ無) 回収： - (同上) ネット： - (同上)	実行： 3,232 回収： 990 ネット： 2,242	実行： 14,548 回収： 3,692 ネット： 10,856	実行： 2,914 回収： 1,741 ネット： 1,173
*在留邦人数 (内、民間企 業関係者)	19,717 (14,064)	72,754 (54,230)	24,411 (16,560)	16,570 (6,005)	3,518 (1,427)	863 (269)	2,608 (1,722)	17,266 (13,357)	124,162 (98,615)	9,197 (7,202)

※輸出入額、貿易収支、主要輸出品目、主要輸出入先国、対日輸出入額、対日輸出品目は 2016 年時点、ラオスの主要輸出入先国は 2015 年時点、その他の項目は 2017 年時点のものを掲載

出所：外務省 各国情勢地域別インデックス <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asia.html>、外務省「海外在留邦人数調査統計」、財務省 対外直接投資（地域別） https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/balance_of_payments/bpfdi.htm、

UNCTAD STAT http://unctadstat.unctad.org/wds/ReportFolders/reportFolders.aspx?sCS_ChosenLang=en

アジアの主な国・地域の投資環境比較

国・地域	インドネシア	タイ	マレーシア	フィリピン	カンボジア	ラオス	ミャンマー	ベトナム	中国	インド
人口 (100万人)	262	69	32	105	16	7	53	94	1,390	1,317
名目GDP (億ドル)	10,154	4,554	3,145	3,134	223	170	665	2,204	120,146	26,110
1人あたり名目GDP (ドル)	3,876	6,591	9,813	2,976	1,390	2,542	1,264	2,354	8,643	1,983
実質GDP成長率 (%)	5.1	3.9	5.9	6.7	6.9	6.8	6.7	6.8	6.9	6.7
消費者物価 (%)	3.8	0.7	3.8	3.2	2.9	0.8	5.1	3.5	1.6	3.6
失業率(%) ※ILO推計値	4.3	1.1	3.4	2.8	0.2	0.7	0.8	2.1	4.7	3.5
外貨建長期債務格付(S&P)	BBB-	BBB+	A-	BBB	-	-	-	BB-	A+	BBB-
" (Moody's)	Baa2	Baa1	A3	Baa2	B2	-	-	B1	A1	Baa2
" (Fitch)	BBB	BBB+	A-	BBB	-	-	-	BB	A+	BBB-
法人所得税 <表面税率> (%)	25	20	24	30	20	24	25	20	25	30
個人所得税 <最高税率> (%)	30	35	28	35	20	24	25	35	45	30
付加価値税 <標準税率> (%)	10	7	6	12	10	10	5	10	17	28
賃金水準/月 (ドル)	【ジャカルタ】 ワーカー： 324 エンジニア： 494 中間管理職： 1,058 最低賃金： 272	【バンコク】 ワーカー： 378 エンジニア： 699 中間管理職： 1,538 最低賃金(日額)： 9.33~9.64	【クアラルンプール】 ワーカー： 356 エンジニア： 784 中間管理職： 1,540 最低賃金： 223 (半島マレーシア)	【マニラ】 ワーカー： 237 エンジニア： 387 中間管理職： 1,096 最低賃金(日額)： 9.43~10.17	【プノンペン】 ワーカー： 170 エンジニア： 351 中間管理職： 829 最低賃金： 170	【ビエンチャン】 ワーカー： 121 エンジニア： 374 中間管理職： 825 最低賃金： 109	【ヤンゴン】 ワーカー： 135 エンジニア： 279 中間管理職： 772 最低賃金(日額)： 2.66	【ハノイ】 ワーカー： 204 エンジニア： 420 中間管理職： 927 最低賃金： 178	【上海】 ワーカー： 560 エンジニア： 996 中間管理職： 2,205 最低賃金： 355	【ニューデリー】 ワーカー： 423 エンジニア： 706 中間管理職： 1,712 最低賃金： 211 (非熟練工)

※外貨建長期債務格付は2018年5月時点、賃金水準は2018年1月時点、その他の項目は2017年時点のものを掲載

出所：IMF「World Economic Outlook Database, April 2018」<https://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2018/01/weodata/weoselgr.aspx>、S&P・Moody's・Fitch各ホームページ、ILO LABORSTA <http://laborsta.ilo.org/default.html>、日本貿易振興機構「投資コスト比較」<https://www.jetro.go.jp/world/search/cost.html>

海外投資環境資料のご案内

株式会社国際協力銀行では、海外の投資環境を調査し、その結果を業務参考資料として企業の皆様にご提供しています。

現在下記の資料を刊行しており、冊子形式でご提供するとともに、株式会社国際協力銀行のウェブサイト <https://www.jbic.go.jp/ja/information/investment.html> でも公開しています。資料をご希望の方は、以下の資料請求先にお申し込み下さい。



(参考)

- 第1章 概観
- 第2章 政治、外交、軍事
- 第3章 経済概況
- 第4章 直接投資受入動向
- 第5章 対日経済関係
- 第6章 外資導入政策と管轄官庁
- 第7章 主要関連法規
- 第8章 投資形態
- 第9章 主要投資インセンティブ
- 第10章 外資規制業種
- 第11章 許認可・登記・撤退手続き
- 第12章 税制
- 第13章 用地取得
- 第14章 知的財産権
- 第15章 環境規制
- :

NEW	フィリピンの投資環境	(2018.8月)
NEW	ミャンマーの投資環境	(2018.8月)
NEW	メキシコの投資環境	(2018.8月)
NEW	中国の投資環境	(2018.8月)
	インドの投資環境	(2017.8月)
	インドネシアの投資環境	(2017.8月)
	タイの投資環境	(2017.8月)
	ベトナムの投資環境	(2017.8月)
	トルコの投資環境	(2014.10月)
	ラオスの投資環境	(2014.7月)
	マレーシアの投資環境	(2014.2月)
	カンボジアの投資環境	(2013.4月)

資料請求先：株式会社国際協力銀行 産業ファイナンス部門
中堅・中小企業ファイナンス室 総務企画ユニット（中堅・中小担当）
TEL:03-5218-3579（代表）

JBIC ホームページでは より充実した情報をご覧いただけます。

<https://www.jbic.go.jp/>
最新の情報はこちらからご覧下さい。



株式会社国際協力銀行
JBIC JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION

日本の力を、世界のために。
Supporting Your Global Challenges

サイトマップ | アクセス

English | Other Languages



[主な掲載情報]

- プレスリリース
- 各種お知らせ
- セミナーのご案内
- 海外投資環境情報
- 各種寄稿・レポート
- 環境への取り組み
- 各種パンフレット
- 年次報告書
- 投資家向け情報・・・

株式会社国際協力銀行（本店）

〒100-8144 東京都千代田区大手町丁目4番1号
TEL: 03-5218-3100
FAX: 03-5218-3955
東京メトロ東西線竹橋駅下車出口3b
東京メトロ大手町駅より徒歩5分

株式会社国際協力銀行（西日本オフィス）

〒530-0057 大阪府大阪市北区曽根崎2丁目3番5号
梅新第一生命ビルディング10階
TEL: 06-6311-2520
FAX: 06-6311-2529
JR大阪駅より徒歩6分、阪神・阪急梅田駅より徒歩5分
地下鉄谷町線東梅田駅、JR東西線北新地駅より徒歩3分



ミャンマーの投資環境

発行日 2013年11月 初版
2018年8月 第2版

発 行 株式会社国際協力銀行
産業ファイナンス部門
中堅・中小企業ファイナンス室
〒100-8144 東京都千代田区大手町一丁目4番地1号
TEL: 03-5218-3579
FAX: 03-5218-9598

本資料はミャンマーに関する概略的情報を株式会社国際協力銀行が有限責任あずさ監査法人との協力の下作成し、皆様に無償ベースで提供するものであり、株式会社国際協力銀行及び有限責任あずさ監査法人は情報利用者に対する如何なる法的責任を有するものではありませんことをご了承ください。